部内限

第三者行為災害事務取扱手引

平成８年１０月

労働省労働基準局

㊨

基発第６４３号
平成８年１０月２８日

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

第三者行為災害事務取扱手引の改正について

第三者行為災害に係る事務処理については、平成２年３月31日付け基発第185号通達（以下「185号通達」という。）をもって指示したところであるが、その後の法令及び関係通達の改正を踏まえ、今般、標記事務取扱手引を別添のとおり改正したので、これによる的確な事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、上記185号通達は、本通達をもって廃止する。

凡　例

○　本手引は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたもの（以下「第三者行為災害」という。）について保険給付を行う場合の事務処理基準を示すものである。

○　第三者行為災害は、その大部分が自動車事故によると思料されるので、この手引は主としてこれに関する事務処理を中心として作成しているが、自動車事故以外のものについても同様に処理するものである。

○　法令の表示や用語の引用については、おおむね次の略語を用いた。

第一当事者＝被災労働者

第一当事者等＝第一当事者又はその遺族

第二当事者＝加害者

第二当事者等＝第二当事者及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者

第三者＝保険関係外にいる者（政府、事業主及び受給権者以外の者）

労災保険法＝労働者災害補償保険法

自賠法＝自動車損害賠償保障法

徴収法＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律

債権管理法＝国の債権の管理等に関する法律

保険会社等＝損害保険会社及び都道府県共済農業協同組合連合会

自賠責保険＝自動車損害賠償責任保険

自賠責共済＝自動車損害賠償責任共済

自賠責保険等＝自賠責保険及び自賠責共済

自動車保険等＝自動車保険及び自動車共済

署＝労働基準監督署

署長＝労働基準監督署長

局＝都道府県労働基準局

局長＝都道府県労働基準局長

労働省＝労働省の担当部局の長

防衛庁＝防衛庁の部隊又は機関の長

督促状＝様式第７号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について」

通知書＝様式第２号（２）「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書」

決議書＝様式第２号（３）「債権確認調査決定（変更）決議書」

請求書＝様式第２号（４）「第三者行為災害による損害賠償の請求について」

受給者＝保険給付を受けた者

受給権者＝保険給付を受けるべき者

被害者請求権等＝被害者請求権及び請求権者の直接請求権

経過簿＝様式第11号「第三者行為災害処理経過簿」

競合記録簿＝事業主責任災害及び第三者行為災害競合の場合の支給調整事務処理記録簿

下回り示談＝第一当事者等が保険会社等に対して本来請求できる金額を下回って成立した示談

全部示談＝労災保険給付を含む全損害のてん補を目的とする示談

任意一括払い＝自動車保険等を引き受けている保険会社等が自賠責保険等を含めて一括扱いする取扱い

損害賠償受領日＝第一当事者等が保険会社等又は第二当事者等より損害賠償金を受領した日

第三者行為災害事務取扱手引目次

第１章　第三者行為災害における支給調整事務の概要 …… 1

第２章　第三者行為災害の事務処理 …… 11

第１節　署が行う事務処理 …… 15

第２節　局が行う事務処理 …… 33

第３節　支給調整に伴う事務処理 …… 53

第４節　控除 …… 61

第５節　求償 …… 79

第６節　特殊な場合の調整 …… 109

第３章　様　式 …… 115

参考　1　損害賠償責任が発生する主な根拠及び留意点 …… 163

2　第三者行為災害関係法令 …… 177

3　判例 …… 223

4　第三者行為災害関係資料 …… 269

第１章　第三者行為災害における支給調整事務の概要

1　第三者行為災害における支給調整の趣旨…… 1

2　第三者行為災害の成立要件…… 4

(1)「保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること」… 4

(2)「第三者が受給者に対し損害賠償責任を負っていること」…… 5

3　第三者行為災害と自動車損害賠償保障制度…… 5

4　損害賠償義務及び保険金支払義務等を負う者の相互関係…… 6

5　損害賠償と示談…… 6

6　示談が成立した場合の取扱い…… 8

7　事業主責任災害との差異…… 9

8　労災保険給付と第三者より支払われる民事損害賠償との支給調整の概要…… 9

第１章　第三者行為災害における支給調整事務の概要

1　第三者行為災害における支給調整の趣旨

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付等を行うことを目的としているが、その保険給付の原因となった業務災害又は通勤災害が保険関係外にいる者（以下「第三者」という。）、すなわち保険者である政府、保険加入者である事業主及び保険給付を受けるべき者（以下「受給権者」という。）である被災労働者（以下「第一当事者」という。）又はその遺族以外の者の加害行為等によって発生する場合があり、保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって発生した場合を、労災保険においては特に「第三者行為災害」と称している。

この第三者行為災害には、当該災害が第三者の直接の行為によって発生したもののみならず、当該災害について直接の行為者ではない第三者が損害賠償責任を負う場合をも含むものである。第一当事者又はその遺族（以下「第一当事者等」という。）に対して損害賠償責任を負う者としては、加害行為に起因して不法行為責任を負った加害者（以下「第二当事者」という。）だけではなく、民法第715条に基づき使用者責任を負う使用者や自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第３条に基づき運行供用者責任を負う運行供用者等が考えられる。

第三者行為災害は、一般に災害の発生について、「第三者」の行為が介在するため、第一当事者等は、労災保険に対する保険給付請求権を取得すると同時に、第三者に対しても不法行為又は債務不履行等による損害賠償請求権を取得することとなるが、同一の事由について重複して損失がてん補されることとなれば、第一当事者等は実際の損害額よりも多くの支払を受けることとなり不合理な結果を招くことになる。

また、第一当事者等にてん補されるべき損失は、最終的には政府によってではなく、災害の原因となった加害行為等に基づき損害賠償責任を負った第三者が負担すべきものであると考えられる。

このため、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）では、第12条の４において保険給付と民事損害賠償との調整について定め、第三者行為災害について、先に政府が保険給付をしたときは政府は保険給付を受けた者（以下「受給者」という。）が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の限度で取得するものとし、受給権者が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができることとしている。

（参考）

○労災保険法第12条の４（第三者の行為による事故）

①　政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができる。

労災保険法第12条の4第1項は、いわゆる「求償」について定めた規定である。求償とは、基本的には第一当事者等が第二当事者及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者（以下「第二当事者等」という。）に対して有する損害賠償請求権を政府が保険給付と引換えに取得し、政府が取得した損害賠償請求権を直接第二当事者等に対して行使することであるが、それだけではなく第一当事者等が自賠法第16条第1項の規定により損害保険会社及び都道府県共済農業協同組合連合会（以下「保険会社等」という。）に対して行使することができる被害者請求権及び自動車保険（対人賠償保険）の保険約款に基づき保険会社等に対して行使することができる請求権者の直接請求権（以下「被害者請求権等」という。）を政府が保険給付と引換えに取得し、政府が取得した被害者請求権等に基づいて保険会社等に対して保険金の支払を請求することも含まれるものである。

すなわち、同項に規定されている「保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権」とは、第一当事者等が補償の原因となった災害について法律上の賠償責任を負うものに対して有する損失てん補の請求権を意味するにとどまらず、保険会社等に対して有する請求権であっても、それが第一当事者等の損害のてん補を内容とするものであり、かつ、その行使により補償の原因となった災害につき法律上の損害賠償責任を負う者の第一当事者等に対する損害てん補の義務が免除される結果をもたらすことになるものであればそうした請求権をも含むと解することができるのである。

なお、同項の規定による請求権の取得は政策的見地から特に法律が認めた効果であり、法定要件の具備とともに当事者の意思表示を待たずして当然に効力が発生し、第二当事者等に対抗するために格別の要件を必要としていない。

したがって、労災保険法第12条の4第1項に基づく求償権の取得は、債務者の承認を要件とせず対抗要件も不要であるという点で民法第422条の「損害賠償者の代位」や民法第500条の「法定代位」と同一であり、債務者の承認が要件で対抗要件についても債権譲渡の対抗要件の規定が準用されている民法第499条の「任意代位」とは異なっている。

更に保険給付の価額の限度で求償権を行使するという点で、債務の一部を弁済した場合でもその「価額に応じて」権利を行使できることになっている「任意代位」及び「法定代位」に類似し、債権者が債権の目的たる物又は権利の価額の全部を受けたときに代位の効果が発生するとされている「損害賠償者の代位」と異なるが、「任意代位」や「法定代位」については一部弁済の場合には民法第502条に基づき「債権者と共にその権利を行使する」とされているので、単独で権利を行使できる労災保険法上の求償権は民法上の代位と比べてより強力な権利といえることになる。ただし、民法上の代位はいずれも債務者に対して債務の弁済をした効果として生じるものであるが、労災保険法第12条の4第1項は、労災保険を管掌する政府の管理権に基づいて法律上認められたものであり、政府が第二当事者等の債務を弁済しているわけではないことはいうまでもない。

また、労働基準法に基づく使用者の災害補償責任については、労災保険法第12条の４第１項のような調整規定は存しないところであるが、第一当事者等が被った損失の二重てん補を認める合理的理由も見いだし難いところから、労災保険上の取扱いと同様に取り扱うのが適当であると解されており、内閣法制局の意見も、損害の発生について故意又は過失のある第三者がその負担を免れ、そのような主観的要件を備えない使用者に負担を帰属させることは条理上容認できない（昭和32年２月19日法制局１発第７号）とし、判例も、使用者が第三者の損害賠償に先立って災害補償責任を尽くした場合は「民法第422条を類推」して第一当事者が第三者に対して有する損害賠償請求権を使用者に代位取得させるべきである（最高裁第３小法廷判決　昭和36年１月24日　日海荷受事件）としている。

（参考）

民法　第422条［損害賠償者の代位］債権者カ損害賠償トシテ其債権ノ目的タル物又ハ価額ノ全部ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其物又ハ権利ニ付キ当然債権者ニ代位ス

第499条［任意代位］①　債務者ノ為メニ弁済ヲ為シタル者ハ其弁済ト同時ニ債権者ノ承諾ヲ得テ之ニ代位スルコトヲ得

②　第四百六十七条［指名債権譲渡の対抗要件］ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第500条［弁済者の法定代位］弁済ヲ為スニ付キ正当ノ利益ヲ有スル者ハ弁済ニ因リテ当然債権者ニ代位ス

第502条［一部弁済による代位］①　債権ノ一部ニ付キ代位弁済アリタルトキハ代位者ハ其弁済シタル価額ニ応シテ債権者ト共ニ其権利ヲ行フ

②　前項ノ場合ニ於テ債務ノ不履行ニ因ル契約ノ解除ハ債権者ノミ之ヲ請求スルコトヲ得但代位者ニ其弁済シタル価額及ヒ其利息ヲ償還スルコトヲ要ス

第715条［使用者の責任］①　或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ存ラス

②　使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

③　前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ケス

自動車損害賠償保障法

第３条［自動車損害賠償責任］自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第16条［保険会社に対する損害賠償額の請求］①　第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に

対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

② 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免かれる。

③ 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によって損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基き被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

④ 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によって損害が生じた場合において、第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払った金額について、政府に対して補償を求めることができる。

2 第三者行為災害の成立要件

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立するためには、

(1) 「保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること」

(2) 「第三者が受給者に対し損害賠償責任を負っていること」

の2要件を必要とする。

(1) 「保険給付の原因となった災害が第三者の行為によって生じたものであること」

イ 「保険給付の原因となった災害」とは、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡の原因となった災害をいう。

ロ この場合の「第三者」とは、当該災害に係る保険関係の当事者（政府、事業主及び第一当事者等）以外の者であって当該災害について損害賠償責任を有する者を意味する。

ハ 第三者行為災害には、人の加害行為によって災害が発生した場合のみならず、土地の工作物等の設置又は保存に瑕疵があり、民法第717条の規定に基づきその占有者又は所有者が損害賠償責任を負う場合、及び動物の加害によって災害が発生した場合でその占有者等が民法第718条の規定に基づき損害賠償責任を負う場合等も含まれる。

（参考）

民法 第717条［土地の工作物等の占有者及び所有者の責任］① 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

② 前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

③　前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ対シテ求償権ヲ行使スルコトヲ得

第718条［動物占有者の責任］①　動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但動物ノ種類及ヒ性質ニ従ヒ相当ノ注意ヲ以テ其保管ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス

②　占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

(2)「第三者が受給者に対し損害賠償責任を負っていること」

民法又はそれ以外の法令の規定に基づき、第三者が受給者に対し損害賠償責任を負っていることが必要である。

なお、第三者が損害賠償責任を負う主な根拠条文や留意点等については、参考資料１「損害賠償責任が発生する主な根拠及び留意点」を参照すること。

3　第三者行為災害と自動車損害賠償保障制度

第三者行為災害はその大部分が交通事故であり、その場合には労災保険による給付は自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）や自動車保険等の自動車損害賠償保障制度による支払と競合することになる。自動車損害賠償保障制度には、自賠責保険、自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責共済」という。）、自動車保険、自動車共済、政府の自動車損害賠償保障事業があるが、自賠責保険契約又は自賠責共済契約を締結していない自動車や、ひき逃げにより加害者不明の状態で損害を受けた被害者が加害者より損害賠償を受けられない事態が生じることを防止するための救済措置として設けられている政府の自動車損害賠償保障制度を除いては、補償の原因となった災害につき法律上の責任を負う者の被災者に対する損失てん補の義務が免除される結果をもたらすものであるため、その災害により発生した損害については、最終的には労災保険ではなく、当該自動車損害賠償保障制度により支払が行われる部分についてはそれら保障制度による支払により損害のてん補が行われるべきものである。

すなわち、そうした観点でみた場合には、補償の原因となった災害について法律上の損害賠償責任を負わない自賠責保険や自動車保険又は自賠責共済や自動車共済を取り扱う保険会社等は、不法行為責任を負う加害者等と同じ立場に立つこととなり、政府は保険会社等が支払うことになる保険金についても、加害者等が支払うことになる損害賠償金と全く同様に求償等の支給調整を行うことが可能になる。

なお、政府の行う自動車損害賠償保障事業は、被災者がどこからも損害賠償を受けられない場合の救済措置であるので、労災保険の給付を受けられる場合には自動車損害賠償保障事業からの支払は行われないことになり、したがって労災保険との支給調整は行われないものである。

4　損害賠償義務及び保険金支払義務等を負う者の相互関係

第三者行為災害において補償の原因となった災害につき損害賠償義務を負うものとしては、不法行為責任を負う第二当事者、使用者責任を負う使用者、運行供用者責任を負う運行供用者等があり、保険金支払義務等を負うものとしては、自賠責保険及び自動車保険を取り扱う保険会社、自賠責共済及び自動車共済を取り扱う都道府県共済連等がある。

いずれも第一当事者等又は第一当事者等の請求権を取得した政府に対しては、独立した債務者としての地位に立つことになり、それぞれ不真正連帯債務関係が成立することとなる。そのため、政府の求償権の行使は、第一当事者等と保険会社等に対して同時に行うことが可能である。

不真正連帯債務であれば、債務者各自が別個独立の全部的な債務を負い、連帯債務におけるように、一方の債務について生じた事由が他方の債務に影響を及ぼすという絶対的効力の規定（民法第434条～第439条）の適用がない。この絶対的効力の規定は、請求による時効の中断を除いて、いずれも債務の消滅に関するものであり、債権者の権利を弱める結果になっているため、不真正連帯債務の方が債権者は有利な立場に立つことになる。

（参考）

民法　第434条［**請求の絶対効**］連帯債務者ノ一人ニ対スル履行ノ請求ハ他ノ債務者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

第435条［**更改の絶対効**］連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ更改アリタルトキハ債権ハ総債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス

第436条［**相殺の絶対効、他人の相殺権援用**］①　連帯債務者ノ一人カ債権者ニ対シテ債権ヲ有スル場合ニ於テ其債務者カ相殺ヲ援用シタルトキハ債権ハ総債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス

②　右ノ債権ヲ有スル債務者カ相殺ヲ援用セサル間ハ其債務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ニ於テ相殺ヲ援用スルコトヲ得

第437条［**免除の絶対効**］連帯債務者ノ一人ニ対シテ為シタル債務ノ免除ハ其債務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ノ利益ノ為メニモ其効力ヲ生ス

第438条［**混同の絶対効**］連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ混同アリタルトキハ其債務者ハ弁済ヲ為シタルモノト看做ス

第439条［**時効の絶対効**］連帯債務者ノ一人ノ為メニ時効カ完成シタルトキハ其債務者ノ負担部分ニ付テハ他ノ債務者モ亦其義務ヲ免ル

5　損害賠償と示談

第二当事者等の不法行為等によって損害を受けた第一当事者は、当該第二当事者等に対して損害

賠償請求を行うことができるが、この損害賠償請求権は売買によって生ずる代金支払請求権等と同じ通常の私法上の債権であるので、第一当事者等が当該第二当事者等に対して有する損害賠償請求権の全部又は一部を免除することは自由であり、その災害につき労災保険が給付されることになるからといってその性質を異にするものではない（私的自治の原則）。

このように当事者同士が損害賠償額について、その合意に基づき早期に解決するため話し合いによって互いに譲歩し、納得しあえる額で折り合うために行う裁判外の和解を示談という。したがって、示談については次のような効力が生じるものである。

① 当事者間で示談が有効に成立した後、示談の内容に反する事象が現れても、原則としてその示談の効力は失われない。

② 示談がその内容どおり履行されない場合は、債権者は債務不履行を理由に民法第540条、第541条、第543条に基づき、その示談を破棄することができる。

③ 示談当時予想できなかった損害を生じたときは、債権者はその損害に対する損害賠償をあらためて請求することができる。

④ 次のような意思を欠いたり、意思表示に瑕疵があった場合の示談は無効とすること又は取り消すことができる。

a 錯誤又は心裡留保による意思表示に基づく場合

b 詐欺又は強迫による意思表示に基づく場合

また、示談においては、当事者が一定範囲の損害賠償義務の存在を合意により積極的に確定するとともに、第一当事者等はその余の一切の請求権を放棄する旨のいわゆる権利放棄条項が設けられるのが通例である。この権利放棄条項は示談における必須の要素となっているものであるが、第一当事者等が自ら第二当事者等の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除し、その限度において第一当事者等が損害賠償請求権を喪失した場合には、政府はその限度において労災保険を給付する義務を免れることになるところから、当該示談が真正に成立し、かつ、当該示談の内容が第一当事者等の第二当事者等に対して有する損害賠償請求権（労災保険給付と同一の事由に基づくものに限る。）の全部のてん補を目的としている場合には、示談成立以後労災保険給付は行わないことになる。

（参考）

民法　第93条［心裡留保］意思表示ハ表意者カ其真意ニ非サルコトヲ知リテ之ヲ為シタル為メ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ但相手方カ表意者ノ真意ヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス

第95条［錯誤］意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

第96条［詐欺と強迫による意思表示］①詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得

② 或人ニ対スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事実ヲ知リタルトキニ限リ其意思表示ヲ取消スコトヲ得

③ 詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善悪ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第540条 ［解除権の行使の方法］①契約又ハ法律ノ規定ニ依リ当事者ノ一方カ解除権ヲ有スルトキハ其解除ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス

② 前項ノ意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第541条［履行遅滞による解除権］当事者ノ一方カ其債務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ相当ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナキトキハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

第543条［履行不能による解除権］履行ノ全部又ハ一部カ債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ不能ト為リタルトキハ債権者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

6 示談が成立した場合の取扱い

(1) 真正な全部示談が行われた場合の取扱い

第一当事者等が第二当事者等の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除した場合、すなわち第一当事者等が示談成立に伴い受領した保険金や損害賠償金以外の損害賠償請求権を放棄した場合には、その限度において政府は労災保険を給付する義務を免れることになる。

そのため、示談の内容等により第一当事者等と第二当事者等の間で真正な労災保険給付を含む全損害のてん補を目的とする示談（以下「全部示談」という。）が行われたと判断された場合には、それ以後労災保険給付を行わないこととしている。

労災保険給付を行わない場合の要件は次の２点である。

イ 当該示談が真正に成立していること

なお、次のような場合には真正に成立した示談とは認められないこと。

(イ) 当該示談の成立が錯誤、心裡留保（その真意を知り、又は知り得べかりし場合に限る。）に基づく場合

(ロ) 当該示談の成立が詐欺又は強迫に基づく場合

ロ 当該示談の内容が、第一当事者等の第二当事者等に対して有する損害賠償請求権（労災保険給付と同一の事由に基づくものに限る。）の全部のてん補を目的としていること

なお、次のような場合には、損害の全部のてん補を目的としているものとは認められないものとして取り扱うことになる。

(イ) 損害の一部について労災保険給付を受けることを前提として示談している場合

(ロ) 示談書の文面上、全損害のてん補を目的とすることが明確になっていない場合

(ハ) 示談書の文面上、全損害のてん補を目的とする旨の記述がある場合であっても、示談の内容及び当事者の供述等から判断し、全損害のてん補を目的としているとは認められなかった

場合

また、示談が真正な全部示談と認められるかどうかの判断を行うに当たっては、示談書の存在及び示談書の記載内容のみにとらわれることなく、当事者の真意の把握に努める必要がある。

7　事業主責任災害との差異

同一災害について、民事損害賠償と労災保険給付とが行われるケースとしては、第三者行為災害と事業主責任災害とがある。

第三者行為災害とは、前述のとおり労災保険給付の原因となった災害が労災保険関係の局外者である第三者の行為によって生じたものであって、当該第三者が第一当事者等に対して民事上の損害賠償の責めを負う場合をいうが、これに対し事業主責任災害とは、保険給付の原因となった災害が労災保険料を負担している事業主の行為によって又は事業主の責任の下に生じたものであって当該事業主が第一当事者に対して民事上の損害賠償の責めを負う場合をいうものである。

両者を比較すると、第三者行為災害は災害に係る賠償責任を保険関係の局外者である第三者が負い、一方、事業者責任災害は保険料負担者である事業主がこれを負うために、前者については、保険料と損害賠償の重複負担という問題について考慮する必要は生じないが、後者についてはこれを考慮する必要がある点に差異が認められる。

8　労災保険給付と第三者より支払われる民事損害賠償との支給調整の概要

労災保険給付と第三者より支払われる民事損害賠償との支給調整の対象となるのは、労災保険の給付事由と同一の事由に基づく損害賠償に限られる。したがって、労災保険が業務災害又は通勤災害による稼得能力の損失をてん補することを目的としており、精神的損害及び物的損害については、てん補の対象としていないため、受給者が第三者から見舞金、香典等精神的苦痛に対する損害賠償や贈与と認められる金品を得たとしてもこれらは原則として支給調整の対象とはならない。

通常支給調整の対象となる損害には次のようなものがある。

① 治療費

② 休業による逸失利益

③ 身体障害による逸失利益

④ 介護費

⑤ 第一当事者の死亡により遺族が喪失した被扶養利益

⑥ 葬儀費

なお、労働福祉事業として支給される特別支給金は保険給付ではないので支給調整の対象とはならない。

第三者行為災害に係る事務処理の流れの概略

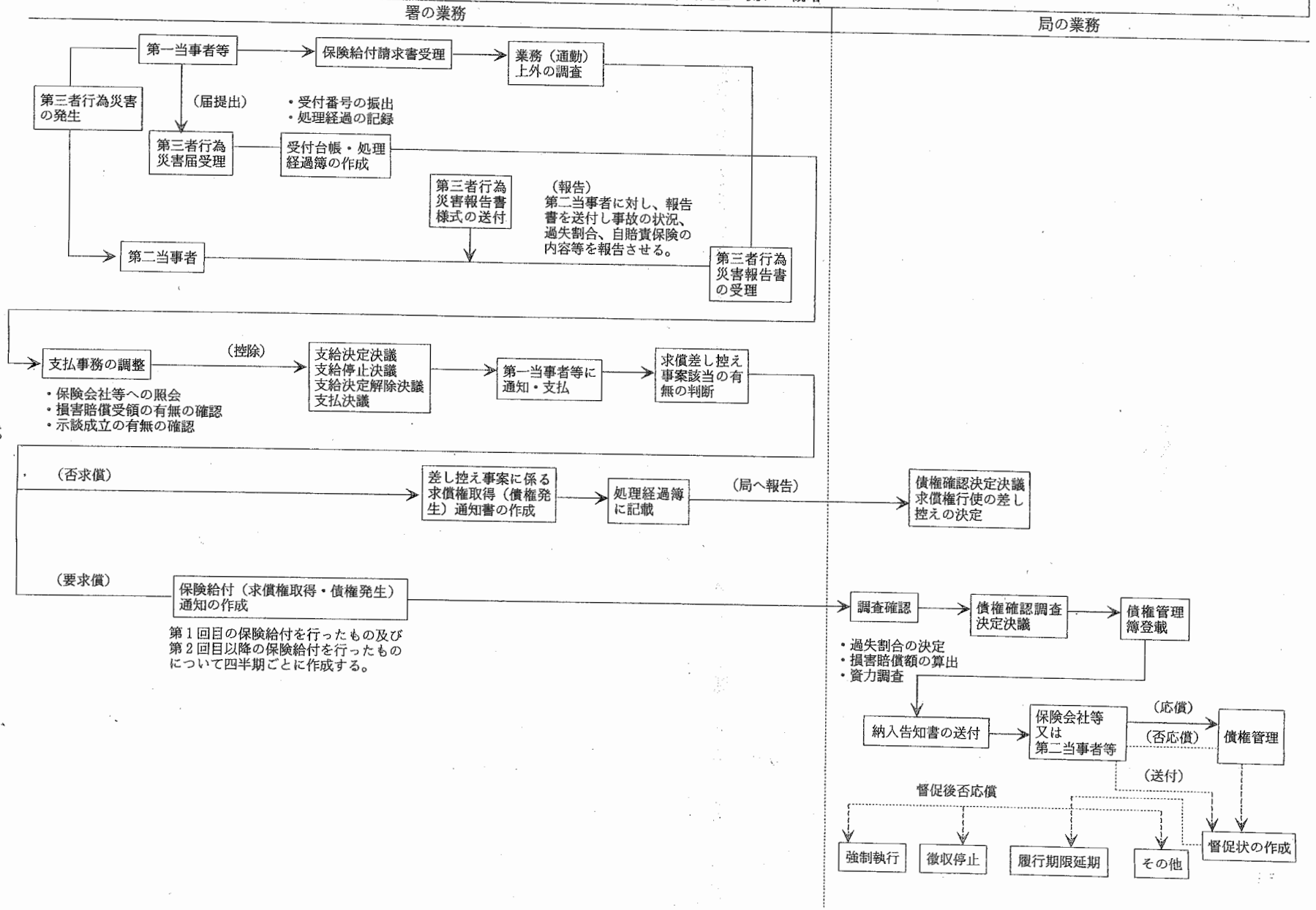

第２章　第三者行為災害の事務処理

第１節　署が行う事務処理 …… 15

第２節　局が行う事務処理 …… 33

第３節　支給調整に伴う事務処理 …… 53

第４節　控除 …… 61

第５節　求償 …… 79

第６節　特殊な場合の調整 …… 109

第１節　署が行う事務処理

1　第三者行為災害届の受付等 …… 15

2　第三者行為災害報告書の受付等 …… 22

3　第三者行為災害に対する調査 …… 23

4　保険会社等に関する照会 …… 24

5　当事者の過失割合に関する調査等 …… 25

6　求償の予告等 …… 25

7　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書の送付 …… 27

第１節　署が行う事務処理

１　第三者行為災害届の受付等

(1)　第三者行為災害届

イ　第三者行為災害届は、労災保険法施行規則第22条に基づき第一当事者等から所轄労働基準監督署長（以下「署長」という。）に対して提出される届出で、第二当事者等に関する事項や災害発生状況等が記載されているものであり、第三者行為災害における支給調整事務を適正に行うためには必要不可欠な書類である。

そのため、第一当事者等に対する労災保険給付請求書交付時等に第三者行為災害に該当する旨を把握した場合には、労災保険給付請求書の提出に先立って第三者行為災害届を提出するよう第一当事者等に指導すること。

また、第三者行為災害届の提出よりも労災保険給付請求書の提出が先行してしまった場合であっても、災害発生状況及び第一当事者等の損害賠償金受領の有無、あるいは保険会社等に対する被害者請求権等の行使の有無等を把握し、支給調整に係る事務処理を適正に行う必要があるため、第一当事者等に対して速やかに第三者行為災害届を提出するよう指導すること。

なお、正当な理由がなく、電話及び文書による督促にもかかわらず第三者行為災害届を提出しない第一当事者等については、労災保険法第47条の３に基づき、労災保険給付を必要に応じて一時差し止めること。

保険給付の一時差止めの具体的な取扱いについては、「労災保険給付事務取扱手引」の第一編の第一「短期給付に係る事務処理」の403「保険給付の一時差止め」によること。

ロ　第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する事案又は求償権の行使を差し控える事案であっても、事実関係を把握する必要があるため第一当事者等より第三者行為災害届を提出させること。

ハ　次の①～③に該当する事案の場合には労災保険給付を行う必要性が認められないので、第一当事者等より第三者行為災害届を提出させる必要はないこと。

①　第一当事者等が既に全損害に対するてん補を受けている事案

②　真正にして、かつ、全損害のてん補を目的とした示談が成立していることにより、労災保険給付を全く必要としないことが明らかな事案

③　軽度の交通事故の場合で、第一当事者が自賠先行で保険金の請求手続きをとっており、被災状況等から判断して自賠責保険金額以内で処理されることが確実な事案

ニ　第一当事者等が特別支給金のみの支給を請求してきた場合には、支給調整を行う必要はないが、事実関係を把握する必要があることから、第一当事者等に対して第三者行為災害届を提出するよう指導すること。

（参考）

労働者災害補償保険法

第47条の３［保険給付の一時差止め］政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、第12条の７の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出をしないとき、又は前二条の規定による命令に従わないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

(2) 第三者行為災害届以外の提出書類

第三者行為災害届には、下記の書類を添付させること。

また、第三者行為災害届は、２部提出させること。

添付書類名	交通事故による災害	交通事故以外による災害	提出部数	備考
「交通事故証明書」又は「交通事故発生届」	○	－	2	自動車安全運転センターの証明がもらえない場合は「交通事故発生届」
念書	○	○	2	
示談書の謄本	○	○	1	示談が行われた場合。写しでも可
自賠責保険等の損害賠償金等支払証明書又は保険金支払通知書	○	－	1	仮渡金又は賠償金を受けている場合 写しでも可
死体検案書又は死亡診断書	○	○	1	死亡の場合のみ 写しでも可
戸籍謄本	○	○	1	死亡の場合のみ 写しでも可

(3) 受付番号の振出し

第一当事者等より提出された第三者行為災害届は、第三者行為災害届受付台帳に受付番号、受付年月日、労働保険番号、被災労働者氏名、生年月日、負傷年月日及び業務・通勤災害の別を記載するとともに、受付印を押印すること。

受付番号は、年度ごとに連番号で振出すこととする。例えば平成８年度において５番目に受け付けた第三者行為災害届は「８－５」と表示すること。

(4) 書面審査

第三者行為災害届及び添付書類は支給調整事務を適正に行う上で重要な書類であることから、以後の事務処理に支障を来さないように添付書類の確認、各項目の記入漏れ、印漏れ等がないかを点検するとともに、次の点に留意して第一当事者等を指導すること。

イ　第三者行為災害届

第一当事者等からは、原則として「届その１」から「届その３」までを提出させることとするが、当該第三者行為災害が交通事故以外の災害である場合には、「届その２」を提出させる必要はなく、また、災害発生状況を「届その３」の12「現場見取図」欄に書ききれない場合については、当該記載欄は用いず、「届その４」の「現場見取図」欄に記入の上、「届その４」も併せて提出させること。

なお、「届その４」に、記載するに当たっての注意事項を明示しているので、第一当事者等に用紙を交付する際には適宜指導・説明すること。

また、用紙は２枚１組（複写式）となっているが、１枚は労働基準監督署（以下「署」という。）の控え、他の１枚は都道府県労働基準局長（以下「局長」という。）へ送付する「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書」（以下「通知書」という。）への添付用とすること。

項目ごとの留意事項は次のとおりである。

（項　目）	（留　意　事　項）
「保険給付請求権者」欄	1　住所は省略せず○○方、○○マンション、○○号室等正確に記入させること（以下の項目の住所欄についても同様の指導を行うこと。）。 2　第一当事者が死亡している場合には、受給権者の氏名及び住所等を記入させること。 3　「保険給付請求者」ではなく、「保険給付請求権者」となっているのは、保険給付請求書の提出に先行して第三者行為災害届を提出することを原則としているためであること。
欄外の「（業務災害・通勤災害）及び（交通事故・交通事故以外）」欄	1　該当する事項を○印で囲ませること。 2　「交通事故」と「交通事故以外」の区分は、自賠責保険（共済）、自動車保険（共済）及び引き逃げ事故等に係る政府の自動車損害賠償保障事業の支払対象に該当する事案の場合には「交通事故」とし、それ以外の場合には「交通事故以外」とすること。そのため、例えば構内において移動式クレーン車を走行停止し、クレーンを操作中の災害は、たとえ移動式クレーン車が走行中ではなくても交通事故に含まれ、また自転車同士の衝突事故のような場合には交通事故には含まれないことになること。
第一当事者の所属する事業場（２欄）	請負事業の一括が行われている場合において、第一当事者が下請事業場に所属する者であるときは、その所属事業場以外に元請事業場についても記入するよう指導すること。

	なお、記入方法については、双方を併記するほか、適宜付箋のりづけ又は別紙の添付でもよいこと。
災害発生の日時、場所（3欄）	○○市○○町○○丁目○○番地国道○○号線○○交差点内若しくは○○商店前の如く具体的に記入させること。
第二当事者（4欄）	1　不法行為を行った第二当事者又は不法行為について責任を有する第二当事者（犬にかまれた場合における犬の占有者等）の氏名、住所等を正確に記入させること。 2　第二当事者が2名以上（民法第719条の共同不法行為の場合等）いる場合にはその全員について記入するよう指導すること。なお、記入方法については併記するほか、適宜付箋のりづけ又は別紙の添付でもよいこと。 3　ひき逃げ等の事情により第二当事者が確認できない場合には空欄とせず、第二当事者が不明である旨及びその事情を記入するよう指導すること。 4　第二当事者が業務中であった場合には、その所属事業場の名称及び所在地等を正確に記入させること。 なお、第二当事者の所属事業場の名称等を記入させる目的は、使用者責任を負う者を明確にすることにあるため、第二当事者が業務中でなかった場合には、空欄とせず当該欄に斜線を引く等により単なる記入漏れでない旨明確にするよう指導すること。
災害調査を行った警察署又は派出所の名称（5欄）	警察へ届け出ていない等の理由により災害調査が行われていない場合には、空欄とせずその旨記入するよう指導すること。 また、その場合には、「災害発生の事実の現認者」（第6欄）の氏名、住所等を記入するよう指導すること。
事故現場の状況（7欄）	1　天候、道路の状況、標識等について該当する項目を○印で囲ませること。 2　（　）内に具体的な事項を記入することとしている部分については、空欄としないよう指導すること。 3　過失割合の判断材料となる項目なので、記入漏れのないよう指導すること。
事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況（8欄）	1　心身の状況等について該当する項目を○印で囲ませること。 2　（　）内に具体的な事項を記入することとしている部分については、空欄としないよう指導すること。 3　過失割合の判断材料となる項目なので、記入漏れのないよう指導すること。
第二当事者の自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること（9欄）	1　（1）及び（2）欄の「保険会社の管轄店名」及び「管轄店所在地」については、第二当事者が自賠責共済及び自動車共済に加入している場合には、「保険会社」を「共済連」等と読み替えて記入させること。 2　自賠責保険（共済）及び自動車保険（共済）に対する保険金支払い状況等の照会及び保険会社等へ求償を行う際の基本資料となるものであるから、記入漏れのないよう指導すること。 3　ひき逃げ、適用除外車又は保険加入期間切れ等の場合には、空欄とせずその旨記入させること。 4　保険金請求の有無については必ず記入させることとし、請求者の場合には、請求方法及び受領した金額等について記入漏れのないよう指導すること。

運行供用者が第二当事者以外の場合の運行供用者（10欄）	1　運行供用者責任を負う者が第二当事者以外にいる場合には、損害賠償責任を負う範囲を明確にするため、記入漏れのないよう指導すること。 2　運行供用者責任を負う者と使用者責任を負う者が同一であっても本欄の記入は省略させないこと。 3　運行供用者が第二当事者の場合には空欄とせず斜線を引かせる等により、記入漏れと区別することができるよう指導すること。
災害発生状況（11欄）	第一当事者と第二当事者のそれぞれの行動の内容（行き先・目的）、災害発生前後の第一当事者と第二当事者の状況、災害発生原因等を具体的に記入させること。
現場見取図（12欄）	1　上記７欄、８欄及び11欄と併せ、災害発生状況を十分に把握できるよう正確に記入させること。 2　道路方向の地名（至〇〇方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等の表示をわかりやすく記入させること。 3　この欄でスペースが不足する場合には「届その４」の「現場見取図」欄に記入し、「届その４」も併せて提出するよう指導すること。
過失割合（13欄）	過失割合は第一当事者自身の判断に基づくもので差し支えないが、その判断の基礎とした理由も具体的に記入させること。
示談について（14欄）	1　支給調整を適正に行うためには絶対に必要な項目なので、空欄とせず示談成立・交渉中・示談はしない・示談をする予定・裁判の見込みのいずれかに必ず表示させること。 2　示談が成立している場合は、示談書の写しを添付させること。
身体損傷及び診療機関（15欄）	1　第一当事者及び第二当事者の双方について身体損傷の部位、傷病名、傷病の程度（入院の有無、治ゆまでの見込み期間等）、診療機関の名称及び所在地を記入させること。 2　第二当事者に身体損傷がなかった場合には、空欄とせずにその旨記入させること。
損害賠償金の受領（16欄）	1　名目については、治療費、慰謝料、休業補償、葬儀費等と記入させること。 2　損害賠償金を受領している場合には、第二当事者等又は保険会社等からを問わずすべて記入させること。 3　何も受領していない場合には、空欄とせず「受領なし」と明記させること。
事業主の証明（17欄）	業務災害については事業主の証明を必要を要するが、通勤災害については事業主の証明は要しないものであること。

（参考）

民法　第719条［共同不法行為者の責任］①　数人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

②　教唆者及ヒ幇助者ハ共同行為者ト看做ス

ロ　交通事故証明書等

交通事故証明書は、自動車安全運転センターにおいて交付証明を受けたものを提出させること。

なお、警察署への未届出等の理由により証明書の提出ができない場合については、「交通事故発生届（様式第３号）」を提出させること。また、交通事故以外の場合については、当該災害発生の事実等に関し、公的機関の証明書等が得られる場合には当該証明書等の提出を行うよう指導すること。

ハ　念書（様式第１号）

(イ)　念書の主目的は、第一当事者等が安易な示談を行った結果労災保険給付を行うことができなくなったり、または労災保険給付を行ったとしても保険会社等が既に示談が成立していることを理由として求償に応じようとしない等支給調整事務に支障を来す事案の発生を未然に防止するため、第一当事者等に注意を喚起することにあり、示談の内容によっては労災保険給付を受けられなくなる場合がある旨を明記しているので、第一当事者等に念書の用紙を交付する際にはその趣旨を必ず指導すること。

(ロ)　念書のなお書きとして、第一当事者等が労災保険給付を受けた場合については、その価額の限度で第一当事者等が有する損害賠償請求権及び保険会社等に対する被害者請求権等を政府が取得し、政府が損害賠償金を受領することについても承知した旨の文章を付記しているので、上記１と同様に用紙を交付する際にはその趣旨を必ず指導すること。

また、第一当事者等が自賠責保険及び自賠責共済（以下「自賠責保険等」という。）に対して慰謝料等を請求し、労災保険が行った求償と併せて自賠責保険金額を超過したため、保険会社等において按分比例して支払を行うこととなる事案等において、第一当事者等が優先払いを希望したこと等によりトラブルが生じた場合には、第一当事者等より提出を受けた念書写しを保険会社等に対して送付する等有効に活用し、保険会社等と連携を図って解決すること。

(ハ)　念書に第一当事者等の所属事業場の労務担当者や労働保険事務組合の担当者等が第一当事者等に代わって第一当事者等名の署名を行った場合には、念書の趣旨が生かされず無用なトラブルを招く恐れもあるため、必ず本人が自署するよう指導を行うこと。

(ニ)　念書を受け付ける際には、記入漏れがないか確認すること。

(ホ)　用紙は２枚１組（複写式）となっているが、１枚は署の控え、他の１枚は局長へ送付する通知書への添付用とすること。

(5)　第三者行為災害処理経過簿（様式第11号）の作成

第三者行為災害における支給調整事務において、その処理経過を明確にし事務処理を容易にするため、第三者行為災害処理経過簿（以下「経過簿」という。）を作成すること。

イ　経過簿の記載

第三者行為災害届受付台帳に登記した後、書面審査を行った第三者行為災害届及び添付書類に基づき、経過簿に第一当事者及び第二当事者の住所、氏名、所属事業場名、災害発生年月日及び自賠責保険及び自動車保険関係等所要事項を記載すること。

なお、この経過簿には、求償差し控え事案に該当した場合、保険会社等へ照会を行い又は回答を受理した場合、実地調査を行った場合、通知書を送付した場合等の処理経過について、その都度漏れなく簡潔に記載すること。

ロ　経過簿の決裁

経過簿は、処理を行った都度若しくは定期的に決裁を受けること。

また、支給決定決議及び調査復命書等の決裁に際しては、経過簿又はその写しを添付の上、当該決裁を受けること。

ハ　経過簿の編てつ保管

受付番号順に受付台帳、経過簿の順で編てつ、保管すること。

(6)　労災保険給付請求書受付時の取扱い

第一当事者等から第三者行為災害に係る労災保険給付請求書が提出された場合には、当該請求書に受付年月日を押印するとともに、第三者行為災害届受付台帳等により第三者行為災害届が提出されているか否かを確認し、未提出の場合には第一当事者等に対して提出を督促すること。

(7)　請求人に対する指導

イ　自賠先行の指導

労災保険給付と自賠責保険等による保険金支払との先後の調整については、給付事務の円滑化を図るため、原則として自賠責保険等の支払を労災保険給付に先行させるよう取り扱うこととしており、請求人に対しては、自賠責保険等の請求手続を先行するよう指導すること。

なお、この指導を行うに当たっては、自賠責保険等の請求手続及び内容、自賠責保険等の支払限度額を超過したような場合には更に労災保険に対し給付請求を行うことも可能であること等を請求人に対して十分に説明すること。

また、同一事案における同一の損害について第一当事者等より自賠責保険等に対する被害者請求と労災保険に対する保険給付の請求が重ねて行われた場合には、自賠先行の原則を踏まえつつ、第一当事者等の意向が労災先行を希望するものであれば、労災保険の給付を自賠責保険等による保険金の支払よりも先行させることとしているところであるが、労災保険の給付請求と自賠責保険等の保険金支払請求のどちらを先行させるかについては、第一当事者等がその自由意思に基づき決定するものであるため、その意思に反して強制に及ぶようなことのないよう留意すること。

ロ　示談についての指導

示談によって第一当事者等が第二当事者等の損害賠償債務を免除することは自由であるが、法律に精通していない第一当事者等が不用意な示談をすると、その示談の内容によっては労災保険給付を受けることができなくなる等思わぬ損失を被る場合も生じるので、第一当事者等に労災保険給付と示談との関係についてよく説明し、第二当事者等と示談を行おうとする場合には必ず前もってその内容を申し出るよう指導すること。

また、第二当事者等との間で示談が成立した場合には、示談書の写しを速やかに提出するよう併せて指導すること。

(8)　示談が成立した場合の取扱い

イ　真正な全部示談が成立した場合の取扱い

第一当事者等と第二当事者等との間で真正な全部示談が成立した場合には、それ以後労災保険給付を行わないこと。

ロ　真正な全部示談とは認められない場合の取扱い

真正な全部示談とは認められなかった場合には、労災保険給付を行う必要性が認められる限りにおいて労災保険を給付することとなるが、示談の成立に伴い、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償又は保険金を受領している場合には、受領済みの金額を控除して労災保険給付を行うこと。

また、示談書は存在するが、調査の結果真正な全部示談とは認められなかったため労災保険給付を行うこととした場合には、全損害のてん補を目的とする示談とは考えていなかったこと等に関し、示談締結時の状況や真正な全部示談とは認められないとする主張理由を、第一当事者等から書面にてあらかじめ徴してしておくこと。

なお、第一当事者等から書面を徴する目的は、真正な全部示談ではないことを第一当事者等が主張したという事実を文書で確認し保管しておくことにあるため、その趣旨が十分に記載されていれば書面は任意の様式で差し支えないこと。

2　第三者行為災害報告書の受付等

第三者行為災害報告書は、政府が労災保険給付の原因となった災害を発生させた第二当事者に対して提出を求める書類であり、第二当事者に関する事項、災害発生状況、損害賠償金の支払状況等を記載するものであるが、当該報告書は第三者行為災害における支給調整事務を適正に行う上で必要な書類である。

そのため、第三者行為災害届が提出されたこと等により第三者行為災害の発生を把握した場合には、速やかに第二当事者に対して様式第４号「第三者行為災害報告書の提出について」を送付し、第三者行為災害報告書の提出を求めること。ただし、特別支給金のみの申請であることが明

らかな場合及び求償権の行使を差し控える事案に該当することが明確な場合にはこの限りでないこと。

なお、第三者行為災害報告書の提出を求める際には提出期限を明示し、期限までに提出がない場合には、提出の督促を文書及び電話により行うこと。

また、様式第4号には、第一当事者等に対して労災保険が先行する形で保険給付を行った場合には第二当事者等に対して求償することになること、自賠責保険等や自動車保険及び自動車共済（以下「自動車保険等」という。）の適用対象となる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償すること等を明記しているので、第二当事者等より照会があった場合には、支給調整の趣旨や内容等について十分に説明すること。

3 第三者行為災害に関する調査

(1) 調査の目的

署における第三者行為災害の調査は、業務災害又は通勤災害に係る事実関係の把握のみならず、第一当事者等に生じた損害額の把握、第一当事者と第二当事者の過失割合に関する調査等支給調整事務を迅速・適正に処理するための基礎となるものであることから、調査の実施に当たっては、第三者行為災害届及びその添付書類、第三者行為災害報告書等を合わせて検討し、事実関係の正確な把握に努めること。

(2) 調査の方法及び時期

調査は通信調査を原則とし、必要に応じ実地調査（呼出調査を含む。）を行うものとする。

イ　通信調査

第三者行為災害届及び添付書類、第三者行為災害報告書等により必要な事実関係を把握すること。

この場合、第一当事者等より提出された第三者行為災害届の記載内容と第二当事者より提出された第三者行為災害報告書の記載内容を比較検討し、両当事者の申立てに争いがなく事実関係が明確になっていると判断された場合には、実地調査を省略し、所要の事務処理を行って差し支えない。

ロ　実地調査

実地調査は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、その他の添付書類等を総合的に検討し、その内容に不備、不審等があると認められる場合及びそれらの書類が未提出のため事実関係を実地調査により確認する必要が認められる場合に、第三者行為災害報告書（調査書）を用いて実施すること。

(3) 調査復命書

第三者行為災害報告書の提出があったとき及び実地調査を実施した場合には、調査復命書を作成し、第三者行為災害報告書、第三者行為災害届等を添付した上で、速やかに署長の決裁を受けること。

4 保険会社等に対する照会

(1) 保険会社等に対する照会

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、第一当事者等に対する重複払いを防止するとともに、支給調整事務を円滑に進める観点から、保険会社等に対して様式第5号「労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会」により、様式第6号「損害賠償等につき回答」の用紙を添付した上で保険金支払の有無及び当事者の過失割合に対する意見等を照会すること。

また、様式第5号を保険会社等に対して送付する際には、原則として2週間の回答期限を設定し、迅速に回答を得ることができるよう配慮するとともに、事実関係についての調査等を要するため過失割合についての意見の提出が遅れるような場合には、判明する事項から順次回答するよう保険会社等に対して要請すること。

なお、保険会社等に対しては、様式第5号を用いて労災保険としての給付予定を通知することとしているので、重複払いを防止し支給調整事務を円滑に進めるため、保険会社等から照会が行われた際には適切に対応すること。

また、「保険金等が支払われている場合の内訳」欄については、保険会社等が事務手続の必要上作成している「任意保険の損害額積算明細書」等により、保険金等が支払われている場合の内訳をすべて把握することが可能であれば、当該書類を回答文書に添付して内訳の記載に替えても差し支えないこととしているので留意すること。

(2) 保険会社等から回答が得られない場合の対応について

保険会社等よりの回答が設定した回答期限までに到着せず遅延した場合には、様式第7号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について」(以下「督促状」という。)により、改めて2週間の回答期限を設定した上で保険会社等に対して督促を行うこと。

なお、督促状を送付したにもかかわらず、保険会社等より何らの連絡もないまま回答期限を過ぎた場合には、迅速に事務処理を進めるという観点から、保険会社等の回答を待つことなく労災保険給付に係る事務処理及び支給調整に係る事務処理を進めること。ただし、保険会社等より判明している部分について順次回答が行われているような事案については、督促状の回答期限にとらわれることなく、保険会社等と連携を図って事務処理を進めること。

また、督促状には、期限までに回答がない場合には回答を待たずに事務処理を進めることが

ある旨付記しているが、保険会社等の回答を得やすくするため過失割合に係る参考資料の一つとして、第一当事者等が第三者行為災害届に記載した当事者の過失割合を督促状に記載することとしているので留意すること。

5　当事者の過失割合に関する調査等

(1)　過失割合に関する意見の提出

当事者の過失割合については、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害調査書等に基づき事実関係を把握した上で、保険会社等からの回答書、別冊判例タイムス第一号「民事交通訴訟における過失相殺等の認定基準」等の図書を参考にして検討し、通知書により、局長に対して意見を提出すること。

なお、保険会社等からの過失割合についての回答は、あくまで参考意見として取り扱われるべきものであること。

(2)　過失割合に関する調査等の省略

自賠責保険等においては、第一当事者に重過失が認められない場合には、自賠責保険金額までは第一当事者の過失の有無にかかわらず保険金が支払われることになっている。そのため、自動車保険等を引き受けている保険会社等が自賠責保険等を含めて一括扱いする取扱い（以下「任意一括取扱い」という。）が成立している事案において、局が求償することになる金額と第一当事者等が被害者請求権等を行使できる金額の合計額が自賠責保険金額以内に収まることが明らかであると判断される場合には、原則として署は当事者の過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会手続を省略すること。局と第一当事者等の請求額の合計が自賠責保険金額以内に収まるか否かについては、労災保険の給付種別や第一当事者の給付基礎日額、第一当事者の治療が継続しているか否か等の事情を十分に検討して総合的に判断すること。ただし、第一当事者に重過失が認められるような事案については、重過失減額の対象となるか否かについて判断する必要があり、また、同乗事故についても過失割合を明確にする必要があるので、そうした場合には過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会は省略しないこと。

なお、保険会社等に対する照会手続を省略することとしているのは、当事者の過失割合に関する部分のみであり、保険会社等の保険金支払の有無については、支給調整事務を適正に行うため必ず照会しなければならないことに留意すること。

6　求償の予告等

(1)　自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案の取扱い

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、第一次的には保険会社等

に対して求償することとしているが、保険会社等に対しては様式第５号の照会文書中に保険給付予定を記載するにとどめ、求償予告文書の送付は省略すること。

なお、保険会社等に対して照会文書を送付する際に、当該文書に求償予告の趣旨の文章を付記するとともに、第二当事者等に対しては第三者行為災害報告書の提出を求める文書中に保険会社等に対して優先して求償を行う旨記載しているので留意すること。

また、第二当事者等に対しても事務簡素化の観点から下記の事案を除き求償予告文書の送付は省略すること。

イ　局が求償することとなる金額が、自賠責保険金額又は自動車保険等の支払い限度額を超過することが明らかであり、超過した金額について第二当事者等に求償することとなる事案

ロ　保険会社等の示談代行を伴わない自動車保険等に加入している第二当事者等が、保険会社等に対して第一次的に求償することを希望しなかったため、第二当事者等に対して求償することとなる事案

ハ　第二当事者等が負担すべき損害賠償債務が僅少であること等を理由として、第二当事者等が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したため、第二当事者等に対して求償することとなる事案

(2)　自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案の取扱い

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案については、当初より第二当事者等に対して求償することになるため、第二当事者等に対して様式第８号「損害賠償請求の予告について」を用いて求償の予告を行うとともに、求償の予告後に第二当事者等より求償の内容等について照会が行われた場合には、支給調整制度の趣旨等について適切な説明を行うこと。

なお、求償の予告は、原則として通知書を局に送付する都度行うとともに、使用者や運行供用者等第二当事者以外に不真正連帯債務を負う者が存在する場合には、債務者すべてを対象とすること。

また、求償差し控え事案に該当する場合には、求償の予告を行う必要はないこと。

(3)　保険会社等より労災保険の給付状況について照会が行われた場合の対応

保険会社等より今後求償される見込額を把握するために労災保険の給付状況等について照会が行われた場合には、求償事務を円滑に推進するため可能な範囲で協力することとするが、求償の予告通知を廃止した趣旨を活かすため、照会に対する回答は大口事案（例えば１箇月に100万円以上の療養（補償）給付を行っているような事案）に限り、かつ、まとめて行うこととして差し支えないこと。

なお、回答は原則として口頭で行えば足りること。

7　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書の送付

(1)　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書の意義

国の債権の管理等に関する法律（以下「債権管理法」という。）第12条は、「法令の規定に基づき国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者」は、「当該行為をしたとき」には「遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない」と定めており、また「歳入徴収官等に対して通知した債権について異動を生じた」ときは同法施行令第12条によって「遅滞なく、その旨を歳入徴収官等に通知しなければならない」とされている。すなわち、第三者行為災害について署長が労災保険を給付した場合には、署長は債務者の住所、氏名又は名称、債権金額等について歳入徴収官である局長に対して通知する法律上の義務を負っているのであり、関係法令の趣旨を踏まえ、「通知書」の作成及び送付は適正に行われなければならないこと。

（参考）

債権管理法

第12条［発生等に関する通知］次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。

1　法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者　当該行為をしたとき（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属したとき。）

2　法令の規定に基づき支出負担行為（財務法第三十四条の二第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）をする者　当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知ったとき。

3　法令の規定に基き国のために契約をする者　当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属したことを知ったとき（前二号に該当する場合を除く。）

4　現金出納職員、物品管理法第８条若しくは第11条の規定に基づき物品の管理に関する事務を行う者（同法第10条若しくは第11条の規定に基づき当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者）又は国有財産法（昭和23年法律第73号）第９条第１項若しくは第３項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者　その取扱に係る財産に関して債権が発生したことを知ったとき（前各号に該当する場合を除く。）

債権管理法施行令

第12条［債権についての異動の通知］法第12条第１号に掲げる者は、同号の規定により

歳入徴収官等に通知した債権について異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を歳入徴収官等に通知しなければならない。

(2) 具体的事務処理について

第三者行為災害の場合には、政府は第一当事者等に対して労災保険を給付することにより保険給付の価額の限度で第二当事者等に対する求償権を取得することになるため、署長は最初に保険給付を行った際及び2回目以降の保険給付については四半期ごとに取りまとめ、当該期末の翌月の末日までに災害発生年月日、債務者の氏名又は名称、労災保険の給付状況等を通知書により局長に対して通知すること。ただし、債務者より速やかに損害賠償に応じる旨の申し出が行われているような場合には、その都度遅滞なく局長に対して通知すること。

なお、診療費に係る通知書も診療費・薬剤費検索出力帳票により署において作成すること。(三者行為災害該当事案リストについては、基本情報に三者行為災害登録されている請求書等が入力された翌日に入力局（ＲＩＣ）のＬＰに配信されるので局長は当該リストを署長に送付すること。入力局と管轄局が異なる場合は双方の局（ＲＩＣ）に配信されるものであること。)

また、同一事案について不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合には、原則として各債務者ごとに作成すること。ただし、使用者等の特定の債務者より確実に応償されることが見込まれる場合には、当該特定の債務者についてのみ作成することとして差し支えないこと。

(3) 添付書類

通知書には、以下の書類を添付すること。

イ　第三者行為災害届及び念書等の添付書類

ロ　第三者行為災害報告書

ハ　第三者行為災害調査書

ニ　保険会社等より送付された回答書（写し）

ホ　その他必要と思われる関係書類

(4) 記載要領等

通知書の用紙は4枚1組（複写式）になっているが、様式第2号(1)は署の控え、様式第2号(2)は局への送付用、様式第2号(3)は都道府県労働基準局（以下「局」という。）が用いる債権確認調査決定決議書、様式第2号(4)は債務者に対して送付する請求書となっているので、様式第2号(1)を用いて署内決裁を経た後、様式第2号(2)、(3)、及び(4)を局長に対して送付すること。

また、記載に当たっては、以下の点に留意すること。

イ　Ｃ欄については4枚目まで複写されることになるので、必ず4枚1組になった状態で記入すること。

なお、Ａ欄及びＢ欄については、2枚目まで複写されることになっているので注意すること。

ロ　D欄、E欄及びF欄については、4枚1組になった状態で記入すると、その内容が4枚目に複写されることとなるので、記入する際には3枚目以降を切り離す等の方法により4枚目に複写されないよう注意すること。

なお、通知書には、事案ごとに年度ごとの整理番号を振り出すこととし、通知書右上の「署No.　」欄に記載すること。この場合、例えば中央労働基準監督署における平成8年度の第123番目の場合には「署No.央8－123」とすること。

また、債務者が複数存在する場合には、2人目以降の債務者については筆頭の債務者の整理番号に枝番号を付して処理すること。(例えば「署No.央8－123－(2)」) この場合、枝番号の付された債務者に係る通知書には、債務者の住所氏名等必要と思われる事項のみ記載し、筆頭者の通知書と重複する記載事項については省略して差し支えないこと。

(5)　求償権行使の差し控えに該当する事案の取扱い

署長は、求償権行使の差し控えに該当する事案であると判断した場合には、上記(2)から(4)までにかかわらず、以下の手順により事務処理を行うこと。

なお、求償権行使の差し控えの判断は、あくまで歳入徴収官としての立場において局長が行うものであるため、署長は自らの判断で求償権行使の差し控えを決定することはできないことに十分に留意すること。

イ　署長は、求償権行使の差し控えに該当する事案であると判断した場合には、様式第12号(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」により局長に対して通知すること。

なお、様式第12号(1)は署の控えとすること。

ロ　局長に対する通知は、四半期ごとに該当事案を取りまとめ、当該四半期末の翌月の末日までに、様式第12号(2)に様式第12号(3)及び様式第12号(4)を添付した状態で行うこと。

ハ　通知に添付する書類は、第三者行為災害届のみとし、その他の書類は控えとともに署において保管しておくこと。

なお、第三者行為災害届が第一当事者等より提出されていないような場合には、第三者行為災害報告書又は第三者行為災害調査書等を第三者行為災害届に代えて添付することとして差し支えないこと。

ニ　様式第12号(1)、(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」の記入に当たっては、求償権行使の差し控え事案に該当すると判断する理由を選択肢の中から選び、必ず明示すること。

なお、用紙右上の「No.」欄には、署毎に年度毎の一連番号を記入すること。

また、様式第2号(1)「通知書」とは別に編てつし保管すること。

第２節　局が行う事務処理

1　債権の調査確認及び決定 …… 33

2　調定変更手続 …… 37

3　求償権行使の差し控えの決定等 …… 37

4　債権管理簿への登記 …… 38

5　納入の告知等 …… 39

6　督促手続 …… 43

7　強制履行手続等 …… 44

8　延滞金 …… 48

9　多数債務者に対する債権の管理 …… 49

第２節　局が行う事務処理

１　債権の調査確認及び決定

(1)　債権確認調査決定（変更）決議書の作成

イ　債権の調査確認

署長より通知書及び添付書類の送付を受けた局長（歳入徴収官）は、その都度遅滞なく債権管理法第11条第１項及び同施行令第10条第１項に掲げられている「債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限、債権の発生原因、債権の発生年度、債権の種類」等について調査を行うこと。

調査は、基本的には署長より送付された書類に基づいて行うこととするが、必要がある場合には当事者よりの事情聴取、追加資料の収集等を行うほか、保険会社等に対しても様式第５号「労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会」を用いて照会を行うこと。

なお、保険会社等に対して照会を行う際には、様式第５号の記入欄のうち、保険給付予定欄等不要な部分については斜線を引くとともに、具体的な処理に当たっては前記第１節の４「保険会社等に対する照会」に準じて行うこと。

（参考）

債権管理法

第11条［帳簿への記載］歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

２　歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

債務管理法施行令

第10条［調査、確認及び記帳を要する事項］法第11条第１項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　債権の発生原因

二　債権の発生年度

三　債権の種類

四　利率その他利息に関する事項

五　延滞金に関する事項

六　債務者の資産又は業務の状況に関する事項

七　担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項

八　解除条件

九　その他各省各庁の長が定める事項

2　歳入徴収官等は、債権の管理上支障がないと認められるときは、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第8条第4号から第6号までに掲げる債権の債権金額は、その支払われるべき金額が確定した場合を除くほか、記載することを要しない。

4　第1項第2号に掲げる債権の発生年度の区分及び同項第3号に掲げる債権の種類は、大蔵省令で定める。

5　歳入徴収官等は、法第11条の規定により外国通貨をもつて表示される債権の内容に関する事項を債権管理簿に記載するときは、債権金額を当該外国通貨をもつて表示し、大蔵大臣が定める外国為替相場でこれを換算した本邦通貨の金額を附記するものとする。

6　歳入徴収官等は、法第20条第1項に規定する担保物及び債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件の保存に関する事項を債権管理簿に記載しなければならない。

7　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとつたとき、当該債権が消滅したことを確認したとき又はその管理に関係する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認められるときは、そのつど遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

ロ　債権確認調査決定（変更）決議書の作成

局長（歳入徴収官）は、所要の調査を行い債権を確認した場合には、様式第2号(3)「債権確認調査決定（変更）決議書」（以下「決議書」という。）により、債権確認調査決定決議を遅滞なく行うこと。

なお、決議に当たっては次の書類を添付すること。

(イ)　通知書

(ロ)　第三者行為災害調査書

(ハ)　その他必要と認められる書類

ハ　決議書の記載要領

(イ)　算定基礎内訳①欄は、署から送付された通知書と複写になっているため、既に記入された状態で署から送付されてくるので、局において改めて記入する必要はないこと。ただし、

同一事案について署より複数の通知が局に行われ、それらについてまとめて債権確認調査決定決議を行う場合には、署から送付された決議書及び様式第2号(4)（以下「請求書」という。）を廃棄し、別途局において保管している未記入の用紙のうち、通知書を除いた決議書の用紙を用いて局において内容を記入すること。

(ロ) 算定基礎内訳②欄については、自賠責保険等が単独で適用される事案については斜線を引き、自動車保険等が適用される事案及び任意一括扱いが成立している事案についてのみ記入すること。

また、②欄の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

a ②欄の各損害項目は、①欄の保険給付の項目に対応していること。

b 総損害額が確定していない場合には、計(1)の（B）、（C）及び（D）欄にそれぞれの累計額を記入し、総損害が確定している場合には、計(2)の（B）、（C）及び（D）欄に、(1)の（B）、（C）及び（D）欄の額に慰謝料等を加えた額を記入すること。

なお、（B）及び（C）欄の損害額は、傷病（補償）年金・障害（補償）給付、遺族（補償）給付欄に記載する場合には、新ホフマン方式及び相続割合により算出した第一当事者又は第二当事者の権利に属する金額を記載することとなること。

c （E）欄については、任意一括扱いが成立している事案において、第一当事者の人的損害総額が自賠責保険金額を下回ることが明確であったため、当事者の過失割合に関する照会及び調査を省略した事案については、「省略」と記入すること。

d （F）欄については、過失割合に関する調査を省略した事案にあっては、（B）欄の(1)又は(2)の額となること。

e （G）欄については、総損害が確定している場合において、計(1)の（B）、（C）及び（D）欄により得られた（G）欄の額が、計(2)の（B）、（C）及び（D）欄により得られた（G）欄の額を上回る場合には、計(2)の（B）、（C）及び（D）欄により得られた額とすること。

(ハ) 算定基礎内訳③は、自賠責保険等の適用となる事案及び任意一括扱いが成立している事案について記入すること。

また、③欄の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

a 自賠責保険等に対して請求する場合には、以下の要領により記入すること。

（K）欄・・・・適用となる自賠責保険金額に○を付けること。傷害事案の場合には、①120万円又は②96万円（第一当事者に重過失が認められる場合）のどちらかを選択すること。また、死亡又は後遺障害の場合には③の「その他」に○をつけ、具体的な金額を備考欄に記入すること。

（L）欄・・・・自賠責保険等から既に支払が行われている場合には、その既払額を記入し、支払が行われていない場合には斜線を引くこと。

なお、示談額ではなく既払額を記入することに注意すること。ただし、仮払

金及び内払金は既払額としては取り扱わないこと。

（M）欄・・・・（K）から（L）を引いた金額を記入すること。

（N）欄・・・・（M）と（A）を比較していずれか低い金額を記入すること。

ただし、第一当事者に重過失が認められる事案（例えば、傷害の場合には、（K）欄において②96万円を○で囲んでいる事案）については、重過失減額を行った後の金額を記入することとなること。

この場合、請求書を保険会社等に対して送付した後に保険会社等から送付されてくる「自賠責保険支払金額の通知」等にも、支払額として労災保険給付額（A）を重過失減額した後の金額に基づいて計算した額が記入されてくるものであるため注意すること。そのため、重過失減額が行われた事案については、保険会社等において誤って二重に重過失減額を行って「自賠責保険支払金額の通知」等を作成することを防止するため、請求書の請求金額欄には斜線を引く取扱いとしており、決議書と請求書は複写式になっていることから、請求書に複写されないよう用紙を切り離した上で金額を記入するか、請求書にいったん記載された金額を斜線で消してから請求書を保険会社等に送付する等の措置を講じること。

b　任意一括扱いが成立している事案において求償を行うこととなる場合には、以下の要領により記入すること。

(a)（F）＞（K）の場合には、（J）欄の金額を（N）欄に記入すること。

この場合、（L）欄及び（M）欄には斜線を引くこと。

(b)（F）≦（K）の場合（M）と（A）を比較していずれか低い金額を（N）欄に記入すること。この場合、（L）欄は成立した示談額（保険会社等から第一当事者等に今後支払われる予定の慰謝料等又は既に支払われた慰謝料等）を記入することとするが、労災保険より給付された金額は除いて記入すること。

また、第一当事者に重過失が認められる場合には、（A）を重過失減額した後の金額と（M）とを比較していずれか低い金額を（N）欄に記入すること。その場合、請求書の請求金額欄に斜線を引く取扱いは上記(ハ)のａの場合と同様であること。

（K）欄の記入も、上記(ハ)のａの場合と同様に取り扱うこと。

(ニ)「連絡等事項、備考」欄については、労災保険給付が継続中か完了しているかについて該当する項目を○で囲むとともに、自賠責保険等のみが適用される事案は「自賠責」、任意一括扱いが成立している事案は「任意一括」と記入すること。

また、局担当者の職氏名及び電話番号を付記すること。

ニ　債権確認調査決定（変更）決議書の編てつ保管

決議書は、通知書及び添付書類とともに事案ごとに取りまとめ、年度別に編てつし保管すること。

なお、決議書の原本は、歳入徴収額計算書の附属証拠書類として提出することになること。

2　調定変更手続

債権確認調査決定決議を行った後に、過失割合の認定誤りその他の事情によって債権金額を変更する必要が生じた場合には、決議書を用いて調定変更すること。その際には、決議書のタイトルのうち（変更）の部分を○で囲むこと。

また、調定変更後の決議書には、調定変更前の決議書及び付属書類を必ず添付すること。調定変更後の決議書に調定変更前の決議書等を添付することとしているのは、歳入徴収官事務規程第７条第１項において、「歳入徴収官は、調査決定をした後において、当該調査決定した金額につき、法令の規定又は調査決定もれその他の誤びゅう等特別の事由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。」と規定されていることから、調定変更前の決議書と調定変更前の決議書を一連の書類として取り扱うことにより増加額又は減少額を明確にすること及び変更の部分等を明らかにすることが目的なので、添付漏れの生じないよう留意すること。

なお、決議書を記入するに当たっての留意事項は、前記１の(1)のハに準じること。

3　求償権行使の差し控えの決定等

(1)　求償権行使の差し控えの決定方法

局長は、署長より様式第12号(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」の送付を受けた際には、様式第12号(3)「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」を用いて債権の決定決議を行うとともに、同時に求償権行使の差し控えも決定すること。

また、その場合に局が行う調査は、原則として署長より送付された第三者行為災害届等により求償権行使の差し控え事案に該当するかどうかを確認することで足りること。

なお、調査の結果求償権の行使を差し控えるべきであるという署長の判断に疑問が生じた場合には、局長は速やかに署長に対し保管している資料の送付を求め、その結果求償権の行使を差し控える事案に該当しないと判断した場合には、署長に対し改めて通知書の送付を指示した上で所要の調査を行い、債権確認決定決議を行うこと。

(2)　「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」の記載要領及び編てつ保管

様式第12号(3)「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」は、様式第12号(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」等とともに複写式になっており、署から局へ通知が行われる際に「受付番号」欄から「理由」欄までについては既に記載（複写）されているので、局において改めて記載する必要はないものであること。

なお、備考欄には所轄署の名称又は署の番号を記載しておくこと。

また、「債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）」は、署長より送付された「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」及び添付書類とともに取りまとめ、決議書とは区分して年度別に編てつ保管しておくこと。

(3) 「債権管理簿（求償差し控え該当事案）」への登記及び編てつ保管

求償権行使の差し控えの決定を行った事案については、直ちに様式第12号(4)「債権管理簿（求償差し控え該当事案）」に所要事項を登記すること。

この場合、前記(2)と同様に「受付番号」欄から「備考」までは、署から局へ通知が行われる際に既に記載（複写）されているので、局において改めて記入する必要はないものであること。

また、「債権管理簿（求償差し控え該当事案）」は、様式第９号「債権管理簿」と区分して年度別に編てつ保管すること。

4　債権管理簿への登記

債権確認調査決定を行った債権については、直ちに様式第９号「債権管理簿」へ所要事項を登記すること。

また、「求償権取得後の経過」欄には、労災保険給付を行った日等の求償権取得後の経過を記入することとし、納入告知を行った場合及び債務者より弁済が行われた場合にも、直ちに「債権管理簿」へ所要事項を登記すること。

なお、「債権管理簿」への登記は、以下の要領に従って行うこと。

(1)　徴収決定を行った場合の登記

イ　「年月日」欄の点線部左側に「１」と記入し、債権確認調査決定を行った年月日を記入すること。

ロ　「区分」欄には、徴収決定した債権額ごとに順次「①」、「②」、「③」・・・・と連番号を振り出し記入すること。

ハ　「債権額」欄には、決議書により決定した債権額を記入すること。

ニ　不要な欄については、斜線を引き記入漏れと区別すること。

(2)　納入告知を行った場合の登記

イ　「年月日」欄の点線部左側に「２」と記入し、納入告知を行った年月日を記入すること。

ロ　「区分」欄には、当該納入告知に対応する前記(1)のロの徴収決定の区分を記入すること。

ハ　履行期限を過ぎても応償されないため督促状を発した場合には、「督促状指定期限」欄及び「延滞金」欄に、当該督促状における指定期限及び延滞金額を記入すること。

ニ　不要な欄については斜線を引き、記入漏れと区別すること。

(3)　収納した場合の登記

イ　「年月日」欄の点線部左側に「3」と記入し、弁済が行われた年月日を記入すること。

ロ　「区分」欄には、当該弁済に対応する前記(1)のロの徴収決定の区分を記入すること。

ハ　「支払元」欄には、「求償先」欄の①～⑤の中から該当するものを選び番号で記入すること。

ニ　「弁済額」欄には、納付または充当された金額を記入すること。

ホ　「残額」欄には、債権額の累計から弁済額の累計を控除した金額を記入すること。

ヘ　不要な欄については斜線を引き、記入漏れと区別すること。

(4)　取消又は変更があった場合の登記

債権額又は弁済額に誤りがあり、取消又は変更の登記をする必要がある場合には、それぞれ減ずべき額を赤字で、また、増やすべき額を黒字で記入すること。

(5)　編てつ及び保管

債権管理簿は年度別、署別、整理番号順に編てつし、保管すること。

5　納入の告知等

(1)　納入告知等の基本的取扱い

国の債権管理に関する事務は、それぞれの事案に応じて、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められている。したがって、求償を速やかに行い、かつ、求償した金額を確実に収納するためには、保険会社等より確実に支払が見込まれる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償を行うことが最も国の利益に適合し、かつ求償事務を円滑に行う上で有効である。そのため自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、原則として保険会社等に対して他の債務者に優先して納入告知等を行うこと。ただし、保険会社等に対する被害者請求権等に関し消滅時効が成立しているため第二当事者等に対して求償する場合及び自賠責保険等又は自動車保険等の支払限度額を超過するため不足分を第二当事者等に求償することがあらかじめ明白な場合においてはこの限りでないが、このような場合には保険会社等と密接に連絡をとって事務処理を進めること。

なお、第一当事者等が被害者請求権等を有する根拠は、自賠責保険等については自賠法、自動車保険等については保険約款の規定であるが、自動車保険のうちごく一部に保険会社等が示談代行を行わないとされているものがある。その場合においても、保険会社等に対して第一次的に求償を行って差し支えないが、第二当事者等が自動車保険を用いず自らに求償してほしい旨希望した場合には政府は第一当事者等より取得した請求権者の直接請求権を行使できないこ

とになる。また、第一当事者等の損害額がわずかであるため、第二当事者等が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したような場合には、第二当事者等の希望に沿った方がトラブルを防止し、求償事務を迅速に進めることができる。そのような場合には、納入告知書を第一次的に第二当事者等に対して送付することとするが、事前に保険会社等と密接な連携を図りながら事務処理を進めること。ただし、第二当事者等が自動車保険等の使用を希望した場合であっても、第二当事者等より速やかに応償されなかった場合には、第二当事者等に対して事前に説明をした上で保険会社等に対しても納入告知書を送付することになること。

なお、第二当事者等に対して第三者行為災害報告書の提出を求める文書を送付する際に、当該文書に自賠責保険及び自動車保険の適用対象となる事案については第一次的には保険会社等に対して求償する旨及び自動車保険等の使用を希望しない場合には事前に署に連絡してほしい旨記載してあるので留意すること。

また、保険会社等以外に納入告知を行うに際しては、第二当事者、使用者、運行供用者等不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合には、原則として債務者全員に対して同時に納入告知を行うこととするが、その場合には必要に応じ他の債務者に対しても同時に納入告知を行っている旨明示すること。ただし、例えば使用者等の一債務者より債務全額を応償する旨の意思表示が行われているような場合には、当該債務者に対してのみ第一次的に納入告知を行うこととして差し支えないこと。

(2) 納入告知等の方法

債権確認調査決定決議を行った債権については、求償権の行使を差し控える決定を併せて行ったものを除き、速やかに債務者（保険会社等を含む。）に対して納入告知を行うこと。

なお、納入告知を行う際には、納入告知書の他に請求書を併せて作成し、原則として納入告知書と請求書を債務者に対して同時に送付すること。この場合、債務者が未成年者等であるときには、債務者あての納入告知書をその法定代理人に対して送付すること。

また、自賠責保険等に対して求償する場合には、原則として請求書を保険会社等に対して送付し、保険会社等より「自賠責保険支払金額の通知」等が折り返し返送されてくるのを受けて納入告知書を送付すること。

(3) 納入告知書の記入要領

納入告知書には、歳入徴収官事務規程第９条第１項に基づき、納入者の住所及び氏名、納付すべき金額、納付目的、延滞金の計算方法等を記入すること。

その際、「納付目的」欄には、「労災保険法第12条の４第１項による損害賠償金」等と記入し納付目的を明確にするとともに、「延滞金の計算方法」欄には、「左記納付期限の翌日より元本完納の日まで年５分の割合で計算した額」等と記入し、延滞金の起算日、計算期間及び利率を明示すること。

なお、納付期限は債権確認調査決定を行った日から20日以内の適宜な日とするとともに延滞金の起算日は納付期限の翌日とすること。

また、保険会社等に対して求償する際には、納入告知書の宛名は保険会社等の名称を記入すること。納入告知書の宛名を第二当事者等の氏名又は名称とせず保険会社等の名称とした趣旨は、求償事務を行う際に保険会社等が直接求償の相手方となることを文書上明確にするとともに、第二当事者等及び保険会社等が任意に応償しない場合には、第二当事者等だけではなく保険会社等に対しても訴訟を提起することを可能にするためであるので、このような点に十分留意して事務処理を行うこと。

また、納入告知書に記入する保険会社等の名称は、例えば「○○火災海上保険株式会社」又は「○○火災海上保険株式会社○○支店」等のような表記のいずれでも差し支えないが、納入告知書の送付先は保険会社等の管轄店等とし、住所についても宛名に併せ適宜記入すること。

（参考）

歳入徴収官事務規程

第９条［文書による納入の告知］ 歳入徴収官は、その所掌に属する歳入（予算決算及び会計令第二十八条の二各号に掲げる歳入を除く。）について調査決定をした場合には、直ちに納入者の住所及び氏名、歳入科目、納入すべき金額、期限及び場所その他納付に関し必要な事項を明らかにした別紙第一号書式の納入告知書（以下「納入告知書」という。）を作製して納入者に送付しなければならない。ただし、第五条、第七条第二項及び第三項若しくは第八条の規定により調査決定をした場合は口頭による納入の告知、若しくは公告による納入の告知により納付させる場合は、この限りでない。

(4) 様式第２号(4)「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の記入要項

イ 「請求金額」欄、「算定基礎内訳①、②、③」欄及び「連絡等事項備考」欄については、決議書と複写になっているところから既に記入されているものであること。ただし、決議書の二か所の「請求金額」欄については、自賠責保険等に求償する場合で第一当事者等に重過失が認められる場合には、自賠責保険等において二重に重過失減額を行うことを防止するため、必ず斜線を引くこと。この場合、空欄に斜線を引いても、金額が記載された上に斜線を引いてもどちらでも差し支えないこと。

ロ 保険会社等以外に求償する場合には、「保険（共済）契約者氏名」欄から「相手方と保有者との関係」欄までについては記載する必要がないので、当該欄に斜線を引くこと。

ハ その他の記載要領については、用紙の裏面に記載してあるので十分に留意すること。

(5) 求償する際の添付書類

保険会社等に対して求償する際に、納入告知書以外に送付する書類は、原則として次に掲げるものとすること。送付書類を限定する趣旨は、事務処理を軽減することにあるので、保険会社等よりその他の書類の提出を求められた際には、行政としての斉一的な取扱いである旨説明し理解を求めるとともに、個別の事情を踏まえると保険会社等の要望もやむを得ないと判断される場合には、可能な範囲で要望に応じること。

なお、第一当事者等より保険会社等に対して被害者請求等が行われている場合には、既に第一当事者等より保険会社等に対して提出されている書類については改めて送付する必要はないこと。

また、保険会社等に対して送付する書類は、事務処理の簡素化を図る観点から、原本・謄本以外に署又は局において作成した写しでも差し支えないこと。

イ 「第三者行為災害による損害賠償の請求について」(様式第2号(4))

ロ 「交通事故証明書」

ただし、交通事故証明書がない場合には、「交通事故発生届」(様式第3号)

ハ 「第三者行為災害届」(届その1～届その4)

ただし、第三者行為災害届がない場合には、「第三者行為災害報告書(調査書)」(報告書その1～報告書その2)

ニ 第一当事者が死亡した場合には、「死亡診断書」または「死体検案書」

ホ 第一当事者が死亡した場合には、「戸籍謄本」

第二当事者等に対して求償する際に送付する書類についても、保険会社等に対して送付する書類に基本的には準じることとするが、第二当事者等が事実関係を十分に承知しているような場合には、一部書類の送付を省略して差し支えないこと。

(6) 時効

自賠法第19条及び商法第663条により、自賠責保険等に対する被害者請求権と自動車保険等に対する請求権者の直接請求権の消滅時効はそれぞれ2年と規定されているため、時効の中断事由が認められる場合を除き、第一当事者等が権利を行使することができた時から2年を経過した時点で消滅時効が成立することになる。そのため、消滅時効の成立により被害者請求権等が行使できなくなっている場合には、第二当事者等に対して納入告知を行うこと。

(参考)

自動車損害賠償保障法

第19条 [時効] 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

商法 第663条 [短期時効] 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ

義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

6　督促手続

納入告知を行っても納期限までに応償されない場合には、債権管理法第13条第２項及び同取扱規則第20条に基づき、債務者に対して督促状の送付等の督促手続を速やかに講じること。

この場合、自動車保険等（任意一括扱いを含む）においては、基本的に当事者間で示談が成立した後に保険金の支払いが行われる取扱いとなっていることに十分留意して事務処理を進めること。ただし、保険会社等が示談が未成立の場合であっても求償に応じることとしている場合には、保険会社等と連携を図り円滑に事務処理を進めること。

また、督促手続を行っている間に消滅時効が成立しないよう十分に注意するとともに、時効の中断事由としては、債務の承認や一部弁済等があるが、納入告知自体にも会計法第32条の規定により時効の中断の効果があることに留意すること。

（参考）

債権管理法

第13条［納入の告知及び督促］歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。）について、履行を請求するため、会計法第６条の規定によるもののほか、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

２　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限（納入の告知を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

債権管理事務取扱規則

第20条［督促の手続等］法第十三条第二項の規定により歳入徴収官等が行う履行の督促は、別紙第四号書式の督促状を債務者に送付することにより行うものとする。

ただし、必要に応じ、口頭をもつて履行の督促を行なうことができる。

会計法

第32条［納入告知の時効中断効力］法令の規定により、国がなす納入の告知は、民法第百五十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

7　強制履行手続等

(1)　強制履行手続

督促手続を講じた後相当の期間を経過してもなお債務者（保険会社等を含む）から応償されない場合には、後記(2)及び(3)の場合を除き、債権管理法第15条第３号の規定に基づき訴訟手続を講じること。さらに、債権を保全するために必要があるときには、債権管理法第18条第２項の規定に基づき仮差押又は仮処分等の保全措置を講じること。

この場合、債務者に対して債務の履行の督促をした後、強制履行手続をとるまでの猶予期間については、債務の内容、消滅時効成立までの期間の長短、債務者の資産状況及び弁済に対する誠意、強制履行措置による効果等を総合的に判断して決定すること。

なお、強制履行は不真正連帯債務を負う債務者（保険会社等を含む）が複数存在する場合には、原則としてすべての債務者に対して同時に手続をとること。

また、強制履行及び保全措置を講じることとした際には、次の事項を明らかにした書面を局の所在地を管轄区域とする法務局長（所掌は訟務部）又は地方法務局長（所掌は訟務課）に対して提出し、訴訟手続を依頼すること。

イ　債務者の住所及び氏名又は名称

ロ　債権の内容（債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項、延滞金に関する事項等）

ハ　債権の発生原因

ニ　要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由

ホ　納入告知及び督促手続等の経緯

ヘ　債権の存否又は内容についての債務者との争いの有無等

ト　証拠書類の有無及び内容

チ　法務大臣の所部の職員との連絡に当たる職員の官職氏名及び所属部局名並びに連絡先

リ　国の指定代理人とすることを必要とする者がいる場合には、その者の官職氏名及び所属部局名並びに連絡先

ヌ　その他参考となる事項

また、前記事項を記載した書面には、証拠書類及びその他必要と認められる書類のほか、債務者が法人である場合にはその法人に関する登記簿謄本、不動産に関する措置を求める場合には不動産登記簿謄本を添付すること。

（参考）

債権管理法

第15条［強制履行の請求等］歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第十三条第二項の規定による督促があ

つた後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一条第一項の措置をとる場合又は第二十四条第一項の規定により履行期限を延長する場合（他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他各省庁各庁の長が大蔵大臣と協議して定める特別の事情がある場合はこの限りでない。

一　担保の附されている債権（保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。

二　債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。

三　前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、法務大臣に対し、訴訟手続（非訴事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

第18条［その他の保全措置］①歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

②　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

③　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全する必要がある場合において、法令の規定により国が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとらなければならない。

④　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

⑤　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

(2)　徴収停止

納入告知書で定める履行期限後相当の期間を経過してもなお応償されていない場合であっても、次に定める事由に該当する場合には、債権管理法第21条第１項に基づき徴収停止とし、以後当該債権についての保全又は督促手続等は行わず債権管理事務を終了させること。

イ　法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、

差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合

ロ　債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることのできる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合その他債権管理法施行令第20条に定める事項に該当する場合

ハ　債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

（参考）

債権管理法

第21条［徴収停止］ 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く。次項において同じ。）で履行期限（履行期限の定めのない債権にあっては、第十一条第一項前段の規定による記載をした日）後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の１に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。

一　法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制施行の費用をこえないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）

二　債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制施行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合

三　債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

債権管理法施行令

第21条［徴収停止ができる場合］ 法第二十一条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえると認められる場合において、優先債権等がそのこえると認められる額の全部の弁済を受けるべきとき。

二　債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

三　歳入徴収官等が債権の履行の請求又は保全の措置をとつた後、債務者が本邦に住所又は居所を有しないこととなつた場合において、再び本邦に住所又は居所を有することとなる見込がなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

(3) 履行期限の延期

債務者が全部の債務の弁済を納期限までに履行することが困難であり、かつ債務者の有する資産の状況等を考慮した場合、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるような事案においては、債権管理法第24条の規定に基づき履行期限を延長すること。

なお、履行期限の延長は、同法施行令第25条に基づき、履行期限の延長を必要とする理由及び延長に係る履行期限等を記載した債権者からの書面による申請に基づいて行うものとし、その手続の詳細は債権管理事務取扱手引を参照すること。

（参考）

債権管理法

第24条［履行延期の特約等をすることができる場合］歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一　債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三　債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四　契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

五　損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

六　貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2　歳入徴収官等は、履行期限後においても、前項の規定により、履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この

場合においては、既に発生した延滞金（履行の延滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつているものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

債権管理法施行令

第25条［履行延期の特約等の手続］①法第二十四条の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。ただし、外国を債務者とする債権について履行延期の特約等をする場合には、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手続によることができる。

②　前項の書面は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　債務者の住所及び氏名又は名称

二　債権金額

三　債権の発生原因

四　履行期限の延長を必要とする理由

五　延長に係る履行期限

六　履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項

七　法第二十七条各号に掲げる趣旨の条件を附すること及び法第三十五条各号に掲げる事項を承諾すること。

八　その他各省各庁の長が定める事項

8　延滞金

(1)　延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金をいう。）は債権管理簿に１件として掲記した債権額（同一日に支払った補償費に係る債権額）ごとに履行期限の日より履行の日又は履行延期の特約の日（特約の日より延期利息を付することを条件とする特約をした場合にはその前日）までの期間について法定利率（年５分）により算定し徴収すること。ただし、１件の債権額が千円未満である場合及び１件の債権についての延滞金の額が100円未満である場合は徴収しないこと。

(2)　納入告知書により払い込まれた額が、その領収日までの延滞金の額と元本債権額との合計額に不足する場合には、この払い込まれた額は、まず、延滞金に充て、次いで元本に充てることとすること。

9　多数債務者に対する債権の管理

同一事案について不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合には債務者の各々に対してそれぞれ当該災害についての給付額に係る債権が生じたこととなるため債務者別に債権管理を行うこととなること。

なお、一債務者から弁済のあったときは、その額を当該債務者の債権の消滅額として債権管理簿に記入するとともに、その弁済額の限度において他の債権者についての債権額は減額して債権管理簿に記入すること。ただし、自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対する債権額は、自賠責保険金額を限度とすることとなる。

第３節　支給調整に伴う事務処理

1　支給調整に伴う事務処理 …… 53

2　「自賠責保険等のみが支払われる場合」の事務処理 …… 54

3　「自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合」の事務処理 …… 57

4　「第二当事者等より損害賠償金を直接受領する場合」の事務処理 …… 58

5　自賠責保険等及び自動車保険等に対し被害者請求等が行われている場合の
留意事項 …… 58

第3節　支給調整に伴う事務処理

1　支給調整に伴う事務処理

自賠法第2条に規定される自動車によって生じた第三者行為災害の場合には、

①　自賠責保険等のみが支払われる場合

②　第二当事者等が自動車保険等に加入しており、自賠責保険金額を超えて第一当事者等に損害が発生したため、自賠責保険金額を超える損害について自動車保険等から支払われる場合

の2通りが考えられる。

自賠責保険等及び自動車保険等と労災保険との支払事務の調整については、署より保険会社等に対して保険金支払いの有無等について照会を行い、保険会社等の回答内容に応じて、労災保険給付を行い求償事案として取り扱うか、又は労災保険給付をせず控除事案として取り扱うかについて判断を行っているところであるが、上記①の「自賠責保険等のみが支払われる場合」と②の「自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合」とではその事務処理が若干異なる。

なお、任意一括扱いにより保険金が支払われる場合があるが、この「任意一括扱い」は自動車保険等の被保険者等の利便を図った制度であることから、②の「自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合」と同様の取扱いを行うこととなる。

また、自賠法第2条に規定される自動車以外により発生した第三者行為災害または暴力行為等による第三者行為災害にあっては、当然自賠責保険等及び自動車保険等の適用はなく、第一当事者等は民法の規定するところにより損害賠償金を第二当事者等より直接受領することとなる。

したがって、支給調整に伴う事務処理は、

①　自賠責保険等のみが支払われる場合

②　自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合

③　第二当事者等より損害賠償金を直接受領する場合

によってそれぞれ異なることになる。

なお、慰謝料等労災保険の給付対象外の損害のみが保険会社等又は第二当事者等より支払われる場合には、支給調整は行われないので留意すること。

（参考）

自動車損害賠償保障法

第2条［定義］①　この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。

②　この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

③　この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

④　この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

2　「自賠責保険等のみが支払われる場合」の事務処理

(1)　損害賠償受領等の確認

イ　保険会社等への照会

署長は、労災保険給付を決定する前に第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書等により把握した自動車保険等の事故処理管轄店に対し、前記第2章第1節の4の(1)「保険会社等に対する照会」によりあらかじめ労災保険給付を予定している年月日、金額等を通知するとともに、自動車保険等に対する保険金の請求の有無、支払年月日又は支払予定年月日、損害の種類、損害額、支払額等の内訳を様式第6号の回答書を添付した上で様式第5号により照会すること。

なお、自賠責保険等の管轄店に対して照会文を送付する場合には、様式第6号の回答書に記載されている項目のうち、「4示談」及び「5過失割合に対する意見及び判断の根拠」については、照会を行わないこと。

ロ　第二当事者等からの損害賠償金受領等の確認

署長は、上記イによるほか、第二当事者等からの損害賠償金の受領の有無、示談成立の有無等を第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害調査書等により確認すること。

(2)　自賠責保険等より保険金が支払われている場合等の事務処理

イ　自賠先行で被害者請求が行われ保険金が支払われているか仮渡金の請求が行われている場合

自賠責保険等の管轄店からの前記(1)のイの照会に対する回答書等により、第一当事者等に対して自賠責保険等より保険金が支払われたこと又は第一当事者等が自賠法第17条の規定による仮渡金の請求をしていることが明らかになった場合には、自賠責保険等より自賠責保険金額に達するまで保険金の支払が行われることになるので、自賠責保険金額に達するまで労災保険給付は行わないこと。

なお、この場合には労災保険給付請求書に自賠先行であることを明示し自賠責保険等よりの保険金の支払が完了するまで労災保険給付を保留する等の措置を講じること。

（参考）

自動車損害賠償保障法

第16条［保険会社に対する損害賠償額の請求］① 第３条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

② 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免れる。

③ 第１項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基き被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

④ 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、第１項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

第17条［被害者に対する仮渡金］① 保有者が、責任保険の契約に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を第16条第１項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

② 保険会社は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

③ 保険会社は、第１項の仮渡金の金額が支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

④ 保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、第１項の仮渡金を支払つたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

ロ 自賠責保険等へ被害者請求が行われているが、保険金が未だ支払われていない場合

自賠責保険等の管轄店からの前記(1)のイの照会に対する回答書等により、第一当事者等より被害者請求が行われているが未だ保険金が支払われていないことが判明した場合には、署は保険会社等と速やかに協議を行うこと。

この場合、署長より保険会社等に対して保険金の支払いの有無等について照会を行ったということは、第一当事者等より署長に対して労災保険の給付請求が既に行われているという事実を踏まえたものであるため、保険会社等においても重複てん補を防止するための措置が講じられることになるが、署においても、保険会社等と連携を図りつつ第一当事者等の意向が自賠先行か労災保険先行かを速やかに確認して、第一当事者等の意向に沿って事務処理を

進めること。

なお、第一当事者等の意向を確認することなく、自賠責保険等より保険金が支払われるまでいたずらに労災保険給付を保留することがないように十分に留意すること。

ハ　自賠先行で加害者請求が行われている場合

自賠責保険等の管轄店からの回答書等により第二当事者等（被保険者）に対し保険金が支払われたこと又は第二当事者等より保険金の請求があったことが確認された場合には、第二当事者等より第一当事者等に対して支払われた損害賠償の内訳及び金額を調査し、支給調整を行う必要が認められる限度において労災保険給付を行わないこと。

ニ　自賠責保険等の管轄店から署長に対し第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合

自賠責保険等の管轄店から署長に対し、第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合には、当該管轄店より速やかに署長に対しその旨連絡があることになっているが、その連絡が行われた時点で労災保険給付が既に行われていた場合には、第一当事者等が保険会社等に対して有していた被害者請求権等をその価額の限度において既に政府が取得しているところから、局長は保険会社等に対して求償することとなること。

なお、第一当事者等が自賠責保険等への請求換えを希望した場合を除き、署長は労災保険給付を継続して行うこと。

この場合、第一当事者等より保険会社等に対して行われた保険金の支払請求の中には、慰謝料等労災保険の給付対象としていない損害が含まれることもあり得るが、そのような事案で労災保険からの求償と第一当事者等よりの慰謝料等の請求の合算額が自賠責保険金額を超過する場合には、保険会社等は政府と第一当事者等に対して按分比例して支払いを行うこととなるので留意すること。

ホ　自賠責保険等の管轄店に対して第一当事者等より被害者請求が行われていない場合

自賠責保険等の管轄店からの回答書等により、第一当事者等より自賠責保険等に対して保険金の請求が行われていないことが確認された場合は、署長は速やかに労災保険給付を行い、局長は保険会社等に対して求償すること。

また、労働福祉事業による特別支給金は援護金的な性格を有することから、第一当事者等に生じた損害をてん補することを目的とする損害賠償とは、制度の趣旨、目的を異にするものであり、第三者行為災害においては支給調整の対象とはならず、あくまで労災保険給付との間でのみ支給調整が行われるものであることに留意すること。

3 「自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合」の事務処理

自賠責保険等に係る部分の事務処理は、前記2に準じて行うこと。

また、自動車保険等に係る部分の事務処理は、下記(1)及び(2)によることとするが、任意一括扱いとされている事案にあっては、自動車保険等を取扱う保険会社等を相手方として事務処理を行うこと。

(1) 損害賠償金受領等の確認

イ 保険会社等への照会

署長は、労災保険給付を決定する前に第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書等により把握した自賠責保険等の管轄店に対し、前記第2章第1節の4の(1)「保険会社等に対する照会」によりあらかじめ労災保険給付を予定している年月日、金額等を通知するとともに、自賠責保険等に対する保険金請求の有無、支払年月日又は支払予定年月日、損害の種類、損害額、支払額等の内訳を様式第6号の回答書を添付した上で様式第5号により照会すること。

なお、この照会においては、第一当事者、第二当事者双方の過失割合についての保険会社の意見を徴することとしているので、災害発生状況等過失割合の判断に必要な参考資料を添付すること。この場合、添付する参考資料は、第三者行為災害届の写しで差し支えないこと。

また、上記の署長が行った照会に対しては保険会社等から遅滞なく回答が行われることになるが、回答書に記載される事項のうち過失割合についての保険会社等の意見には、その判断の根拠が示されるものであること。判断の根拠としては、「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準（別冊判例タイムズ第1号）」における事故の態様または判例等が考えられること。

ロ 第二当事者等からの損害賠償金受領等の確認

署長は上記(イ)によるほか、第二当事者等からの損害賠償金受領の有無、示談成立の有無等を第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害調査書等により確認すること。

(2) 自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理

自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理については、前記2「自賠責保険等のみが支払われる場合」の事務処理における「(2) 自賠責保険等より保険金が支払われる場合等の事務処理」の場合と同様に取り扱うこと。

なお、この場合、「自賠先行」は「任意先行」に、「自賠責保険等」は「自動車保険等」に、「被害者請求」は「請求権者の直接請求」にそれぞれ読み替えて取り扱うこと。

4 「第二当事者等より損害賠償金を直接受領する場合」の事務処理

(1) 損害賠償金受領等の確認

署長は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害調査書等により第二当事者等からの損害賠償金の受領の有無、示談成立の有無等を確認するとともに、労災保険給付を行う直前においても再度損害賠償金の受領の有無等を当事者に対して電話等により確認すること。

なお、示談については、前記第1章「6　示談が成立した場合の取扱い」に十分留意して取り扱うこと。

(2) 第二当事者等より損害賠償金を受領している場合の控除

第一当事者等に対して第二当事者等より損害賠償が行われたことが明らかになった場合には、当該損害賠償の内訳（損害項目等）及び金額を確認の上、支給調整を行う必要が認められる限度において労災保険給付を行わないこと。

5 自賠責保険等及び自動車保険等に対し被害者請求等が行われている場合の留意事項

(1) 第一当事者等より保険会社等と署に対し、同一損害について重複して請求が行われたことが明らかになった場合には、原則として労災保険側だけではなく保険会社等においても保険金の支払いを一時留保する等の重複てん補防止措置が講じられることとなるため、単に保険会社等から支払いが行われるのを待って控除事案として取り扱うのではなく、第一当事者等の意向を速やかに確認する等事務処理の一層の迅速化に努めること。

(2) 第一当事者等より重複請求が行われていることが明らかとなった時点、すなわち保険会社等においては署より照会があった時点、署においては保険会社等から回答若しくは連絡があった時点で、保険会社等と署が連携を図りつつ、第一当事者等の意向を速やかに確認した上で、いずれを先行させるかを判断して処理を進めることになっているため、第一当事者等の意向を確認する作業が速やかに行われない場合には、第一当事者等に対して迅速に損害てん補を行えず被災者保護に欠けることとなるので、保険会社等と密接に連絡を取りつつ、署においても主体的に事務処理を進めること。

第4節　控除

1　原則的控除方法 …… 61

2　具体的控除方法 …… 63

3　年金給付の調整の伴う事務処理 …… 74

第4節　控除

1　原則的控除方法

(1)　労災保険給付の請求を行った者が、第二当事者等又は保険会社等から労災保険に先立って損害賠償金又は保険金の支払を受けている場合には、労災保険が給付すべき額から、第一当事者等が受領した損害賠償金又は保険金の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合にのみ労災保険を給付することになること。

この場合、第一当事者等から請求が行われたもののうち、第一当事者等が受領した損害賠償金又は保険金を控除した部分について支給決定を行うのではなく、要件に該当する場合には請求額すべてについて支給決定を行い、その後支払を行う際に支給調整を行った上で労災保険を給付することに留意すること。

(2)　控除の対象となる損害賠償金又は保険金の範囲は、労災保険給付と同一の事由のものに限定されること。

具体的には、表1右欄に掲げる損害項目に応ずる損害てん補を受けたときに、それぞれの損害項目に対応する表1左欄に掲げる保険給付から「控除」することとなること。

表1　労災保険給付と損害賠償項目の対比表

「控除」する労災保険給付	「控除」される損害賠償の損害項目
療養（補償）給付	治療費
休業（補償）給付	休業により喪失した得べかりし利益
傷病（補償）年金	同上
障害（補償）給付	身体障害により喪失又は減少した得べかりし利益
介護（補償）給付	介護費用
遺族（補償）年金	労働者の死亡により遺族が喪失した得べかりし利益
葬祭料（葬祭給付）	葬祭費

したがって、受給者の精神的苦痛に対する慰謝料及び労災保険給付の対象外のもの（例えば遺体捜索費、義肢、補聴器等）は、同一事由によるものではないので控除の対象とはならないこと。

(3) 控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に支払うべき労災保険給付を限度として行うこと。

したがって、年金給付については、災害発生後3年以内に支給事由の生じた年金給付について支給停止を行うこととなるが、支給停止を行う期間は災害発生後3年を限度とすることになること。

なお、再発に係る労災保険給付については、当該労災保険給付に先立って第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償金又は保険金を受領している場合には、その損害賠償金又は保険金が再発により生じた損害について支払われている場合に限り、災害発生後3年以内に支払うべき保険給付を限度として当該金額を控除すること。

また、控除を行う期間を災害発生後3年間としているのは、

① 労災保険法は第一当事者の保護を第一の目的としていることから労災保険給付の対象となっている災害について多年にわたる控除を行うことは労災保険法の制度の趣旨に反すること

② 長期にわたる控除は求償権の行使を災害発生から3年間としていることとの均衡を失する結果となること

等から災害発生日より3年経過後においては必要な補償を必要な期間行うことが適当であると考えられるためである。

2　具体的控除方法

第一当事者等が受けた又は受けるべき損害賠償の内訳及び金額等を前記１により確認後、前記１の(2)の表１「労災保険給付と損害賠償項目の対比表」の損害項目に応じ次により控除を行うこと。

(1)　療養（補償）給付及び休業（補償）給付の控除

労災保険と民事損害賠償との支給調整を行う必要があり、かつ、民事損害賠償が先行している場合には、労災保険はその限度において給付を行わないこと。

したがって、療養（補償）給付にあっては、診療費として自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた中に療養（補償）給付の対象範囲外のものが含まれている場合（労働福祉事業として行われる外科後処置、アフターケア及び義肢等を含む。）には、その額を控除して得た額を控除することになること。また、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた損害賠償における診療費の診療単価が労災保険の診療単価と異なるときは、労災保険の診療単価に換算して得た額を療養（補償）給付の額から控除することになること。

一方、休業（補償）給付に当たっては、休業（補償）給付が給付基礎日額の60％に相当する額を給付するのに対し、自賠責保険等、自動車保険等及び第二当事者等より支払われる損害賠償においては、１日当たりの日収相当額の100％をてん補することになることから、この日収相当額のうち労災保険給付に相当する分を算出する必要があるため、具体的控除に当たっては、後記の具体例を参照の上、適正に事務処理を行うこと。

なお、前記第３節に記載した事務処理により確認した結果、自賠責保険等、自動車保険等及び第二当事者等よりの損害賠償の支払内訳が不明な場合にあっては、自賠責保険等及び自動車保険等の管轄店、第一当事者等又は第二当事者等に対して損害調査額又は損害請求額を照会し、その損害項目の内訳を確認した上で各損害項目ごとに比例按分する方法により支給調整を行うこと。

また、控除を行う期間は、災害発生後３年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後３年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

具体例

第一当事者が自賠責保険に1,832,022円請求し、自賠責保険から限度額の120万円が支給された場合

（自賠責保険への請求）

①診療費	778,122円	（ 80日分）
②看護料	172,000円	（ 20日分）
③通院費	60,300円	（ 60日分）
④治療関係雑費	40,000円	（ 80日分）
⑤休業損害	453,600円	（5,670円×80日分）
⑥慰謝料	328,000円	（4,100円×80日分）
計	1,832,022円	

（按分比例）

① $1{,}200{,}000円 \times \frac{778{,}122}{1{,}832{,}022} = 509{,}681円$

② $1{,}200{,}000円 \times \frac{172{,}000}{1{,}832{,}022} = 112{,}662円$

③ $1{,}200{,}000円 \times \frac{60{,}300}{1{,}832{,}022} = 39{,}497円$

④ $1{,}200{,}000円 \times \frac{40{,}000}{1{,}832{,}022} = 26{,}201円$

⑤ $1{,}200{,}000円 \times \frac{453{,}600}{1{,}832{,}022} = 297{,}114円$

⑥ $1{,}200{,}000円 \times \frac{328{,}000}{1{,}832{,}022} = 214{,}845円$

計　1,200,000円

① 診療費の支払

㋑ 778,122円－509,981円＝268,441円

㋺ 労災保険の療養給付の範囲外のものが30,000円含まれているとした場合。

$(778{,}122円 - 30{,}000円) - \left(1{,}200{,}000円 \times \frac{778{,}122円 - 30{,}000円}{1{,}832{,}022}\right)$

＝258,092円

㈩　自賠責保険の診療単価が25円、労災保険の診療単価が11円50銭である場合。

$(778,122円 - 509,981円) \times \frac{11.5円}{25円} = 123,483円$

②　看護料、③通院費については、診療費と同様の方法により調整を行う。④及び⑥は労災保険の支給対象外のため労災保険の給付は行わない。⑤休業損害については次の方法により調整を行う。

a　自賠責保険の１日当たり日収相当額より労災保険の給付基礎日額の60％が高い場合

1　自賠責保険の１日当たりの日収相当額 …… 5,670円

2　労災保険の給付基礎日額 …… 10,000円

（１日当たり休業給付額 …… 6,000円）

3　（80日－53日）なる式中52日を控除せず、53日としたのは、端数（余り2,274円）を生じたため。

297,114円÷5,670＝52日……余り2,274円

労災保険から支給すべき額

$\underbrace{(6,000円 - 5,670円) \times (52日 - 3日)}_{16,170円} + \underbrace{(6,000円 - 2,274円)}_{3,726円}$

$+ \underbrace{(80日 - 53日) \times 6,000円}_{162,000円} = \underline{\underline{181,896円}}$

（なお、自賠責以外に第三者から損害賠償を受けている場合には、その額について再調整することとなる。）

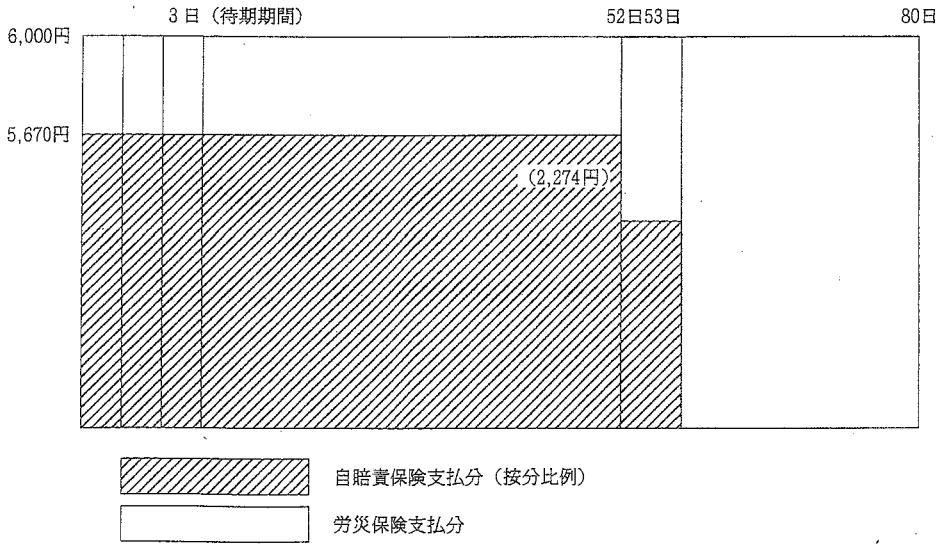

b　自賠責保険の１日当たりの日収相当額より労災保険の給付基礎日額の60％が低い場合

1　自賠責保険の１日当たりの日収相当額 …… 5,670円

2　労災保険の給付基礎日額 …… 6,000円

（１日当たり休業給付額 …… 4,240円）

3　（80日－53日）なる式中52日を控除せず53日としたのは、端数（余り2,274円）を生じたため。

297,114円÷5,670円＝52日……余り2,274円

労災保険から支給すべき額

（4,240－2,274円）＋（80日－53日）×4,240円＝116,446円

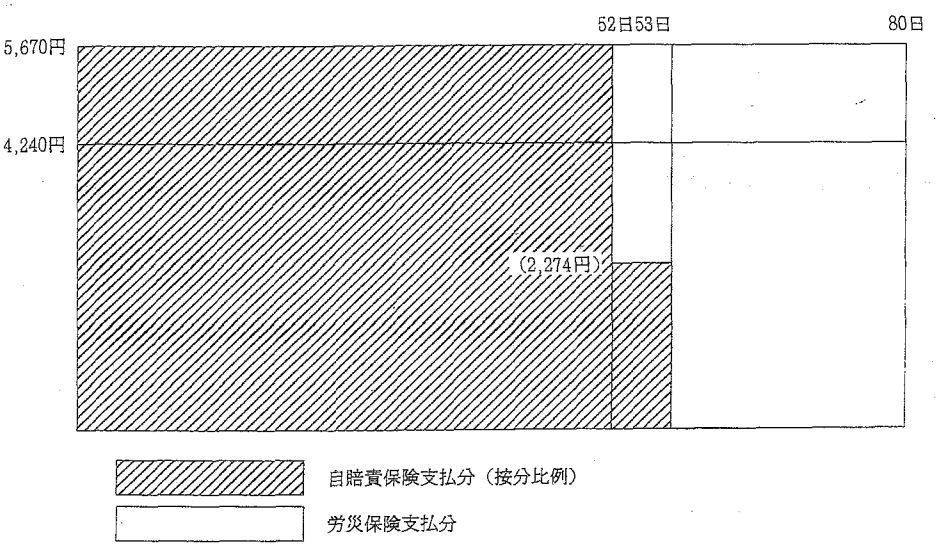

なお、端数が労災保険の１日当たりの休業給付額を超える場合については、労災保険から相当日については支給するべき額はない（端数で労災保険の１日当たり休業給付額との差額を端数額当日以降に支給すべき労災保険給付額より差し引くことはない。）。

c　自賠責保険の１日当たりの日収相当額と労災保険の給付基礎日額の60％が同額の場合

1　自賠責保険の１日当たりの日収相当額…… 5,670円

2　労災保険の給付基礎日額…… 9,450円

（１日当たり休業給付額…… 5,670円）

3　（80日－53日）なる式中52日控除せず53日としたのは、端数（余り2,274円）を生じたため。

297,114円÷5,670円＝52日……余り2,274円

労災保険から支給すべき額

（5,670円－2,274円）＋（80日－53日）×5,670円＝156,486円

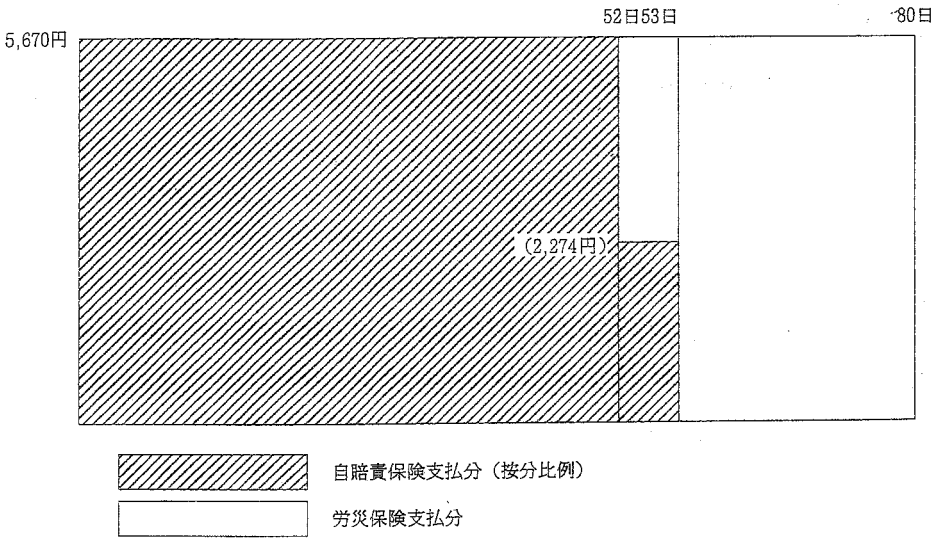

（参　考）

被災労働者の委任を受けた医療機関が自賠責保険等の限度額の一部として診療費を受領している場合は次により按分比例を行う。

具　体　例

医療機関が診療費778,112円を受領している場合

① 診　療　費　　778,122円

② 看　護　料　　$\underbrace{(1{,}200{,}000円-778{,}122円)}_{421{,}878円} \times \dfrac{172{,}000円}{\underbrace{1{,}832{,}022円-778{,}122円}_{1{,}053{,}900}}$

$=68{,}852円$

③ 通　院　費　　$421{,}878円 \times \dfrac{60{,}300円}{1{,}053{,}900円} = 24{,}138円$

④ 治療関係雑費　　$421{,}878円 \times \dfrac{40{,}000円}{1{,}053{,}900円} = 16{,}012円$

⑤ 休　業　損　害　　$421{,}878円 \times \dfrac{453{,}600円}{1{,}053{,}900円} = 181{,}577円$

⑥ 慰　謝　料　　$421{,}878円 \times \dfrac{328{,}000円}{1{,}053{,}900円} = 131{,}299円$

計　　1,200,000円

(2) 傷病（補償）年金の控除

傷病（補償）年金を受給することとなった場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた休業損害に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）を傷病（補償）年金の額より控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、控除を行う期間は、災害発生後３年以内に支給事由の生じた傷病（補償）年金であって災害発生後３年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

(3) 障害（補償）給付の控除

第一当事者が自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より後遺障害について保険金又は損害賠償（逸失利益）を受領した場合は、当該保険金又は損害賠償の額を障害（補償）給付の額より控除する方法により支給調整を行うこと。ただし、自賠責保険等においては、後遺障害を有する者に対して障害等級第１級から第14級までの区分に応じ一定額が慰謝料として、また、一定額が逸失利益相当額として支給されるので、障害（補償）給付の支給調整に当たっては表２「自賠責保険における後遺障害による損害額一覧表」における逸失利益相当額欄に掲げる額に留意して控除すること。

イ　障害（補償）年金の場合

障害等級が第1級から第7級に該当する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた後遺障害に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に達するまでの間、障害（補償）年金の支給を停止すること。

なお、控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた障害（補償）年金であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

ロ　障害（補償）年金前払一時金の場合

障害（補償）年金受給者が障害（補償）年金前払一時金の支給を選択した場合には、当該受給者が受けた自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた後遺障害に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）を障害（補償）年金前払一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた障害（補償）年金前払一時金であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

ハ　障害（補償）一時金の場合

障害等級が第8級から第14級に該当する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して行われた後遺障害に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）を障害（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた障害（補償）一時金であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

また、障害（補償）年金受給者の障害の程度が、災害発生後3年以内に変更したことにより障害（補償）一時金を受けることとなった場合は、年金の支給停止期間に支給されるべきであった障害（補償）年金の合計額が、当該受給者が受領した自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた後遺障害に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に達しないときは、その差額を障害（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、表2において被扶養者があるときとは、原則として

①被害者が男子の場合は、配偶者、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかがいる場合

②被害者が女子の場合は、配偶者がなく、かつ、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかがいる場合

をいうこと。

また、上記①、②以外の場合であっても、「未成年の兄弟姉妹」等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者あるものとして取り扱われるものであること。

表2　自賠責保険における後遺障害による損害額一覧表

（単位：万円）

事項 / 等級	保険金額等の限度額	内訳	
		慰謝料の額	逸失利益相当額
第1級	3,000	1,050	1,950
（被扶養者のあるとき）		(1,250)	(1,750)
第2級	2,590	918	1,672
（被扶養者のあるとき）		(1,088)	(1,502)
第3級	2,219	797	1,422
（被扶養者のあるとき）		(941)	(1,278)
第4級	1,889	687	1,202
第5級	1,584	580	994
第6級	1,296	484	812
第7級	1,051	399	652
第8級	819	317	502
第9級	616	241	375
第10級	461	184	277
第11級	331	134	197
第12級	224	92	132
第13級	139	57	82
第14級	75	32	43

（平成8年10月現在）

(4)　介護（補償）給付の控除

介護（補償）給付にあっては、介護費用として自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた保険金額又は損害賠償額の中に介護（補償）給付の対象範囲外のものが含まれている場合には、その額を差し引いて得た額を介護（補償）給付の額から控除する方法により支給調整を行うこと。（自賠責保険等においては、将来の介護損害は支払われないので、支給調整の対象とはならない。）

なお、控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた介護（補償）給付であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

また、介護（補償）給付の控除は、同給付に係る障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の支

給事由となる障害の原因となる負傷又は疾病が平成8年4月1日以降に発生したものについて行うこと。

(5) 遺族（補償）給付の控除

遺族（補償）給付の受給者が、第一当事者の死亡による損害賠償（逸失利益相当額）として自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より保険金又は損害賠償を受領した場合には遺族（補償）給付の額から当該保険金額又は損害賠償額を控除する方法により支給調整を行うこと。ただし、自賠責保険等においては、第一当事者が死亡した場合（死亡にいたるまでの損害を除く。）、原則としてとして3,000万円（平成8年10月現在）を限度として保険金が支払われる取扱いとなっているが、この額は葬祭費の額、死亡による逸失利益相当額及び慰謝料の額の合計額となっているところから、遺族（補償）給付の支給に当たっては表3「自賠責保険における死亡による損害額一覧表」における逸失利益相当額欄に掲げる額に留意して控除すること。

イ 遺族（補償）年金の場合

遺族（補償）年金の場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より受給者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に達するまでの間、遺族（補償）年金の支給を停止すること。この場合、受給者が受領した保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に受給者の法定相続割合を乗じて算出すること。

なお、控除を行う期間は災害発生後3年以内に支給事由の生じた遺族（補償）年金であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

ロ 転給の場合

転給により遺族（補償）年金の受給者となった場合は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該受給者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に達するまでの間、遺族（補償）年金額の支給を停止すること。この場合、転給による受給者が受領した保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に転給による受給者の法定相続割合を乗じて算出すること。

なお、控除を行う期間は災害発生後3年以内に支給事由の生じた遺族（補償）年金であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

ハ 遺族（補償）年金前払一時金の場合

遺族（補償）年金受給者が遺族（補償）年金前払一時金の支給を選択した場合には、当該受給者が受けた自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）を遺族（補償）年金前払一時金の額から控

除する方法により支給調整を行うこと。この場合、当該受給者が受領した保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に受給者の法定相続割合を乗じて算出すること。

なお、控除を行う期間は災害発生後３年以内に支給事由の生じた遺族（補償）年金前払一時金であって、災害発生後３年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

ニ　遺族（補償）一時金の場合

労災保険法第16条の６第１項第１号及び第22条の４の規定に基づき遺族（補償）一時金を給付する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該受給者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）を遺族（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、災害発生後３年以内に、遺族（補償）年金を受給する権利を有する者の権利が消滅した場合において、労災法第16条の６第１項第２号及び第22条の４の規定に基づき遺族（補償）一時金を受給することとなった場合については、給付されるべきであった遺族（補償）年金の合計額（支給停止分）が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該遺族（補償）一時金を受給することとなった遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る保険金額又は損害賠償額（逸失利益相当額）に達しないときは、その差額を遺族（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

また、控除を行う期間は、災害発生後３年以内に支給事由の生じた遺族（補償）一時金であって、災害発生後３年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

(6)　葬祭料（葬祭給付）の控除

葬祭料（葬祭給付）の受給者が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より葬祭の費用について保険金又は損害賠償金（逸失利益相当額）を受領した場合には、葬祭料（葬祭給付）の額から当該保険金又は損害賠償金の額を控除する方法により支給調整を行うこと。ただし、自賠責保険等においては、葬祭費の額として原則として55万円（平成８年10月現在）が支給されることとなるが、立証資料等により55万円を超えることが明らかな場合においては、80万円程度の範囲内で妥当な額を認める取扱いとされており、当該取扱いに留意して控除すること。

なお、控除を行う期間は、災害発生後３年以内に支給事由の生じた葬祭料（葬祭給付）であって、災害発生後３年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

表3　自賠責保険における死亡による損害額一覧表

（単位：万円）

保険金額等の限度額	葬祭費の額	慰謝料の額		逸失利益相当額
		死亡本人の慰謝料の額	遺族の慰謝料の額	
3，000	55	350	請求権者1名の場合 500 （死亡労働者に被扶養者があるとき　700）	同左 2，095 （同左 1，895）
			請求権者2名の場合 600 （死亡労働者に被扶養者があるとき　800）	同左 1，995 （同左 1，795）
			請求権者3名以上の場合　700 （死亡労働者に被扶養者があるとき　900）	同左 1，895 （同左 1，695）

(注)1．請求権者とは、死亡労働者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）であって、自賠責保険等の慰謝料の請求権者となる者をいう。

2．平成8年10月現在

(7)　未支給の労災保険給付の控除

死亡した本来の労災保険給付の受給権者が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より保険金又は損害賠償金の支払いを受けなかったため、未支給の労災保険給付の受給権者（労災保険法第11条における請求権者又は相続人）が死亡した本来の労災保険給付の受給権者より承継した損害賠償請求権に基づき自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より未支給の労災保険給付と同一の損害について保険金又は損害賠償金（逸失利益相当額）の支払いを受けたときは、その額を未支給の労災保険給付の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた未支給の労災保険給付であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として行うこと。

3　年金給付の調整に伴う事務処理

(1)　年金給付の支給停止等

イ　支給停止の開始

(イ)　第一当事者等が労災年金の支給決定前に損害賠償金（以下、本項において保険会社等から支払われる保険金を含む。）を受領したときには、支給事由発生の月の翌月から支給停止とすること。

(ロ)　労災年金の支給開始後に損害賠償金の支払が行われた場合は、第一当事者等が保険会社等又は第二当事者等より損害賠償金を受領した日（以下「損害賠償受領日」という。）の属する支払期に支給すべき年金から停止することとなること。

ロ　支給停止の解除

支給停止が解除される月は、支給すべき年金額が受領した損害賠償金に達する月とし、その期間は災害発生後満３年経過の日の属する月を限度とすること。

(2)　支給停止及び支給停止解除の事務処理

イ　支給停止

(イ)　民事損害賠償先行の場合

労災年金の支給決定前に損害賠償金の支払が行われた場合は、登録帳票（３９５６０）の三者損賠情報㉛～㉝に必要事項を記入の上入力し、出力された支給決定・支払決議書により決議すること。受給権者に対しては、支給決定通知書（４５１）により通知すること。

(ロ)　労災年金先行の場合

労災年金の支給開始後に損害賠償金の支払が行われた場合は、訂正帳票（３９５６３）の三者損賠情報訂正により出力した訂正決議書により決議すること。受給権者に対しては、変更決定通知書（４５３）により通知すること。

なお、署が損害賠償金を受領した事実を知った日が損害賠償受領日より相当経過した日である等の理由により、支給停止の開始が損害賠償受領日の属する支払期の次期以降となった場合にあっては、損害賠償受領日の属する支払期以降の既支給済額は、債権管理することになるので別途文書報告を行うこと。

(ハ)　転給した場合

a　受給権者が失権し、転給した新受給権者に既に損害賠償金の支払が行われていた場合は、転給処理と併せ、変更帳票（３９５６２）で三者損賠情報を入力し変更決議すること。この場合の支給停止の開始は、転給した月の翌月となること。新受給権者に対しては、変更決定通知書（４５３）により通知すること。

b　新受給権者に転給後損害賠償金の支払が行われた場合は、訂正帳票（３９５６３）で三者損賠情報を入力し訂正決議すること。この場合の支給停止の開始は、上記（ロ）と同様

であること。新受給権者に対しては、変更決定通知書（４５３）により通知すること。

(ニ) 誤って入力した場合

既に入力した三者損賠受領額又は三者損賠受領年月日等に誤りがありそれを訂正する場合は、訂正帳票（３９５６３）により三者損賠情報を訂正すること。

ロ　支給停止解除

支給停止解除に関する決定決議は「年金たる保険給付の支給停止、支給停止解除、支払決議書（職権決議用）」（年金決議様式第４号）により行い、受給権者に対しては変更決定通知書（４５３）により通知すること。

なお、本省（労災保険業務室）からも、受給権者に対して「労災年金の支給開始についてのお知らせ」が送付されること。

（機械処理事務については、「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）」を参照のこと。）

第5節　求償

1　求償額の算出方法 …… 79

2　求償を行う期間 …… 88

3　求償権を行使する際の留意事項について …… 89

4　求償権の行使の差し控えについて …… 91

5　第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の取扱いについて…… 102

第5節　求償

1　求償額の算出方法

求償は、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を政府が保険給付の価額の限度で取得するものであるから、求償額は、同一の事由に関し第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償額の範囲で算出することとなる。

この場合、第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償には、不法行為責任を負う第二当事者、使用者責任を負う使用者、運行供用者責任を負う運行使用者等に対して請求し得る損害賠償だけではなく、自賠責保険等及び自動車保険等を取り扱っている保険会社等に対して請求し得る保険金をも含むものである。

したがって、政府が求償することができる額は、同一の事由に関し、第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償額と労災保険給付額とを比較していずれか低い額となるが、第一当事者等が請求し得る損害賠償額の中には、労災保険の支給対象とされていない慰謝料等も含まれているところから、労災保険給付額と比較する際には、損害確定時において総損害額と比較する場合を除き、労災保険の支給項目に対応する損害賠償に限定されることになる。

第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額は、図1「第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額」のとおり、第一当事者等に生じた損害額を基礎とし、この額に第一当事者の過失割合及び第二当事者にも損害が生じた場合にあっては当該損害額を考慮し、更に第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より既に損害賠償金又は保険金を受領している場合にあっては、当該受領額を控除することにより算出する。

具体的には次のとおりである。

図１　第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額

第一当事者等に生じた損害額の把握

イ　治療費

ロ　休業により喪失した得べかりし利益

（給付基礎日額×休業日数）

ハ　身体障害により喪失又は減少した得べかりし利益

ニ　第一当事者の死亡により遺族が喪失した得べかりし利益

（給付基礎日額×労働能力喪失率×新ホフマン係数×相続割合）

ホ　葬祭料

ヘ　介護費用

イ～への合計額　……（１）

↓

過失割合の認定

（第一当事者の過失割合Ａ　　第二当事者の過失割合Ｂ）……（２）

↓

第二当事者にも損害が生じた場合にあっては、第二当事者に生じた損害の把握

イ　治療費

ロ　休業により喪失した得べかりし利益

（給付基礎日額×休業日数）

ハ　身体障害により喪失又は減少した得べかりし利益

ニ　第二当事者の死亡により遺族が喪失した得べかりし利益

（給付基礎日額×労働能力喪失率×新ホフマン係数×相続割合）

ホ　葬祭料

ヘ　介護費用

イ～への合計額　……（３）

↓

第一当事者等が第二当事者等に対し請求し得る損害賠償額

（１）×（１－Ａ）　－　（３）　×　（１－Ｂ）　……（４）

↓

第一当事者等が既に同一事由について第二当事者等より損害賠償を受領している場合

（４）の額－受領済額　……（５）

(1) 第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額

イ　第一当事者等に生じた損害額の算出方法

(イ) 治療費

治療費については、療養（補償）給付の範囲と同一の基準により算定される額とすること。

(ロ) 休業損害

休業損害については、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額とすること。ただし、給付基礎日額が労災保険法施行規則第９条第１項第４号の規定による最低保障額の適用を受けた場合であって、平均賃金に相当する額又は労災保険法施行規則第９条第１項第１号から同条第３号の定めるところによって算定された額が明らかに給付基礎日額を下回る場合には、当該平均賃金相当額に休業日数を乗じて得た額とすること。

なお、特別加入者に係る休業損害については、第一当事者の１日当たりの稼得能力に応じて算出するのが原則であるが、第一当事者の１日当たりの稼得能力の算出が困難である等の事情により、１日当たりの稼得能力により休業損害を算出することが適当でないと認められるときは、特別加入承認時に局長が定めた給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額により算出して差し支えないこと。

また、第一当事者が傷病（補償）年金の受給者となった場合における休業損害は、傷病（補償）年金が療養開始後１年６箇月を経過した日以後において傷病等級に該当する一定の重篤な状態にある者は、以後においても治ゆすることはないのが通例であることから、この場合における休業損害は次式により算出すること。

損害額＝給付基礎日額×３６５×労働能力喪失率（１００／１００）
×療養開始日の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数

なお、労働能力喪失率及び就労可能年数に対応する新ホフマン係数は、表４及び表５のとおりである。

表４　労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率	障害等級	労働能力喪失率
第１級	100／100	第８級	45／100
第２級	100／100	第９級	35／100
第３級	100／100	第10級	27／100
第４級	92／100	第11級	20／100
第５級	79／100	第12級	14／100
第６級	67／100	第13級	9／100
第７級	56／100	第14級	5／100

表 5

就労可能年数と新ホフマン係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年令	幼児・学生・無職者		有職者	
	就労可能年数	係数	就労可能年数	係数
歳	年		年	
0	49	16.419	67	29.022
1	49	16.716	66	28.793
2	49	17.024	65	28.560
3	49	17.344	64	28.325
4	49	17.678	63	28.087
5	49	18.025	62	27.846
6	49	18.387	61	27.602
7	49	18.765	60	27.355
8	49	19.160	59	27.105
9	49	19.574	58	26.852
10	49	20.006	57	26.595
11	49	20.461	56	26.335
12	49	20.938	55	26.072
13	49	21.442	54	25.806
14	49	21.971	53	25.535
15	49	22.530	52	25.261
16	49	23.123	51	24.984
17	49	23.750	50	24.702

(2) 18歳以上の者に適用する表

年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数
歳	年		歳	年		歳	年		歳	年	
18	49	24.416	38	29	17.629	58	11	8.590	78	4	3.564
19	48	24.126	39	28	17.721	59	11	8.590	79	4	3.564
20	47	23.832	40	27	16.804	60	10	7.945	80	4	3.564
21	46	23.534	41	26	16.379	61	10	7.945	81	4	3.564
22	45	23.321	42	25	15.944	62	9	7.278	82	3	2.731
23	44	22.923	43	24	15.500	63	9	7.278	83	3	2.731
24	43	22.621	44	23	15.045	64	9	7.278	84	3	2.731
25	42	22.293	45	22	14.580	65	8	6.589	85	3	2.731
26	41	21.970	46	21	14.104	66	8	6.589	86	3	2.731
27	40	21.643	47	20	13.616	67	8	6.589	87	3	2.731
28	39	21.309	48	19	13.116	68	7	5.874	88	2	1.861
29	38	20.970	49	18	12.603	69	7	5.874	89	2	1.861
30	37	20.625	50	17	12.077	70	6	5.134	90	2	1.861
31	36	20.275	51	16	11.536	71	6	5.134	91	2	1.861
32	35	19.917	52	15	10.981	72	6	5.134	92	2	1.861
33	34	19.554	53	14	10.409	73	6	5.134	93	2	1.861
34	33	19.183	54	13	9.821	74	5	4.364	94	2	1.861
35	32	18.806	55	12	9.215	75	5	4.364	95	2	1.861
36	31	18.421	56	12	9.215	76	5	4.364	96	2	1.861
37	30	18.029	57	11	8.590	77	4	3.564	97～	1	0.952

(注) 1．18歳未満の有職者及び18歳以上の者の場合の就労可能年数については、
(1) 56歳未満の者は、67歳から被害者の年令を控除した年数とした。
(2) 56歳以上の者は、平均余命年数の½とし、端数は切上げた。
2．幼児、18歳未満の学生及び無職者の場合の就労可能年数及び新ホフマン係数は、下記（例）に準じて算出する。
（例）3歳の場合
(1) 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 28.325
(2) 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.981
(3) 就労可能年数 49年（64年－15年）
(4) 適用する係数 17.344（28.325－10.981）

(ハ) 障害による損害

治ゆ後において身体に障害が残ったため、従前の労働能力を喪失し又は労働能力が減少した場合には、これによって喪失し又は減少した得べかりし利益について損害賠償を請求できるが、この場合の損失は次により算出すること。

損害額＝給付基礎日額×３６５×労働能力喪失率 ×治ゆ時の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数

ただし、当該労働者が障害（補償）給付を受けた後においても従前の労務に引き続き服し得る等の理由により、治ゆ後に当該身体障害に基づく労働能力の喪失又は減少による損害が具体的に生じないと認められる場合には、当該身体障害による喪失し又は減少した得べかりし利益は生じないものとして取り扱うこと。

(ニ) 死亡による損害

第一当事者が死亡したことに伴い遺族（補償）給付の受給者が取得する損害賠償請求権は、第一当事者が死亡したため将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害のうち当該受給者が相続により承継したもの及び第一当事者が死亡したために将来に向かって第一当事者から当該受給者が扶養を受けられなくなったことによる損害に係るもの（被扶養利益等）並びに葬祭に要した費用（葬祭費）により構成される。

a　死亡による逸失利益は、次により算出すること。

損害額＝（給付基礎日額×３６５－死亡した第一当事者本人の生活費） ×死亡第一当事者の死亡日の年齢に応じる就労可能年数に対応 する新ホフマン係数×受給者の民法上の法定相続割合

なお、この場合の死亡した第一当事者本人の生活費は、通常は立証困難であることから、被扶養者がいるときは収入額の35％を、被扶養者がいないときには収入額から50％を控除した額を用いること。

b　葬祭費

葬祭に要する費用は、現に支出した費用に基づき算出すること。

(ホ) 介護損害

将来の介護料が認められる場合の介護損害は次により算出すること。

損害額＝１箇月当たりの介護損害額（常時介護を要する者については１３０，０００円、随時介護を要する者については６５，０００円）×１２×平均余命までの期間に対応する新ホフマン係数

ただし、介護（補償）給付に係る求償は、同給付に係る障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の支給事由となる障害の原因となる負傷又は疾病が平成８年４月１日以降に発生したものについて適用すること。

ロ　過失相殺等

前記イの方法により第一当事者等に生じた損害額が算出されるが、第一当事者に過失がある場合又は第二当事者にも損害が生じた場合にあっては、前記イの方法により算出された第一当事者等に生じた損害額に過失相殺を行い、又は第二当事者に生じた損害額を控除することにより、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすることとなること。

(イ)　過失割合の認定

民法第722条第２項においては、「被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得」と規定していることから、最終的には裁判所において過失割合を認定することとなるが、実際に発生する多くの損害賠償請求事案について裁判で損害賠償額が決定されることを待つことは、時間や費用をいたずらに費やすことにもなることから、一般的には過去の類似判例等を当てはめ、当事者間の合意に基づき示談により過失割合を加味して損害賠償額が決められているのが通例である。

そのため、求償を行う際には過失割合を認定する必要があるが、過失割合の認定は次により行うこと。

a　過失割合は損害賠償額の確定について重要な要素であり、過失割合の認定に当たっては公平な立場で行うこと。

また、両当事者間で過失割合の主張が一致しない場合には、求償事務に支障を来さないよう両当事者の指導を行い、主張の内容及び災害発生状況等を総合的に勘案して過失割合を認定すること。

b　自動車事故については、道路、道路標識、信号機等の状況及び運転者の行為等が過失割合の判定要素となるが、保険会社等の意見も参考にしつつ、「民事交通訴訟における過失相殺率等の認定基準」（東京地裁，別冊判例タイムズ第１号）等の参考図書を参照の上、客観的に過失割合を認定すること。

なお、保険会社等の意見や参考図書の記載内容は、過失割合を認定するに当たっての参考資料にすぎず、これらに拘束されるものでないことは当然のことであり、災害発生状況等を総合的に勘案して個々の事案ごとに妥当と考えられる過失割合を認定すること。

（参考）

民法　第722条［損害賠償の方法、損失相殺］①　第四百十七条［債務不履行における損害賠償の方法］ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス

②　被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

(ロ)　第一当事者に過失が認められる場合の過失相殺

第一当事者に過失が認められる場合は、前記イの方法による第一当事者等に生じた損害の合計額に第二当事者の過失割合を乗じて得た額を、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。例えば、第一当事者の過失割合が40%、第二当事者の過失割合が60%の場合には、第一当事者等の損害の合計額に60%を乗じて損害賠償請求可能額を算出すること。

(ハ)　第二当事者にも損害が生じている場合の控除

第一当事者及び第二当事者の双方が損害を被っている場合には、前記イの方法により得られる第一当事者等と第二当事者等に生じた損害額に、前記(ロ)と同様に第一当事者と第二当事者の過失割合を相互に乗じた上で、第一当事者に関して得られた金額より第二当事者に関して得られた金額を控除して、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

(ニ)　第一当事者等に生じた損害額が自賠責保険金額以内に収まる場合の取扱い

前記イの方法により算出した第一当事者等に生じた損害の合計額が自賠責保険金額以内に収まる事案については、上記ロの(ロ)及び(ハ)にかかわらず第一当事者に重過失が認められるため自賠責保険等において重過失減額が行われる場合を除き、第一当事者等の損害額に当事者の過失割合を加味することなく、また、第二当事者に生じた損害額を控除することなく、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額を算出すること。

また、第一当事者に重過失が認められる場合であっても、重過失減額された自賠責保険金額までは求償可能として取り扱うこと。

すなわち、自賠責保険等においては、第一当事者に重過失が認められる場合を除き第一当事者の過失の有無にかかわらず自賠責保険金額まで保険金を支払うという取扱いを定めているため、政府が自賠責保険等に対して求償を行う際には、そのような取扱いを踏まえて求償額を算出することとし、また、重過失減額が行われる場合であっても、減額された自賠責保険金額までは求償可能として取り扱うことしているものである。ただし、この場合、保険会社等は求償可能額に対して重過失減額を行った上で保険金の支払を行うことになるので留意すること。

一方、任意一括扱いが成立している事案においては、保険会社等の保険金支払額が自賠責

保険金額以内に収まる場合には、最終的には保険金の支払いは自賠責保険等を取り扱う保険会社等が負担することになるため、自賠責保険金額から示談成立額（保険会社等から第一当事者等に対して支払われる又は支払われた慰謝料等の金額）を控除した額と労災保険給付額とを比較し、控除後の額が労災保険給付額と等しいか又は労災保険給付額が少額の場合には、局は保険会社等に対して、第一当事者の過失の有無又は過失割合を考慮せずに労災保険給付額全額を求償すること。また、第一当事者に重過失が認められたため重過失減額が適用される事案については、減額された額を自賠責保険金額として取り扱うこと。ただし、この場合、自賠責保険等に対して求償を行う場合と同様に保険会社等は求償可能額に対して重過失減額を行った上で保険金の支払を行うことになるので留意すること。

なお、任意一括扱いが成立している事案においては、原則として第一当事者等と第二当事者等との間で示談が成立した後に保険会社等より保険金が支払われる取扱いが行われているが、示談が成立しない場合には、前記の考え方を踏まえて局は保険会社等と速やかに協議を行い円滑に事務処理を進めること。

また、保険会社等から第一当事者等に対して支払われた仮払金や内払金は、既払額としては取り扱われず第一当事者等が行った被害者請求額に含めて計算することとなるため、局からの求償額と第一当事者等からの被害者請求額が自賠責保険金額を超過した場合には、仮払金や内払金は労災保険と按分比例した上で保険会社等より第一当事者等に支払われる保険金の中から控除されることとなるので留意すること。

ハ　第一当事者等が既に第二当事者等又は保険会社等より損害賠償又は保険金を受領している場合

前記イ及びロより算出して得られた額が、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額となるが、当該損害賠償請求可能額のうち、第一当事者等が既に第二当事者等又は保険会社等より当該損害賠償請求可能額と同一の事由に基づく損害賠償又は保険金を受領している場合には、前記イ及びロにより算出して得られた額より第一当事者等の受領済額を差し引いて得た額をもって第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

したがって、原則として次の式のように労災保険給付を行った時点において算出される第一当事者等に生じた損害額のうち、慰謝料等を除く人的損害の額（前記イ参照）に過失割合を乗じて得た額（前記ロ参照）より、保険給付を行った時点で既に第二当事者等又は保険会社等より受領していた損害賠償又は保険金のうち慰謝料等を除く人的損害の額に該当する部分を控除して得た額が損害賠償請求可能額となること。

第一当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害のうち積極損害及び消極損害の合計額（注１）	×	第二当事者の過失割合	－	第二当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害のうち積極損害及び消極損害の合計額	×	第一当事者の過失割合	－	第一当事者等が第二当事者より既に受領した損害賠償額（人的損害のうち積極損害及び消極損害）

ただし、上記方法により得られた額が、損害確定時における総損害をもって得られる次の式により算出された額を超えるときは、損害確定時における総損害をもって得られる額を求償する際の限度額とすること。

なお、損害確定時とは、示談又は民事訴訟等により慰謝料等を含む人的損害が確定した時を意味すること。

第一当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害の総額（慰謝料を含む。）（注１）	×	第二当事者の過失割合	－	第二当事者等に生じた労災保険給付を行った時点で把握できる人的損害の総額（慰謝料を含む。）	×	第一当事者の過失割合	－	第一当事者等が第二当事者等より既に受領した人的損害に係る損害賠償額（慰謝料を含む。）（注２）

（注１）　治療費にあっては、療養（補償）給付の額と第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より既に受領した治療費に係る損害賠償額の合計額、休業（補償）給付にあっては、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額、その他の給付にあっては、新ホフマン係数、労働能力喪失率等を用いて算出した額である。

（注２）　第一当事者等が第二当事者等より既に受領した労災保険の給付対象となっている損害項目に対応するそれぞれの人的損害に係る損害賠償額又は保険金額である。

なお、慰謝料等の額については、保険会社等又は第一当事者等よりの報告等に基づき把握することとなる。

また、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より受領している損害賠償額には、損害賠償を第二当事者等より直接受領した場合だけではなく、保険会社等より受領した保険金も含まれるのは当然であること。

(2) 求償額

求償額は、前記(1)の方法により得られた額と労災保険給付に要した額を比較していずれか低い額とすること。

(3) 下回り示談が成立した場合の取扱いについて

第一当事者等と第二当事者等との間で示談が成立した場合において、その示談額が、第一当事者等が本来保険会社等に対して請求できる金額を下回るものである場合（以下「下回り示談」という。）、例えば任意一括扱いが成立している事案で当事者の過失割合によって過失相殺を行って計算した額で示談が成立したが、本来は自賠責保険金額までは請求可能であったような場合には、第一当事者等は任意に自らの権利を放棄する自由を有するものであるため、有効な示談として認められ、示談額が第一当事者等の総損害額となるような示談が行われた場合には、求償額にも影響を及ぼすことになるので留意すること。

すなわち、示談成立時等の損害確定時における総損害額を基にして計算した額を求償の限度額としているため、下回り示談が行われた場合には、求償額が下回り示談が行われていなければ求償できたであろう額を下回る場合が生じることもあり得るので注意すること。

なお、このような事案においては、必要に応じて第一当事者等及び保険会社等との協議を行った上で、任意一括扱いを解消することも検討すること。

2 求償を行う期間

求償とは、基本的には第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を政府が労災保険の給付と引換えに取得し、政府が取得した損害賠償請求権を直接第二当事者等に対して行使することである。

したがって、政府が行う求償は、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を前提とするため、第一当事者等が有している損害賠償請求権に生じている時効の起算日等の事由は、そのまますべて政府が引き継ぐことになる。

そのため、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権（求償権）が民法上の不法行為責任（自賠法上の運行供用者責任の場合も同じ）である場合には、民法第724条に基づき第一当事者等が損害及び加害者を知った時、すなわち、一般的には災害発生日より3年間を経過した時点で消滅時効が完成することになる。

この場合、例えば第一当事者等が裁判上の請求を第二当事者等に対して行っている事案のように、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権には時効中断の措置が講じられているものもあるが、事案の個別的な事情によって時効中断の有無が左右され、結果として訴訟が提起され時効が中断しているような事案についてのみ3年を超えて求償していくことになれば、時効の中断がない事案との均衡を失することとなり、求償事務の斉一性が確保されないこととなる。

また、時効消滅の中断事由があると認められるか否かをすべての事案について個々的に確認していかなければならないこととなり、これに要する業務量は膨大なもので、行政効率の面からみて業務量の増大に見合った行政経済効果が得られるとは考えられない。

以上のような事情を総合的に勘案し、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に保険給付を行ったものについて求償を行うこととする。

なお、以上の取扱いは、再発に係る労災保険給付についても同様である。

（参考）

民法　第724条［損害賠償請求権の消滅時効］不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ

3　求償権を行使する際の留意事項について

第三者行為災害において政府が取得する求償権は、第一当事者等が元来有していた権利と同一の性質を有するものであり、求償権を行使する際にいかなる権利に基づき第二当事者等又は保険会社等に対して求償するのかについて正しく理解しておくことが求償事務を円滑に進める上で必要不可欠である。すなわち、例えば第二当事者等に挙証責任が転換されている場合や第二当事者が無過失責任を負うような事案については、局において第二当事者に過失があるということを第一次的に立証しなくても求償を行うことができ、また、たとえ第二当事者等から事実認定をめぐって反論が行われたとしても、挙証責任は相手方にあるということを主張するだけで足りることになる。

なお、求償権を行使する際に留意すべき事項についての要点は、以下のとおりであるので、十分に留意して適正な事務処理を行うこと。

(1)　損害賠償請求権が競合する場合の考え方

第一当事者等が同一の事案について請求権を競合して取得した場合には、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権（求償権）も競合した請求権となることから、請求権発生の原因となったそれぞれの法律的根拠に基づいて政府の利益に最も適合する適切な請求権を選択して行使する必要があること。

その場合、政府が選択すべき請求権とは、主に次の事項によって判断されるものであること。

①　消滅時効の期間が長いもの

②　相手方に無過失責任が課せられているもの

③　相手方に立証責任が転換されているもの

なお、使用者責任、債務不履行責任（例えば旅客運送業者や旅館営業者の責任）等については、立証責任が転換されているものとほぼ同程度に有利であると考えられること。

(2) 一般法と特別法の関係

第三者行為災害の大部分を占める交通事故の場合、民法上の不法行為責任と自賠法上の運行供用者責任とが競合することとなるが、自賠法は民法に対して特別法の関係に立つことから、この場合には自賠法が優先して適用されることとなる。自賠法上の運行供用者責任に係る挙証責任は相手方に転換されているために、政府は災害の存在を主張さえすれば足り、相手方が「自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」、「被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと」及び「自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと」を立証しない限り相手方は損害賠償責任を免れることはできない。このため、運行供用者責任に基づいて損害賠償請求を行う場合には比較的容易に事務処理を進めることができる。

(3) 製造物責任法に基づく損害賠償

欠陥商品等によって損害を生じた場合には、製造物責任法に基づき物の製造、加工又は輸入にかかわった者の責任が明確となっているので留意すること。

(4) 損害賠償請求権の時効

主な損害賠償請求権の消滅時効は次のとおりなので、事務処理に遺漏のないようにすること。

イ 自賠責保険等及び自動車保険等に対する被害者請求権等

2年（自賠法第19条、商法第663条）

ロ 運行供用者責任に基づく損害賠償請求権

3年（自賠法第4条、民法第724条）

ハ 不法行為による損害賠償請求権、製造物責任法に基づく損害賠償請求権

3年（民法第724条、製造物責任法第6条）

ニ 旅客運送業者等に対する損害賠償請求権

5年（商法第522条）

ホ 債務不履行による損害賠償請求権

10年（民法第167条）

（参考）

自動車損害賠償保険法

第4条［民法の適用］自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

第19条［時効］第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

商法　第522条［債権の消滅時効］商行為ニ因リテ生シタル債権ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス但地ノ法令ニ之ヨリ短キ時効期間ノ定アルトキハ其規定ニ従フ

第663条［短期時効］保証金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

民法　第167条［債権・財産権の消滅時効］債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

②　債権又ハ所有権ニ非サル財産ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第724条［損害賠償請求権の消滅時効］不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ

製造物責任法

第６条［民法運用］製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

(5)　損害賠償請求権が生じない場合

第一当事者に故意や10割の過失が認められる場合には、相手方に損害賠償責任は認められず、したがって、政府が取得すべき請求権も存在しないところから、第三者行為災害とはならないので注意すること。

4　求償権の行使の差し控えについて

第三者行為災害において第一当事者等に対して労災保険給付を行った場合には、労災保険法第12条の４第１項の規定に基づき、政府は求償権を取得することとなるが、求償権の取得は同時に債権の発生となり、債権管理法に基づく債権管理が必要となる。

そのため、求償権を取得した事案については、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められることとなるが、一方、取得した求償権はすべて行使することが義務付けられているものではなく、一定の合理的な理由があって明確な基準に沿って処理が行われる限りにおいては、歳入徴収官の裁量によって求償権の行使を差し控えることも可能である。

求償権の行使を差し控える基準は下記(1)～(7)のとおりであるので、該当する場合には、求償権の行使を差し控えること。

(1)　同一事業主に雇用され同一の作業場所で作業を行う同僚労働者の加害行為による災害

同僚労働者の加害行為による災害であって、加害者たる同僚労働者の行為によりその事業主に民法第715条の規定による使用者責任又は自賠法第３条の規定による運行供用者責任が生じる場合には、政府は加害行為を行った同僚労働者とその事業主の双方に対して求償を行うことができ

るが、事業主が求償に応じることとなれば、事業主は労災保険料を納付しているにもかかわらず、損害賠償金も支払わなければならないことになって結果的に二重負担を負うことになり、事業主は保険利益を受けられなくなる。

また、たとえ政府が事業主に対しては求償を行わず、加害行為を行った同僚労働者に対してのみ求償を行ったとしても、当該同僚労働者が応償した場合には、その後に当該同僚労働者は民法第422条に基づき、不真正連帯債務を負う一方の当事者であるその事業主に対して自らが弁済をした額のうち事業主の負担割合に対応する部分について求償することができるため、最終的には事業主がその負担割合に応じて損害賠償を行わなければならなくなる事態が生じることになる。

したがって、いずれにしても政府が求償を行った結果、事業主は保険利益を受けられないことになり不合理なため、加害行為を行った同僚労働者及びその事業主のいずれに対しても求償権の行使を差し控えること。

なお、この求償差し控えの取扱いは加害行為を行った同僚労働者とその事業主以外に損害賠償責任を負う者が存在する場合にも同様であること。

また、労災保険給付の原因となった災害が自動車事故である場合には通常自賠責保険等が付されており、政府の求償に対して、自賠責保険金額までは事業主が直接応償することにはならないためその限度額までは求償を行っても不合理ではないようにも考えられるが、事業主が運行供用者責任を負うような事案では、一般的に事業主が自賠責保険料を負担しており、そのような場合には自賠責保険等からの保険金の支払は、事業主が損害賠償を行ったものと同様に解されることから、自賠責保険等に対しても求償権の行使を差し控えること。

（参考）

民法　第442条［弁済した債務者の求償権］　①　連帯債務者ノ一人カ債務ヲ弁済シ其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルトキハ他ノ債務者ニ対シ其各自ノ負担部分ニ付キ求償権ヲ有ス

②　前項ノ求償ハ弁済其他免責アリタル日以後ノ法定利息及ヒ避クルコトヲ得サリシ費用其他ノ損害ノ賠償ヲ包含ス

(2)　同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による災害

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定に基づき保険関係の成立において一括扱いが認められている場合には、事業場を異にする場合であっても、労災保険の適用上は同一事業場とみなして取り扱われることになること。

そのため、同一事業主に雇用されてはいるが異なる事業場に所属している同僚労働者間の災害の場合には、保険関係の成立において一括扱いが認められている場合で、労働者の加害行為により、その事業主に民法第715条の規定による使用者責任又自賠法第３条の規定による運行供用者責任が生じる場合に限り、上記(1)と同様の考え方に立って求償権の行使を差し控えること。

(3) 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害（元請と下請の関係又は下請相互の関係にある場合も含む。）

同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害については、同一の作業場で作業を行っている限りにおいては、第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主は、常に立場が逆転する可能性があり相互に損害賠償責任を負う危険性を共有していると考えられることから、求償権の行使を差し控えること。

なお、相互に危険性を共有している限りにおいては、日常的に作業をともに行っている必要はないものであること。

また、元請負人と下請負人の関係又は下請負人相互の関係にある場合にも同様の考え方により、同一の作業場で作業を行い、相互に危険性を有していると認められる場合には、求償権の行使を差し控えること。

なお、この場合における「同一の作業場で作業を行う」とは、単に場所的に同一の場所にいることを意味するものではなく、あくまで相互に危険性を共有しているという実態が具備されていなければならないことはいうまでもないことであり、例えば、単に商談のために得意先を訪れた営業員が得意先の社員の不注意により被災したような事案では、一般的には相互に危険性を共有しているとは考えられないことから、そのような場合には求償差し控え事案とはならないので注意すること。

(4) 直系血族又は同居の親族等の加害行為による災害

生活共同体や家族生活の維持という観点からみると、直系血族及び同居の親族等は一般的に第一当事者の収入により生活の全部又は一部を営むか、あるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、第一当事者と生計維持関係にある同居の親族又は第一当事者が民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控えること。

（参考）

民法　第877条［扶養義務者］直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

(2) 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(3) 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

(5) 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場に所属する労働者間の災害

派遣元事業主より派遣されて派遣先事業場において就労する労働者と派遣先事業場に雇用され

る労働者とは、同一の作業場において業務を行っているのが通常であり、上記(3)の場合と同様の考え方により求償権の行使を差し控えること。

(6) 第二当事者等が無資力の場合

第二当事者等が無資力で求償を行ったとしても、結果的に債権管理法に規定される徴収停止、免除等の措置に移行することが見込まれる事案にあっては、求償に伴う事務処理を当初より省略することがむしろ合理的であると考えられることから、求償権の行使を差し控えること。

(7) 示談成立後に労災保険給付を行った場合

労災保険給付を行ったことにより政府が第一当事者等より取得する求償権は、そもそも第一当事者等が第二当事者等に対する損害賠償請求権をもっていることが前提である。したがって、第一当事者等と第二当事者等の間で、全部示談が成立した場合には、既に第一当事者等は示談成立に伴い受領した保険金や損害賠償金以外の損害賠償請求権を放棄しているため、示談成立日以後に労災保険給付を行ったとしても政府が求償権を取得することはない。

しかしながら、示談が成立している事案の中には、全部示談を内容とする示談書が存在していたとしても、第一当事者等が労災保険給付を受けられなくなることを知らずに安易に示談をしている事案も見受けられるところであり、そのような示談が真正な全部示談とは認められない場合には、労働者の保護を優先させるという見地から労災保険給付を行う必要性が認められる限りにおいて、署は労災保険を給付して差し支えないこととしているところである。このような事案においては、本来真正な全部示談とは認められないとして労災保険給付を行う以上、第一当事者等はその限りにおいて損害賠償請求権を有していることになり、そのため政府は第二当事者等及び保険会社等に対して求償することが可能となるものではあるが、示談書が存在するため求償のための事務処理が複雑困難化することは避けられないところであり、支給調整事務の停滞により事務処理量がいたずらに増加したり、支給調整事務が大幅に遅延することを防止するため、当分の間求償を差し控えること。

求償差し控えの基本的な考え方を次表のとおりとりまとめたので、求償権の行使を差し控えるに当たって参考とすること。

事案	A　加害者が単独の場合	
	形　態　例	理　由
(1)	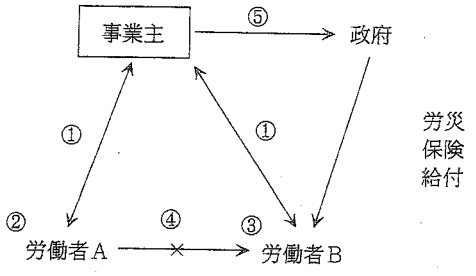 (注) ① 雇用関係を示す ② 第二当事者を示す ③ 第一当事者を示す ④ 加害行為を示す ⑤ 労災保険料の納入を示す	政府は労働者Aと事業主に求償することができるが、事業主が求償に応じることとなれば、事業主は、労災保険料を納付しているにもかかわらず損害賠償金を支払うことで結果的に二重に負担をすることになり、事業主は保険利益を受けられなくなる。 また、政府が労働者Aに対してのみ求償を行ったとしても、労働者Aは不真正連帯債務を負う一方の当事者である事業主に対して、応償額のうちその負担割合に応じた額を求償することができるため（民法第４４２条）、いずれにしても政府が求償を行った結果、事業主は保険利益を受けられないこととなり不合理なため、事業主及び労働者Aに対する求償権の行使を差し控える。
(2)	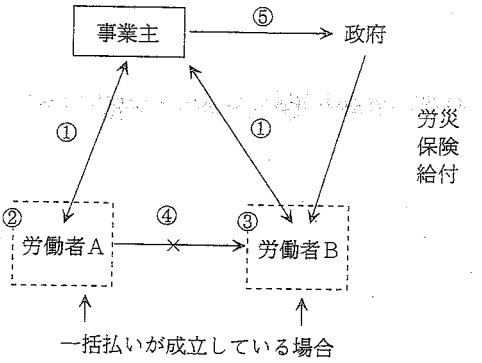	徴収法の規定に基づき保険関係の成立において一括扱いが認められている場合には、事業場を異にする場合であっても労災保険の適用上は同一事業場とみなして取り扱われることになるため、上記(1)のAと同様な考え方にたって求償権の行使を差し控える。
(3)	a 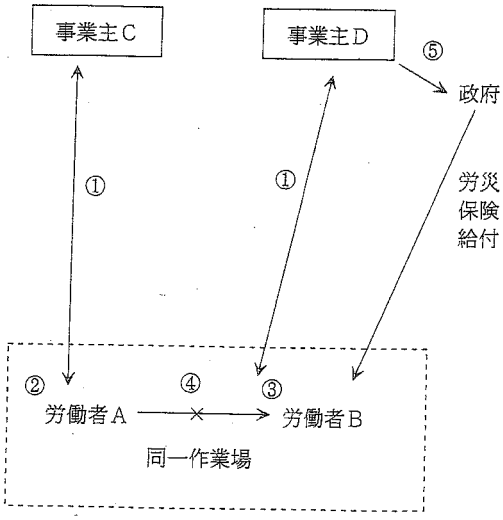	a　労働者A及び使用者責任を負う事業主Cに対して求償権を行使することとなるが、労働者Aと労働者Bは同一の作業場で作業を行っている関係にあり、労働者Aと労働者Bはそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。 したがって、事業主C及び事業主Dは相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追求される危険性を共有しているものであり、上記(1)のAと同様の観点から求償権の行使を差し控える。

B　加害者及びその事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合	
形　態　例	理　由
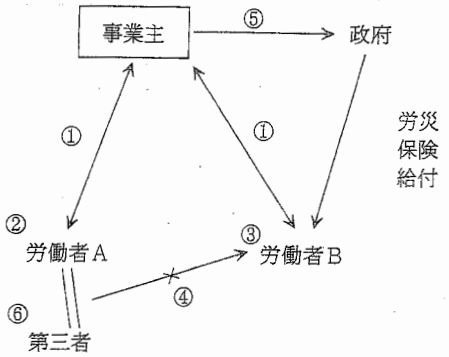 注） ⑥　労働者A及び事業主と不真正連帯債務関係に立つ第三者を示す。	事業主が使用者責任又は運行供用者責任を追及される事案においては、政府は、労働者A及び事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、労働者A及び事業主に対して求償した場合に事業主は保険利益を受けられないことになるので求償権の行使を差し控える。また、政府が損害賠償責任を負う者の一方である第三者にだけ求償し第三者が応償した場合には、第三者は不真正連帯債務を負う関係に立つ労働者A及び労働者Aを雇用する事業主に対してもその負担割合に応じて求償することができる。そうすると結果として事業主は保険利益を受けられなくなり不合理なため、労働者A及び事業主はもとより第三者に対しても求償権の行使を差し控える。
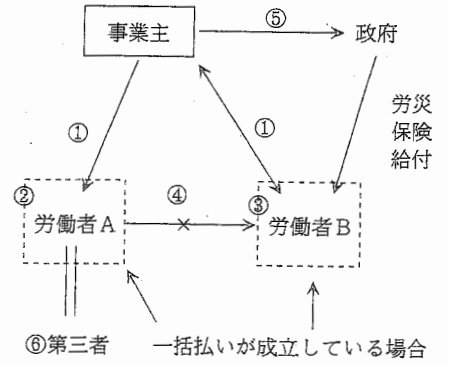	事業主が使用者責任又は運行供用者責任を追及される事案においては、政府は労働者A及び事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、上記(1)のBと同様な考え方にたって求償権の行使を差し控える。
a 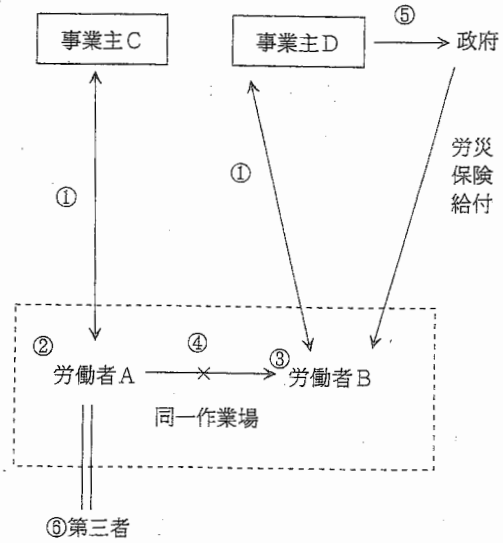	a　事業主Cが使用者責任を追及される事案においては、政府は労働者A及び事業主C並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、左記(3)のAにより労働者A及び事業主Cに対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても、上記(1)のBと同様の理由により、結果的に事業主Cは、その負担割合に応じて支払いを求められることとなってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。

事案	A　加害者が単独の場合	
	形　態　例	理　由
	b 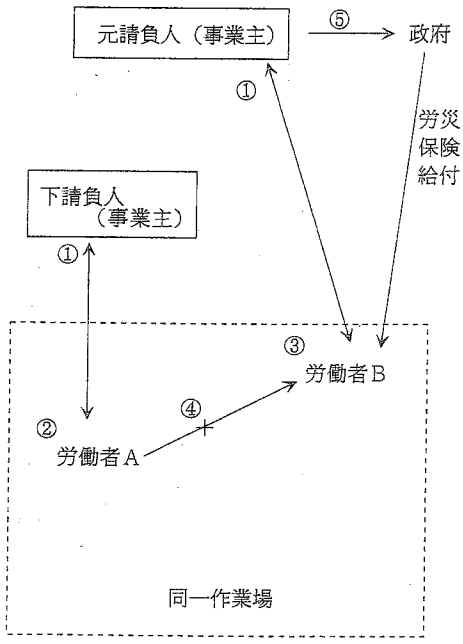 	b　労働者A及び使用者責任を負う下請負人に対して求償権を行使することができるが、労働者Aと労働者Bは同一の作業場で作業を行っている関係にあり、労働者Aと労働者Bはそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。 したがって、元請負人と下請負人は相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を有しているものであり、上記(1)のAと同様の観点から求償権の行使を差し控える。
(4)	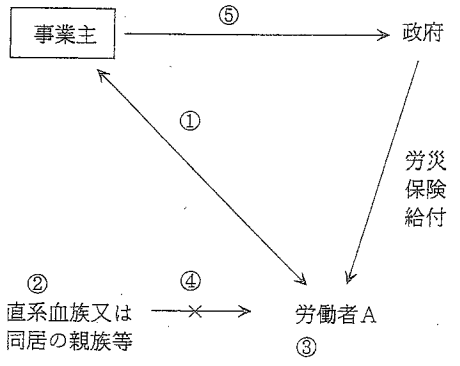 	(4) 直系血族及び同居の親族等は、一般的に労働者Aの収入により生活の全部又は一部を営むかあるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、労働者Aと生計維持関係にある同居の親族又は、労働者Aが民法第８７７条第１項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控える。

B　加害者及びその事業主以外にも損害賠償責任を負う第三者がいる場合等	
形　態　例	理　由
b 元請負人（事業主） ⑤ 政府 ① 労災 保険 給付 下請負人 （事業主） ① ③ 労働者Ｂ ② 労働者Ａ × ④ 同一作業場 ⑥ 第三者	b　下請負人が使用者責任を追及される事案においては、政府は労働者Ａ及び下請負人並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、左記(3)のＡにより労働者Ａ及び下請負人に対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても、上記(1)のＢと同様の理由により、結果的に下請負人はその負担割合に応じて支払いを求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。
事業主 ⑤ 政府 ① 労災 保険 給付 ② 直系血族又は 同居の親族等 ③ 労働者Ａ ④ × ⑥ 第三者	加害行為を行った直系血族又は同居の親族等及び第三者に対して求償権を行使することができるが、左記(4)のＡにより加害行為を行った直系血族又は同居の親族等に対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても上記(1)のＢと同様の理由により、結果的に加害行為を行った直系血族又は同居の親族等はその負担割合に応じて支払いを求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。

事案	A　加害者が単独の場合	
	形　態　例	理　由
(5)	a 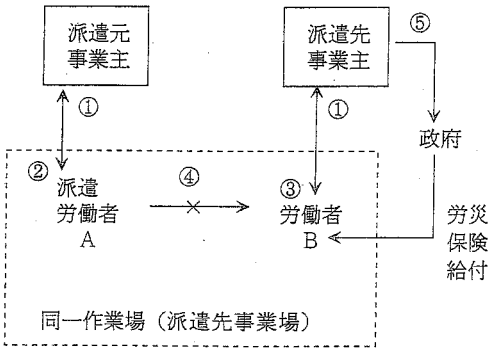 	A　加害者が単独の場合 a　派遣労働者Aが派遣先の労働者Bに対して加害行為を行った場合には、政府は派遣労働者A及び派遣元事業主に対して求償権を行使することができるが、派遣労働者Aと労働者Bは同一の作業場で作業を行っている関係にあり、派遣労働者Aと労働者Bはそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。 　したがって、派遣元事業主と派遣先事業主は相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を共有しているものであり、上記(1)のAと同様の観点から求償権の行使を差し控える。
	b 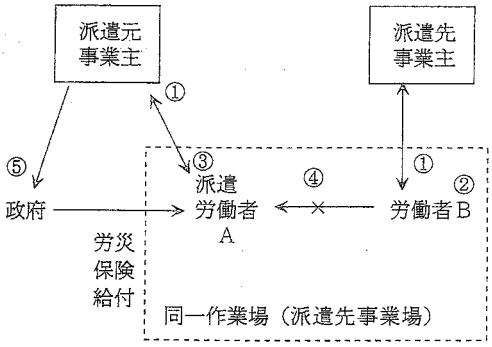 	b　派遣先事業場の労働者Bが派遣労働者Aに対して加害行為を行った場合には、政府は労働者B及び派遣先事業主に対して求償権を行使することができるが、上記(5)のAのaと同様の考え方により、求償権の行使を差し控える。
(6)	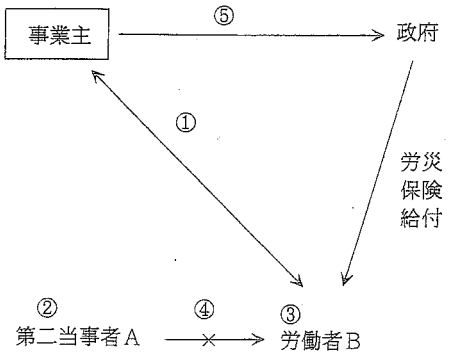 	(6)　第二当事者Aが無資力で求償を行ったとしても、結果的に徴収停止、免除等の措置に移行することが見込まれる場合には、求償に伴う事務処理を省略することがむしろ合理的であると考えられることから、求償権の行使を差し控える。
(7)	(7)　省略 （示談成立後に保険給付を行った場合）	

B　加害者及びその事業主以外にも損害賠償責任を負う第三者がいる場合等	
形　態　例	理　由
a 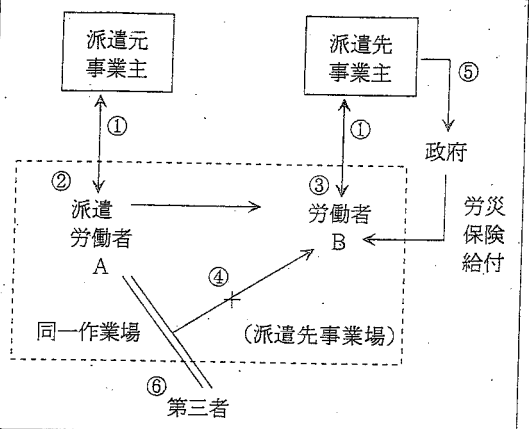 	a　派遣元事業主が使用者責任を追及される事案においては、政府は派遣労働者A及び派遣元事業主並びに第三者に対して求償権を行使することができるが、左記(5)のAのaにより、派遣労働者A及び派遣元事業主に対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても、上記(1)のBと同様の理由により、結果的に派遣元事業主はその負担割合に応じて支払を求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。
b 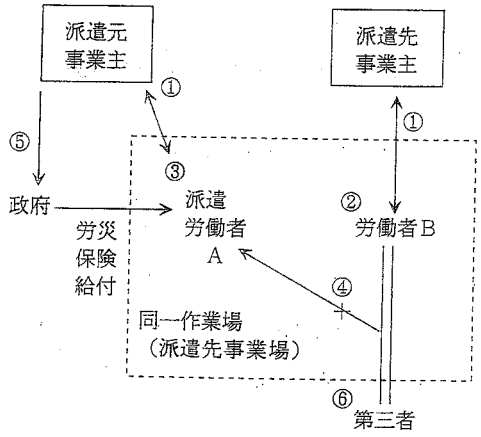 	b　派遣先事業主が使用者責任を追及される事案においては、政府は労働者A及び派遣先事業主並びに第三者に対して求償権を行使することができるが、上記(5)のBのaと同様の考え方により、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。
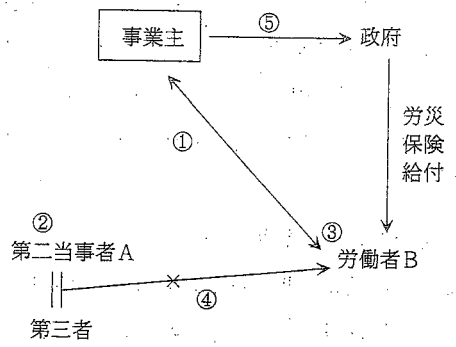 	損害賠償責任を負う第三者も無資力の場合には、左記(6)のAの場合と同様の考え方により、第三者に対する求償権の行使を差し控える。 ただし、第三者が無資力という求償差し控えの要件に該当しない場合には、第三者に対しては求償を行うことになる。
省略	

5　第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の取扱いについて

(1)　第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の考え方

労災保険を給付する原因となった災害が事業主責任災害と第三者行為災害の両者の性格を持つことがある。事業主責任災害と第三者行為災害とが競合するものとしては以下のような場合が考えられるが、こうした事案においては事業主と第三者は第一当事者に対して民事損害賠償に関し不真正連帯債務を負うことになる。

イ　共同不法行為の場合

民法第719条の適用がある場合を狭義の共同不法行為、各人がそれぞれ民法第709条等の要件を充たし同一の損害について責任を負う場合を広義の共同不法行為といっている。狭義の共同不法行為の場合には、各人はそれぞれ損害額の全額につき不真正連帯債務を負い、広義の共同不法行為の場合には各人はそれぞれの行為と相当因果関係のある損害についてのみ責任を負い、損害賠償責任が重なる場合には重なる範囲で不真正連帯債務を負うことになる。

ロ　不法行為と債務不履行とが競合する場合

第三者の不法行為責任と、事業主の債務不履行責任（安全配慮義務違反等）が競合する場合であり、事業主と第三者は第一当事者等に対してそれぞれの責任が重なる範囲で不真正連帯債務を負うこととなる。

しかしながら、以下の場合については第三者行為災害と事業主責任災害が競合する事案としては取り扱われず、原則としてすべて事業主責任災害のみが成立する事案であるとみなして取り扱うこと。

(イ)　同僚労働者の加害行為による業務災害又は通勤災害

ただし、当該労働者等を雇用する事業主が、民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合（通勤災害は該当しない）、又は自賠法第３条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

(ロ)　同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による業務災害又は通勤災害

ただし、当該事業主が民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合（通勤災害は該当しない）、又は自賠法第３条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

(ハ)　加害行為を行った者の中に上記イ、ロに該当する者を含むいわゆる共同不法行為の場合における業務災害又は通勤災害

(ニ)　下請負人の労働者が加害行為を行った場合における業務災害

ただし、請負事業の一括が認められている建設業に関する事業であって元請負人が民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合又は自賠法第３条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

(2) 第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の調整方法

イ　事業主責任災害として労災保険給付との調整を必要とするのは、事業主分としての損害賠償が行われた場合に限られるので、事業主が損害賠償を行ったという事実を把握するまでの間は、第三者行為災害事案として処理し、事業主が損害賠償を行ったことを把握した後、第三者行為災害とが競合する事案として処理すること。

ロ　事業主が損害賠償を行った場合の調整方法

(イ) 労災保険給付と同一の事由となる民事損害賠償額を把握すること。

この場合の民事損害賠償額とは、事業主と第三者が不真正連帯債務者として負う賠償額を意味するものであること。

(ロ) (イ)の損害賠償額をそれぞれの事由に分類し、事業主と第三者の責任分担割合である寄与度を１：１とみなして、事業主と第三者との負担割合に応じて損害賠償額を等分し、次に事業主負担分に関して労災保険法第64条第２項に規定される調整方法で、労災保険給付との支給調整を行い、その支給調整の終了後、第三者負担分について労災保険法第12条の４第２項に規定される調整方法で労災保険給付との調整を行うこと。

この場合において、既に支給された労災保険給付分又は労災保険法第64条第２項ただし書きで支給される前払一時金最高限度額相当分については、これを(イ)の損害賠償額から差し引いた額が支給調整の対象額となるが、当該前払一時金最高限度額相当分については、事業主負担分の範囲内を限度として差し引くことができるものとすること。

また、事業主又は、第三者等から事業主と第三者の寄与度を１：１とすることについて異議の申出があり、かつ、その内容が判決書又は当事者の作成した文書等によって明確である場合にあっては、これらの文書等の写しを提出をさせた上でこれらの文書に明示されている寄与度によって処理して差し支えないこと。

ハ　競合記録簿の作成

事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合について、その事務処理の経過を明確にし、支給調整事務の管理を容易にするため「事業主責任災害及び第三者行為災害競合の場合の支給調整事務処理記録簿」（以下「競合記録簿」という。）を作成すること。

なお、競合記録簿に記載した場合には、事業主責任災害支給調整事務処理記録簿及び第三者行為災害処理経過簿に記入する必要はないこと。

（参考）

労働保険法　第64条［年金給付と損害賠償との関係］①　労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けるべき場合（当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金前払

一時金（以下この条において「前払一時金給付」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によつててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一　事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。）

二　前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

②　労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から損害賠償を受けることができる場合であつて、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によつててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、政府は、労働者災害補償保険審議会の議を経て労働大臣が定める基準により、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。ただし、前項に規定する年金給付を受けるべき場合において、次に掲げる保険給付については、この限りでない。

一　年金給付（労働者又はその遺族に対して、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該年金給付に係る前払一時金給付の最高限度額（当該前払一時金給付の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。）に相当する額に達するまでの間についての年金給付に限る。）

二　障害補償年金差額一時金及び第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金並びに障害年金差額一時金及び第22条の4第3項において読み替えて準用する第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族一時金

三　前払一時金給付

（参考）

同僚労働者間の加害行為による業務災害又は通勤災害の取扱い（第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の取扱いについて）

	業・通の別	Bの行為に対する事業主の使用者責任又は運行供用者責任の有無	法第12条の4	法第64条
事業主 （雇用関係） （災害発生） ×	業務災害	有	第一当事者を雇用する事業主（労災保険関係の当事者）に損害賠償責任が認められる場合には、事業主及び第二当事者に対する求償権の行使を差し控える。 （事業主責任災害が競合する場合には、事業主責任災害のみが成立する事案として取扱うこと。）	事業主が第一当事者等に対して損害賠償（自賠責保険等の保険金を含む）を支払った場合には、その損害賠償が労災保険と同一事由のものであって、労災保険給付相当分と重複して支払われている場合には、労災保険法第64条第2項に基づく支給調整を行うこととなる。
A ←―― B 第一当事者　第二当事者		無	労災保険給付をした場合には、第二当事者に対して求償権を行使することとなる。 （注）なお、業務災害の場合、事業主が使用者責任又は運行供用者責任を免れるケースは稀である。	―――― ［事業主は、災害発生に関して第一当事者等に対する損害賠償責任は生じない。］
	通勤災害	有	第一当事者を雇用する事業主（労災保険関係の当事者）に運行供用者責任が認められる場合には、事業主及び第二当事者に対する求償権の行使を差し控える。 （事業主責任災害が競合する場合には、事業主責任災害のみが成立する事案として取扱うこと。） （注）なお、通勤災害の場合、事業主が使用責任を負うことは基本的にはない。	事業主が第一当事者等に対して損害賠償（自賠責保険等の保険金を含む）を支払った場合には、その損害賠償が労災保険と同一事由のものであって、労災保険給付相当分と重複して支払われている場合には、労災保険法第64条第2項に基づく支給調整を行うこととなる。
		無	労災保険給付をした場合には、第二当事者に対して求償権を行使することとなる。	―――― ［事業主は、災害発生に関して第一当事者等に対する損害賠償責任は生じない。］

第6節　特殊な場合の調整

1　国に損害賠償責任が認められる場合…… 109

2　地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合…… 109

3　防衛庁職員の不法行為による災害の場合…… 109

4　日本国内に駐留する合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合…… 111

5　外国船上において日本人労働者が被災した場合…… 113

6　航空機による災害の場合…… 114

7　日本国外において災害が発生した場合…… 114

8　第二当事者等が不明の場合…… 114

第6節　特殊な場合の調整

「国に損害賠償責任が認められる場合」、「地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合」、「防衛庁職員の不法行為による災害の場合」、「日本国内に駐留する合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合」、「外国船上において日本人労働者が被災した場合」、「航空機による災害の場合」、「日本国外において災害が発生した場合」及び「第二当事者等が不明の場合」にあっては、次により支給調整事務を処理すること。

1　国に損害賠償責任が認められる場合

第一当事者等が国に対して損害賠償請求権を有する場合においても、労災保険法第12条の4第1項に基づき、政府は労災保険給付を行った価額の限度で、第一当事者等の有する損害賠償請求権を取得する。ただし、第一当事者等が有していた損害賠償請求権を取得した結果、政府が行使できる求償権は裁判上これを争うことはできないので、加害行為を行った公務員が所属する機関又は損害賠償責任が生じる原因となった事由を所掌する機関と接渉の上適切に対応すること。

また、国に損害賠償責任が認められる災害については、第一当事者等に対してでき得る限り労災保険給付の支給決定以前に国に対し損害賠償を請求するよう指導し、国より損害賠償金が支払われた場合には、労災保険法第12条の4第2項の規定により控除事案として処理すること。

2　地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合

(1)　団体委任事務、固有事務

地方公共団体が国又は他の地方公共団体からの委任に基づく「団体委任事務」若しくは「固有事務」を行う際に第一当事者等に対して損害を与えた場合には、労災保険法第12条の4第1項に基づく求償権の行使は当該地方公共団体に対して行うこと。

(2)　機関委任事務

都道府県知事又は市町村長が「機関委任事務」の執行につき第一当事者等に対して損害を与えた場合は、当該行為は国の事務であるため、その取扱いについては前記1の国に損害賠償責任が認められる場合と同様である。

3　防衛庁職員の不法行為による災害の場合

労災保険給付と防衛庁が行う損害賠償との間で支給調整を行うこととなるが、その取扱いは以下のとおりである。

(1) 防衛庁職員の不法行為によって労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合には、その旨を別表に定めるところに従い、防衛庁の部隊又は機関の長（以下「防衛庁」という。）と労働省の担当部局の長（以下「労働省」という。）は遅滞なく相互に連絡し通知すること。

別　表

関係機関等の相互通知先

<table>
<tr><th></th><th>防衛庁の部隊及び機関の長</th><th>労働省の担当部局の長</th></tr>
<tr><td>陸上自衛隊</td><td>各駐とん地業務隊長
又は駐とん地業務を
担当する部隊等の長
各地方連絡部長
自衛隊中央病院長</td><td rowspan="3">労災保険給付事務は第一当事者の所属する事業場を管轄する労働基準監督署長

求償権行使事務は上記署を管轄する都道府県労働基準局長</td></tr>
<tr><td>海上自衛隊</td><td>各基地隊司令
各基地警防隊司令
各教育隊司令
各航空隊司令
各学校長
各地方総監</td></tr>
<tr><td>航空自衛隊</td><td>基地司令
各警戒隊長</td></tr>
</table>

(2) **労災保険給付と損害賠償金の支払の調整**

イ　受傷時における医師の意見により第一当事者の療養期間が1箇月を超えると見込まれる事案については、労災保険給付を先行させることとし、それ以外の事案については防衛庁の損害賠償を先行させること。ただし、第一当事者等が、困窮あるいは給付遅延見込み等を理由として労災保険給付又は防衛庁に対する損害賠償を請求してきた場合には、請求を受けた者において給付を行うこと。

ロ　防衛庁の損害賠償金が支払われる前に第一当事者等に対し労災保険給付を行った場合は、防衛庁に対しその旨通知すること。

ハ　労災保険給付が行われる前に防衛庁が第一当事者等に対し損害賠償金を支払った場合は、その都度防衛庁より通知されるものであること。

(3) 求償

防衛庁に対する求償権の行使については、防衛庁は陸上自衛隊損害賠償規則、海上自衛隊損害賠償規則及び航空自衛隊損害賠償規則により認定した損害賠償の額を限度として支払に応じることとなっているので、求償額と防衛庁認定額とを調整する必要が生じた場合には、当事者協議した上で事務処理を行うこと。

4 日本国内に駐留する合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合

日本国内にあるアメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が不法行為によって他人に損害を加えたときは、次の区分によって賠償金が支払われることになっている。

(1) 構成員又は被用者がその職務を行うについて、不法行為によって他人に損害を加えたときは、日本国が損害賠償の責に任じ賠償金を支払う責任を負う（地位協定に伴う民事特別法第１条)。

(2) 構成員又は被用者が(1)以外の不法行為によって他人に損害を加えたときは、合衆国の当局が賠償金（この場合はこれを慰謝料という。）を支払う（地位協定第18条第６号)。

したがって、労災保険の適用を受ける労働者が、アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法行為によって被災した場合には、上記の補償金又は慰謝料が支払われることとなるが、その支払いについては請求書の審査、査定等により、相当長期間を要する実情にあり、このまま放置すれば第一当事者等の保護に欠けることともなるので、このような事案が発生した場合においては、まず労災保険により保険給付を行い、その後下記により労災保険法第12条の４の規定に基づき、求償権を行使すること。

イ アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が、その職務を行う際に行った不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合

(イ) 第一当事者等より第三者行為災害届の提出があったとき、あるいはこの届出はないものの報道等によってその事実を見聞したとき、又は第三者行為災害届の提出に先だち労災保険給付請求書が提出されたときは、署長は直ちに受給権者に対し損害賠償請求書（総理府令第42号様式第１号）を災害発生地を管轄する防衛施設局長あて提出するよう指導すること。

なお、その際、損害賠償請求書には「本災害については労災保険法により労災保険給付が行われる」旨を付記するよう指導すること。

(ロ) 署長は上記の指導を行うとともに、災害発生地を管轄する防衛施設局長に対し、「本災害については労災保険法により保険給付を行う旨並びに後日労災保険給付の価額の限度で労災保険法第12条の４に基づく求償権を行使する旨」をあらかじめ通知しておくこと。

(ハ) 労災保険給付後に求償する場合においては次の点に留意すること。

a　求償先は災害発生地を管轄する防衛施設局長とし、納入告知書を発行すること。

なお、この場合請求書類には防衛施設局長が受理した損害賠償請求書の受付番号を付記すること。

b　請求額は第一当事者に過失がない限り、前記第5節に記載されている求償額の算出方法にかかわらず現実に支払った労災保険給付の全額とすること。

第一当事者に故意がある場合には、損害賠償金は支払われないので注意すること。また、労災保険給付を行う都度求償すること。ただし、長期にわたる療養及び休業については、4半期ごとにこれをまとめて求償しても差し支えないこと。

なお、求償に当たっては、請求書類に労災保険給付請求書の写を添付すること。

(ニ)　災害の発生について、第一当事者にも過失があるときには、過失相殺によって賠償金額の査定が行われることとなるから、このような場合はその額につき、あらかじめ査定権者である所轄の防衛施設局長と協議すること。

協議が整わないときは、本省にりん伺しその指示を待つこと。

ロ　アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が、職務外で行った不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合

(イ)　この場合における取扱いについても、原則として前項の取扱いに準ずること。

なお、この場合は、公務外損害補償請求書（総理府令第42号様式第10号）を提出するよう指導すること。

(ロ)　労災保険給付後に求償する場合においては、次の点に留意すること。

a　求償先は、災害発生地を管轄する防衛施設局長（所轄課は総務部補償課）とすること。

b　慰謝料の支払は防衛施設局長を経由せず合衆国の当局より直接行われるものであること。

(ハ)　第一当事者等と第二当事者等（合衆国の当局含む）との間において示談が成立した場合には、当該示談に基づき支払われた慰謝料以外は支払われないこととなるから、災害発生地を管轄する防衛施設局長又は第一当事者等と連絡をとり示談成立の有無を確認すること。仮に示談が成立していた場合においては、労災保険法第12条の4第2項により処理すること。

(ニ)　アメリカ合衆国の補償法及び補償規程は、地位協定第18条第6項の規定の適用を受ける被害に係る保険代位請求を認めていないので、同規定による慰謝料の支払いは、直接関係局長に対して行われることなく、第一当事者等宛の小切手（日本銀行支払、指図式又は記名式円小切手。）により、関係局長付をもって行われることとなっているので、この慰謝料の歳入への受付等については、次により取り扱うこと。

a　第一当事者等に小切手と同送される慰謝料受領書用紙に所要事項を記載された上で、それを小切手振出人へ送付すること。

b　第一当事者等から小切手の裏書譲渡を受け、それを歳入歳出外現金として取り扱うこと。この場合において、第一当事者等には、歳入歳出現金領収書を交付すること。

c　小切手を換算した現金を求償権行使に係る納入告知書に添えて歳入に受け入れるものと

すること。この場合において、納入告知書の納入者欄には小切手に記載された振出人の氏名を記載し、その下に第一当事者等の氏名をかっこ書すること。

d　慰謝料の総額に求償の対象とならない損害賠償額（例えば、慰謝料として支払われた第一当事者の被害財産に対する補償額）がある場合は、前記bによることなく、請求者の同意を得て小切手を現金化して求償の対象となる額に相当する額を歳入へ受け入れるものとすること。

e　小切手の現金化に当たって、第一当事者等との間に小切手に関する紛争の生ずるのを避けるため、予め労災保険給付をするときに、将来合衆国関係機関より支払われる慰謝料額のうち、求償権に相当する額は政府に引き渡すことの文言を記載した誓約書を第一当事者等から徴しておくこと。

f　合衆国関係機関（現在のところ、在日の陸海空各軍の法務官）から、関係局長経由第一当事者等あて送付されることになっている慰謝料額に対する同意書の送付があったときは、第一当事者等と連絡をとり、その内容を検討確認の上、当該同意書を合衆国関係機関へ返送すること。

g　慰謝料の請求に当たっては、補償金請求の場合と同様に支払済補償費請求書等関係書類の写を関係防衛施設局長あて提出すること。

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者で日本国が雇用するもの（すなわち駐留軍労務者L．S．O）が、その職務を行うについて不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者に加害した場合は、政府においてその責に任ずるべきものであるからこのような場合の求償権の行使については、すべて前記イの取扱いに準ずること。

5　外国船上において日本人労働者が被災した場合

日本領海内の外国船上において乗組員以外の日本人労働者が災害を受け労災保険給付を行った場合には、法例第11条第1項によれば「事務管理不当利得又ハ不法行為ニ因リテ生スル債権の成立及ヒ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル」とあって、わが国の民法が適用されるところから労災保険法第12条の4第1項に基づき求償権を加害行為を行った者又は船主に対して行使することとなる。

しかし、船主が外国に居住し、国内に駐在員もなく、営業は当地の代理店が行っているような場合には、当該代理店が損害賠償を取り扱っているとは限らないので、このような場合には代理店と協議を行い船主に取次を行う旨の申出があったときには当該代理店を通じて船主に求償権を行使して差し支えないこと。

6　航空機による災害の場合

航空機事故により災害を被った場合にあっては、当該航空機事故の災害発生地が国内にあるか又は国外にあるかによって求償権の行使の取扱いが異なるので、次の点に留意すること。

(1)　災害発生地が国内にある場合

災害発生地が国内にある場合にあっては、当該航空機が我が国の国籍を有するか、外国籍を有するかにかかわらず国内に所在する航空会社（外国航空会社にあっては日本支店または営業所等）に対し、原則として運送約款に定める限度額の範囲内で求償権を行使すること。

(2)　災害発生地が国外にある場合

災害発生地が国外にある場合であって当該航空機が我が国の国籍を有する場合は、国内に所在する我が国航空会社に対し、原則として運送約款に定める限度額の範囲内で求償権を行使すること。

なお、当該航空機が外国籍を有する場合は、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（ワルソー条約（昭和28年８月18日、条約第17号））の適用の対象となるか、又は当該条約が適用される場合であっても災害発生地の法律により我が国の求償権を行使することが可能であるか否か等を調査した上で判断することとなるので、疑義が生じた場合には本省に協議すること。

7　日本国外において災害が発生した場合

海外出張者又は海外派遣者（特別加入者）に係る第三者行為災害が国外において発生した場合にあっては、控除については国内の場合と同様に取扱うこととなるが、求償権の行使については、法例第11条の規定に基づき災害発生地の法律によってその存否を判断することとなるので、疑義が生じた場合には本省に協議すること。

8　第二当事者等が不明の場合

(1)　第三者行為災害について労災保険給付をした場合において、調査を尽くしても災害発生後３年以内に第二当事者等が判明しないときは、そのてん末を、労災保険給付に関する当該事案の一件書類に附記し、その処理を完結して差し支えないこと。

(2)　第三者行為災害と一応は認められるが、損害賠償責任を負う者が確定せず、見通しとしては司法事件の解決に依存するほかないと認められる場合には、労災保険給付を先行させ、災害発生後３年以内に損害賠償責任を負う者が特定された場合には求償権を行使すること。

第3章　様　式

1　第三者行為災害届（届その１）…… 117
2　第三者行為災害届（届その２）…… 118
3　第三者行為災害届（届その３）…… 119
4　第三者行為災害届（届その４）…… 120
5　第三者行為災害報告書（調査書）（報告書その１）…… 121
6　第三者行為災害報告書（調査書）（報告書その２）…… 122
7　念書（様式第１号）…… 124
8　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（控え）（様式第２号(1)）…… 125
9　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（様式第２号(2)）…… 126
10　債権確認調査決定（変更）決議書（様式第２号(3)）…… 127
11　第三者行為災害による損害賠償の請求について（様式第２号(4)）…… 128
12　交通事故発生届（様式第３号）…… 130
13　第三者行為災害報告書の提出について（様式第４号）…… 131
14　労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会
（様式第５号）…… 132
15　損害賠償等につき回答（様式第６号）…… 133
16　損害賠償等についての照会に対する回答の提出について（様式第７号）…… 135
17　損害賠償請求の予告について（様式第８号）…… 136
18　債権管理簿（様式第９号）…… 137
19　第三者行為災害届受付台帳（様式第10号）…… 139
20　第三者行為災害処理経過簿（様式第11号）…… 141
21　求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）（控え）（様式第12号(1)）…… 143
22　求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）（様式第12号(2)）…… 144
23　債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）（様式第12号(3)）…… 145
24　債権管理簿（求償差し控え該当事案）（様式第12号(4)）…… 146
25　合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令様式
（総理府令様式第１号～総理府令様式第10号）…… 147

（届その１）

第三者行為災害届（業務災害・通勤災害）
（交通事故・交通事故以外）

署長		次長		課長		給付 調査官		係長		係	

平成　年　月　日

労働者災害補償保険法施行規則第22条の規定によりお届けします。

署受付日付

保険給付請求権者　住　所

郵便番号（　－　）

氏　名（フリガナ）　㊞

電　話（　）

労働基準監督署長　殿

1　第一当事者（被災者）

氏　名（フリガナ）　（男・女）

生年月日　年　月　日（　歳）

住　所

職　種

2　第一当事者（被災者）の所属事業場

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

名　称

所在地

郵便番号　－　電話

代表者（役職）

（氏名）

担当者（所属部課名）

（氏名）

3　災害発生

日　時　平成　年　月　日

午前・午後　時　分頃

場　所

4　第二当事者（相手方）

氏　名　（　歳）

住　所

電　話

第二当事者（相手方）が業務中であった場合

所属事業場名称

所在地

電　話

代表者（役職）

（氏名）

5　災害調査を行った警察署又は派出所の名称

警察署　係（派出所）

6　災害発生の事実の現認者（５の災害調査を行った警察署又は派出所がない場合に記入してください。）

氏　名

住　所

電　話

（物品番号 6514）8. 5

2　第三者行為災害届（届その２）

（届その２）

7　事故現場の状況

天　　候　　晴・曇・小雨・雨・小雪・雪・暴風雨・霧・濃霧

見 透 し　　良い・悪い（障害物　　があった。）

道路の状況（あなた（被災者）が運転者であった場合に記入してください。）

道路の巾（　　）m、舗装・非舗装、坂（上り・下り・緩・急）

でこぼこ・砂利道・道路欠損・工事中・凍結・その他（　　）

（あなた（被災者）が歩行者であった場合に記入してください。）

歩車道の区別（ある・ない）道路、車の交通頻繁な道路、住宅地・商店街の道路

歩行者用道路（車の通行　許・否）、その他の道路（　　）

標　　識　　速度制限（　　km/h）・追越禁止・一方通行・歩行者横断禁止（有・無）

一時停止（有・無）・停止線（有・無）

信 号 機　　無・有（　　色で交差点に入った）信号機時間外（黄点滅・赤点滅）

横断歩道上の信号機（有・無）

交 通 量　　多い・少ない・中位

8　事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況

心身の状況　　正常・いねむり・疲労・わき見・病気（　　）・飲酒

あなたの行為（あなた（被災者）が運転者であった場合に記入してください。）

交差点における運行状況（信号機の場合（　　）色で交差点に入った。

直前に警笛を……鳴らした・鳴らさない、相手を発見したのは（　　）m手前

ブレーキを……かけた（スリップ　　m）・かけない、方向指示灯……した・しない

一時停止線での進行状況（一時停止した・しない）速度は……約　　km/h　相手は約　　km/h

（あなた（被災者）が歩行者であった場合に記入してください。）

横断中の場合　横断場所（　　）横断のしかた（　　）色で横断歩道に入った

左右の安全確認（した・しない）車の直前・直後を横断（した・しない）

通行中の場合　通行場所（歩道・車道）歩車道の区別がない道路

通行のしかた　車と同方向・対面方向

9　第二当事者（相手方）の自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること

(1)　自賠責保険（共済）について

証明書番号　第　　号

保険（共済）契約者（氏名）

（住所）

第二当事者（相手方）と契約者との関係

保険会社の管轄店名

保険会社の管轄店所在地

(2)　任意保険（共済）について

証明書番号　第　　号

保険（共済）契約者（氏名）

（住所）

保険金額　対人　　万円　第二当事者（相手方）と契約者との関係

保険会社の管轄店名

保険会社の管轄店所在地

(3)　保険金（損害賠償額）請求の有無　有・無

有の場合の請求方法　イ　自賠責保険（共済）単独

ロ　自賠責保険（共済）と任意保険（共済）との一括

保険金（損害賠償額）の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏　名

金　額　　円

受領年月日　平成　　年　　月　　日

10　運行供用者が第二当事者（相手方）以外の場合の運行供用者

名称（氏名）

電　話

所在地（住所）

郵便番号

運行供用者が法人である場合の代表者

氏　名

役　職

（物品番号 6515）8.5

3　第三者行為災害届（届その３）

（届その３）

11　災害発生状況

第一当事者（被災者）・第二当事者（相手方）の行動、災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。

12　現場見取図

道路方向の地名（至○○方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。

表示符号

自車　相手車　進行方向　横断禁止　人間　自転車 オートバイ　信号（赤、黄、青の表示）　一時停止　横断歩道　接触点

13　過失割合

私の過失割合は、　　%、相手の過失割合は　　%だと思います。

（理由）

14　示談について

イ　示談が成立した。

ロ　交渉中

ハ　示談はしない。

ニ　示談をする予定（　　年　　月　　日頃示談する予定）

ホ　裁判の見込み（　　年　　月　　日頃提訴予定）

15　身体損傷及び診療機関

	私（被災者）側	相手側（わかっていることだけ記入して下さい。）
部位、傷病名		
程　　度		
診療機関名称		
所　在　地		

16　損害賠償金の受領

受領年月日	金額又は品目	名　　目	受領年月日	金額又は品目	名　　目

事業主の証明

1欄の者については、2から6欄、11欄及び12欄に記載したとおりであることを証明します。

平成　　年　　月　　日

事業場の名称

事業主の氏名　　㊞

（法人の場合は代表者の役職・氏名）

（物品番号 6516）8. 5

4　第三者行為災害届（届その4）

（届その4）

第三者行為災害届を記載するに当たっての注意事項

1　災害発生後、すみやかに提出してください。
　なお、不明な事項がある場合には、空欄とし、提出時に申し出てください。

2　業務災害・通勤災害及び交通事故・交通事故以外のいずれか該当するものに○をしてください。
　なお、例えば構内における移動式クレーンによる事故のような場合は交通事故に含まれ、自転車同士の衝突事故のような場合は交通事故には含まれません。

3　通勤災害の場合には、事業主の証明は必要ありません。

4　第一当事者（被災者）とは、労災保険給付を受ける原因となった業務災害又は通勤災害を被った者をいいます。

5　災害発生の場所は、○○町○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。

6　第二当事者（相手方）が業務中であった場合には、「届その1」の4欄に必ず記入してください。

7　第二当事者（相手方）側と示談を行う場合には、あらかじめ所轄労働基準監督署に必ず御相談ください。
　示談の内容によっては、保険給付を受けられない場合があります。

8　交通事故以外の災害の場合には「届その2」を提出する必要はありません。

9　運行供用者とは、自己のために自動車の運行をさせる者をいいますが、一般的には自動車の所有者及び使用者等がこれに当たります。

10　「現場見取図」について、作業場における事故等で欄が不足し書ききれない場合にはこの用紙の下記記載欄を使用し、この「届その4」もあわせて提出してください。
　なお、「届その3」の12欄に記載した場合には「届その4」の提出は不要です。

11　損害賠償金を受領した場合には、第二当事者（相手方）又は保険会社等からを問わずすべて記入してください。

12　この届用紙に書ききれない場合には、適宜別紙に記載してあわせて提出してください。

13　この用紙は感圧紙（2部複写）になっていますので、2部とも提出してください。
　なお、この上でメモ等をしますと下に写りますので注意してください。

現　場　見　取　図

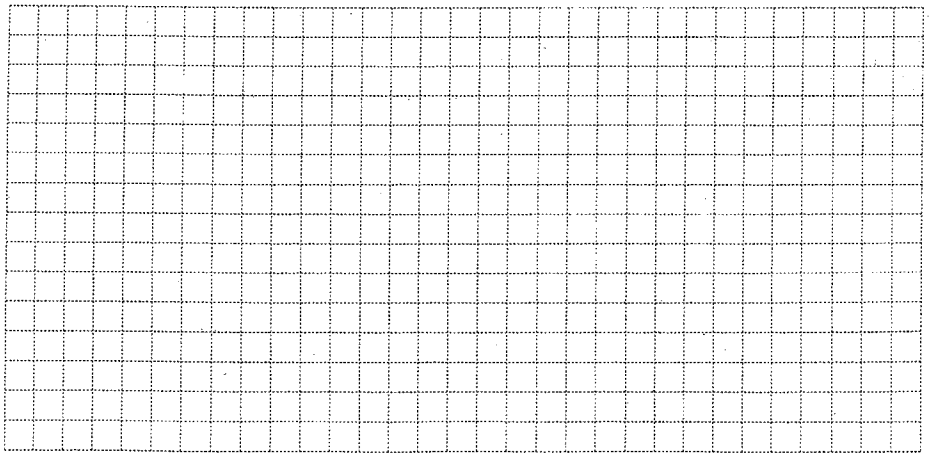

（物品番号 6517）8. 5

（報告書その１）

第三者行為災害報告書（調査書）

1　あなたの氏名、住所及び職業等

フリガナ
氏　名　　（男・女）

生年月日　　年　　月　　日（　　歳）

住　所

郵便番号　　電話

職　業　　勤務先

所在地

電　話

代表者（役職）　　（氏名）

2　事故発生年月日、場所及びその時の用務

日　時　平成　　年　　月　　日

午前・午後　　時　　分頃

場　所

事故発生時の用務　　業務中・通勤途上・私用

内　容

3　事故発生状況（あなた・相手方の行動・災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。）

4　現場見取図

道路方向の地名（至○○方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。

自　車　　一時停止　　自転車 オートバイ
相手車　　横断禁止　　横断歩道
進行方向　　入　間　　接触点
信号（赤、黄、青の表示）

5　事故現場の状況（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

天　候	晴・曇・小雨・雨・小雪・雪・暴風雨・霧・濃霧
見透し	良い・悪い（障害物　　があった。）
道路の状況	道路の巾（　　）m、舗装・非舗装、坂（上り・下り・緩・急）
	でこぼこ・砂利道・道路欠損・工事中・凍結・その他（　　）
標　識	速度制限（　　km/h）・追越禁止・一時停止・駐車禁止
信号機	無・有（　　色で交差点に入った）　信号機時間外（黄色点滅・赤点滅）
交通量	多い・少ない・中位

6　事故当時のあなたの行為、心身の状況及び車両の状況（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

心身の状況	正常・いねむり・疲労・わき見・病気（　　）・飲酒
あなたの行為	交差点における運行状況（信号機の場合（　　）色で交差点にはいった。）
	直前に警笛を……鳴らした・鳴らさない、相手を発見したのは（　　）m手前
	ブレーキを……かけた（スリップ　　m）・かけない、方向指示灯……した・しない
	速度は……約　　km/h　相手は約　　km/h
車両の状況	正常・ブレーキ故障・ハンドル装置故障・無灯火・灯火不備
	タイヤ破損・その他（　　）

7　事故調査を行った警察署又は派出所の名称

警察署　　係（派出所）

8　災害発生の事実の現認者

氏名　　電話

住所

（物品番号 6522）8.6

6　第三者行為災害報告書（調査書）（報告書その２）（表）

（報告書その２）

9．あなたの自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

自賠責	保険(共済)加入の有無	有　・　無		保険(共済)金請求の有無	有　・　無	
	保険会社(農協)	名称		所在地		
	証明書番号			期間	平成　年　月　日～　平成　年　月　日	
	契約者氏名			保有者氏名	契約者との関係(　　)	
任意	保険(共済)加入の有無	有　・　無		保険(共済)金請求の有無	有　・　無	
	保険会社(農協)	名称		所在地		
	証券番号			期間	平成　年　月　日～　平成　年　月　日	
	保険(共済)金額	対人	万円	契約者氏名		

10．あなたの運転していた車両（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

車　種	大・普・特・自二・軽自・原付自	登録番号（車両番号）				
運転者の免許	有・無	免許の種類	免許証番号	資格取得	有効期限	免許の条件
				年　月　日	年　月　日まで	

11．身体損傷及び診療機関

あなた側	相手側（わかっていることだけ記入して下さい。）
部位、傷病名	部位、傷病名
程度	程度
診療機関名称	診療機関名称
所在地	所在地

12．過失割合

私の過失割合は　　%、相手の過失割合は　　%だと思います。

（理由）

13．示談について

成立した・交渉中・示談はしない・示談をする予定（　年　月　日頃の予定）・裁判の見込み（　年　月　日頃提訴予定）

14．損害賠償金の支払い

年　月　日	金額又は品目	名　目	年　月　日	金額又は品目	名　目

上記の記載内容は事実と相違ありません。　　平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿労働基準監督署長　殿

報告人氏名　　㊞

事業場所在地

代表者職氏名　　㊞

（あなたが業務中であった場合にのみ事業主の証明を受けてください。）

※調査者氏名

（物品番号 6523）8.6

（裏）

（裏面）

記載上の注意点

1．事項を選択する場合は該当する事項を○で囲んでください。

2．２欄の事故発生場所は、○○町○○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。

3．８欄は、警察へ届け出ていない等で事故調査が行われていない場合に、事故の発生状況のわかる人を記入してください。

4．12欄は、あなたの判断に基づいて記入してください。また、その判断の理由についても記入してください。

5．14欄は、治療費、慰謝料、休業損、葬儀費等名目ごとに記入してください。

6．事業主の署名、捺印については、あなたが業務中に事故が発生した場合にのみ受けてください。

7　念書（様式第１号）

様式第１号

念　　書

災害発生年月日	平成　　年　　月　　日	災害発生場所	
第一当事者(被災者)氏名		第二当事者(相手方)氏名	

上記災害について、労災保険給付を請求するに当たり以下の事項を遵守することを誓約します。

1　相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
　また、示談の内容によっては、労災保険給付を受けられない場合があることについても承知しました。

2　相手方に白紙委任状を渡しません。

3　相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に連絡します。

なお、上記災害に関して私が労働者災害補償保険法による保険給付を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等に対する被害者請求権を、政府が同法第12条の４の規定により保険給付の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについても承知しました。

平成　　年　　月　　日

労働基準監督署長　殿

請求権者の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（※請求権者の住所、氏名は請求権者が自署してください。）

（物品番号 6511）8.5

8　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（控え）（様式第２号(1)）

様式第２号(1)

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書㊟　No.

A欄

署長	次長	課長	係長	係

右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。

第　　号
平成　　年　　月　　日

歳入徴収官

労働基準局長　殿

労働基準監督署長　印

B欄

第一当事者（被災者）				
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
災害発生年月日	平成　　年　　月　　日			
災害の種類	業務・通勤			
債務者 住所				
債務者 氏名				
保険会社等の名称及び所在地				
給付基礎日額	円			
第一当事者（被災者）過失割合	%	第二当事者（相手方）過失割合	%	

C欄　保険給付状況（　年度第　四半期分・当初分）

項目 ＼ 区分	労災保険給付額	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔		自至 ・・（　日分）	・・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			・・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			・・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			
休業（補償）給付		自至 ・・（　日分）	・・
			・・
			・・
傷病（補償）年金		第　級　号	・・
障害（補償）給付 年金 一時金 前払一時金		第　級　号	・・
遺族（補償）給付 年金 一時金 前払一時金		受給者名 続柄	・・
葬祭（料）給付		受給者名 続柄	・・
介護（補償）給付			・・
前回までの額		今回の合計額	
累計			

D欄

保険給付以外の弁済等の経過		
年月日	金額	内容

E欄

備考	

F欄

連絡等事項	保険給付（継続中・完了） 診療機関の名称及び所在地 被災者の傷病の部位及び傷病名

注）１．C欄については、４枚目まで複写されるので４枚１組のまま記入すること。A欄、B欄については２枚目まで複写されるものであること。
　　２．D欄、E欄、F欄を記入する際には、４枚１組のまま記入するとその内容が４枚目に複写されるので、３枚目以降を切り離すこと。

（物品番号 6512）8.6

9　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（様式第２号(2)）

様式第２号(2)

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書

局No.　　
署No.　　

A欄

右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。

第　　号
平成　　年　　月　　日

歳入徴収官

労働基準局長　殿

労働基準監督署長　印

B欄

第一当事者（被災者）							
府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号
災害発生年月日	平成　　年　　月　　日						
災害の種類	業務・通勤						
債務者	住所						
	氏名						
保険会社等の名称及び所在地							
給付基礎日額	円						
第一当事者（被災者）過失割合	%	第二当事者（相手方）過失割合	%				

C欄　保険給付状況（　　年度 第　　四半期分・当初分）

項目 ＼ 区分		労災保険給付額	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付	入院 入院外 看 通 柔		自 ・ ・ 至 ・ ・（　日分）	・ ・
	入院 入院外 看 通 柔			・ ・
	入院 入院外 看 通 柔			・ ・
	入院 入院外 看 通 柔			
	入院 入院外 看 通 柔			
休業（補償）給付			自 ・ ・ 至 ・ ・（　日分）	・ ・
				・ ・
				・ ・
傷病（補償）年金			第　級　号	・ ・
障害(補償)給付 年金 一時金 前払一時金			第　級　号	・ ・
遺族(補償)給付 年金 一時金 前払一時金			受給者名 / 続柄	・ ・
葬祭（料）給付			受給者名 / 続柄	・ ・
介護（補償）給付				・ ・
前回までの額		今回の合計額		
累計				

D欄

保険給付以外の弁済等の経過		
年月日	金額	内容

E欄

備考	

F欄

連絡等事項	保険給付（継続中・完了） 診療機関の名称及び所在地 被災者の傷病の部位及び傷病名

注）１．C欄については、４枚目まで複写されるので４枚１組のまま記入すること。A欄、B欄については２枚目まで複写されるものであること。
２．D欄、E欄、F欄を記入する際には、４枚１組のまま記入するとその内容が４枚目に複写されるので、３枚目以降を切り離すこと。

(物品番号 6512) 8.6

10　債権確認調査決定（変更）決議書（様式第２号(3)）

様式第２号(3)　　No.

債権確認調査決定（変更）決議書

平成　年度	労働省所管	決定する。 歳入徴収官	次長	課長	補佐	係長	係	発議	・　・
労働保険特別会計労災勘定								決議	・　・
歳入科目	(款) 雑収入 (項) 雑収入 (目) 雑入							事務処理 納入告知書発行	・　・
債権の種類	損害賠償金債権							債権管理簿登記	・　・
債権の発生年度	平成　年度							徴収簿登記	・　・
債権発生の原因	労災保険法第12条の4による損害賠償金								

本人	住所		保険会社等	名称	
	氏名			所在地	
使用者	住所				
	氏名又は名称		法人の場合は代表者氏名		履行期限
金額	円				・　・

算定基礎内訳　①（全事案について記入）

項目＼区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付 入院 入院外 看 通 柔		自 ・ ・ 至 ・ ・ (　日分)	・　・
入院 入院外 看 通 柔			・　・
入院 入院外 看 通 柔			・　・
入院 入院外 看 通 柔			
入院 入院外 看 通 柔			
休業(補償)給付		自 ・ ・ 至 ・ ・ (　日分)	・　・
給付基礎日額 (　円)			・　・
			・　・
傷病(補償)年金		第　級　号	・　・
障害(補償)給付 年金 一時金 前払一時金		第　級　号	・　・
遺族(補償)給付 年金 一時金 前払一時金		受給者名 / 続柄	・　・
葬祭(料)給付		受給者名 / 続柄	・　・
介護(補償)給付			・　・
前回請求時までの額			
計 (1)	(A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計 (2)			

算定基礎内訳　②（自賠責単独以外の事案について記入）

被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (D)
(1) (B)	(C)	(D)
(2) (B)	(C)	(D)

過失割合 (被災者①/相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の損害額 ((B)×(E)②) (F)	被災者請求可能額 ((F)−(C)×(E)①−(D)) (G)
政府の求償権取得額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額((H)−(I)) (J)

算定基礎内訳　③（自賠責及び任意一括の場合について記入）

自賠責保険(共済)金額(K)	①120万円・②75万円・③その他	示談額又は既払額(L)	円
求償可能限度額 ((K)−(L)) (M)			円

請求金額 (N)	円

連絡等事項 備考	保険給付（継続中・完了）

11　第三者行為災害による損害賠償の請求について（様式第２号(4)）（表）

様式第２号(4)

第　　号

平成　　年　　月　　日

第三者行為災害による損害賠償の請求について

御中

労働基準局長 印

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の４の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名		相手方氏名		災害（事故）発生日	平成　　年　　月　　日
保険(共済)契約者氏名		保有者氏名	契約者との関係（　　）		
証明書番号又は証券番号	自賠責 任意	管轄店（農協）			
原因自動車	登録番号又は車両番号		相手方と保有者との関係		
診療機関	名称		所在地		
被災者の傷病の部位及び傷病名					
請求金額	円				

算定基礎内訳　①（全事案について記入）

項目＼区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔		自　・　・ 至　・　・（　日分）	・　・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			・　・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			・　・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			
休業（補償）給付		自　・　・ 至　・　・（　日分）	・　・
			・　・
給付基礎日額（　　円）			・　・
傷病（補償）年金		第　　級　　号	・　・
障害(補償)給付 年金 一時金 前払一時金		第　　級　　号	・　・
遺族(補償)給付 年金 一時金 前払一時金		受給者名　続柄	・　・
葬祭（料）給付		受給者名　続柄	・　・
介護（補償）給付			・　・
前回請求時までの額		[redacted]	
計　(1)	(A)	[redacted]	
その他の人的損害(慰謝料等)	[redacted]		
計　(2)	[redacted]		

算定基礎内訳　②（自賠責単独以外の事案について記入）

被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (D)
(1)　(B)	(C)	(D)
(2)　(B)	(C)	(D)
過失割合（被災者①/相手方②）(E)	被災者の過失相殺後の損害額((B)×(E)②)(F)	被災者請求可能額((F)−(C)×(E)①−(D))(G)
／		
政府の求償権取得額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額((H)−(I)) (J)

算定基礎内訳　③（自賠責及び任意一括の場合について記入）

自賠責保険(共済)金額(K)	①120万円・②96万円・③その他	示談額又は既払額(L)	円
求償可能限度額 ((K) − (L)) (M)	円		

請求金額　(N)	円

連絡等事項 備考	保険給付（継続中・完了）

（裏）

（注）1　自賠責保険（共済）又は自動車保険（共済）に請求する場合以外には、「保険（共済）契約者氏名」欄から「相手方と保有者との関係」欄までは記入する必要がない。

2　「算定基礎内訳」①について

(イ)　交通事故及び交通事故以外又は自賠責保険（共済）及び自動車保険（共済）を問わず、全ての場合に記入すること。

(ロ)　休業（補償）給付の項の(A)欄は、

給付基礎日額（　　円）× $\frac{60}{100}$ ×（　　日）である。

(ハ)　介護（補償）給付については、自賠責保険（共済）にのみ請求する場合には記入しない。

3　「算定基礎内訳」②について

(イ)　交通事故で自賠責保険（共済）にのみ請求する場合については記入する必要がない。

(ロ)　(1)の(B)・(C)・(D)欄の額により、(E)～(J)欄の額を算出することとするが、総損害が確定している場合においては、(2)の(B)・(C)・(D)欄の額により、算出した金額を求償限度額とする。

(ハ)　休業（補償）給付の項の

(B)欄は、　給付基礎日額又は平均賃金（　　円）× $\frac{100}{100}$ ×（　　日）である。

及び

(C)欄は、　給付基礎日額又は平均賃金（　　円）× $\frac{100}{100}$ ×（　　日）である。

(ニ)　(B)・(C)欄の傷病（補償）年金・障害（補償）給付・遺族（補償）給付は、新ホフマン方式及び相続割合により算出した第一当事者（被災者）及び相手方（あなた側）の権利に属する額である。

(ホ)　交通事故で第一当事者（被災者）の人的損害総額が自賠責保険（共済）金額を下回ることが明確であったことから、過失割合に関する照会及び調査を省略した事案（第一当事者（被災者）に故意・重過失が認められる事故及び同乗事故を除く。）については、(E)欄に「省略」と記入すること。

4　「算定基礎内訳」③について

(イ)　(K)欄は、自賠責保険（共済）金額を記入するが、傷害の場合には①120万円又は②96万円（第一当事者に重大な過失がある場合）のどちらかを○で囲むこと。また、死亡又は後遺障害等の場合には③を○で囲むとともに内訳を備考欄に明記すること。

(ロ)　交通事故で自賠責保険（共済）に対して請求する場合の記入方法

a　(L)欄は、自賠責保険（共済）から既に支払われている場合にはその既払額を記入し、支払が行われていない場合には、斜線を引くこと。（示談額ではなく、既払額を記入すること。）

b　(M)欄は、(K)から(L)を引いた金額を記入する。

c　(N)欄は、(M)と(A)を比較していずれか低い金額を記入する。

ただし、第一当事者に重過失が認められる事案（例えば傷害の場合には、(K)欄において②96万円を○で囲んでいる事案）については、(N)欄及び上段の請求金額欄には斜線を引くこと。この場合、保険会社等から送付される「自賠責保険支払金額の通知」等には、支払額として労災保険給付額(A)を重過失減額した後の金額が記載されているものであるため注意すること。

(ハ)　交通事故で任意一括保険（共済）に対して請求する場合の記入方法

a　(F)＞(K)の場合……(J)欄の金額を(N)欄に記入する。この場合、(L)欄と(M)欄には斜線を引くこと。

b　(F)≦(K)の場合……(M)と(A)を比較していずれか低い金額を(N)欄に記入する。この場合、(L)欄は成立した示談額（保険会社等から被災者に今後支払われる予定の慰謝料又は既に支払われた慰謝料等）を記入する。

ただし、労災保険より給付された金額は除かれる。

また、第一当事者に重過失が認められる場合には、(A)を重過失減額した後の金額と(M)とを比較していずれか低い金額を(N)欄に記入すること。

(ニ)　(K)、(L)及び(M)欄は、任意保険（共済）（一括扱いは除く。）のみの場合には記入しない。

5　その他

(イ)　記入すべき事項がない場合には、当該項目欄に斜線をひくこと。

(ロ)　備考欄に請求先の保険種別に応じ、「自賠責」・「任意一括」・「任意」の区分を記載するとともに労働基準局担当者の職氏名を記載すること。

12　交通事故発生届（様式第３号）

様式第３号

交通事故発生届（「交通事故証明書」が得られない場合）

当事者	①第一当事者（被災者）	氏　　名	（　　）歳		
		住　　所	TEL　（　　）		
		車両登録番号		自賠責保険証明書番号	
	②第二当事者（相手方）	氏　　名	（　　）歳		
		住　　所	TEL　（　　）		
		車両登録番号		自賠責保険証明書番号	
③　事故発生日時		平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分			
④　事故発生場所					
⑤　災害発生状況					
⑥「交通事故証明書」が得られない理由					

⑦第一当事者（被災者）	上記⑥の理由により、「交通事故証明書」は提出できませんが、事故発生の事実は上記①～⑤に記載したとおりです。 平成　　年　　月　　日　　氏　名　　㊞ 住　所
⑧目撃者	上記①～⑤に記載された事故を目撃したことを証明します。 平成　　年　　月　　日 氏　名　　㊞　TEL　（　　） 住　所
⑨第二当事者（相手方）	上記①～⑤に記載された事故により①の者に損害を与えたことを自認します。 平成　　年　　月　　日 氏　名　　㊞　TEL　（　　） 住　所 事業場の名称 代表者職氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日

労働基準監督署長　殿

届出人　氏名　　㊞

住所

〔注意〕

1. 警察署への届出をしなかった等のために「交通事故証明書」の提出ができない場合に提出して下さい。
2. ①及び②の車両登録番号及び自賠責保険証明書番号の欄には、交通事故発生時において、被災者又は第三者が乗車していた車両に関する事項を記載して下さい。
3. ⑨は、⑧の目撃者がいない場合についてのみ記載して下さい。
4. ⑨の事業場の名称及び事業主の氏名の欄には、⑨の第三者が業務中であった場合のみ⑨の第三者の事業主の証明を受けて下さい。

（物品番号 6518）8.5

13　第三者行為災害報告書の提出について（様式第４号）

様式第４号

基署発第　　号

平成　　年　　月　　日

殿

労働基準監督署長

第三者行為災害報告書の提出について

平成　　年　　月　　日午前/午後　　時　　分頃　　において あなたと　　との間に発生した災害（事故）についてあなたの意見等をお聴きしたいので別添報告書を平成　　年　　月　　日までに御回報ください。

期日までに御回報のない場合は相手方の申立てにより過失割合等の決定がなされる場合があるので念のため申し添えます。

また、あなた側（損害保険会社等を含みます。）からの損害賠償金の支払に先立って、労災保険給付を行った場合には、労働者災害補償保険法第12条の４の規定により、国が被災者の有する損害賠償請求権及び自賠責保険（共済）等に対する被害者請求権を取得するので、災害保険給付の価額の限度であなた側に対して求償をすることとなります。

なお、自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）の適用対象となる事案については、第一次的には損害保険会社等に対して求償することになりますので、あなたが契約している損害保険会社等から支払がなされないような場合にあなたに対して求償することになります。（任意保険（共済）の使用を希望しない場合には必ず事前にご連絡ください。）

そのため、あなたが契約している損害保険会社等がある場合には、必ずその名称等を記載してください。

（物品番号 6521）8.6

14　労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

（様式第５号）

様式第５号

発第　　号

平成　　年　　月　　日

御中

労働基準局長　　印

労働基準監督署長　　印

労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

第一当事者(被災者)	氏名		男・女	歳
	住所			
事故年月日	平成　年　月　日	場　所		
第二当事者(相手方)氏名		契約者氏名		登録番号（車輌番号）
自賠責保険(共済)・証明書番号		自動車保険(共済)・証券番号		

上記第一当事者（被災者）の第三者行為災害に関し、自賠責保険（共済）及び自動車保険（共済）においていかなる処理がなされたか等について承知したいので、労災保険給付予定を通知するとともに照会します。

なお、御回答は平成　　年　　月　　日までにお願いします。その際、全ての事項について回答できない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

１．通知事項

保険給付予定

平成　　年　　月　　日予定　　円　療養、休業、障害、傷病、遺族、葬祭、介護

対象期間（療養、休業のみ）　療養（平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日）

休業（平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日）

２．照会事項

①　別紙回答書の事項

②　別紙回答書のうち５．過失割合に対する意見及び判断の根拠を除いた事項

（○で囲んだ方について御回答願います。）

なお、自賠責保険（共済）又は自動車保険（共済）の保険金、共済金、損害賠償額、仮渡金又は内払金の支払に先立って、上記保険給付を行った場合には、労働者災害補償保険法第12条の４の規定により、貴殿に対し求償致しますことを念のため申し添えます。

（郵便番号）　　－　　（所在地）

（電　　話）　　－　　－　　（ＦＡＸ）　　－　　－

労働基準局（担当者）

労働基準監督署（担当者）

（物品番号 6524）8.6

15　損害賠償等につき回答（様式第６号）（表）

様式第６号

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿労働基準局長　殿

＿＿＿＿＿＿労働基準監督署長　殿

会　社　名
（共済連名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話　　－

損害賠償等につき回答

第一当事者(被災者)		事故発生年月日	平成　　年　　月　　日

上記第一当事者（被災者）に関する平成　　年　　月　　日付　　発第　　号により照会の件につき、下記のとおり回答します。

1．自賠責保険（共済）に関する事項

保有者		証明書番号	
調査事務所(共済連)			
調査事務所受付番号			
仮渡金の支払の有無	有（　　円）・無		

2．任意保険（共済）に関する事項

被保険(共済)者	氏名	
	住所	
証券番号		
保険会社事故番号		

3．共通事項

イ．保険金等が支払われている場合

（内訳は裏面又は任意保険の損害額積算明細書写し等記載のとおり）

ロ．保険金等の請求があるも未払のとき

支払予定年月日	平成　　年　　月　　日	支払予定金額	円
支払予定が未定の場合にはその理由 (支払予定がない場合にはその理由)			

ハ．保険金等の支払請求がない。

4．示　談

有（示談成立年月日：平成　　年　　月　　日）・無

5．過失割合に対する意見及び判断の根拠

（意見）第一当事者（被災者）　　％　：　第二当事者（相手方）　　％

（根拠）

注：(1)　該当する項目の記号を○で囲んでください。

(2)　上記3．イについては、内訳が明らかなものについて記入してください。なお、内訳が不明な場合には、「備考」欄にその旨を記入してください。

(3)　上記4．及び5．については、任意保険（共済）（任意一括を含む。）の場合にのみ記入してください。

(4)　上記4．について示談が締結された場合には示談書の写しを添付してください。

(5)　上記5．については必要に応じ資料を添付してください。

（物品番号 6525）8.5

（裏）

（裏面）

保険金等が支払われている場合の内訳

損害の種類		損害額	支払額	支払対象期間	支払年月日	受領者	備考
治療費			円	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）	年 月 日～ 年 月 日		
文書料			円	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）	年 月 日～ 年 月 日		
看護料			円	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）	年 月 日～ 年 月 日		
諸雑費			円	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）	年 月 日～ 年 月 日		
通院費			円	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）	年 月 日～ 年 月 日		
休業損害 日額 （ 円）			円	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）	年 月 日～ 年 月 日		
慰謝料			円		年 月 日～ 年 月 日		
その他費用			円	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）	年 月 日～ 年 月 日		
後遺障害	逸失利益		円		年 月 日～ 年 月 日		
	介護料		円		年 月 日～ 年 月 日		
	慰謝料等		円		年 月 日～ 年 月 日		
死亡	逸失利益		円		年 月 日～ 年 月 日		
	慰謝料		円		年 月 日～ 年 月 日		
	葬儀費		円		年 月 日～ 年 月 日		
			円		年 月 日～ 年 月 日		
合計			円				

(注) 1．後遺障害に係る慰謝料等には、慰謝料のほか家屋改造費等を含むものである。
2．支払対象期間については、始期と終期を明記すること。
3．支払年月日については、複数回支払を行った場合に最初の支払日と最終の支払日を明記し、備考欄に支払回数を記入すること。

16　損害賠償等についての照会に対する回答の提出について（様式第７号）

様式第７号

平成　　年　　月　　日

御中

＿＿＿＿＿＿労働基準局長　　印

＿＿＿＿＿＿労働基準監督署長　　印

損害賠償等についての照会に対する回答の提出について

平成　　年　　月　　日付け　　発第　　号により照会した第一当事者（被災者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に関する件につき、貴殿の御回答がいまだ本職あて提出されておらず、労災保険の事務処理に支障を来しております。

ついては、平成　　年　　月　　日までに必ず御回答下さるよう重ねてお願い申し上げます。

また、全ての事項につき回答ができない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

本件につきましては何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。

（連絡先）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿労働基準局（担当者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿労働基準監督署（担当者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（TEL）＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿　（FAX）＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

なお、過失割合に対する第一当事者（被災者）の主張は、第一当事者（被災者）　　％、第二当事者（相手方）　　％となっておりますが、上記期限までに御回答のない場合には、当方が判断する過失割合に基づき事務処理を行う場合があることを念のため申し添えます。

（物品番号 6526）8.5

17　損害賠償請求の予告について（様式第８号）

様式第８号　　平成　　年　　月　　日

損害賠償請求の予告について

殿

労働基準監督署長　　印

被災者氏名		相手方氏名	
災害の種類	業務災害　・　通勤災害	災害発生年月日	平成　　年　　月　　日

上記被災者に対し、下記のとおり労災保険給付を行ったので、労働者災害補償保険法第12条の４の規定によって保険給付額を限度として貴殿に求償することとなりますのであらかじめ通知いたします。
また、保険給付が継続中の場合には、この後の分についてはおって請求することとなりますので念のため申し添えます。

記

労災保険給付状況

労災保険給付の種類	対象期間	労災保険給付額	支払日
療養（補償）給付	・　・　～　・　・	円	・　・
	・　・　～　・　・	円	・　・
	・　・　～　・　・	円	・　・
休業（補償）給付	・　・　～　・　・	円	・　・
	・　・　～　・　・	円	・　・
	・　・　～　・　・	円	・　・
傷病（補償）年金		円	・　・
障害（補償）給付		円	・　・
介護（補償）給付		円	・　・
遺族（補償）給付		円	・　・
葬祭料(葬祭給付)		円	・　・
合　計		円	
前回までの計	円	累　計	円

保険給付（継続中　・　完　了）

この件につきまして何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。
（連絡先）
＿＿＿＿＿＿＿＿労働基準監督署（担当者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（ＴＥＬ）＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

※　本様式は、自賠責保険（共済）及び自動車保険（共済）以外に請求する事案にのみ使用すること。

（物品番号 6527）8.5

18　債権管理簿（様式第９号）（表）

様式第9号

債権管理簿

整理番号	

平成　　年度	労働保険番号												
労働保険特別会計　労災勘定	府県	所掌	管轄	基幹番号							枝番号		
（款）雑収入 （項）雑収入 （目）雑　入													
	第一当事者（被災者）氏名												

債権の種類	損害賠償金債権	債務者	住所又は所在地	
	延滞金債権		氏名又は名称	

債権発生原因	労災保険法第12条の４第１項による求償権の取得	損害保険会社等の名称（　自賠責　・　任意　・　任意一括　）

災害発生年月日	平成　年　月　日	求償先	①第二当事者・②保険会社・③使用者・④運行供用者・⑤その他（　　）	
災害の種類	業務　・　通勤	過失割合	第一当事者(被災者)　　％	第二当事者(相手方)　　％

1 徴収決定 2 納入告知 年月日 3 収　納	区分	履行期限	督促状指定期限	延滞金	債権額	支払元	弁済額	残額
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					
・　・		・　・	・　・					

（物品番号 6513）8.6

（裏）

1 徴収決定 2 納入告知 年月日 3 収　納		区分	履行期限	督促状 指定期限	延滞金	債権額	支払元	弁済額	残額
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					
	・・		・・	・・					

求償権取得後の経過	年　月　日	概　　要

19　第三者行為災害届受付台帳（様式第10号）（表）

様式第10号

（表面）

第三者行為災害届受付台帳

受付番号	受付年月日	労働保険番号	被災労働者氏名	生年月日	災害発生年月日	業務・通勤災害の別	完結	備考
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		
—	。 。			。 。	。 。	業・通		

（物品番号 6519）8.5

（裏）

（裏面）

受付番号	受付年月日	労働保険番号	被災労働者氏名	生年月日	災害発生年月日	業務・通勤災害の別	完結	備考
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		
—	．．．			．．．	．．．	業・通		

20 第三者行為災害処理経過簿（様式第11号）（表）

様式第11号

（表面）

業務・通勤	第三者行為災害処理経過簿

受付番号	――	保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	要求償 否求償
受付年月日	・　・							

災害発生年月日	平成　年　月　日　午前 午後　時　分頃	全部労災先行 一部労災先行 全部自賠先行
災害発生場所		

	第一当事者（被災者）	第二当事者（相手方）
氏名	（　歳）	（　歳）
住所		
所属事業場名		
所在地		
代表者職氏名		
		事業主責任の有無　有・無

自賠責保険及び自動車保険関係	自賠責保険	管轄店名		証明書番号		
		所在地		保険契約者		
	自動車保険	管轄店名		証券番号		
		所在地		保険契約者		
		保険金額	対人（　　）万円			
	照会年月日	・　・	督促年月日	・　・	回答年月日	・　・
	保険金の支払	支払済・支払いの予定・請求なし　年　月　日			円	

第三者行為災害報告書	送付	・　・	回答	・　・

実調	対象	被災者	相手方	
	調査年月日	・　・	・　・	
	復命書番号			

受付書類	1．第三者行為災害届（　・　・　）
	2．念　書（　・　・　）
	3．事故証明書（　・　・　）
	4．
	5．
	6．

（物品番号 6520）8.5

（裏）

（裏面）

保険給付（求償権取得・債権発生）通知	1．　・　・　5．　・　・　9．　・　・ 2．　・　・　6．　・　・　10．　・　・ 3．　・　・　7．　・　・　11．　・　・ 4．　・　・　8．　・　・　12．　・　・　完結	
年　月　日	処　理　経　過	決　裁
備考		

21　求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）（控え）（様式第12号(1)）

様式第12号(1)

(控)

求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）

No.

平成　　年度 第　　四半期分

整理番号	受付番号	災害発生日	第一当事者（被災者）	第二当事者（相手方）	理由
1	－	・　・			
2	－	・　・			
3	－	・　・			
4	－	・　・			
5	－	・　・			
6	－	・　・			
7	－	・　・			
8	－	・　・			
9	－	・　・			
10	－	・　・			

イ　同僚労働者の加害行為による災害
ロ　同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害（一括扱いの場合に限る。）
ハ　同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者（下請負人を含む。）の加害行為による災害
ニ　直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
ホ　労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
ヘ　第二当事者（相手方）が無資力等の場合
ト　その他（　　）

署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	発議	
						決議	
						施行	

上記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、上記第二当事者（相手方）に対する求償権を取得しましたので通知します。

第　　号
平成　　年　　月　　日

歳入徴収官
労働基準局長　殿

労働基準監督署長　印

(注)　1．受付番号欄には、第三者行為災害届受付台帳の受付番号を記載すること。
　　2．理由欄には、求償を差し控えた理由として上記イ～トの中から該当する項目を選び、その記号を記入すること。

（物品番号 6528）8.5

22　求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）（様式第12号(2)）

様式第12号(2)

求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）

No.

平成　　年度 第　　四半期分

整理番号	受付番号	災害発生日	第一当事者（被災者）	第二当事者（相手方）	理由
1	－	・　・			
2	－	・　・			
3	－	・　・			
4	－	・　・			
5	－	・　・			
6	－	・　・			
7	－	・　・			
8	－	・　・			
9	－	・　・			
10	－	・　・			

イ　同僚労働者の加害行為による災害
ロ　同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害（一括扱いの場合に限る。）
ハ　同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者（下請負人を含む。）の加害行為による災害
ニ　直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
ホ　労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
ヘ　第二当事者（相手方）が無資力等の場合
ト　その他［　　］

上記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、上記第二当事者（相手方）に対する求償権を取得しましたので通知します。

第　　号
平成　　年　　月　　日

歳入徴収官
労働基準局長　殿

労働基準監督署長　印

(注)　1．受付番号欄には、第三者行為災害届受付台帳の受付番号を記載すること。
　　2．理由欄には、求償を差し控えた理由として上記イ～トの中から該当する項目を選び、その記号を記入すること。

（物品番号 6528）8.5

23　債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）（様式第12号(3)）

様式第12号(3)

債権確認決定決議書（求償差し控え該当事案）

No.

平成　　年度 第　　四半期分

整理番号	受付番号	災害発生日	第一当事者（被災者）	第二当事者（相手方）	理由
1	—	。　。			
2	—	。　。			
3	—	。　。			
4	—	。　。			
5	—	。　。			
6	—	。　。			
7	—	。　。			
8	—	。　。			
9	—	。　。			
10	—	。　。			

イ　同僚労働者の加害行為による災害
ロ　同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害（一括扱いの場合に限る。）
ハ　同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者（下請負人を含む。）の加害行為による災害
ニ　直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
ホ　労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
ヘ　第二当事者（相手方）が無資力等の場合
ト　その他［　　］

決定する。 本件求償を差し控えることとする。 歳入徴収官	次長	課長	補佐	係長	係	発議
						。　。
						決議
						。　。

（備考）

24　債権管理簿（求償差し控え該当事案）（様式第12号(4)）

様式第12号(4)

債権管理簿（求償差し控え該当事案）

No.

平成　　年度 第　　四半期分

整理番号	受付番号	災害発生日	第一当事者（被災者）	第二当事者（相手方）	理由
1	－	。　。			
2	－	。　。			
3	－	。　。			
4	－	。　。			
5	－	。　。			
6	－	。　。			
7	－	。　。			
8	－	。　。			
9	－	。　。			
10	－	。　。			

イ　同僚労働者の加害行為による災害
ロ　同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害（一括扱いの場合に限る。）
ハ　同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者（下請負人を含む。）の加害行為による災害
ニ　直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
ホ　労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
ヘ　第二当事者（相手方）が無資力等の場合
ト　その他（　　）

労働保険特別会計労災勘定	債権の種類	損害賠償金債権
（款）雑収入 （項）雑収入 （目）雑入	債権発生原因	労災保険法第12条の4第1項による求償権の取得

（備考）

25　合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令様式　（総理府令様式第１号～総理府令様式第10号）

様式第１号（第４条関係）

（表）

損害賠償請求書

※（　　都道府県）No.　　（　）

防衛施設局長 名古屋防衛施設支局長　殿 下記により，合衆国軍隊等の行為等による損害の賠償を請求する。 平成　年　月　日	請求者：住所（ふりがな） 氏名（ふりがな） 被害者との間柄

被害者	氏名及び生年月日（ふりがな）　　年　月　日		男	女
	住所（ふりがな）： 本籍地： 職業：　　既往の身体障害者又は異状：			
事故の概要	事故発生日時：平成　年　月　日　前後　時　分 事故発生場所（ふりがな）： 加害者，事故の状況等			
請求額	療養賠償 ¥　葬祭料 ¥ 休業賠償 ¥　慰謝料 ¥ 障害賠償 ¥　財産賠償 ¥ 遺族賠償及び遺族旅費 ¥　合計 ¥			
上記請求額のうち他から既に受領した金額	金額　支給機関 損害保険金 ¥（　） 労働基準法 ¥（　） 労働者災害補償保険法 ¥（　） 健康保険法 ¥（　）	金額　支給機関 国民健康保険法 ¥（　） 船員保険法 ¥（　） その他 ¥（　） 合計 ¥（　）		
遺族	氏名　生年月日　被害者との続柄　住所			
証人	氏名　生年月日　被害者との続柄　住所			
添付書類				
備考				

（裏）

請求書の提出に当たっての注意

1．請求書は，事故発生場所を管轄する防衛施設局長（事故発生場所が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては，名古屋防衛施設支局長）へ提出するのですが，特別の理由があるときは，あなたの住所地を管轄する防衛施設局長（あなたの住所地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては，名古屋防衛施設支局長）を経由して提出することができます。

2．代理人により賠償を請求するときは，代理人に賠償の請求及び賠償金等の受領を委任する委任状を請求書に添付してください。

3．請求書には，次表に掲げる書類を添付してください。なお，必要に応じ防衛施設局長又は名古屋防衛施設支局長が要求する書類を提出してください。

賠償の別	賠償の内容	請求書に添付する書類
療養賠償	合衆国軍隊等の行為等により負傷し，又は病気にかかつたため，その療養の費用を請求するもの	療養の内容を記載した医師の証明書，療養費の内容を明らかにすることができる請求書，領収書等及び療養雑費の内容を明らかにする資料
休業賠償	合衆国軍隊等の行為等により損害を受けたため，得ることができない業務上の収入を請求するもの	勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は，税務署の所得金額証明書） 勤務先の療養欠勤中における支給給与額の証明 休業証明書（給与所得者のときは勤務先の代表者，その他の者は市町村長等の証明書）
障害賠償	合衆国軍隊等の行為等により負傷し，又は病気にかかり，治つたときなお身体に障害があるときに請求するもの	身体障害の程度を記載した医師の証明書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は，税務署の所得金額証明書）
遺族賠償及び遺族旅費 葬祭料	合衆国軍隊等の行為等により死亡したときに請求するもの	死亡診断書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は，税務署の所得金額証明書） 戸籍謄本 葬祭料の内容を明らかにする資料
財産賠償	合衆国軍隊等の行為等による不動産及び動産の損害を請求するもの	財産損害申告書及び次の書類 イ．修理可能のとき　信用ある業者の修理見積内訳書又は既に修理したときはそれに要した額を証明する領収書及びその内訳書 ロ．修理不可能のとき　信用ある業者の再取得又は再建築見積内訳書 ハ．登記簿謄本等

4．　※印の箇所には、記入しないでください。

様式第２号（第５条関係）
書式Ｃ－７
FormC－７

損害賠償請求通知及び事故発生証明書
CLAIMS NOTICE／ INCIDENT CERTIFICATE UNDER ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

日付
Date : _____

司令官殿 To : Commanding Officer	賠償将校気付 ATTN:Claims Officer	発 FROM: 防衛施設局長 名古屋防衛施設支局長 Director, Defense Facilities Administration Bureau Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch
所属部隊名 Unit, Camp, Base, Station	APO-FPO	

1．当方は，下記のとおりの請求を受理したことを通知する。
Notification is given that the following claim has been received by this office

a．請求者・被害者名 Name of Claimant／Injured Person:	d．請求額 Amount of Claim: 療養賠償 Medical Treatment ¥ 休業賠償 Inability to Work ¥ 障害賠償 Physical Handicap ¥ 遺族賠償及び遺族旅費 Bereaved Family and their Travel Expenses ¥
b．住所 Address:	
c．請求提出年月日 Date Claim Presented:	葬祭料 Funeral Rites ¥ 慰謝料 Pain and Suffering ¥ 財産賠償 Property Damage ¥ 合計 Total ¥

2．本請求は，下記の事故による。
The claim is said to have arisen from the following incident.

a．場所 Place:	b．日付 Date:	c．事故種別（交通・暴行等） Type (traffic, assault,etc.) :

d．米側当事者
U.S.Party Involved:

氏名 Name:	階級 Grade:	部隊 Unit:	軍別 Service:

e．証人
Witnesses:

氏名 Name:	住所 Address:

3．事故内容
Description of Incident:

書式C－7（続き）
FormC－7（Cont'd）

4．下記の米側資料を当方へ提出することを要求する。
It is requested that the following U.S. informations be forwarded to this office:

防衛施設局長 名古屋防衛施設支局長 Director, Defense Facilities Administration Bureau Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch	署名 Signature:

FOR U.S. CLAIMS OFFICER

5．請求者・被害側当事者
Claimant／Injured Party:

a．氏名 Name（If known）:	b．住所 Address:

6．事故
Incident:

a．日付 Date:	b．場所 Place:

7．事故内容
Description of Incident:

8．米側当事者
U.S. Party Involved:

a．氏名 Name	b．階級 Grade:
c．所属部隊名 Unit or Organization:	d．軍別 Service:

9．証明
Certification:

氏名・階級・部隊名 Name, Grade and Organization:	署名 Signature:

様式第3号（第6条関係）
書式C－1
FormC－1

損害賠償請求受理通知書
NOTIFICATION OF RECEIPT OF CLAIM PRESENTED UNDER ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

1．請求者氏名 Claimant:	2．整理番号 File Number:
3．請求者住所 Claimant's Address:	4．請求額 Amount Claimed: a．療養賠償 Medical Treatment ¥ b．休業賠償 Inability to Work ¥ c．障害賠償 Physical Handicap ¥ d．遺族賠償及び遺族旅費 Bereaved Family and their Travel Expenses ¥ e．葬祭料 Funeral Rites ¥
5．事故発生場所 Place of Accident:	
6．事故発生年月日 Date of Accident:	
7．請求提出年月日 Date Claim Presented:	
8．当事者 Parties Involved: a．米側当事者 U.S. Party: b．被害側当事者 Injured party:	f．慰謝料 Pain and Suffering ¥ g．財産賠償 Property Damage ¥ 合計 Total ¥

9．事故内容
Description of Accident:

10．証明
Justification:
上記損害賠償請求は，日本政府によつて十分に考慮され，かつ，地位協定第18条に基づいて受理できるものと認める。
The foregoing claim has been fully considered by the Japanese Government and is deemed acceptable under Article XVIII, Status of Forces Agreement.

署名 Signature:＿＿＿＿＿＿＿＿　日付 Date:＿＿＿＿＿＿＿＿

防衛施設庁長官
Director, Defense Facilities Administration Agency

様式第４号（第６条関係）
書式Ｃ－２
FormC－２

公務上・外の証明書
CERTIFICATE OF SCOPE OF EMPLOYMENT UNDER ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

1．請求者氏名 Claimant:	2．整理番号 File Number:
3．請求者住所 Claimant's Address:	5．事故発生場所 Place of Accident:
5．事故発生年月日 Date of Accident:	6．請求提出年月日 Date Claim Presented:
7．a．合衆国軍隊，構成員又は被用者（該当する箇所に×印を記入すること。） U.S. Armed Forces, Member or Employee: (Check applicable block) ☐ 合衆国軍隊の構成員 Member of Armed Forces ☐ 合衆国軍隊の文民（軍属） Civilian Employee of Armed Forces ☐ 合衆国軍隊の日本人被用者 Japanese National Civilian Employee of Armed Forces ☐ 合衆国軍隊の第三国人被用者 Other National Civilian Employee of Armed Forces ☐ 合衆国軍隊 Armed Forces	b．日本国の自衛隊，構成員又は被用者（該当する箇所に×印を記入すること。） Japanese Self Defense Forces, Member or Employee: (Check applicable block) ☐ 自衛隊の構成員 Member of Self-Defense Forces ☐ 自衛隊の被用者 Employee of Self-Defense Forces ☐ 自衛隊 Self-Defense Forces

c．☐ 日米共同
Joint Japan-U.S.:

d．軍別（該当する箇所に×印を記入すること。） Service: (Check applicable block) ☐ 陸軍 Army　☐ 海軍 Navy　☐ 空軍 Air Force	e．隊別（該当する箇所に×印を記入すること。） Service: (Check applicable block) ☐ 陸上 Ground　☐ 海上 Maritime　☐ 航空 Air
8．a．米側当事者は，事故発生当時公務執行中であった。（該当する箇所に×印を記入すること。） United States party was acting in the performance of official duty at the time of accident or incident. (Check applicable block) ☐ 諾 Yes　☐ 否 No	b．日本側当事者は，事故発生当時公務執行中であった。（該当する箇所に×印を記入すること。） Japanese party was acting in the performance of official duty at the time of accident of incident, (Check applicable block) ☐ 諾 Yes　☐ 否 No
9．a．合衆国のために For the United States:	b．日本国のために For Japan:
署名 Signature:＿＿＿＿＿＿　日付 Date:＿＿＿＿＿＿ 氏名・階級 Name and Grade 賠償部長 Chief, Claims Service	署名 Signature:＿＿＿＿＿＿　日付 Date:＿＿＿＿＿＿ 氏名 Name 防衛施設庁長官 Director, Defense Facilities Administration Agency

様式第5号（第6条関係）
書式C－3
FormC－3

損害の原因確認書
CONFIRMATION OF CAUSATION OF DAMAGES UNDER ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

1．請求者氏名 Claimant:	2．整理番号 File Number:
3．請求者住所 Claimant's Address:	4．事故発生場所 Place of Accident:
5．事故発生年月日 Date of Accident:	6．請求提出年月日 Date Claim Presented:

7．当事者
Parties Involved:

a．米軍当事者
U.S.Party:

b．被害側当事者
Injured Party:

8．十分考慮した結果，請求者の損害は，下記によって生じたことを双方が合意した。
After full consideration it is mutually agreed that claimant's damages were caused:

a．米側当事者の全面的な作為又は不作為による。
Wholly by act or omission of U.S. party.

b．米側当事者及びその他の者の相互の過失による。
By mutual fault of U.S. party and another.

米側当事者の過失
U.S. party's fault _____%

被害側当事者の過失
Injured party's fault _____%

上記以外の者の過失
Fault of another _____%

c．米側当事者の作為又は不作為によらない。
By no act or omission of U.S. party.

9.a. 日本国のために For Japan:	b．合衆国のために For the United States:
署名 Signature:_____ 日付 Date:_____	署名 Signature:_____ 日付 Date:_____
氏名 Name 防衛施設庁長官 Director, Defense Facilities Administration Agency	氏名・階級 Name and Grade 賠償部長 Chief, Claims Service

様式第6号（第8条関係）

日付
Date:_____

FormC－3

防衛施設局長
名古屋防衛施設支局長 殿

TO: Director, _____ Defense Facilities Administration Bureau
Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

同　　意　　書

LETTER OF AGREEMENT

平成　　年　　月　　日　　において発生した事故につき，地位協定第18条の規定に基づき賠償請求をしたが，その事故によるすべての損害に対する賠償請求の最終的解決として下記賠償金額を受領することに同意する。

なお，下記金額を受領の上は，いかなる理由でも今後本事故による損害について請求は行わない。

I hereby agree to accept the amount of compensation for damages mentioned below, for which claim has been made under the provisions of Article XVIII of the Status of Forces Agreement, in full settlement of all claims arising out of the incident which occurred on _____, 19_____ at _____.
I further declare that upon acceptance of the stated amount I will under no circumstances make any other claim for damages arising from this incident.

賠償総額 Total Amount of Compensation:	¥
内訳 Breakdown	
療養賠償 Medical Treatment	¥
休業賠償 Inability to Work	¥
障害賠償 Physical Handicap	¥
遺族賠償及び遺族旅費 Bereaved Family and their Travel Expenses	¥
葬祭料 Funeral Rites	¥
慰謝料 Pain and Suffering	¥
財産賠償 Property Damage	¥

署名
Signed by:_____
請求者
Claimant

住所
Address:

本写しは，正確であることを証明する。
Certified as a true copy.

証明者名
Certified by:_____
防衛施設局長
名古屋防衛施設支局長

Director, Defense Facilities Administration Bureau
Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

様式第7号（第8条関係）
書式C－4
FormC－4

支　払　報　告　書
PAYMENT STATEMENT
UNDER
ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

日付
Date: _____

償還請求のための損害賠償請求書一覧表
Request List of Claims:

☐ 陸軍 Army　☐ 海軍 Navy　☐ 空軍 Air Force

請求番号 Request Number _____ 番号 Line _____

1．請求者氏名 Claimant:	2．整理番号 File Number:
3．請求者住所 Claimant's Address:	4．事故発生場所 Place of Accident:
5．事故発生年月日 Date of Accident:	6．請求提出年月日 Date Claim Presented:

7．認定の根拠（事実関係，当事者の過失程度，適用法及びその他関係資料）
Findings: (Statement of facts, degree of negligence of parties, discussion of law, and other pertinent date)

8．賠償金額 Amount of Award:	9．賠償金支払当局 Authority Making Award:
10．賠償金支払年月日 Date of Payment of Award:	11．米側償還金額 Certified Amount of Payment Due from United States:

12．摘要
Remarks:

13．日本国のために
For Japan:

氏名・官職 Name and Title:	署名 Signature:

14．別紙
Inclosures:
同意書
Letter of Agreement
受領書
Receipt

様式第８号（第10条関係）
書式Ｃ－13
FormC－13

償　還　請　求　書
REIMBURSEMENT REQUEST UNDER ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

在日米軍賠償部長殿 To: Chief, U.S. Armed Forces Claims Service, Japan	日付 Date:	
	請求番号 Request No.:	軍別 Service:
請求金額 Amount Requested:	損害賠償請求件数 Number of Individual Claims:	

受取人　日本国政府防衛施設庁の口座預金先として東京都千代田区九段南１丁目３番１号さくら銀行
Payee: Sakura Bank,3－1, 1－chome, Kudanminami, Chiyoda-ku, Tokyo for deposit to the account of Japanese Government Defense Facilities Administration Agency

証明
Certificate:

添付された償還請求のための損害賠償請求書一覧表記載の損害賠償請求は，地位協定第18条第５項(a)に規定する日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従い日本国政府により解決されたこと，また，その支払金額は，正しく記載されて日本国政府により実際に支払われ，かつ，日本国の自衛隊の構成員及び被用者が公務執行中に人身障害，死亡又は財産損害を与えたときに法的に支払われる金額を超えたものでないことを証明する。

I certify that the claims listed in the attached Request List of Claims have been settled by the Government of Japan in accordance with the laws and regulations of Japan with respect to claims arising from the activities of its Self-Defence Forces as provided in paragraph 5(a), Article XVIII of the Status of Forces Agreement; that the amounts paid are correctly shown, were actually made by the Government of Japan, and are not in excess of amounts that could legally have been paid, had the personal injury, death or property damage been caused by a member or an employee of Self-Defense Forces of Japan in the performance of official duties.

日本国のために
For Japan:

氏名・官職 Name and Official Capacity: 日本国政府防衛施設庁総務部会計課長 Chief, Accounting Section General Affairs Division Defense Facilities Administration Agency Japanese Government	署名 Signature:

別紙
Inclosure:　償還請求のための損害賠償請求書一覧表
Request List of claims

様式第９号（第10条関係）

書式Ｃ－14

FormC－14

償還請求のための損害賠償請求書一覧表

REQUEST LIST OF CLAIMS

軍別
Service: _____

請求番号
Request No.: _____

ページの内　ページ
Page of Pages

番号 Line	整理番号 File Number		請求者 Claimant	事故発生年月日 Date of Accident	日本側支払金額 Award Paid by Japan		米国側負担分 U.S. Share Due
	日本側 Japan	米国側 U.S.			日付 Date	金額 Amount	

様式第10号（第11条関係）
書式C－5
FormC－5

公務外損害補償請求書
NON－ OFFICIAL DUTY CLAIM

1．請求者氏名 Claimant:	2．整理番号 File Number:
3．請求者住所 Claimant's Address:	4．請求額 Amount Claimed: a．療養補償 Medical Treatment ¥ b．休業補償 Inability to Work ¥ c．障害補償 Physical Handicap ¥ d．遺族補償及び遺族旅費 Bereaved Family and their Travel Expeuses ¥ e．葬祭料 Funeral Rites ¥ f．慰謝料 Pain and Suffering ¥ g．財産補償 Property Damage ¥ 合　計 Total ¥
5．事故発生場所 Place of Accident:	
6．事故発生年月日 Date of Accident:	
7．米側当事者－氏名・所属 U.S. Party-Name and Organization	

8．事故内容（関係者，財産及び事故の原因を明示し，損害，障害又は死亡に関連するすべての事実及び状況を簡単に記入すること。）
Description of Accident: (State briefly all known facts and circumstances attending the damage, injury or death, identifying persons and property involved and the cause thereof.)

9．請求理由
Basis for Claim:

10．財産損害（財産の種類及び所在並びに損害の性質及び範囲を簡単に記入すること。財産の所有者が請求者以外のときは，その住所・氏名を記入すること。）
Property Damage: (Briefly describe kind and location of property and nature and extent of damage, state name and address of owner of property if other than claimant.)

11．身体傷害（傷害の性質及び範囲を記入すること。）
Personal Injury: (State nature and extent of injury.)

12. 死亡（請求額算定の基礎を記入すること。）
Death: (State calculations upon which damages are based.)

13. 証人
Witnesses:

氏名
Name:

住所
Address:

14. 請求者と被害者との関係及びその法的根拠
Relationship of claimant to injured or deceased person, and citation of law authorizing representation:

15. 本請求金額は，上記事故によつて生じた損害に対するもののみであり，かつ，上記の事実は，すべて真正である。
I declare that the amount of this claim covers only damage and injuries caused by the accident or incident decribed and that the foregoing statement is true and correct in every particular:

請求者の署名（氏名は，第1欄のものと同じであること。）＿＿＿＿＿＿＿＿
Signature of Claimant: (Name should be exactly as shown in item 1.)

16. 参考事項
Remarks and Inclosures:

17. 証明
Certificate:
本翻訳は，正確であることを証明する。
Certified true translation.

署名　　日付
Signature:＿＿＿＿＿＿＿＿　Date : ＿＿＿＿＿＿＿＿

防衛施設局長
名古屋防衛施設支局庁
Director, Defense Facilities Administration Bureau
Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

参　考　資　料

1　損害賠償責任が発生する主な根拠及び留意点…… 163

2　第三者行為災害関係法令…… 177

3　判例…… 223

4　第三者行為災害関係資料…… 269

参考　1　損害賠償責任が発生する主な根拠及び留意点

1　一般の不法行為責任（民法第709条）…… 165

(1)　故意又は過失による行為に基づくこと…… 165

(2)　権利ないし利益を違法に侵害したこと…… 165

(3)　責任能力があること…… 165

(4)　その行為等によって損害が発生したこと…… 166

2　特殊な不法行為責任…… 167

(1)　責任無能力者の監督者の責任（民法第714条）…… 167

(2)　使用者の責任（民法第715条）…… 167

(3)　注文者の責任（民法第716条）…… 169

(4)　土地の工作物の占有者・所有者の責任（民法第717条）…… 170

(5)　動物の占有者の責任（民法第718条）…… 170

(6)　共同不法行為者の責任（民法第719条）…… 170

(7)　第二当事者が死亡した場合の損害賠償責任（民法第915～第940条）…… 171

3　上記以外の主な損害賠償責任…… 172

(1)　運行供用者責任（自賠法第３条）…… 172

(2)　債務不履行責任（民法第415条）…… 173

(3)　旅客運送業者の責任（商法第590条）…… 174

(4)　国又は公共団体の責任（国家賠償法第１条・第２条）…… 174

(5)　製造物責任（製造物責任法第３条）…… 175

1　一般の不法行為責任（民法第709条）

一般の不法行為（民法第709条）においては、次の事項にすべて該当した場合に不法行為が成立し、行為者が損害賠償責任を負うことになる。

(1)　故意又は過失による行為に基づくこと

故意とは、自己の行為により一定の結果が発生すべきことを認識しながら、その結果を容認して、その行為をあえてするという心理状態をいい、これに対して、過失とは、自己の行為により一定の結果が発生することを認識すべきであるのに、不注意のためその結果の発生を認識しないでその行為をするという心理状態をいうが、不法行為の成立の結果には違いがないので、第三者行為災害における支給調整事務においてはあえてそれらを区別する必要はない。

なお、不法行為の成立要件である「過失」とは、当該行為について通常人がその職業・地位・立場等に応じて払うことを期待される程度の注意を怠ったこと、いわゆる「抽象的過失」を意味し、具体的な行為者その人の注意能力を基準として、当該人が平常自己の事務を処理するに当たって用いる程度の注意を怠ったいわゆる「具体的過失」ではないことに留意する必要がある。したがって、例えば自動車事故の場合には、具体的な事案に応じた個々人の注意能力ではなく、運転者として一般的に必要とされる注意能力が基準となるのであり、そうした観点から注意義務を欠いたと認められる場合には運転者として過失があったとされるのである。

また、訴訟においては故意・過失の立証責任は通常原告が負担するが、故意・過失を推認し得る事実を証明したときは、被告においてその不存在の反証を提出しない限り、裁判所は、故意・過失を認定することができる（故意・過失の一応の推定）とされている。

(2)　権利ないし利益を違法に侵害したこと

不法行為が成立するのは、第三者の行為等が受給者の権利ないし利益を違法に侵害した場合である。したがって、当該第三者の行為が正当防衛、緊急避難若しくは正当な業務としての性質をもつ場合又は当該行為について受給者の承諾があった場合（法令又は公序良俗に反しないものに限る。）には、受給者に損害賠償請求権は生じないため第三者行為災害には該当しないことになる。

(3)　責任能力があること

責任能力とは、自己の行為の結果、何らかの法的な責任が生じ得ることを認識し得るだけの判断能力を意味しており、責任能力を有する者のみが不法行為責任を負うことになる。

したがって、法律上の責任能力を欠く者の加害行為については、他の要件が備わっている場合でも不法行為責任は免れることになる。例えば、加害者が幼児で加害行為の責任を弁識するに足る能力を持たない場合には、その幼児は不法行為責任を免れることになる。

また、心身喪失中に行われた加害行為の場合も不法行為責任を免れる（民法第713条本文）が、故意又は過失によって一時的に心身喪失を招いたときは不法行為責任を負うことになる（同条ただし書）。

なお、責任能力のない者の行為により損害を与えた場合には、原則として加害者自身は賠償責任を負わないが、その場合には法定監督義務者や代理監督者が加害者に代わり賠償責任を負うこととされている。

（参考）

民法　第713条［心神喪失者の責任能力］心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責ニ任セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス

(4) その行為等によって損害が発生したこと

不法行為が成立するためには、加害者の行為等によって現実に損害が発生したことが必要であり、この損害は加害者の行為等によって生じたもの、すなわち、加害者の行為等と損害との間に相当因果関係があることが必要である。

この要件については民法に明文の規定は置かれていないものの、判例で民法第416条の規定が類推適用されるとされているため、損害賠償の範囲は事実上相当因果関係の範囲に限定されることとされている（最判昭48・6・7民集27―6―681、最判昭49・4・25民集28―3―447外）。

相当因果関係とは、不法行為があれば一般に生ずるであろうと認められる災害すなわち通常損害について賠償を認め、特別の事情により生じた損害については、加害者に予見可能性が認められる場合に限って賠償義務を負わせることであるが、通常損害について賠償を認めるということは、そのような行為がなければ損害が生じなかったであろうと認められ、かつ、そのような行為があれば通常はそのような損害が生じるであろうと認められる場合に、行為者に損害賠償責任を負わせるということである。

なお、実際に損害が発生している場合であっても、第一当事者に100％の過失が認められるような場合には、第一当事者等に損害賠償請求権は生じないため、第三者行為災害には該当しないことになる。

（参考）

民法　第416条［損害賠償の範囲・相当因果関係］損害賠償ノ請求ハ債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ為サシムルヲ以テ其目的トス

② 特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ト雖モ当事者カ其事情ヲ予見シ又ハ予見スルコトヲ得ヘカリシトキハ債権者ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

2　特殊な不法行為責任

不法行為による責任は、加害行為を行った本人が負うことが原則とされているが、過失責任主義とは異なる原理にたち（無過失責任主義はその典型）、あるいは自己の行為以外の事実による権利侵害に対して責任を負わされる不法行為がある。こうした特殊な不法行為責任が認められる場合には、加害行為を行った者以外の者にも損害賠償責任が生じることになる。

(1)　責任無能力者の監督者の責任（民法第714条）

責任無能力者を監督すべき法定義務者（親権者（民法第818条），後見人（民法第839条，第840条）等）又は法定義務者に代わって無能力者を監督する者（幼稚園主，学校長，病院長等）は、その地位・職責に応じて一般に要求される監督義務を怠らなかったことが立証されない限り、責任無能力者の加えた損害を賠償する責任を負うことになる。

（参考）

民法　第714条［責任無能力者の監督者の責任］①　前二条ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ在ラス

②　監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

第818条［親権者］①　成年に達しない子は、父母の親権に服する。

②　子が養子であるときは、養親の親権に服する。

③　親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が、これを行う。

第839条［未成年者の指定後見人］①　未成年に対して最後に親権を行う者は、遺言で、後見人を指定することができる。但し、管理権を有しない者は、この限りでない。

②　親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によって後見人の指定をすることができる。

第840条［禁治産者の法定後見人］夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

(2)　使用者の責任（民法第715条）

労働者がその事業を執行するにつき他人に加えた損害は、使用者の責任に関する免責事由が認められない限り、使用者も不法行為責任を負う。使用者の免責事由は、使用者が労働者の選任及び事業の監督について相当の注意を払ったこと、又は使用者が労働者の選任及び事業の監督につ

いて相当の注意を払ってもなお損害が生じたであろうと認められることである。

また、使用者責任が成立するためには、使用者と行為者との間に、使用・被用の関係があることが必要であるが、この使用・被用関係は実質的にみて使用者と被用者としての関係があればよいとされている。

すなわち、使用者・被用者間に、選任・監督という実質的な関係があり、客観的にみて被用者が使用者の事業に従事するものと認められれば、名目上の契約関係には左右されないということになるが、それは、使用者責任が客観的にその事業場に従事するとみられる者の事業上の活動について使用者に責任を負わせるという性質のものだからである。

そのため、使用・被用関係は必ずしも雇用契約に基づくことを要せず、形式上は委任契約や請負契約等であっても事実上指揮命令関係が認められ、実質的な使用・被用関係が存在すれば使用者責任は成立することになる。

例えば、委任契約（請負契約の場合も同じ）の場合には、原則として受任者は独立の地位を持ち、委任者は使用者としての責任を負わず、ただ特に指示を行ったときだけ一般原則による責任を負うことになるが、もし特にその間に指揮命令関係があり、受任者の行為が実質上事業活動の一部と認められる場合には、そこに使用・被用関係が存在するため、使用者責任の成立を認めてもよいことになる。

また、使用者は被用者が「事業の執行に付き」損害を加えた場合に損害賠償責任を負うことになるが、「執行につき」とは、使用者の利益を図るという「職務を行うため」よりは広く、また、その機会に行われたことをすべて含むような「職務を行うに際して」よりは狭く解釈されており、客観的に事業の範囲内の行為ならば「事業の執行に付き」に該当することとなる。換言すると、被用者の行為が使用者の事業の執行についてなされたとするためには、それが被用者の職務の範囲内の行為であることが必要ということになるが、実際には判例によって、外形により客観的に「事業の執行に付き」と判断できる場合には、広く事業の執行に当たるとされている。例えば、自動車事故の場合には、トラックの助手で運転技術を習得中の者が事故を起こした場合に、被用者の行為がその事業の一範囲に属する以上、使用者の指揮命令に違背するところがあっても、事業の執行といえるとし（大判昭７・９・12民集11―1765）、その後も、同じく自動車助手の練習中の事故につき、練習も運転事業の執行に当たるとし（大判昭13・２・12民集17―203）、また、運転手が乗客の求めに応じて乗客に運転させた場合の事故について、それも運転事業の執行に当たるとした（大判昭16・４・10民集20―462）。さらに、通産省の自動車の運転手が辞表提出後の大臣秘書官の私用のために運転中に生じた事故について、それも職務行為の範囲に属し、通産省の事業の執行に当たるとされている（最判昭30・12・22民集９―2037）。

すなわち自動車の運転の場合には、運転自体が事業の執行であって、本来の運転手が私用のために運転したり、助手のように本来運転すべきでない者が運転したりしても、客観的にみてそれが使用者の支配下のことがらであると認められる場合には、使用者責任は発生し、その行為が使用者の禁止に違反していた場合であっても、それが事業の執行であることの妨げになるわけでは

なく、事業の執行か否かを判断するひとつの材料になるにすぎないと解されているのである。

ただし、たまたま職務執行の機会に相手方に暴行により傷害を加えたにすぎないような場合には、「事業の執行に付き」には当たらず、使用者責任は発生しないことになる。

（参考）

民法　第715条［使用者の責任］①　或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ存ラス

②　使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

③　前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ケス

(3)　注文者の責任（民法第716条）

請負人が注文者と請負契約（報酬を対価として仕事の完成を約する契約）を結んだ場合、当該契約において定められた仕事の完成義務を果たすに当たり、いかなる方法・手段をとるかについては全面的に請負人の自由とされている。したがって、契約の履行の過程で請負人が請負契約の当事者以外の者に損害を与えた場合には、請負人のみが損害賠償責任を負うことになる。請負人の事業について注文者が責任を負わないことについては、民法第716条本文に明文の規定があるが、この条文は民法第715条の適用のないことを注意的に規定したものであって、条文の存在意義は実質的にはそのただし書きにある。すなわち、請負人の仕事であっても、具体的な注文又は指図について注文者に過失があると認められる場合には、注文者も責任を負うと規定されていることに意味がある。しかし、これは請負契約の性質から注文者が特に責任を負わされているというわけではなく、注文者の行為と損害の発生との間に相当因果関係があれば注文者も責任を負わざるを得ないという民法上の一般的な解釈の問題であって、民法第716条ただし書きもそのことを請負について注意的に規定しているものと解されている。

したがって、請負については、

①　注文者が責任を負わない場合

（民法第716条本文。これが原則。）

②　注文者が注文又は指図について特に責任を負う場合

（民法第716条ただし書き。第一当事者等が注文者に過失が存在することの挙証責任を負う。）

③　事実上の使用関係が認められたため注文者が使用者責任を負う場合

（民法第715条。注文者が無過失であることの挙証責任を負う。）

の３つの場合があり得ることになる。

このことは、請負契約だけでなく委任契約の場合であっても同様に解されることとなる。

（参考）

民法　第716条［注文者の責任］注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス但注文又ハ指図ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ存ラス

(4) 土地の工作物の占有者・所有者の責任（民法第717条）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があった場合に責任を負う者は、第一次的には工作物の占有者であり、第二次的には所有者である。ただし、占有者については損害の発生を防止するために必要な注意を払ったときは責任を免れるが、所有者の場合には無過失責任であり過失がない場合であっても最終的にその責任を免れることはできない。

（参考）

民法　第717条［土地の工作物の占有者・所有者の責任］①　土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

②　前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

③　前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ対シテ求償権ヲ行使スルコトヲ得

(5) 動物の占有者の責任（民法第718条）

動物（種類は問わない）が他人に損害を加えた場合には、動物の占有者が原則として損害賠償責任を負うことになる。ただし、動物の占有者が動物の種類・性質に応じた注意を払って保管したことを立証すれば責任を免れる。また、動物の占有者に代わって動物の保管をしている者がいる場合には、その者も動物の占有者と同様の責任を負うことになる。

（参考）

民法　第718条［動物の占有者の責任］①　動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但動物ノ種類及ヒ性質ニ従ヒ相当ノ注意ヲ以テ其保管ヲ為シタルトキハ此限ニ存ラス

②　占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

(6) 共同不法行為者の責任（民法第719条）

数人の者が共同して不法行為を行い、他人に損害を与えた場合には、各人が連帯して損害賠償責任を負うこととされている。共同行為者中誰が実際に損害を加えたか不明の場合においても同様である。また、教唆者や幇助者は共同行為者とみなされて不法行為者と連帯して損害賠償責任

を負うことになる。

なお、共同不法行為は、以前には単純に連帯債務と解されていたこともあったが、現在の通説は「各自連帯ニテ」という条文の規定は、単に各人が全部についての賠償義務を負うというだけの意味であり、性質上から不真正連帯債務と解しており、判例上も「本条所定の共同不法行為者が負担する損害賠償債務は、いわゆる不真正連帯債務であって連帯債務ではないから、右損害賠償債務については連帯債務に関する民法第434条の規定は適用されないものと解するのが相当であり、右の共同不法行為が行為者の共謀にかかる場合であっても、これと結論を異にすべき理由はない（最判昭57・3・4判時1042―87）。」、「本条所定の共同不法行為者が負担する損害賠償債務は、いわゆる不真正連帯債務であって連帯債務ではないから、その損害賠償債務については連帯債務に関する民法第437条の規定は適用されないものと解するのが相当である（最判平6・11・24判時1514―82。）」とされている。

（参考）

民法　第719条［共同不法行為の責任］①　数人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

②　教唆者及ヒ幇助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス

(7)　第二当事者が死亡した場合の損害賠償責任（民法第915条～第940条）

第二当事者が死亡した場合における第一当事者等の損害賠償請求権の行使は、民法上の相続の各規定により死亡した者の債務を相続した遺族に対して行うことになる。

なお、民法における相続の形式は次のとおりである。

イ　単純承認

相続人が自己のために相続の開始があったことを知った日から3箇月以内に家庭裁判所に対して放棄または限定承認の申述をしないときには、その相続人は無条件に被相続人の権利義務を相続したものとして扱われ、被相続人の財産のみならず債務も全面的に承継することになるため、相続人に対して損害賠償の請求を行うことが可能になる。

ロ　限定承認

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った日から3箇月以内に財産目録を調整してこれを家庭裁判所に提出し限定承認の申述をすれば、遺産の範囲内で被相続人の債務を弁済すれば足り、相続人自身の財産で被相続人の債務を弁済する必要はなくなる。

なお、限定承認は相続人が数人ある時は、相続人の全員が共同してのみ行うことができることとされている。

ハ　相続放棄

相続人は、相続を知った日から3箇月以内に家庭裁判所に対して相続を放棄する旨を申述す

ることにより、相続放棄者は相続関係から除外され、当初より相続人ではなかったものとして取り扱われる。

したがって、相続人全員が相続を放棄した場合における損害賠償は、被相続人が所有していた相続財産の範囲内でのみ受けることができることになる。

なお、数人の相続人のうち１人が放棄し、他の者が単純承認をした場合には、単純承認をした者に対して損害賠償の請求権が行使できることはいうまでもない。

3　上記以外の主な損害賠償責任

(1)　運行供用者責任（自賠法第３条）

自賠法第３条では、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって、他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではない。」と規定し、運行供用者が損害賠償責任を負うことを明らかにするとともに挙証責任を転換している。

運行供用者は、自賠法第２条第３項に規定されている「保有者」よりも広い概念である。すなわち、保有者とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、かつ、自己のために自動車を運行の用に供する者であり、使用権のない者は含んでいない。

これに対して運行供用者というのは、自動車の使用権の有無にかかわらず、自己のために自動車を運行の用に供している者であればすべてそれを含む概念である。それ故自家用自動車の所有者、タクシー、バス、トラック等を保有する運送事業者、レンタカーの利用者等の自動車の賃借人、自動車を預かる倉庫業者や整備業者など自動車の使用権を有する者のみならず、他人の自動車の無断運転者や名義貸与者など自動車の使用権を有しない者であっても、自己のための運行と判断されれば運行供用者責任を負わなければならない。

一方、トラック会社の運転手など他人に雇われている運転手は、自己のためではなく他人のために自動車を運行しているのであるから運行供用者責任は負わず、民法第709条の不法行為責任が問題となるにすぎない。運行供用者責任において、自己のための運行に該当するか否かは、運行利益と運行支配というふたつの基準によって判断されることになる。

なお、自賠法は民法の特別法として定められており、民法に優先して適用されている。

（参考）

自動車損害賠償保障法

第２条［定義］①　この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的とし

て製作した小型特殊自動車を除く。）及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。

② この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

③ この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

④ この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

第３条［自動車損害賠償責任］自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これにによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運行者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

民法　第709条［不法行為の要件と効果］故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

(2) 債務不履行責任（民法第415条）

債務不履行責任は、何らかの契約で結ばれ互いに債権債務関係にある者の間で生じる損害賠償責任であり、契約関係の存否にかかわらず一定の契約関係にない者との間でも生じ得る不法行為責任とは異なる。

債権債務関係の内容は、例えば、旅客が運賃を旅客運送事業者（鉄道会社・バス会社等）に支払い目的地まで運送してもらうことを内容とする運送契約や、宿泊料を旅館営業者に支払い宿泊させてもらうことを内容とする宿泊契約のようなものでもよい。

ただし、事業主が労働者に対する安全配慮義務に違反した場合に生じる債務不履行責任の場合には、事業主は保険関係の当事者であるためそもそも第三者行為災害には該当しないので注意が必要である。

また、債務不履行責任が生じる場合には不法行為責任と競合することが多いが、債務不履行責任の場合には、加害行為等を行った債務者の方で故意、過失のような帰責事由がなかったことの挙証責任を負うのに対し、不法行為責任の場合には債権者である第一当事者等が債務者である第二当事者等に帰責事由があることの挙証責任を負うといった違いがあり、また、消滅時効に関しても債務不履行責任の場合には10年であるのに対し、不法行為責任の場合には３年である等いくつかの点で相違点がある。

債務不履行責任と不法行為責任が競合した場合にどちらを適用するかについては、被災者はその選択に従って不法行為責任を追及することも債務不履行責任を追及することもできるとする説

と、不法行為責任と債務不履行責任は一般法と特別法のような関係にあることから、まず特殊な関係である債務不履行責任を先に適用すべきであって、一般的な不法行為責任はその場合には排除されるとする説があるが、前者が判例・多数説であり、第三者行為災害における求償においても、挙証責任や時効等の各事情を考慮して有利となる方を選択して行使することとなる。

（参考）

民法　第415条［債務不履行］債務者カ其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

(3)　旅客運送業者の責任（商法第590条）

電車、飛行機、バス等による運送中に旅客が損害を受けた場合には、運送人は自己又は使用人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限りその損害を賠償する責任を負うとされ、挙証責任が転換されている。

なお、この損害賠償責任は民法上の一般的な債務不履行責任とは別に商法において運送債務不履行の責任について規定したものであり、民法第415条に優先して適用される。

（参考）

商法　第590条［旅客に関する責任］①　旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人カ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ旅客カ運送ノ為メニ受ケタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

②　損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情況ヲ斟酌スルコトヲ要ス

(4)　国又は公共団体の責任（国家賠償法第１条・第２条）

国家賠償法第１条第１項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定しているが、これにより公務員の不法行為責任は使用者である国に吸収されて、対外的には使用者である国のみが損害賠償責任を負うとされているものである。

また、国家賠償法第２条第１項は、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体はこれを賠償する責に任ず。」と規定しているが、営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国及び公共団体の損害賠償責任については、その過失の存在を必要としないとされている。すなわち、本条が無過失責任であることから、管理義務者である国又は公共団

体は作為又は不作為義務に違反したかどうかを問わず損害賠償責任を負うことになるが、無限の責任を負うわけでなく、営造物が通常備えるべき安全性を具備している限り瑕疵はないことになり、損害賠償責任は生じないことになる。

なお、無過失責任の場合における免責事由は不可抗力である。

（参考）

国家賠償法

第１条［公務員の不法行為と賠償責任、求償権］国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第２条［営造物の設置管理の瑕疵と賠償責任、求償権］道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

(5) 製造物責任（製造物責任法第３条）

製造業者等は、製造、加工、輸入等を行った製造物の欠陥により他人の生命、身体を侵害したときは、それによって生じた損害を賠償する責任を負うことになる。

ここでいう欠陥とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期、その他の製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを意味している。

また、製造業者等は、当該製造物を引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥を認識することができなかったこと等の免責事由を立証しない限り損害賠償義務を負うとされており、挙証責任が転換されている。

なお、製造物責任法は民法に優先して適用されるが、製造物責任法に規定がない事項については民法の規定によることになる。

（参考）

製造物責任法

第３条［製造物責任］製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じ

た損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

参考　2　第三者行為災害関係法令

1　民法…… 179
2　民事訴訟法…… 196
3　民事調停法…… 198
4　商法…… 199
5　自動車損害賠償保障法…… 200
6　自動車損害賠償保障法施行令…… 203
7　道路運送車両法…… 203
8　道路交通法…… 204
9　厚生年金保険法…… 206
10　健康保険法…… 207
11　国民健康保険法…… 207
12　老人保健法…… 207
13　船員保険法…… 208
14　国民年金法…… 208
15　国家賠償法…… 208
16　破産法…… 209
17　会社更生法…… 209
18　生活保護法…… 210
19　国家公務員災害補償法…… 210
20　地方公務員災害補償法…… 210
21　製造物責任法…… 211
22　会計法…… 212
23　国の債権の管理等に関する法律…… 212
24　債権管理事務取扱規則…… 215
25　歳入徴収官事務規程…… 215
26　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定…… 216
27　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法…… 218
28　合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令…… 219

1　民　　法（抄）

第1編　総　　則

第1章　人

第2節　能　　力

第 3 条〔成　　年〕

満二十年ヲ以テ成年トス

第 4 条〔未成年者の行為能力〕

① 未成年者カ法律行為ヲ為スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但単ニ権利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行為ハ此限ニ在ラス

② 前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第2章　法　　人

第3節　法人ノ解散

第 68 条〔法人の解散事由〕

① 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生

二　法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能

三　破産

四　設立許可ノ取消

② 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　総会ノ決議

二　社員ノ欠亡

第 70 条〔破　　産〕

① 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産ノ宣告ヲ為ス

② 前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス

第 73 条〔清算法人〕

解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

第4章　法律行為

第1節　総　　則

第 90 条〔公序良俗違反〕

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

第2節　意思表示

第 93 条〔心裡留保〕

意思表示ハ表意者カ其真意ニ非サルコトヲ知リテ之ヲ為シタル為メ其効力ヲ防ケラルルコトナシ但相手方カ表意者ノ真意ヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス

第 94 条〔虚偽表示〕

① 相手方ト通シテ為シタル虚偽ノ意思表示ハ無効トス

② 前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第 95 条〔錯　　誤〕

意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

第 96 条〔詐欺・強迫〕

① 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得

② 成人ニ対スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事実ヲ知リタルトキニ限リ其意思表示ヲ取消スコトヲ得

③ 詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第3節　代　　理

第 99 条〔代理行為の要件・効果〕

① 代理人カ其権限内ニ於テ本人ノ為メニスルコトヲ示シテ為シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効力ヲ生ス

② 前項ノ規定ハ第三者カ代理人ニ対シテ為シタル意思表示ニ之ヲ準用ス

第 113 条〔無権代理〕

① 代理権ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ為シタル契約ハ本人カ其追認ヲ為スニ非サレハ之ニ対シテ其効力ヲ生セス

② 追認又ハ其拒絶ハ相手方ニ対シテ之ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ対抗スルコトヲ得ス但相手方カ其事実ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

第5章　期　　間

第138条〔本章の適用範囲〕

期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ従フ

第139条〔期間の起算点〕

期間ヲ定ムルニ時ヲ以テシタルトキハ即時ヨリ之ヲ起算ス

第140条〔同　　前〕

期間ヲ定ムルニ日、週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス

第141条〔期間の満了点〕

前条ノ場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ満了トス

第142条〔同　　前〕

期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ当タルトキハ其日ニ取引ヲ為ササル慣習アル場合ニ限リ期間ハ其翌日ヲ以テ満了ス

第143条〔暦による計算〕

① 期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ暦ニ従ヒテ之ヲ算ス

② 週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ応当スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ応当日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス

第6章　時　　効

第1節　総　　則

第144条〔時効の遡及効〕

時効ノ効力ハ其起算日ニ遡ル

第145条〔時効の援用〕

時効ハ当事者カ之ヲ援用スルニ非サレハ裁判所之ニ依リテ裁判ヲ為スコトヲ得ス

第146条〔時効の利益の放棄〕

時効ノ利益ハ予メ之ヲ抛棄スルコトヲ得ス

第147条〔時効の中断事由〕

時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

一　請求

二　差押、仮差押又ハ仮処分

三　承認

第148条〔時効中断の効果〕

前条ノ時効中断ハ当事者及ヒ其承継人ノ間ニ於テノミ其効力ヲ有ス

第149条〔裁判上の請求〕

裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第150条〔支払命令〕

支払命令ハ債権者カ法定ノ期間内ニ仮執行ノ申立ヲ為ササルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第151条〔和解のための呼出し・任意出頭〕

和解ノ為メニスル呼出ハ相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ハサルトキハ一个月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ

第152条〔破産手続参加〕

破産手続参加ハ債権者カ之ヲ取消シ又ハ其請求カ却下セラレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第153条〔催　　告〕

催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第154条〔差押え・仮差押え・仮処分〕

差押、仮差押及ヒ仮処分ハ権利者ノ請求ニ因リ又ハ法律ノ規定ニ従ハサルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第155条〔同　　前〕

差押、仮差押及ヒ仮処分ハ時効ノ利益ヲ受クル者ニ対シテ之ヲ為ササルトキハ之ヲ其者ニ通知シタル後ニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第156条〔承　　認〕

時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認ヲ為スニハ相手方ノ権利ニ付キ処分ノ能力又ハ権限アルコトヲ要セス

第157条〔中断後の時効進行〕

① 中断シタル時効ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

② 裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

第158条〔時効の停止－無能力者の権利〕

時効ノ期間満了前六个月内ニ於テ未成年者又ハ禁治産者カ法定代理人ヲ有セサリシトキハ其者カ能力者ト為リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ之ニ対シテ時効完成セス

第159条〔同前－財産管理者に対する無能力者の権利〕

無能力者カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見人ニ対シテ有スル権利ニ付テハ其者カ能力者ト為リ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セス

第159条ノ二〔同前－夫婦間の権利〕

夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ対シテ有スル権利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六个月内ハ時効完成セス

第160条〔同前－相続財産に関する権利〕

相続財産ニ関シテハ相続人ノ確定シ、管理人ノ選任セラレ又ハ破産ノ宣告アリタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セス

第161条〔同前－天災その他の事変〕

時効ノ期間満了ノ時ニ当タリ天災其他避クヘカラサル事変ノ為メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其妨碍ノ止ミタル時ヨリ二週間内ハ時効完成セス

第3節　消滅時効

第166条〔消滅時効の進行等〕

① 消滅時効ハ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス

② 前項ノ規定ハ始期附又ハ停止条件附権利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ為メニ其占有ノ時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但権利者ハ其時効ヲ中断スル為メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第167条〔消滅時効期間の原則〕

① 債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第174条ノ2〔判決で確定した権利の消滅時効〕

① 確定判決ニ依リテ確定シタル権利ハ十年ヨリ短キ時効期間ノ定アルモノト雖モ其時効期間ハ之ヲ十年トス裁判上ノ和解、調停其他確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ確定シタル権利ニ付キ亦同シ

② 前項ノ規定ハ確定ノ当時未タ弁済期ノ到来セサル債権ニハ之ヲ適用セス

第3編　債　　権

第1章　総　　則

第1節　債権ノ目的

第404条〔法定利率〕

利息ヲ生スヘキ債権ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ其利率ハ年五分トス

第2節　債権ノ効力

第412条〔履行の期限と債務者の履行遅滞〕

① 債務ノ履行ニ付キ確定期限アルトキハ債務者ハ其期限ノ到来シタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス

② 債務ノ履行ニ付キ不確定期限アルトキハ債務者ハ其期限ノ到来シタルコトヲ知リタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス

③ 債務ノ履行ニ付キ期限ヲ定メサリシトキハ債務者ハ履行ノ請求ヲ受ケタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス

第415条〔債務不履行による損害賠償の要件〕

債務者カ其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

第416条〔損害賠償の範囲〕

① 損害賠償ノ請求ハ債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ為サシムルヲ以テ其目的トス

② 特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ト雖モ当事者カ其事情ヲ予見シ又ハ予見スルコトヲ得ヘカリシトキハ債権者ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

第417条〔金銭賠償の原則〕

損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金銭ヲ以テ其額ヲ定ム

第418条〔過失相殺〕

債務ノ不履行ニ関シ債権者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及ヒ其金額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌ス

第422条〔損害賠償者の代位〕

債権者カ損害賠償トシテ其債権ノ目的タル物又ハ権利ノ価額ノ全部ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其物又ハ権利ニ付キ当然債権者ニ代位ス

第423条〔債権者代位権〕

① 債権者ハ自己ノ債権ヲ保全スル為メ其債務者ニ属スル権利ヲ行フコトヲ得但債務者ノ一身ニ専属スル権利ハ此限ニ在ラス

② 債権者ハ其債権ノ期限カ到来セサル間ハ裁判上ノ代位ニ依ルニ非サレハ前項ノ権利ヲ行フコトヲ得ス但保存行為ハ此限ニ在ラス

第3節　多数当事者ノ債権

第3款　連帯債務

第432条〔連帯債務者に対する請求〕

数人カ連帯債務ヲ負担スルトキハ債権者ハ其債務者ノ一人ニ対シ又ハ同時若クハ順次ニ総債務者ニ対シテ全部又ハ一部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

第434条〔請求の絶対的効力〕

連帯債務者ノ一人ニ対スル履行ノ請求ハ他ノ債務者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

第435条〔更改の絶対的効力〕

連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ更改アリタルトキハ債権ハ総債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス

第436条〔相殺の絶対的効力〕

① 連帯債務者ノ一人カ債権者ニ対シテ債権ヲ有スル場合ニ於テ其債務者カ相殺ヲ援用シタルトキハ債権ハ総債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス

② 右ノ債権ヲ有スル債務者カ相殺ヲ援用セサル間ハ其債務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ニ於テ相殺ヲ援用スルコトヲ得

第437条〔免除の絶対的効力〕

連帯債務者ノ一人ニ対シテ為シタル債務ノ免除ハ其債務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ノ利益ノ為メニモ其効力ヲ生ス

第438条〔混同の絶対的効力〕

連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ混同アリタルトキハ其債務者ハ弁済ヲ為シタルモノト看做ス

第439条〔時効の絶対的効力〕

連帯債務者ノ一人ノ為メニ時効カ完成シタルトキハ其債務者ノ負担部分ニ付テハ他ノ債務者モ亦其義務ヲ免ル

第440条〔相対的効力の原則〕

前六条ニ掲ケタル事項ヲ除ク外連帯債務者ノ一人ニ付キ生シタル事項ハ他ノ債務者ニ対シテ其効力ヲ生セス

第442条〔弁済した債務者の求償権〕

① 連帯債務者ノ一人カ債務ヲ弁済シ其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルトキハ他ノ債務者ニ対シ其各自ノ負担部分ニ付キ求償権ヲ有ス

② 前項ノ求償ハ弁済其他免責アリタル日以後ノ法定利息及ヒ避クルコトヲ得サリシ費用其他ノ損害ノ賠償ヲ包含ス

第443条〔求償の要件としての通知〕

① 連帯債務者ノ一人カ債権者ヨリ請求ヲ受ケタルコトヲ他ノ債務者ニ通知セスシテ弁済ヲ為シ其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タル場合ニ於テ他ノ債務者カ債権者ニ対抗スルコトヲ得ヘキ事由ヲ有セシトキハ其負担部分ニ付キ之ヲ以テ其債務者ニ対抗スルコトヲ得但相殺ヲ以テ之ニ対抗シタルトキハ過失アル債務者ハ債権者ニ対シ相殺ニ因リテ消滅スヘカリシ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

② 連帯債務者ノ一人カ弁済其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルコトヲ他ノ債務者ニ通知スルコトヲ怠リタルニ因リ他ノ債務者カ善意ニテ債権者ニ弁済ヲ為シ其他有償ニ免責ヲ得タルトキハ其債務者ハ自己ノ弁済其他免責ノ行為ヲ有効ナリシモノト看做スコトヲ得

第4節　債権ノ譲渡

第467条〔指名債権譲渡の対抗要件〕

① 指名債権ノ譲渡ハ譲渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

② 前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル証書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第5節　債権ノ消滅

第1款　弁　　済

第474条〔第三者の弁済〕

① 債務ノ弁済ハ第三者之ヲ為スコトヲ得但其債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキ又ハ当事者カ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

② 利害ノ関係ヲ有セサル第三者ハ債務者ノ意思ニ反シテ弁済ヲ為スコトヲ得ス

第499条〔弁済者の任意代位〕

① 債務者ノ為メニ弁済ヲ為シタル者ハ其弁済ト同時ニ債権者ノ承諾ヲ得テ之ニ代位スルコトヲ得

② 第四百六十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第500条〔弁済者の法定代位〕

弁済ヲ為スニ付キ正当ノ利益ヲ有スル者ハ弁済ニ因リテ当然債権者ニ代位ス

第502条〔一部の代位〕

① 債権ノ一部ニ付キ代位弁済アリタルトキハ代位者ハ其弁済シタル価額ニ応シテ債権者ト共ニ其権利ヲ行フ

② 前項ノ場合ニ於テ債務ノ不履行ニ因ル契約ノ解除ハ債権者ノミ之ヲ請求スルコトヲ得但代位者ニ其弁済シタル価額及ヒ其利息ヲ償還スルコトヲ要ス

第2款　相　　殺

第505条〔相　　殺〕

① 二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負担スル場合ニ於テ双方ノ債務カ弁済期ニ在ルトキハ各債務者ハ其対当額ニ付キ相殺ニ因リテ其債務ヲ免スルコトヲ得但債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

② 前項ノ規定ハ当事者カ反対ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第509条〔不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止〕

債務カ不法行為ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債権者ニ対抗スルコトヲ得ス

第3款　更　　改

第513条〔更　　改〕

① 当事者カ債務ノ要素ヲ変更スル契約ヲ為シタルトキハ其債務ハ更改ニ因リテ消滅ス

② 条件附債務ヲ無条件債務トシ、無条件債務ニ条件ヲ附シ又ハ条件ヲ変更スルハ債務ノ要素ヲ変更スルモノト看做ス債務ノ履行ニ代ヘテ為替手形ヲ発行スル亦同シ

第4款　免　　除

第519条〔免　　除〕

債権者カ債務者ニ対シテ債務ヲ免除スル意思ヲ表示シタルトキハ其債権ハ消滅ス

第5款　混　　同

第520条〔混　　同〕

債権及ヒ債務カ同一人ニ帰シタルトキハ其債権ハ消滅ス但其債権カ第三者ノ権利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス

第2章　契　　約

第1節　総　　則

第3款　契約ノ解除

第540条〔解除権の行使の方法〕

① 契約又ハ法律ノ規定ニ依リ当事者ノ一方カ解除権ヲ有スルトキハ其解除ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス

② 前項ノ意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第541条〔履行遅滞による解除権〕

当事者ノ一方カ其債務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ相当ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナキトキハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

第543条〔履行不能による解除権〕

履行ノ全部又ハ一部カ債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ不能ト為リタルトキハ債権者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

第3節　売　　買

第2款　売買ノ効力

第566条〔地上権等による制限がある場合の売主の担保責任〕

① 売買ノ目的物カ地上権、永小作権、地役権、留置権又ハ質権ノ目的タル場合ニ於テ買主カ之ヲ知ラサリシトキハ之カ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ限リ買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲ

為スコトヲ得

② 前項ノ規定ハ売買ノ目的タル不動産ノ為メニ存セリト称セシ地役権カ存セサリシトキ及ヒ其不動産ニ付キ登記シタル賃貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス

③ 前二項ノ場合ニ於テ契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主カ事実ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第570条〔売主の瑕疵担保責任〕

売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六条ノ規定ヲ準用ス但強制競売ノ場合ハ此限ニ存ラス

第11節 寄 託

第659条〔無償受寄者の注意義務〕

無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ハ受寄物ノ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ為ス責ニ任ス

第14節 和 解

第695条〔和 解〕

和解ハ当事者カ互ニ譲歩ヲ為シテ其間ニ存スル争ヲ止ムルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第696条〔和解の効果〕

当事者ノ一方カ和解ニ依リテ争ノ目的タル権利ヲ有スルモノト認メラレ又ハ相手方カ之ヲ有セサルモノト認メラレタル場合ニ於テ其者カ従来此権利ヲ有セサリシ確証又ハ相手方カ之ヲ有セシ確証出テタルトキハ其権利ハ和解ニ因リテ其者ニ移転シ又ハ消滅シタルモノトス

第5章 不法行為

第709条〔不法行為の一般的要件・効果〕

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第710条〔非財産的損害の賠償〕

他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ害シタル場合トヲ問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス

第711条〔近親者の慰謝料請求権〕

他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ対シテハ其財産権ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス

第712条〔未成年者の責任能力〕

未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行為ノ責任ヲ弁識スルニ足ルヘキ知能ヲ具ヘサリシトキハ其行為ニ付キ賠償ノ責ニ任セス

第713条〔心神喪失者の責任能力〕

心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責ニ任セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス

第714条〔責任無能力者の監督義務者等の責任〕

① 前二条ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ在ラス

② 監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

第715条〔使用者の責任〕

① 或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

② 使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

③ 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ケス

第716条〔注文者の責任〕

注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス但注文又ハ指図ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス

第717条〔土地の工作物等の占有者及び所有者の責任〕

① 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

② 前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

③ 前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ対シテ求償権ヲ行使スルコトヲ得

第718条〔動物占有者の責任〕

① 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但動物ノ種類及ヒ性質ニ従ヒ相当ノ注意ヲ以テ其保管ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス

② 占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

第719条〔共同不法行為者の責任〕

① 数人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

② 教唆者及ヒ幇助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス

第720条〔正当防衛、緊急避難〕

① 他人ノ不法行為ニ対シ自己又ハ第三者ノ権利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得スシテ加害行為ヲ為シタル者ハ損害賠償ノ責ニ任セス但被害者ヨリ不法行為ヲ為シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ防ケス

② 前項ノ規定ハ他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危難ヲ避クル為メ其者ヲ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

第722条〔損害賠償の方法、過失相殺〕

① 第四百十七条（債務不履行における損害賠償の方法）ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス

② 被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

第724条〔損害賠償請求権の消滅時効〕

不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ被害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第4編　親　　族

第1章　総　　則

第725条〔親族の範囲〕

左に掲げる者は、これを親族とする。

一　六親等内の血族

二　配偶者

三　三親等内の姻族

第727条〔縁組による親族関係の発生〕

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると同一の親族関係を生ずる。

第728条〔姻族関係の終了〕

① 姻族関係は、離婚によつて終了する。

② 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。

第729条〔離縁による親族関係の終了〕

養子、その配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によつて終了する。

第4章　親　　権

第818条〔親 権 者〕

① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

③ 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が、これを行う。

第5章　後　　見

第1節　後見の開始

第838条〔後見開始の原因〕

後見は、左の場合に開始する。

一　未成年者に対して親権を行う者がないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二　禁治産の宣告があつたとき。

第2節　後見の機関

第1款　後 見 人

第839条〔未成年者の指定後見人〕

① 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、後見人を指定することができる。但し、管理権を有しないものは、この限りでない。

② 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人の指定をすることができる。

第840条〔禁治産者の法定後見人〕

夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

第3節　後見の事務

第867条〔未成年者の親権の代行〕

① 後見人は、未成年者に代わつて親権を行う。

第6章　扶　　養

第877条〔扶養義務者〕

① 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

③ 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その

審判を取り消すことができる。

第5編　相　　続

第1章　総　　則

第882条〔相続開始の原因〕

相続は、死亡によつて開始する。

第2章　相 続 人

第886条〔胎児の相続能力〕

① 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

② 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。

第887条〔子及びその代襲者〕

① 被相続人の子は、相続人となる。

② 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③ 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失つた場合にこれを準用する。

第889条〔直系尊属・兄弟姉妹〕

① 左に掲げる者は、第八百八十七条の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、左に順位に従つて相続人となる。

第一　直系尊属。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

第二　兄弟姉妹

② 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合にこれを準用する。

第890条〔配 偶 者〕

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三条の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第891条〔相続人の欠格事由〕

左に掲げる者は、相続人となることができない。

一　故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二　被相続人の殺害されたことを知つて、これを告発せず、又は告訴しなかつた者但し、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでない

三　詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを変更することを妨げた者

四　詐欺又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを変更させた者

五　相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

第3章　相続の効力

第1節　総　　則

第896条〔相続の一般的効果〕

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を継承する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第898条〔共同相続－相続財産の共有〕

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第899条〔同前－権利義務の承継〕

各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

第2節　相 続 分

第900条〔法定相続分〕

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一　子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。

二　配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。

三　配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は四分の一とする。

四　子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第901条〔代襲相続分〕

① 第八百八十七条第二項又は第三項の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系卑属が受けるべきであつた部分について、前条の規定に従つてその相続分を定める。

② 前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定によつて兄弟姉妹の子が相続人となる場合にこれを準用する。

第3章　相続の効力

第3節　遺産の分割

第907条〔分割の実行〕

① 共同相続人は第九百八条の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

② 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

③ 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることができる。

第908条〔遺言による分割方法の指定・分割禁止〕

被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることができる。

第4章　相続の承認及び放棄

第1節　総　　則

第915条〔承認・放棄をなすべき期間〕

① 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。但し、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によつて、家庭裁判所において、これを伸長することができる。

② 相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

第2節　承　　認

第1款　単純承認

第920条〔単純承認の効果〕

相続人が単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

第921条〔法定単純承認〕

左に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

一　相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。但し、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。

二　相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。

三　相続人が、限定承認又は放棄をした後でも、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相続人が放棄をしたことによつて相続人となつた者が承認をした後は、この限りでない。

第2款　限定承認

第922条〔限定承認の効果〕

相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる。

第923条〔共同相続人の限定承認〕

相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれをすることができる。

第3節　放　　棄

第938条〔放棄の方式〕

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第939条〔放棄の効果〕

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。

第6章　相続人の不存在

第958条〔相続人捜索の公告〕

前条第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、管理人又は検察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、六箇月を下ることができない。

第958条の2〔公告による除斥〕

前条の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続人並びに管理人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない。

2　民事訴訟法（抄）

第1編　総　　則

第4章　訴訟手続

第1節　口頭弁論

第136条〔和解の試み〕

① 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス和解ヲ試ミ又ハ受命裁判官若ハ受託裁判官ヲシテ之ヲ試ミシムルコトヲ得

② 裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託裁判官ハ和解ノ為当事者本人又ハ其ノ法定代理人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

第1節　裁　　判

第199条〔既判力の客観的範囲〕

① 確定判決ハ主文ニ包含スルモノニ限リ既判力ヲ有ス

② 相殺ノ為主張シタル請求ノ成立又ハ不成立ノ判断ハ相殺ヲ以テ対抗シタル額ニ付既判力ヲ有ス

第201条〔既判力の主観的範囲〕

① 確定判決ハ当事者、口頭弁論終結後ノ承継人又ハ其ノ者ノ為請求ノ目的物ヲ所持スル者ニ対シテ其ノ効力ヲ有ス

② 他人ノ為原告又ハ被告ト為リタル者ニ対スル確定判決ハ其ノ他人ニ対シテモ効力ヲ有ス

③ 前二項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ニ之ヲ準用ス

第203条〔和解・放棄・認諾調書の効力〕

和解又ハ請求ノ抛棄若ハ認諾ヲ調書ニ記載シタルトキハ其ノ記載ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第2編　第一審ノ訴訟手続

第1章　訴

第223条〔起訴の方式〕

訴ノ提起ハ訴状ヲ裁判所ニ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第4章　簡易裁判所ノ訴訟手続ニ関スル特則

第356条〔起訴前の和解〕

① 民事上ノ争ニ付テハ当事者ハ請求ノ趣旨及原因並争ノ実情ヲ表示シテ相手方ノ普通裁判籍所在地ノ簡易裁判所ニ和解ノ申立ヲ為スコトヲ得

② 和解調ヒタルトキハ之ヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス

③ 和解調ハサル場合ニ於テ裁判所ハ和解ノ期日ニ出頭シタル当事者双方ノ申立アルトキハ直ニ訴訟ノ弁論ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ和解ノ申立ヲ為シタル者ハ其ノ申立ヲ為シタル時ニ於テ訴ヲ提起シタルモノト看做シ和解ノ費用ハ之ヲ訴訟費用ノ一部トス

④ 申立人又ハ相手方カ和解ノ期日ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ和解調ハサルモノト看做スコトヲ得

第5編　督促手続

第430条〔適用の要件〕

金銭其ノ他ノ代替物又ハ有価証券ノ一定ノ数量ノ給付ヲ目的トスル請求ニ付テハ裁判所ハ債権者ノ申立ニ因リ支払命令ヲ発スルコトヲ得但シ日本ニ於テ公示送達ニ依ラスシテ其ノ命令ノ送達ヲ為スコトヲ得ヘキ場合ニ限ル

第435条〔支払命令の記載事項〕

支払命令ニハ当事者、法定代理人並請求ノ趣旨及原因ヲ記載シ旦債務者カ支払命令送達ノ日ヨリ二週間内ニ異議ヲ申立テサルトキハ債権者ノ申立ニ因リ仮執行ノ宣言ヲ為スヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第438条〔仮執行の宣言〕

① 債務者カ支払命令送達ノ日ヨリ二週間内ニ異議ヲ申立テサルトキハ裁判所ハ債権者ノ申立ニ因リ支払命令ニ手続ノ費用額ヲ附記シ仮執行ノ宣言ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ宣言前異議ノ申立アリタルトキハ此ノ限ニ存ラス

② 仮執行ノ宣言ハ支払命令ノ原本及正本ニ之ヲ記載シ其ノ正本ヲ当事者ニ送達スルコトヲ要ス

③ 仮執行ノ申立却下ノ決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第443条〔支払命令の確定〕

仮執行ノ宣言ヲ附シタル支払命令ニ対シ異議ノ申立ナキトキ又ハ異議却下ノ決定確定シタルトキハ支払命令ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス

3　民事調停法（抄）

第1章　通　　則

第 1 条〔この法律の目的〕

この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

第 2 条〔調停事件〕

民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

第 3 条〔管　　轄〕

調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

第 16 条〔調停の成立・効力〕

調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第2章　特　　則

第5節　交通調停

第 33 条の 2〔交通調停事件・管轄〕

自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

4　商　　法（抄）

第2編　会　　社

第2章　合名会社

第6節　清　　算

第116条〔清算中の会社〕

会社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ仍存続スルモノト看做ス

第4章　株式会社

第7節　会社ノ整理

第385条〔時効の停止〕

整理開始ノ命令アリタルトキハ会社ノ債権者ノ債権ニ付テハ整理開始ノ取消ノ登記又ハ整理終結ノ登記ノ日ヨリ二月内ハ時効完成セズ

第3編　商 行 為

第1章　総　　則

第522条〔商事時効〕

商行為ニ因リテ生シタル債権ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス但他ノ法令ニ之ヨリ短キ時効期間ノ定アルトキハ其規定ニ従フ

第8章　運送営業

第2節　旅客運送

第590条〔旅客に関する責任〕

① 旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人カ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ旅客カ運送ノ為メニ受ケタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

② 損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情況ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第10章　保　　険

第662条〔保険代位－第三者に対する権利の取得〕

① 損害カ第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ヲ支払ヒタルトキハ金額ノ限度ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ第三者ニ対シテ有セ

ル権利ヲ取得ス

② 保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ノ一部ヲ支払ヒタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ノ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テノミ前項ニ定メタル権利ヲ行フコトヲ得

第663条〔短期時効〕

保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

5 自動車損害賠償保障法（抄）

第1章 総 則

第 1 条〔この法律の目的〕

この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

第 2 条〔定 義〕

① この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。

② この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

③ この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

④ この法律で「運転車」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

第2章 自動車損害賠償責任

第 3 条〔自動車損害賠償責任〕

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第 4 条〔民法の適用〕

自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

第3章　自動車損害賠償責任保険

第1節　自動車損害賠償責任保険契約の締結強制

第 5 条〔責任保険の契約の締結強制〕

自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

第 6 条〔保 険 者〕

責任保険の保険者（以下「保険会社」という。）は、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者とする。

第2節　自動車損害賠償責任保険契約

第 15 条〔保険金の請求〕

被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

第 16 条〔保険会社に対する損害賠償額の請求〕

① 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

② 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免れる。

③ 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基き被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

④ 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて障害が生じた場合において、第1項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払つた金額について、政府に対して保障を求めることができる。

第 17 条〔被害者に対する仮渡金〕

① 保有者が、責任保険の契約に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を第十六条第一項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

② 保険会社は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

③ 保険会社は、第一項の仮渡金の金額が支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

④ 保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、第一項の仮渡金を支払つたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

第 19 条〔時　　効〕

第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第5章　政府の自動車損害賠償保険事業

第 71 条〔自動車損害賠償保障事業〕

政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

第 72 条〔業　　務〕

① 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者及び責任共済以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

② 政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

③ 前二項の請求の手続は、運輸省令で定める。

第 73 条〔他の法令による給付との調整等〕

① 被害者が、健康保険法（大正十一年法律七十号）、労働者災害保障保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令に基いて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

② 前条第一項後段の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第一項後段の規定による損害のてん補をしない。

6　自動車損害賠償保障法施行令（抄）

第 1 条〔責任保険の付保を要しない自動車の保有者及びその業務の範囲〕

自動車損害賠償保障法（以下「法」という。）第十条の政令で定める者及びその者に係る同条の政令で定める業務は、次のとおりとする。

1　国　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定が適用されない自動車を使用する場合における自衛隊法に規定する自衛隊の任務の遂行に必要な業務

2　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の軍隊、その任務の遂行に必要な業務

3　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき日本国内にある国際連合の軍隊、その任務の遂行に必要な業務

7　道路運送車両法（抄）

第 2 条〔定　　義〕

①　この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

②　この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

③　この法律で「原動機付自転車」とは、運輸省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

④　この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。

⑤　この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

⑥　この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

⑦　この法律で「自動車運送事業者」とは、道路運送法による自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を経営する者をいう。

8　道路交通法（抄）

第 2 条〔定　　義〕

①　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第九項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二　歩道　歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三　車道　車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

三の二　本線車道　高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。

三の三　自転車道　自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。

三の四　路側帯　歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

四　横断歩道　道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

四の二　自転車横断帯　道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

五　交差点　十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。

六　安全地帯　路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいう。

七　車両通行帯　車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。

八　車両　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車及び身体障害者用の車いす以外のものをいう。

十　原動機付自転車　総理府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、身体障害者用の車いす以外のものをいう。

十一　軽車両　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のものをいう。

十一の三　身体障害者用の車いす　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、総理府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

十二　トロリーバス　架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三　路面電車　レールにより運転する車をいう。

十四　信号機　電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、燈火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五　道路標識　道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六　道路標示　道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面にえがかれた道路鋲、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七　運転　道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分をこえない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転車」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九　停車　車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十　徐行　車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一　追越し　車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二　進行妨害　車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

二十三　交通公害　道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち総理府令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

② 道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、総理府令・建設省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

③ この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一　身体障害者用の車いす又は小児用の車を通行させている者

二　自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

9　厚生年金保険法（抄）

第 40 条〔損害賠償請求権〕

① 政府は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。

10　健康保険法（抄）

第 67 条〔保険者による求償権の取得、第三者が損害を賠償した場合の保険者の免責〕

① 保険者ハ事故カ第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険給付ヲ為シタルトキハ其ノ給付ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者（当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）カ第三者ニ対シテ有スル損害賠償請求ノ権利ヲ取得ス

② 前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ保険者ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

11　国民健康保険法（抄）

第 64 条〔損害賠償請求権〕

① 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第１項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。

12　老人保健法（抄）

第 41 条〔損害賠償請求権〕

① 市町村長は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給を行つたときは、その医療に関し支払つた価額又は支給した特定療養費の額の限度において、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村長は、そ

の価額の限度において、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給を行う責めを免れる。

13　船員保険法（抄）

第 25 条〔損害賠償請求権〕

① 政府ハ事故ガ第三者ノ行為ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保険給付ヲ為シタルトキハ其ノ給付ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者（当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）ガ第三者ニ対シテ有スル損害賠償請求ノ権利ヲ取得ス

② 前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

14　国民年金法（抄）

第 22 条〔損害賠償請求権〕

① 政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる。

15　国家賠償法（抄）

第 1 条〔公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権〕

① 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団

体は、その公務員に対して求償権を有する。

第 2 条〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権〕

① 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

16 破産法（抄）

第366条の12〔免責の効力〕

免責ヲ得タル破産者ハ破産手続ニ依ル配当ヲ除キ破産債権者ニ対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 租税

二 破産者ガ悪意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償

三 雇人ノ給料但シ一般ノ先取特権ヲ有スル部分ニ限ル

四 雇人ノ預リ金及身元保証金

五 破産者ガ知リテ債権者名簿ニ記載セザリシ請求権但シ債権者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク

六 罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

17 会社更生法（抄）

第241条〔更生債権等の免責等〕

更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。ただし、更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続き会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権ならびに第百二十一条第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

18　生活保護法（抄）

第 8 条〔基準及び程度の原則〕

① 保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

② 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

19　国家公務員災害補償法（抄）

第 5 条〔損害賠償との調整等〕

① 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この法律による補償を行つたときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

② 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

第 6 条 ① 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免かれる。

20　地方公務員災害補償法（抄）

第 58 条〔損害賠償との調整等〕

① 地方公共団体が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、基金がこの法律による補償を行つ

たときは、同一の事由については、地方公共団体は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

② 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

第 59 条 ① 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

21 製造物責任法

第 2 条〔定　義〕

① この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

② この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

③ この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

第 3 条〔製造物責任〕

製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

第 4 条〔免責事由〕

前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条

に規定する賠償する責めに任じない。

一　当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二　当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

第 5 条〔期間の制限〕

①　第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

②　前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

第 6 条〔民法の適用〕

製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

22　会計法

第 32 条〔納入告知の時効中断効力〕

法令の規定により、国がなす納入の告知は、民法第百五十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

23　国の債権の管理等に関する法律

第 11 条〔帳簿への記載〕

①　歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

② 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

第 12 条〔発生等に関する通知〕

次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。

一 法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属したとき。）。

二 法令の規定に基き国のために支出負担行為（財政法第三十四条の二第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）をする者 当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。

三 法令の規定に基き国のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属したことを知つたとき（前二号に該当する場合を除く。）。

四 現金出納職員、物品管理法第八条若しくは第十一条の規定に基き物品の管理に関する事務を行う者（同法第十条若しくは第十一条の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者）又は国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第一項若しくは第三項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者 その取扱に係る財産に関して債権が発生したことを知つたとき（前各号に該当する場合を除く。）。

第 13 条〔納入の告知及び督促〕

① 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。）について、履行を請求するため、会計法第六条の規定によるもののほか、政令で定めるところにより、債権者に対して納入の告知をしなければならない。

② 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限（納入の告知を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

第 15 条〔強制履行の請求等〕

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第十三条第二項の規定による督促があつた後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一条第一項の措置をとる場合又は第二十四条第一項の規定により履行期限を延長する

場合（他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

一　担保の附されている債権（保証人の保障がある債権を含む。以下同じ。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。

二　債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。

三　前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

第 18 条〔その他の保全措置〕

①　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

②　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

③　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により国が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとらなければならない。

④　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

⑤　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

第 21 条〔徴収停止〕

①　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。次項において同じ。）で履行期限（履行期限の定めのない債権にあつては、第十一条第一項前段の規定による記載をした日）後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。

一　法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、

かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）

二　債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合

三　債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

②　歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第十一条第一項前段の規定による記載をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる

③　歳入徴収官等は、第二項の措置をとつた後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となつたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

24　債権管理事務取扱規則

第 20 条〔文章による納入の告知〕

法第十三条第二項の規定により歳入徴収官等が行う履行の督促は、別紙第四号書式の督促状を債務者に送付することにより行うものとする。

ただし、必要に応じ、口頭をもつて履行の督促を行なうことができる。

25　歳入徴収官事務規程

第 7 条〔調査決定の変更等〕

①　歳入徴収官は、調査決定をした後において、当該調査決定をした金額（以下「徴収決定済額」という。）につき、法令の規定又は調査決定もれその他の誤びゆう等特別の事由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基く増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。

②　歳入徴収官は、納入者の住所の変更、各省各庁の所掌事務の異動又は各省各庁の内部における所掌事務の異動その他の事情により、調査決定をした歳入の徴収に関する事務を他の歳入徴収官から引継を受け、又は他の歳入徴収官に引継いだときは、直ち

にその引継に係る増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。

③ 歳入徴収官は、納入者が、誤って納付義務のない歳入金を納付し、又は徴収決定済額をこえた金額の歳入金を納付した場合においては、その納付した金額について徴収決定外誤納として調査決定をしなければならない。

第 9 条〔文章による納入の告知〕

① 歳入徴収官は、その所掌に属する歳入（予算決算及び会計令第二十八条の二各号に掲げる歳入を除く。）について調査決定をした場合には、直ちに納入者の住所及び氏名、歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所その他納付に関し必要な事項を明らかにした別紙第一号書式の納入告知書（以下「納入告知書」という。）を作製して納入者に送付しなければならない。ただし、第五条、第七条第二項及び第三項若しくは第八条の規定により調査決定をした場合又は口頭による納入の告知、若しくは公告による納入の告知により納付させる場合は、この限りでない。

② 歳入徴収官が第五条の規定により調査決定をした場合における納入の告知については、歳入徴収官（分任歳入徴収官を含む。）以外の者が発した納入告知書により納入の告知があつたものとみなす。

26 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

第 18 条 ⑤ 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。

(a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。

(c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある

裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e)(i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。

(e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

(i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。

(ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。

(iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。

(f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

(g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

⑥ 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、そ

の額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

27 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法

第 1 条〔国の賠償責任〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年六月条約第六号）に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍（以下「合衆国軍隊」という。）の構成員又は被用者が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責に任ずる。

第 2 条　合衆国軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責に任ずる。

第 3 条　前二条の規定は、被害者が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和三十五年六月条約第七号〕（以下「協定」という。）にいう合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家庭である場合には、適用しない。

第 4 条〔適用制限〕

第一条（国の賠償責任）及び第二条（国の賠償責任）の規定は、協定第十八条第五項(g)（船舶の航行等に関連して生ずる請求権についての適用除外）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害については、適用しない。

第 5 条〔強制執行等の特例〕

合衆国軍隊が使用する施設又は区域内にある動産（合衆国軍隊が使用するものを除く。）対して強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行をする場合には、執行裁判所は、債権者の申立てにより、合衆国軍隊の権限ある機関に対し執行官にその物を引き渡すべきことを求めなければならない。

28　合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令

第1章　総　　則

第 1 条〔趣　　旨〕

この府令は、合衆国軍隊等の行為等により損害を受けた者（以下「被害者」という。）又はその遺族に対する賠償金及び見舞金の支給等に関し、その実施の手続を定めるものとする。

第 2 条〔定　　義〕

この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　合衆国軍隊等の行為等　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又はその構成員若しくは被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者にあつては、公務執行中の者に限る。）の違法の行為及びこれらの占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理の欠陥をいう。ただし、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の発生原因である行為を除く。

二　公務上の行為等　合衆国軍隊等の行為等のうち、公務執行中の合衆国軍隊の構成員又は被用者の違法の行為及び合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の行為又は事故をいう。

三　賠償金　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第百二十一号。以下次号において「民事特別法」という。）第一条又は第二条の規定により国が賠償する損害賠償金をいう。

四　見舞金　被害者又はその遺族で、民事特別法第一条又は第二条、地位協定第十八条

第六項その他の法令の規定により救済されないものに対し、国が救済を必要と認めて支給する見舞金をいう。

第2章　損害賠償請求書の提出、公務上の行為等の決定等

第 3 条〔事故の調査〕

防衛施設局長及び名古屋防衛施設支局長は、管轄区域内における合衆国軍隊等の行為等による事故の発生を知つたときは、直ちに、関係行政機関の協力を得て、当該事故の調査を行わなければならない。

第 4 条〔損害賠償請求書の提出等〕

① 被害者又はその遺族で、当該損害の賠償を請求しようとうするものは、別記様式第一号による損害賠償請求書を事故発生地を管轄する防衛施設局長（事故発生地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長）に提出して当該損害の賠償を請求するものとする。この場合において、特別の理由があるときは、その者の住所地を管轄する防衛施設局長（当該住所地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長）を経由して損害賠償請求書を提出することができる。

② 前項後段の規定により損害賠償請求書を受理した防衛施設局長又は名古屋防衛施設支局長は、これを事故発生地を管轄する防衛施設局長（事故発生地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にする場合にあつては、名古屋防衛施設支局長。以下「防衛施設局長」という。）に送付しなければならない。

第 5 条〔損害賠償請求通知等〕

① 防衛施設局長は、損害賠償請求書の提出を受けたときは、これを審査し、別記様式第二号による損害賠償請求通知及び事故発生証明書により、現地の合衆国軍隊の賠償担当官に損害の賠償の請求を受けた旨を通知し、事故発生の証明を取り付けるものとする。

② 防衛施設局長は、前項の手続を行なうとともに事故の状況、損害額、過失の割合等を記載した損害状況等報告書を作成し、損害賠償請求書、警察署長等の事故発生証明書その他参考となる書類を添えて、これを防衛施設庁長官に送付しなければならない。

第 6 条〔合衆国の当局との協議〕

① 防衛施設庁長官は、前条第二項の損害状況等報告書の送付を受けたときは、これを審査し、必要があるときは調査を行ない、別記様式第三号による損害賠償請求受理通知書により合衆国の当局に損害の賠償の請求を受けた旨を通知し、当該損害の発生原因である合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等であるかどうか等について

合衆国の当局と協議しなければならない。

② 防衛施設庁長官は、前項の協議が整った場合で、合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等であるときは別記様式第四号による公務上・外の証明書及び別記様式第五号による損害の原因確認書を、合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等でないときは公務上・外の証明書を、合衆国の当局とともに作成し、その一部を防衛施設局長に送付しなければならない。

第 7 条〔仲裁人への付託〕

防衛施設庁長官は、合衆国軍隊の構成員又は被用者の違法の行為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて合衆国の当局と紛争が生じたときは、地位協定第十八条第二項(b)の規定により選任された仲裁人に、その問題を付託するものとする。

第3章 賠償金

第 8 条〔賠償金の支払〕

① 防衛施設局長は、第六条第二項の規定により合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等である旨の公務上・外の証明書の送付を受けたときは、損害の原因確認書等に基づき、賠償金の額を決定し、請求者から別記様式第六号による同意書を取り付けた後、賠償金の支払の手続をとらなければならない。

② 防衛施設局長は、前項の支払が完了したときは、すみやかに別記様式第七号による支払報告書を作成し、これを防衛施設庁長官に送付しなければならない。

第 9 条〔防衛施設庁長官への協議〕

防衛施設局長は、賠償金の額の決定が困難なもの及び防衛施設庁長官が別に指定するものの処理については、防衛施設庁長官に協議しなければならない。

第 10 条〔合衆国当局への償還請求〕

防衛施設庁長官は、合衆国の当局に賠償金の償還を請求するときは、六箇月の期間内に支払つた額に係る支払報告書を別記様式第八号による償還請求書及び別記様式第九号による償還請求のための損害賠償請求書一覧表に添えて、六箇月ごとに合衆国の当局に送付しなければならない。

第4章 補償金

第 11 条〔公務外損害補償請求書の提出〕

防衛施設局長は、第六条第二項の規定により合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等でない旨の公務上・外の証明書の送付を受けたときは、請求者にその旨を通知し、別記様式第十条による公務外損害補償請求書を提出させるものとする。

第 12 条〔報告書の作成等〕

① 防衛施設局長は、前条の規定により公務外損害補償請求書を提出させたときは、これを審査し、その請求額を査定し、当該事件に関する報告書（和英両文）を作成しなければならない。

② 防衛施設局長は、前項の報告書を作成したときは、公務外損害補償請求書並びに当該報告書及びこれに必要な書類（和英両文）を防衛施設庁長官に送付しなければならない。

③ 防衛施設庁長官は、前項の規定により公務外損害補償請求書等の送付を受けたときはこれを合衆国の当局に送付しなければならない。

第 13 条〔慰謝料の支払通知〕

防衛施設庁長官は、合衆国の当局から慰謝料支払報告書の送付を受けたときは、これを防衛施設局長に送付しなければならない。

第5章 見 舞 金

第 14 条〔防衛施設庁長官への協議〕

防衛施設局長は、被害者又はその遺族で、損害賠償請求書を提出したものに対し、見舞金を支給する必要があると認めたときは、その支給について、防衛施設庁長官に協議しなければならない。

第 15 条〔見舞金の支払金〕

① 防衛施設局長は、前条の協議の結果、見舞金を支給する必要があるときは、見舞金の額を決定し、その支払手続をとらなければならない。

② 防衛施設局長は、前項の支払が完了したときは、すみやかにその旨を防衛施設庁長官に報告しなければならない。

参考 3 判 例

1 運行供用者責任

No.	項 目	判 決 の 概 要 等
1	立証責任	原因不明の被害者の死亡につき、被害者側で立証すべきものは条件説的因果関係の存在のみで足り、その因果関係がさらに相当因果関係であるかどうかについては、無過失の立証責任を負う運行供用者がその不存在を立証すべきであるとして、運行供用者の責任が認められた事例
2	〃	単に加害車に過失がなかったことを主張立証しても、自動車損害賠償保障法3条但書の諸要件を全て主張立証しなければ、事故との間に因果関係を欠くことにはならないとされた事例
3	登録名義人の責任	同居の20歳の息子に名義を貸した父親の責任が認められた事例
4	〃	専属的に貨物運送を行っていた元労働者について名義人の責任が認められた事例
5	〃	名義人の責任が否定された事例
6	〃	息子の無断運転について父親の責任が認められた事例
7	〃	好意同乗者について所有者の責任が否定された事例
8	車を無断運転された者の責任	所有者と無断運転者との間に雇用関係等密接な関係が存し、かつ客観的外形的に所有者のためにする運行と認められるときは、所有者は自賠法3条の責任を免れないとされた事例
9	貸借関係	レンタカー業者の責任が認められた事例
10	〃	相互に自動車の賃借りをしていた者の責任が認められた事例
11	〃	退職者に貸した自動車につき責任が認められた事例
12	元請・下請	元請人の運行供用者責任を認めた事例
13	〃	借上げ者の責任を認めた事例
14	〃	元請人の運行供用者責任を否定した事例
15	マイカー関係	通勤のほか業務にもマイカーを使用していた労働者の事故につき会社の責任が認められた事例
16	自賠法3条の「運行」	ロープで牽引されて走行している場合も「運行」にあたるとされた事例
17	〃	駐車は「運行」に含まれるとされた事例
18	〃	荷物の積下ろしは「運行」にあたるとされた事例
19	〃	フォークリフトと貨物自動車の併用による木材積載作業中は「運行」にあたるとされた事例
20	〃	クレーン車を走行停止し、クレーンを操作する場合も「運行」にあたるとされた事例

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
21	自賠法3条の「運行」	フォークリフトによって貨物自動車の荷台から降ろしていた荷物（原木）が通行人に当たった場合の事故は、貨物自動車の運行によって生じたものであるとされた事例
22	〃	貨物自動車からフォークリフトを用いて荷降ろし作業中に発生したフォークリフトと他車との衝突による人身事故は、貨物自動車の運行によって生じたものとはいえないとされた事例
23	〃	フォークリフトによるトラックからの荷おろし作業は運行とされた事例
24	民法715条の「使用者責任」との関係	自動車の人身事故については自動車損害賠償保障法3条のみが適用され、民法715条1項ただし書の適用はないとされた事例
25	〃	民法715条と自動車損害賠償保障法3条に基づく請求権の関係

2　使用者責任

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
26	元請の責任	下請の被用者の起こした事故につき元請に使用者責任を問うには、被用者に対し、直接間接に元請の指揮監督関係が及んでいることを要するとされた事例
27	業務遂行性	社員がマイカーを利用して受持区域内の業務をしばしば行なっているのを会社が黙認していたものの会社の休日中の事故につき会社の責任が肯定された事例
28	〃	純然たる通勤のみにマイカーを使用する労働者の事故につき会社の責任が否定された事例
29	〃	マイカーによる出張中の事故につき会社の責任が否定された事例
30	〃	就業時間中の業務上の受傷の治療のため、従業員Aが会社（代表者B）の車を無断で持ち出し病院からの帰路起こした事故につき、車の運転は会社の事業の執行と密接に関連するとして会社に使用者責任を認めた事例

3　監督義務者の責任

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
31	監督義務者の責任	責任能力を有する未成年者の不法行為につき、監督業務者の責任が認められた事例

4　共同不法行為者間の債務関係

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
32	共同不法行為	共同不法行為者が賠償すべき責任の範囲につき、事故の過失割合いかんにかかわらず、認容額の全額に対して、被告らが不真正連帯債務者としての賠償責任を負うことが認められた事例
33	時効の完成	共同不法行為に基づく数個の損害賠償債務は、不真正連帯債務であり、共同不法行為者中の一人の者の債務につき消滅時効が完成しても、他の者の債務には影響がないとされた事例

5　控除

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
34	調整	労災保険の受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の労災保険給付の義務は、相互補完関係にあり、同一事故による損害の二重塡補を認めるものでないとされた事例
35	相続人の一人が自賠保険金を受領した場合の取扱い	交通事故で死亡した者の相続人のうち一人が保険会社より、自賠保険金を受領した場合、特段の事情のないかぎり、右受領は全相続人を代表して受け取ったものと認められ、各自の損害賠償額に按分して支払いがなされたとみるべきであるとされた事例

6　求償

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
36	代位取得	労災事故について、被害者の遺族に対し、労災補償の年金給付の決定がなされたときは、その決定給付額の限度で被害者は国に対する保険金給付請求権を取得し、その反面、被害者は、加害者に対する損害賠償請求権を失うことになるものと解すべきであるとされた事例
37	〃	労災保険の受給権者が政府から休業補償を受けた時には、保険受給権者の第三者に対する民法又は自動車損害賠償保障法に基づく休業損害の賠償請求権は、政府により代位取得されその分だけ減縮されることになるとされた事例
38	同一の事由	労働者災害補償保険法による障害補償一時金及び休業補償給付は、労働者の被った財産上の損害のてん補のためにのみされるものであって、被害者の精神上の損害を塡補すべき慰謝料請求権には及ばないとされた事例
39	〃	災害補償と民法上の損害賠償とが同一の事由であるということは、単に同一の災害から生じた損害を指すものではないとされた事例
40	消滅時効	労働者災害補償保険法20条（現行12条４）により国が取得した自動車損害賠償保障法３条による被害者の損害賠償請求権の消滅時効は、民法724条によるとされた事例
41	時効の中断	国が取得した求償権に基づき送った納入告知書は、時効中断の効力を有するとされた事例
42	求償額の限度	国が労災法12条の４第１項の規定に基づいて被害者の加害者に対する損害賠償請求権の移転を受け得るかどうかは、損害賠償額の算定について過失相殺がなされる場合で、かつ、労災保険給付のなされる前に自賠責保険からの支払いがあった場合には、被害者の被った損害の総額に過失相殺をして加害者の負担すべき賠償額を算定したのちに、自賠責保険からの支払額を一括控除することにより、なお加害者に対する損害賠償請求権が残存しているかどうかにより判定するのが相当であるとされた事例
43	過失相殺と保険給付額の控除との先後関係 ①控除前相殺説	休業補償給付金及び療養給付金については過失相殺後にこれを控除すべきであるとされた事例
44	〃	交通事故の被害者に過失が存在する場合において、当該被害者が受領した数種類の労災保険給付の控除方法並びに右控除と過失相殺の順序については、当該被害者の交通事故による損害の全額から、まず過失割合による減額をし、次いで、減額された右損害中の財産上の損害に、当該被害者の受領した労災保険給付を損害の塡補として充当すべきものと判断された事例

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
45	過失相殺と保険給付額の控除との先後関係 ①控除前相殺説	第三者行為災害に係る損害賠償額の算定に当たっては、損害賠償額から過失割合による減額とし、その残額から労災保険金給付の価額を控除する方法によるのが相当であるとされた事例
46	〃	交通事故被害者に過失がある場合の過失相殺と労災保険給付による塡補・控除との先後関係について控除前相殺が認められた事例
47	②控除後相殺説	労災保険から給付を受けた額については、過失相殺をする前の総損害額から当該給付額を控除し、しかる後の額につき過失相殺した額を被害者は加害者に請求できるものとすべきであるとされた事例
48	〃	交通事故による損害の一部を労災保険給付によるてん補された被害者に過失相殺事由がある場合、過失相殺は、保険給付分を控除した残額に対してすべきものとされた事例

7　損益相殺

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
49	労災保険の将来給付分についての控除	未だ現実に支給に受けていない労働者災害補償保険金は、損益相殺すべきでないとされた事例
50	〃	労働者災害補償保険からの長期傷病補償につき、将来の給付分の控除が認められなかった事例
51	〃	労働者災害補償保険からの遺族年金につき、将来の給付分の控除が認められなかった事例
52	〃	将来にわたり継続して給付されることが確定していても、将来の給付額を損害額から控除することを要しないとされた事例
53	〃	労働者災害補償保険法又は厚生年金保険法に基づき政府が将来にわたり継続して保険金を給付することが確定していても、いまだ現実の給付がない以上、将来の給付額を受給権者の使用者に対する損害賠償債権額から控除することを要しないとされた事例

8　過失相殺

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
54	被害者側の範囲	夫の運転する自動車に同乗していた妻が第三者の運転する自動車に衝突されて受傷した場合の損害賠償額算定につき、夫の過失を被害者側の過失として斟酌された事例
55	過失相殺の類推適用	被害者に既往症がある場合に寄与度による減額を行うべきではないとされた事例
56	〃	被害者に事故前から存在した疾患（第五・第六頸椎椎間腔狭小）があり、これが治療期間を長引かせ治療費や休業損害等を拡大させた原因の一つであるとして、損害の公平な分担を図る理念からして、民法722条２項を類推適用し、損害額の15パーセントが減額された事例

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
57	賠償額の算出	不法行為に基づく一個の損害賠償請求権のうちの一部が訴訟上請求されている場合に、過失相殺をするにあたっては、損害の全額から過失割合による減額をするとされた事例
58	過失割合	他人の暴行に起因する災害について、過失割合に関する判断が下された事例

9　特別支給金等の調整

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
59	損益相殺	社会保険金は損害賠償債権から控除されないとされた事例
60	〃	不法行為における損害賠償額から生命保険契約に基づいて納付される保険金を控除すべきでないとされた事例
61	〃	労働福祉事業からの遺族特別年金及び労災就学援護費につき、保険給付でなく、損害賠償と同一事由に基づくものとはいえないとし、損益相殺が認められなかった事例
62	〃	労働災害補償保険法23条に基づく遺族特別支給金は損害賠償債権額から控除すべきものではないとされた事例
63	〃	労働者災害補償保険法23条の規定により支給される遺族特別支給金、遺族特別年金労災就学援護費は、右各給付をした政府が加害者に対し損害賠償請求権を代位取得する旨の規定がなく、また右各給件は政府が業務災害により死亡した労働者の遺族に対し労働福祉行政の一環として支給するものであって損害の塡補を目的として支給するものではないとして、右各給付を遺族の損害賠償請求権から控除することが認められなかった事例

10　示談

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
64	効力	労災保険金の受給権者（自動車事故の被害者）が、被害者との間で示談契約を結び、その損害賠償債務を免除した後、受給権者に保険金が給付されても、そのときには受給権は消滅しているのであるから、国は、保険給付額と残存債務との差額について労働者災害補償保険法20条１項（現行12条の４第１項）による損害賠償請求権を取得しないとされた事例
65	〃	自動車事故による傷害の全損害が正確に把握しがたい状況の下で早急に結ばれた示談契約の中で、少額の賠償金額以外は将来いっさいの請求権を放棄する旨の約定がなされた場合において、その当時契約当事者の確認しえなかった著しい事態の変化により損害の異常な増加が後日に生じたときは、先の権利放棄の約定はその効力を失うものと解すべきであるされた事例
66	〃	全損害を正確に把握しがたい状況のもとにおいて早急に少額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合には、その当時予想できなかった損害については示談の効力は及ばないとされた事例
67	〃	被用者の責任と使用者の責任とは、いわゆる不真正連帯と解すべきであり、その一人の債務について和解等がされても、現実の弁済がないかぎり、他の債務については影響がないとされた事例

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
68	効力	被害者において示談契約の締結に当たり要素の錯誤があったといい得るためには、少なくともその後に示談契約当時予想できなかったような後遺障害が生じたり、症状が著しく悪化したりしたため、全損害額の正確な把握を誤り、そのために本来締結すべきでなかったにもかかわらず示談契約を締結してしまったと認められることが必要であるとされた事例
69	〃	示談成立後の示談の効力について判断が示された事例

11　慰謝料

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
70	請求権の相続	慰謝料請求権は、特別な意思表示がなくても損害の発生と同時に取得され、被害者が死亡したときは当然相続人に相続されるとされた事例

12　損害賠償請求権等の消滅時効

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
71	起算点	交通事故による受傷に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、受傷と一体ないし社会通念上発生を予想できる全損害について進行し、後に治療費等を支払った時から進行するものではないとされた事例
72	〃	不法行為当時においては通常人の予見することができない範囲内の損害については、別個にその発生を知った時から消滅時効が進行するとした事例
73	〃	事故時に予期しえなかった後遺症が発現した場合、右後遺症による損害に関する消滅時効は、被害者においてその病状が当該事故と因果関係を有することを知った時から、当初の損害に関するものとは別個に進行するとされた事例
74	〃	後遺症による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、必ずしも症状が完全に固定しなければ進行を開始しないというものでなく、顕在化した時点より進行するとされた事例
75	〃	事故による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、治療費などの支出のときではなく、事故のときに予測し得た全損害について、事故時から進行するとされた事例
76	〃	消滅時効の起算日について、被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と経験則上牽連一体をなす損害であって、当時においてその発生を通常人の予見することが可能であったものについては、すべて被害者にその認識があったものとして、その損害の発生を知った時から時効は進行を始められるとされた事例
77	〃	民法724条の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効及び自動車損害賠償保障法19条の保険会社に対する損害賠償額の請求権の消滅時効は、ともに被害者側が加害車の保有者の氏名住所を知った日から進行するとされた事例
78	〃	民法724条の３年の時効期間は、被害者又はその法定代理人が損害賠償及び加害者を知った時から進行するが、その計算についても、民法138条により民法140条の適用があるから、損害及び加害者を知った時が午前零時でない限り、時効期間の初日はこれを算入すべきでないとされた事例

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
79	起算点	自動車損害賠償保障法等第16条第１項の被害者請求権の消滅時効の起算点について、「加害者を知りたる時」とは、被害者又はその相続人において、不法行為の実行者及び加害車の保有者並びに保険契約者の氏名及び住所を知ろうと思えば容易に知り得る状態となった時点が適当であるとされた事例

13　保険会社に対する直接請求

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
80	訴訟	加害者に対する訴訟に併合してするときは、その契約する保険会社に対する訴訟も許されるとされた事例

14　法第12条の４第１項の解釈について（内閣法制局意見）

No.	項　目	判　決　の　概　要　等
81	法第12条の４第１項の解釈について	自賠法第16条の規定により保険会社に対する損害賠償額の請求権を有する被害者が労災保険給付を受けた場合は、政府はその損害賠償額の請求権を取得するものと解する。

1　原因不明の被害者の死亡につき、被害者側で立証すべきものは条件説的因果関係の存在のみで足り、その因果関係がさらに相当因果関係であるかどうかについては、無過失の立証責任を負う運行供用者がその不存在を立証すべきであるとして、運行供用者の責任が認められた事例

〈広島地　昭和45年5月8日　タイムズ249号202頁〉

自賠法第3条によれば、運行供用者は「その運行によって」他人の生命身体を害したとき損害賠償の責に任ずるものであり、右の「その運行によって」という要件の主張立証の責任は被害者側において負担しなければならない。

右要件は文理上一応自動車の運行と損害との間の因果関係をいうものであり、単に「運行に際して」の意味に解することはできないと考えるが、他方右にいう因果関係とは、不法行為において民法上一般に要求される行為と損害との間の相当因果関係を指すものではなく、その運行なかりせばその損害の発生がなかったであろうといういわゆる条件説的因果関係を指すものと解する。けだし、当該自動車の運行と事故発生との間に相当因果関係の存することを立証することは必ずしも容易ではなく（本件の如き自動車が接触したかどうか不明の案件においては殊に然り）、その立証責任を被害者側に負担せしめることは、無過失の立証責任を運行供用者の側に負担せしめた右自賠法の規定の精神に背馳するからである。

従って、被害者側で立証すべきものは条件説的因果関係の存在のみで足り、相当因果関係については、無過失の立証責任を負う運行供用者の側においてその不存在を立証すべきものと解する。

2　単に加害車に過失がなかったことを主張立証しても、自動車損害賠償保障法三条但書の諸要件を全て主張立証しなければ、事故との間に因果関係を欠くことにはならないとされた事例

〈東京地　平成3年6月28日　交通民集24巻3号762頁〉

自賠法3条は自動車の運行と生命又は身体を害したこと、及びそれによる損害との間に因果関係が存することを主張立証すれば足り、被告においては自賠法3条但書の諸要件を全て主張立証したことにより責任を免れるのであって、単に加害車に過失がなかったことを主張立証しても、それだけでは被告の行為と本件事故との間に因果関係を欠くことにはならない。

3　同居の20才の息子に名義を貸した父親の責任が認められた事例

〈最高裁　昭和50年11月28日　民集29巻10号1818頁〉

自動車の所有者から依頼されて自動車の所有者登録名義人となった者が、登録名義人となった経緯、所有者との身分関係、自動車の保管場所その他諸般の事情に照らし、自動車の運行を事実上支

配、管理することができ、社会通念上自動車の運行が社会に害悪をもたらさないよう監視、監督すべき立場にある場合には、右登録名義人は、自動車損害賠償保障法3条所定の自己のために自動車を運行の用に供する者にあたると解すべきである。

4　専属的に貨物運送を行っていた元労働者について名義人の責任が認められた事例

〈最高裁　昭和44年9月18日　民集23巻9号1699頁・交通民集2巻5号1227頁〉

所有者が名義人の元被用者で、専属的に名義人の貨物運送を行い、ガソリン代等は名義人が支払い、相当分を運賃から差し引いており、自動車登録原簿の使用の本拠地には、使用人として名義人の名前が記載され、車体にも名義人の名前が表示されていたことから、名義人は、自動車の運行について、事実上の支配力を有し、かつ、その運行による利益を享受していたものと認めて、本条の運行供用者責任に当たる。

5　名義人の責任が否定された事例　〈大阪地　昭和59年3月15日　交通民集17巻2号377頁〉

印鑑登録手続きをしてこなかったので、娘の名義で使用者登録をしたが、税、保険料等は所有者が負担しており、自動車は、所有者が利用し、名義人は一度も運転したことがなかった場合について、名義人に運転支配があったものということはできない。

6　息子の無断運転について父親の責任が認められた事例

〈大阪高　昭和59年6月26日　判時1127号108頁〉

息子が父親所有の自動車を無断運転した際に発生した事故について、親子関係、自動車及びキーの保管状況からして、息子が父親の拒否にかかわらず、いつでも容易に運転使用しうる状況にあったことは否定しえず、運転状況を、父親が、黙示的にせよ容認していたと推認できなくはないとし、父親の運行供用者責任を免れることはできない。

7　好意同乗者について所有者の責任が否定された事例

〈最高裁　昭和49年12月6日　交通民集7巻6号1596頁〉

所有者から私用に使うことを厳重に禁止されていることを承知しながら同乗していた者が死亡し

た場合について、所有者に運行供用者責任を問うことはできない。

8　所有者と無断運転者との間に雇用関係等密接な関係が存し、かつ客観的外形的に所有者のためにする運行と認められるときは、所有者は自賠法３条の責任を免れないとされた事例

〈最高裁　昭和39年２月11日　民集18巻２号315頁〉

自動車損害賠償保障法の立法主旨並びに民法715条に関する判例法の推移を併せ考えるならば、たとえ事故を生じた当該運行行為が具体的には第三者の無断運転による場合であっても、自動車の所有者と第三者との間に雇傭関係等密接な関係が存し、かつ日常の自動車の運転及び管理状況等からして、客観的外形的には前記自動車所有者等のためにする運行と認められるときは、右自動車の所有は「自己のために自動車を運行の用に供する者」というべく自動車損害賠償保障法３条による損害賠償責任を免れないものと解すべきである。

9　レンタカー業者の責任が認められた事例

〈最高裁　昭和46年11月９日　交通民集４巻６号1589頁〉

レンタカー業者が、利用者に自動車を貸し渡す際、利用者の運転免許保有を確認し、交通規則について同乗審査すること、予定利用時間、予定走行区域の遵守等を義務づけていること、使用料はかなり高額であり、燃料代等は利用者負担とされていること、使用時間はおおむね短期であること等の事実関係のもとにおいては、レンタカー業者は、運行支配及び運行利益を有していたということができ、自己のために自動車を運行の用に供する者としての責任を免れない。

10　相互に自動車の賃借りをしていた者の責任が認められた事例

〈最高裁　昭和48年１月30日　交通民集６巻１号１頁〉

従前から親交があり、相互に自動車の貸借りをしていた関係にあり、自動車を貸与した目的がドライブという一時的なもので、貸主の都合次第でいつでも返還を求めうる状況にあった場合について、貸主は、その運行に対する支配を失わず、かつ、運行による利益を享受していたものと認めるべきであって、本条の運行供用者責任を負うべきである。

11　退職者に貸した自動車につき責任が認められた事例

〈最高裁　昭和46年1月26日　交通民集4巻1号1頁〉

退職直後の被用人の求めに応じ、所有者の寮を明渡させる目的で、無償で、かつ、2日後に返還を受ける約束のもとに、運行に関する指示をし、所要量の半分のガソリンを与え、所有者負担で整備を行い、貸した自動車が、事故を起こした場合について、所有者は、運行支配及び運行利益を失わないものであって、本条の運行供用者責任を免れない。

12　元請人の運行供用者責任を認めた事例

〈最高裁　昭和46年12月7日　交通民集4巻6号1645頁〉

元請人が下請人から自動車と運転手の派遣を受け、運転手に対して、元請人の被用者と一緒に業務に従事させ、元請人が業務の指揮監督をしていた場合に、その運転手が、食事のために自動車を運行して事故を起こした場合について、客観的にみて、元請人の支配のもとに、かつ、元請負人のためになされたものと認めることができるとして、元請人が運行供用者責任を負うべきものである。

13　借上げ者の責任を認めた事例　〈最高裁　昭和50年9月11日　交通民集8巻5号1207頁〉

自動車を運転手付きで借上げ、荷物の運送にあたらせていた場合、運行にあたって、借上げ会社の運行表の指示するコース、スケジュールに従い、荷積み、荷おろしも借上げ会社の立会いと確認を受けて行うなど指揮監督に服して運送業務に従事していたものであり、かつ、運賃の40%を借上げ会社が取得することになっていた場合について、運行は借上げ会社の支配のもとに同社のためになされたということができ、本条の運行供用者責任を負うものというべきである。

14　元請人の運行供用者責任を否定した事例

〈最高裁　昭和46年12月7日　交通民集4巻6号1660頁〉

自動車検査証の使用者及び責任保険の保険契約者は元請者になっていたが、自動車はすでに下請者に売り渡され、代金完済と同時に名義変更する予定であり、また、その下請者は30社ある下請者のうちの1社にすぎず、専属契約はなく、出資、役員派遣等もなく、下請者の作業にあたって元請者が指揮監督にあったことはなく、専ら下請者の責任で遂行されていた場合について、元請者は、運行に対し支配を及ぼすものでない。

15　通勤のほか業務にもマイカーを使用していた労働者の事故につき会社の責任が認められた事例

〈最高裁　昭和52年12月22日　判時878号60頁〉

通勤に使用するほか、しばしば営業所と工事現場への往復に利用し、上司の指示があるときは自宅から工事現場への往復にも利用し、その際には同僚を同乗させることも多く、会社は、この自動車利用を承認して、ガソリン手当、単車手当を支給していたところ、工事現場からの帰途事故を起こした場合、会社は運行支配と運行利益を有し、本条の運行供用者責任を負うとした事例。

16　ロープで牽引されて走行している場合も「運行」にあたるとされた事例

〈最高裁　昭和43年10月８日　民集22巻10号2125頁〉

自動車損害賠償保障法２条にいう「運行」の定義として定められた「当該装置」とは、エンジン装置、即ち原動機装置に重点をおくものではあるが、必ずしも右装置にのみ限定する趣旨ではなく、ハンドル装置、ブレーキ装置などの走行装置もこれに含まれると解すべきであり、従って本件の如くエンジンの故障によりロープで他の自動車に牽引されて走行している自動車も、当該自動車のハンドル操作により、或いはフットブレーキまたはハンドブレーキ操作により、その操縦の自由を有するときにこれらの装置を操作しながら走行している場合には、右故障自動車自体を当該装置の用い方に従い用いた場合にあたり、右自動車の走行は、右法条にいう運行にあたると解すべきである。

17　駐車は「運行」に含まれるとされた事例

〈横浜地　昭和45年３月26日　交通民集３巻２号453頁〉

道路運送車両法第41条の定めるところによれば「自動車は、その装置たる反射器について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。」のであり、ここにいう「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

18　荷物の積下ろしは「運行」にあたるとされた事例

〈大阪高　昭和47年５月17日　交通民集５巻３号642頁〉

「運行によって」とは「運行と被害との間に相当因果関係のある場合には」と解すべく、これを「運行に際して」と同意義に解すべしとする見解にはたやすく賛同し難い。

ところで貨物自動車はその車種からみて荷物の積込み、荷下ろしを予定しているものであり、その用途からみれば荷物の積込み、走行に続いて荷下ろしのための一時停車という経過を辿るのが一般的であるから、そのような経過を辿った荷下ろし中の事故は貨物自動車の「運行」と密接な関連があり両者の間には相当因果関係があるというべく、その間に荷下ろし作業員の過失が介在したとしても右の因果関係が切断されるとは解し難い。

けだし右にいう「運行」とは定義規定たる自賠法2条2項により自動車を当該装置（走行装置のみならず自動車の車種、用途に応じて構造上設備されている各装置、たとえばダンプカーのダンプ等はもとより普通貨物自動車の荷台、側板等固有の装置を指称すると解するのが自動車に関する特殊の危険から被害者を保護せんとする自賠法の精神に合致するものとすると解せられる。）の用法に従って用いることをいうが、それは自動車をエンジンにより移動する場合に限らず、停車中の扉の開閉、荷物の積下ろし等自動車の移動に密接に関連する場合も含むと解すべきだからである。

19　フォークリフトと貨物自動車の併用による木材積載作業中は「運行」にあたるとされた事例

〈大阪高　昭和48年3月14日　判時715号62頁〉

木材の積載および運搬の作業はフォークリフトと貨物自動車との両者の機能が相まって始めて行なわれるのであるから、このような作業中に発生した本件事故が自賠法3条にいわゆる「その運行によって」生じたと解するためには、右リフトおよび貨物自動車の稼働中にフォークから木材が落下した事実のみを以て必要且つ十分であり、それ以上に右落下の原因がリフト自体の何らかのかしにあるか、その操縦ミスであるか、あるいは、右貨物自動車がフォークないし積載と接触したことによるものであるかを具体的に確定するまでもない。

20　クレーン車を走行停止し、クレーンを操作する場合も「運行」にあたるとされた事例

〈最高裁　昭和52年11月24日　民集31巻6号918頁〉

自動車損害賠償保障法2条2項にいう「自動車を当該装置の用い方に従い用いること」には、自動車をエンジンその他の走行装置により位置の移動を伴う走行状態におく場合だけでなく、本件のように、特殊自動車であるクレーン車を走行停止の状態におき、操縦者において、固有の装置であるクレーンをその目的に従って操作する場合をも含むものと解するのが相当である。

21　フォークリフトによって貨物自動車の荷台から降ろしていた荷物（原木）が通行人に当たった場合の事故は、貨物自動車の運行によって生じたものであるとされた事例

〈最高裁　昭和63年６月６日　判時1298号113頁〉

本件車両は、木材運搬専用車であって、その荷台には木材の安定緊縛用の鉄製支柱のほかフォークリフト挿入用の枕木等が装置されており、その構造上フォークリフトによる荷降ろし作業が予定されている車両であるところ、右枕木が装置されている荷台は、本件車両の固有の装置というに妨げなく、また、本件荷降ろし作業は、直接的にはフォークリフトを用いてされたものであるにせよ、併せて右荷台をその目的に従って使用することによって行われたものというべきであるから、本件事故は、本件車両を「当該装置の用い方に従い用いること」によって生じたものということができる。

22　貨物自動車からフォークリフトを用いて荷降ろし作業中に発生したフォークリフトと他車との衝突による人身事故は、貨物自動車の運行によって生じたものとはいえないとされた事例

〈最高裁　昭和63年６月６日　民集42巻５号414頁〉

本件事故は、被告人が被害車を運転中、道路上にフォーク部分を進入させた状態で道路前方左側の空地に停止中の本件フォークリフトのフォーク部分に被害車を衝突させて発生したのであるから、本件車両がフォークリフトによる荷降ろし作業のための枕木を荷台に装着した木材運搬用の貨物自動車であり、上告人が、荷降ろし作業終了後直ちに出発する予定で、一般車両の通行する道路に本件車両を駐車させ、本件フォークリフトの運転者と共同して荷降ろし作業を開始したという事情があっても、本件事故は、本件車両を当該装置の用い方に従い用いることによって発生したものとはいえないと解するのが相当である。

23　フォークリフトによるトラックからの荷おろし作業は運行とされた事例

〈東京地　昭和58年７月26日　交通民集16巻４号1042頁〉

荷おろし中の事故が、自動車の運行によって生じたといえるか否かは、荷おろしと駐停車前後の走行との連続性の有無、駐停車の場所、自動車の構造等を具体的に検討して総合的に判断すべきものと解されるとして、本件トラックは、フォーク・リフトによる荷おろし作業が予定されている車両であるから、事故はトラックの運行によって生じたといえるものである。

24　自動車の人身事故については自動車損害賠償保障法３条のみが適用され、民法715条１項ただし書の適用はないとされた事例　〈東京地　昭和34年３月24日　下級民集10巻３号545頁〉

被告は加害者の使用者として同人の選任及び事業の監督につき相当の注意をしたから責任がない旨主張するけれども、自己のために自動車を運行の用に供する者が自動車の運行によって他人の生命、身体を侵害しもって同人に財産上、精神上の損害を生ぜしめた場合には、右自動車の保有者の責任については自動車損害賠償保障法により同法第三条がまず適用され、その余の点については民法の規定によることと定められているところ右自動車損害賠償保障法第３条によれば自動車の保有者は、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと、ならびに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことの三点をすべて立証しなければ他人の生命又は身体を害したことによる損害賠償責任を免れえないのであるところ、民法第715条第１項但書は使用者が被用者の選任、監督につき相当の注意をしたこと又は相当の注意をしても損害が生ずべかりしときは使用者の責任を免れしめようとするものであるから全く前記自動車損害賠償保障法第３条の趣旨と矛盾するものである。従ってこの点については民法に対する特別法たる右保障法第３条のみが適用され、民法第715条第１項但書はその適用はないものといわなければならない。しかし生命又は身体の傷害によるもの以外の損害については自動車の保有者である使用者はなお民法第715条に基いて損害賠償責任を負うとともに同条第１項但書によってまたその責任を免れ得るものであるところ、〔証拠略〕によっては、被告が加害者の使用者として同人の選任及び事業の監督につき相当の注意をなしたと認めるには十分ではなく、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はないから右主張は失当として排斥する。

25　民法715条と自動車損害賠償保障法３条に基づく請求権の関係

〈大阪高　昭和41年６月24日　タイムズ196号163頁〉

民法第715条と自賠法第３条とはその適用の要件を異にするが、同一事実関係に基く前者による請求権と後者による請求権とは、二個の請求権が実質上の競合関係にあるものではなく、一個の不法行為上の損害賠償請求権である。従って当事者の主張する事実関係の下において、右いづれかの規定によって損害賠償請求権の成立が是認し得る場合においては、当事者が特に一方の規定による請求のみ認定し、他方の規定による請求をしない意思を表明している場合のほか、裁判所は当事者の法律上の見解に拘束せられることなく、いずれかの規定を適用して裁判しても差支ないものと解する。本件の場合、被控訴人主張の事実関係下においては、自賠法第３条の規定による損害賠償請求権の成立が容易に是認し得るところ、被控訴人において特に同法条の適用を排除し、民法上の使用者責任の規定にのみ限定して本件請求をなしているものとは解せられないから、控訴人に右自賠法の規定による損害賠償責任ありと認定しても弁論主義に反するものではない。

26　下請の被用者の起こした事故につき元請に使用者責任を問うには、被用者に対し、直接間接に元請の指揮監督関係が及んでいることを要するとされた事例

〈最高裁二小　昭和37年12月14日　民集16巻12号2368頁、　判時325号17頁〉

元請負人が下請負人に対し、工事上の指図をし、もしくはその監督のもとに工事を施行させ、その関係が使用者と被用者との関係またはこれと同視しうる場合において、下請負人がさらに第三者を使用しているとき、その第三者が他人に加えた損害につき元請負人が民法715条の責任を負うべき範囲については、下請工事の附随的行為またはその延長もしくは外形上下請負人の事業の範囲内に含まれるとされるすべての行為につき元請負人が右責任を負うものと解すべきではなく、右第三者に直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合になされた右第三者の行為のみが元請負人の事業の執行についてなされたものというべきであり、その限度で元請負人は右第三者の不法行為につき責に任ずるものと解するのを相当とする。

27　社員がマイカーを利用して受持区域内の業務をしばしば行っているのを会社が黙認していたものの会社の休日中の事故につき会社の責任が肯定された事例

〈横浜地　昭和43年12月14日　交通民集１巻４号1447頁〉

会社は係員の自動車の運行により、能率向上、交通費の支出を免れる等の利益を受け、必要に応じてその係員を自動車を有する社員として取扱い、係員の職務である苦情の調査処理に関しその個人の用事に優先して自動車を運行させる結果となる点こそ自動車の運行支配権を有する。

28　純然たる通勤のみにマイカーを使用する労働者の事故につき会社の責任が否定された事例

〈広島高　昭和46年４月８日　交通民集４巻２号415頁〉

通常、被用者が自家用者によって通勤する場合、その途中では、自動車の運行に関しては、使用者の指揮命令による支配を離脱し、被用者の自由な活動範囲に属するものであって、被用者の通勤のための自家用者の利用行為をもって使用者のための業務執行とはいえない。

29　マイカーによる出張中の事故につき会社の責任が否定された事例。

〈最高裁　昭和52年９月22日　民集31巻５号767頁〉

被上告人がM氏に対し同人の本件出張につき自家用車の利用を許容していたことを認めるべき事情のない本件においては、同人らがＹ市に向うために自家用車を運転したことをもって、行為の外

形から客観的にみても、被上告人の業務の執行にあたるということはできず、したがって、右出張からの帰途に惹起された本件事故当時における同人の運転行為もまた被上告人の業務の執行にあたらない旨の原審の判断は、正当というべきである。

30　就業時間中の業務上の受傷の治療のため、従業員Ａが会社（代表者Ｂ）の車を無断で持ち出し病院からの帰路起こした事故につき、車の運転は会社の事業の執行と密接に関連するとして会社に使用者責任を認めた事例　〈東京地　昭和52年８月29日　交通民集10巻４号1195頁〉

ＡがＢの被用者であり、ＡはＢの業務である鉄筋工事に従事中に受傷した傷の治療に行くために会社の車を運転したものであり、事故当時就労時間中であったことは前認定のとおりであるから、本件事故はＡがＢの事業を執行するについて惹起させたというべきであり、したがって、Ｂは民法715条１項に基づき本件事故によって原告が受けた損害を賠償する責任がある。

31　責任能力を有する未成年者の不法行為につき、監督義務者の責任が認められた事例　〈最高裁二小　昭和49年３月22日　民集28巻２号347頁　判時737号39頁〉

未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が成立するものと解するのが相当であって、民法714条の規定が右解釈の妨げとなるものではない。（本件は中学３年生の男子が他人を殺害して所持金を奪った事件であって、両親の賠償責任が認められた。）

32　共同不法行為者が賠償すべき責任の範囲につき、事故の過失割合いかんにかかわらず、認容額の全額に対して、被告らが不真正連帯債務者としての賠償責任を負うことが認められた事例　〈大阪地　平成５年10月28日　交通民集26巻５号1323頁〉

第一事件、第二事件の各被告は、同一場所、同一機会に相互の過失により本件事故を惹起させたものであり、共同不法行為者としての責任を免れないから、自己の過失割合いかんにかかわらず、それぞれの事件の原告に関する認容額の全額につき、不真正連帯債務者としての賠償責任を負うものと解するのが相当である。もっとも、このように解すると、加害者は被害者に対し前記自己の過失割合以上の損害額を負担することになるが、過失相殺が基本的には被害者の過失の存在を理由に損害額を減額とする制度である以上やむを得ないものがあり、他方、このように解しても、事後に

共同不法行為者間での求償をなすことにより、最終的責任を自己の過失割合の範囲に限定することが可能なのであるから不合理とはいえない。

33　共同不法行為に基づく数個の損害賠償債務は、不真正連帯債務であり、共同不法行為者中の一人の者の債務につき消滅時効が完成しても、他の者の債務には影響がないとされた事例

〈東京地　昭和45年5月27日　交通民集3巻3号800頁・タイムズ252号256頁〉

共同不法行為に基づく数個の損害賠償債務は、不真正連帯債務であって、この場合、民法439条の適用はなく共同不法行為者中一部の者の債務につき消滅時効が完成しても、他の者の債務に影響がないものと解するのが相当である。

34　労災保険の受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の労災保険給付の義務は、相互補完関係にあり、同一事故による損害の二重塡補を認めるものでないとされた事例

〈最高裁三小　昭和52年5月27日　民集31巻3号427頁〉

労働者災害補償保険法20条（現行12条の4）は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付又は災害補償をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権はその価額の限度で当然国に移転し、これに反して第三者が先に損害の賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができ、又は災害補償の義務を免れるものと定め、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付又は災害補償の義務とが、相互補完の関係にあり、同一事由による損害の二重塡補を認めるものではない趣旨を明らかにしている。

35　交通事故で死亡した者の相続人のうち一人が保険会社より、自賠保険金を受領した場合、特段の事情のないかぎり、右受領は全相続人を代表して受取ったものと認められ、各自の損害賠償額に按分して支払いがなされたとみるべきであるとされた事例

〈高松地丸亀支部　昭和33年11月5日　下級民集9巻11号2182頁・時報169号7頁〉

自動車損害賠償保障法は自動車による人の死傷事故が起きた場合につき被害者側（本人或は父母妻子等）保護の観点からその第3条に損害賠償責任に関する民法の特別法を設け他方損害賠償を直接且現実に保障する方法として自動車損害賠償責任保険制度等を創設し、且右保険制度において、被害者側が加害者側から損害賠償を受け次に賠償した加害者側が保険会社から保険金を受取るという方法の他に被害者加害者の利便のため前記第16条により被害者（従来民法上是認されたすべての

賠償請求権者を含む）が保険会社に直接損害賠償額の支払を請求し得る途がひらいたもので、第3条の適用がある範囲でこれと別に民法の一般規定による損害賠償請求権が並存することはなく、また保険会社による前記の支払は損害賠償と二重に或いはその範囲を超えて与えられるものではなく、したがって右の支払を受けた被害者はその限度で財産上精神上の各損害賠償請求権をうしなうというべきであって、なお損害賠償請求権を有する者の間に優先劣後の別を設けず、本件のように死亡者の妻子及び母が同一世帯を営んでいるような場合には反対事実の立証がない限り右請求及び支払の手続は原告U氏を原告等の代表とする意味合いでなされたものと認められるから右支払の効力を弁済の法定充当の規定を類推して各自に対しそれぞれの損害賠償額によって按分した額で認められるのが相当である。

36　労災事故について、被害者の遺族に対し、労災補償の年金給付の決定がなされたときは、その決定給付額の限度で被害者は国に対する保険金給付請求権を取得し、その反面、被害者は、加害者に対する損害賠償請求償権を失うことになるものと解すべきであるとされた事例

〈名古屋高　昭和52年1月31日　交通民集10巻1号33頁〉

労災保険の給付は、労災事故の発生について使用者に民法上の損害賠償責任がない場合でもなされるものであるが、使用者としては民法上の損害賠償義務がある場合でも、この負担を軽減もしくは免れることを目的として労災保険に加入しているものである。

しかして労働者災害補償保険法12条の4によると、死亡事故が第三者の行為によって生じた場合、政府が保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で保険受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得する一方、受給権者が第三者から同一の事由にもとづいて損害賠償を受けたときは、その価額の限度で給付を行う責を免れることができる旨が規定されている。

しかしながら、右の求償を、本件のような場合（同僚従業員の過失による事故）に原則どおりに適用すると、使用者は従業員相互間の加害行為による業務災害を含めて、労働基準法上の災害補償責任及び民法上の損害賠償責任を負い、その実施を確実に行うために労災保険に加入しているにもかかわらず、更に、保険給付額を負担させられる結果となり、保険利益がなくなるのみならず、二重の補償責任を負わされることになって不合理であるから、本件のような場合には、政府は保険給付を行っても、求償権の行使はしないことが、労災保険実務の取扱となっていることが、〔証拠略〕により認められる。

しかして労災保険の遺族年金給付は労働者の収入によって生計を維持してきた遺族（特に死亡した労働者の妻）に対して、右労働者が死亡したため、その収入によって受けることのできた利益を喪失したことに対する損失補塡及び生活保証を目的とし、かつ、その機能を営むものであって、遺族にとって右の給付によって受ける利益は、死亡した者の得べかりし収入によって受けることのできた利益と実質的に同一同質のものといえるから、死亡した者から、その得べかりし収入の喪失に

ついての損害賠償債権を相続した遺族が、右各給付を受ける権利を取得したときは、死者の就労可能年数の間は、右の遺族の受けるべき労災年金と右の得べかりし利益の相続分は重複することになるから、右遺族の加害者に対する損害賠償債権額の算定にあたっては、相続した前記損害賠償債権額から右の年金給付のうち死者の就労可能年数を基準として算出した現価を控除しなければならないものと解するのが相当である。

そして、労働者の収入は、本来賃金として毎月一回以上、一定の期日を定めて支給されるのが原則であるから、その得べかりし利益の喪失分を、遺族が年金の形式で受領することになっても、遺族にとって、不利益なものではないというべきである。

しかして労災保険は、損害保険の一種であるから、労災事故が第三者の不法行為又は債務不履行であるため、被害者が第三者に対して損害賠償債権を有する場合において、保険者の代位の制度（前記労働者災害補償保険法12条の４）により、保険者（国）は、保険給付を行った限度で受給者（被害者）の加害者に対する損害賠償債権を取得し、その結果、被害者はその限度で加害者に対する損害賠償債権を失うことになり、結果的に加害者に対して賠償請求できる額は、右の保険金の限度で控除減額されることになるわけである。

そして右の理は被害者の遺族が国（保険者）に対して確定した保険金請求債権を有するに至った場合にも同様に解すべきである。

すなわち労災事故について、使用者が労災保険に加入している場合において、被害者の遺族に対して労災補償の年金給付の決定がなされたときは、その決定給付額の限度で被害者は国に対して保険金給付請求権を取得し、その反面被害者は加害者に対する損害賠償債権（但し、死者の就労可能年数を基準として算出した年金の現価を限度とする）を失うことになるものと解すべきである。

37　労災保険の受給権者が政府から休業補償を受けた時には、保険受給権者の第三者に対する民法又は自動車損害賠償保障法に基づく休業損害の賠償請求権は、政府により代位取得されその分だけ減縮されることになるとされた事例　〈最高裁二小　昭和52年４月８日　交通民集10巻２号311頁〉

労災保険給付の受給権者が政府から休業補償としての保険給付を受ければ、保険受給権者の第三者に対する民法又は自動車損害賠償保障法に基づく休業損害の賠償請求権は、右給付金額の限度で政府により代位取得され、その分だけ減縮することになる。

38　労働者災害補償保険法による障害補償一時金及び休業補償給付は、労働者の被った財産上の損害のてん補のためにのみされるものであって、被害者の精神上の損害を塡補すべき慰謝料請求権には及ばないとされた事例

〈最高裁三小　昭和58年4月19日・昭和55年(オ)82号　交通民集16巻6号1779頁〉

労働者に対する災害補償は、労働者の被った財産上の損害の塡補のためにのみされるものであって、精神上の損害の塡補の目的をも含むものではないから（最高裁　昭和35年(オ)第381号同37年4月26日第一小法廷判決・民集16巻4号975頁、同昭和38年(オ)第1035号同41年12月1日第一小法廷判決・民集20巻10号2017頁参照)、前記上告人が受領した労災保険による障害補償一時金及び休業補償金のごときは上告人の財産上の損害の賠償請求権にのみ充てられるべき筋合のものであって、上告人の慰謝料請求権には及ばないものというべきであり、従って上告人が右各補償金を受領したからといってその全部ないし一部を上告人の被った精神上の損害を塡補すべきものとして認められた慰謝料から控除することは許されないというべきである。

39　災害補償と民法上の損害賠償とが同一の事由であるということは、単に同一の災害から生じた損害を指すものではないとされた事例　〈大阪高　昭和39年9月29日　時報43号15頁〉

労働者災害補償保険法第12条第2項の用語によれば、災害補償の「事由」とは労働基準法第75条乃至第81条に定められた、補償を与うべき各個の場合に外ならない。とすれば災害補償と民法上の損害賠償とが「同一の事由」であるということは、単に同一の災害から生じた損害であることを指すものではなく、災害補償の対象となった損害と、民法上の損害賠償の対象となる損害とが、同質同一であり、民法上の損害賠償を認めることによって二重の塡補を与えられる関係にあることを指称するものと解すべきである。されば控訴人の見解のように、各種の災害補償のなされた金額を合計し、その合計額の限度で使用者は民法上の損害賠償義務を免れるものと解することは勿論許されない。さて労働基準法による災害補償は、労働力の回復と労働者もしくは遺族の生計維持を図るため、労働者もしくは遺族に対して、その被った積極的な財産上の損害（療養補償、打切補償、葬祭料）及び消極的な財産上の損害（休業補償、障害補償、遺族補償）を塡補することを目的とするものであって、精神上の苦痛に対する慰藉を目的とするものではなく、非財産上の損害については触れるところがないのである。されば、使用者は、不法行為による損害賠償としての労働者もしくはその親族に対する慰謝料支払義務については、労働基準法による遺族補償や葬祭料の支払を行ったとしても、その価額の限度において免責を得られる理はない。一方、死亡した労働者の遺族である相続人は死亡した労働者の有する労働力の喪失による民法上の損害賠償請求権を相続する（死亡した労働者の遺族であって、その扶養に依存するものは自己の有する扶養請求権の喪失として損害賠償請求権を有するが、これは死亡した労働者の有する労働力の喪失による損害賠償請求権から派生

するものであって、結局前者は後者の中に吸収還元する）が、労働基準法による遺族補償も、死亡した労働者の有する労働力の喪失による損害賠償請求権を前提とし、遺族中労働者の収入によって生計を維持した者にこれを与えようとするものであるから、二者は結局同一の損害の賠償に外ならない。

40　労働者災害補償保険法20条（現行12条の４）により国が取得した自動車損害賠償保障法３条による被害者の損害賠償請求権の消滅時効は、民法724条によるとされた事例

〈大津地長浜支部　昭和36年７月17日　下級民集12巻７号1722頁〉

示談解決したとの抗弁並に時効の抗弁について按ずるに前者の存在は〔証拠略〕によって認めることが出来るが訴外Ｎ氏Ｉ運転手に対する請求権と使用者である被告に対する請求権とは、不真正連帯債務の関係にあって一方との示談は他方に影響を及ぼさない、のみならず右示談は慰謝料だけに関するものであって、〔証拠略〕によるも本件に於ける診療費と休業補償費とは関係ないこと明らかであるから本件の請求権に消長を来さない。又後者については被告は労働者災害補償保険法による権利は２年の消滅時効にかかるから昭和33年９月19日に権利は消滅している。仮りに右時効にかからないとしても民法第715条の損害賠償は３年の消滅時効にかかるから、昭和33年12月22日の終了と同時に権利は消滅している。同年10月９日の納入告知書の発送は本件と別個の請求権についてなされたものであって時効中断の効果はないと述べている。けれども本件の請求権は労働者災害補償保険法第42条の徴収金でも保険金でもないから、同条第１項により２年の時効で消滅するものではない。然れども被告が自動車損害賠償保障法によって保険契約を締結してあって原告がその保険金を請求するのであれば同法第19条によって２年の消滅時効にかかるが、本件は該保険金の請求でもない。本件に於て請求しているのは、訴外Ｎ氏が被告に対して有する自動車損害賠償保障法第３条の権利を労働者災害補償保険法第20条第１項により取得したものであるから、右保障法第４条により民法第724条の消滅時効の規定に従うのであって、消滅時効の完成するのは昭和33年12月22日の満了した時と解すべきである。

41　国が取得した求償権に基づき送った納入告知書は、時効中断の効力を有するとされた事例

〈長崎地佐世保支　昭和36年２月27日　訟月７巻５号999頁〉

国が労災保険法第20条第１項（現行第12条の４第１項）によって取得した損害賠償請求権は、民法上の不法行為に基づくものであるから、その消滅時効は、民法第724条所定の３年の期間に従うことになる。国が右請求権について被告（加害者）にあてた納入告知書は、会計法第32条によって時効中断の効力を有するから、同告知書がこの期間内に到達している以上、到達日を以って時効は

中断されたものというべきである。

会計法第32条は、国の公法上の原因に基づく金銭債権についてのみ適用があり、本件のような私法上の原因に基づくものには適用がないと解する主張は理由がない。

42　国が労災法12条の4第1項の規定に基づいて被害者の加害者に対する損害賠償請求権の移転を受け得るかどうかは、損害賠償額の算定について過失相殺がなされる場合で、かつ、労災保険給付のなされる前に自賠責保険からの支払があった場合には、被害者の被った損害の総額に過失相殺をして加害者の負担すべき賠償額を算定したのちに、自賠責保険からの支払額を一括控除することにより、なお加害者に対する損害賠償請求権が残存しているかどうかにより判定するのが相当であるとされた事例　　**〈福岡高　平成元年11月29日　交通民集22巻6号1280号〉**

加害者が損害賠償義務を履行する前に労災保険給付がなされた場合に、その給付の価額の限度で、被害者の加害者に対して有する損害賠償請求権が国に移転することは、労災法12条の4第1項の明定するとおりである。そして、国が右同法条に基づいて被害者の加害者に対する損害賠償請求権の移転を受け得るのは、労災保険給付をしたときまでに右損害賠償請求権（本件事故については、被害者の加害者に対する自動車損害賠償保障法ないし民法上の損害賠償請求権）がなお残存していた場合に限られることも明らかであるところ、本件のように損害賠償額の算定について過失相殺がなされる場合で、かつ、労災保険給付のなされる前に自賠責保険からの支払があった場合には、被害者の被った損害の総額に過失相殺をして加害者の負担すべき賠償額を算定したのちに、自賠責保険からの支払額を一括控除することより、なお加害者に対する損害賠償請求権が残存しているかどうかを判定するのが相当である。

43　休業補償給付金及び療養給付金については過失相殺後にこれを控除すべきであるとされた事例
〈大阪地　昭和59年2月28日　交通民集17巻1号244頁〉

労災保険給付金の控除を過失相殺の前に行うべきか、過失相殺の後に行うべきかについては、考え方に争いが存するところであるが、労災保険給付金の控除を過失相殺の前にすべきものとする考え方（以下、「控除後相殺説」という。）の根拠は、この給付の趣旨が、被災労働者にできる限り完全な補償を政府により与え、保護しようとする制度である点及び労災保険金額は、被災労働者の重過失のある場合に限り減額するとされている点（労災保険法12条の2の2第2項）にある。

これに対し、労災保険給付の控除を過失相殺の後に行うべきであるという考え方の根拠は、この給付の趣旨は労災事故による被災労働者の損害の塡補を目的とするものであり、したがって、損害補償の一般法理により、過失相殺の後に控除すべきであると考えるところにある。

そこで、労災保険給付の趣旨を考えてみるに、労災保険法の立法の沿革、事業主による費用負担、給付の実質等を総合的に考慮すると、労災保険給付の趣旨は、基本的には、労災事故による被災労働者の稼働能力等の財産的損害を塡補するものという点にある。たしかに、昭和35年以降、労災保険制度の数次の改正により、保険給付の年金化及び給付水準の引上げのほか業務災害に対する保険給付や労働福祉事業の新設等の措置がとられ、その結果、労災保険制度は、労働基準法上の災害補償の責任保険としての役割に加えて、労働者の生活保障の機能をも併有するに至ったということができる。しかし、だからといって、労災保険制度の第一次的かつ基本的な性格である労働災害についての災害補償の代行という面が否定され、また、労災保険が被災労働者の損害の補塡のための制度であるということが否定されるいわれはない。しかも、労災保険の受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の労災保険給付の義務とは、相互補完関係にあり、同一事故による損害の二重塡補を認めるものではないと解されるのであって（最高裁　昭和50年(オ)第431号同52年５月27日第三小法廷判決・民集31巻３号427頁参照)、右最高裁判決の趣旨を体して、昭和55年法律第104号により労災保険法67条が新設され、同法に基づく年金給付と、民法等他の法律に基づく損害賠償との調整を行い、両者による損害の重複塡補を可能な限り避けようとする措置がとられたことから考えても、労災保険給付の性格が、損害の補塡を基本としていることが首肯できるのである。そして、右の理は、いわゆる使用者行為災害に対する保険給付のみならず、いわゆる第三者行為災害に対する保険給付についても妥当するものであり、これらを別異に解すべく特段の理由はない。

これに反して、控除後相殺説は、右に述べた労災保険の制度趣旨に必ずしも適合する考え方とはいえないし、特に、この考え方では、被災労働者が死亡した事故の場合に、過失相殺による減額、損害賠償請求権の相続による各相続人への相続分に応じた配分、及び遺族のうち労災保険の受給権者（相続人の範囲と一致するとは限らないし、受給権者以外の者の損害賠償請求権の相続分から受給権者に支給された保険金を控除することは許されないとの趣旨を述べた最高裁昭和47年(オ)第645号同50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻９号1379頁参照。）に支給された労災保険金の控除という三つの問題相互の関係を、被災労働者が死亡しなかった通常の事故の場合と対比して、現在の損害賠償の一般法理の下で、理論的に整合した説明を与えるは困難であるという難点がある。したがって、控除後相殺説は相当でなく、前記のとおり最高裁判決や法令の改正の行われた現在では、もはや右考え方には組し難い。

以上のとおりであるから、労災保険給付金は、損害賠償法理の一般原則に照らし、他の損害塡補と同様に扱うことが要請されているものと解すべきであり、したがって、これを過失相殺の後に控除すべきであると解するのが相当である。

44　交通事故の被害者に過失が存在する場合において、当該被害者が受領した数種類の労災保険給付の控除方法並びに右控除と過失相殺の順序については、当該被害者の交通事故による損害の全額から、まず過失割合による減額をし、次いで、減額された右損害中の財産上の損害に、当該被害者の受領した労災保険給付を損害の塡補として充当すべきものと判断された事例

〈東京高　昭和62年5月14日　交通民集20巻3号571頁〉

当裁判所は、交通事故の被害者に過失が存在する場合において、当該被害者が受領した数種類の労災保険給付の控除方法並びに右控除と過失相殺の順序については、当該被害者の交通事故による損害の全額から、まず過失割合による減額をし、次いで、減額された右損害中の財産上の損害に、当該被害者の受領した労災保険給付を損害の塡補として充当すべきものと判断する（最高裁一小　昭和48年4月5日・民集27巻3号419頁、同三小52年5月27日・民集31巻3号427頁、同三小58年4月19日・民集37巻3号321頁参照。）

45　第三者行為災害に係る損害賠償額の算定に当たっては、損害賠償額から過失割合による減額とし、その残額から労災保険金給付の価額を控除する方法によるのが相当であるとされた事例

〈最高裁三小　平成元年4月11日・民集43巻4号209頁・時報1312号97頁・タイムズ697号186頁・交通民集22巻2号255頁〉

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）に基づく保険給付の原因となった事故が第三者の行為により惹起され、第三者が右行為によって生じた損害につき賠償責任を負う場合において、右事故により被害を受けた労働者に過失があるため損害賠償額を定めるにつきこれを一定の割合で斟酌すべきときは、保険給付の原因となった事由と同一の事由による損害の賠償額を算定するには、右損害の額から過失割合による減額をし、その残額から右保険給付の価額を控除する方法によるのが相当である（最高裁一小　昭和55年12月18日・民集34巻7号888頁参照）。けだし、法12条の4は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権は右給付の価額の限度で当然国に移転し（1項）、第三者が先に損害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができると定め（2項）、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが相互補完の関係にあり、同一の事由による損害の二重塡補を認めるものではない趣旨を明らかにしているのであって、政府が保険給付をしたときは、右保険給付の原因となった事由と同一の事由については、受給権者が第三者に対して取得した損害賠償請求権は、右給付の価額の限度において国に移転する結果減縮すると解されるところ（最高裁三小　昭和52年5月27日・民集31巻3号427頁、同三小　昭和52年10月25日・民集31巻6号836頁参照）、損害賠償額を定めるにつき労働者の過失を斟酌すべき場合には、受給権者は第三者に対し右過失を斟酌して定められた額の損害賠償請求権を有するにすぎない

ので、同条一項により国に移転するとされる損害賠償請求権を過失を斟酌した後のそれを意味すると解するのが、文理上自然であり、右規定の趣旨にそうものといえるからである。

46　交通事故被害者に過失がある場合の過失相殺と労災保険給付による塡補・控除との先後関係について控除前相殺が認められた事例

〈横浜地　平成３年３月19日　交通民集24巻２号359頁・タイムズ761号231頁〉

交通事故による損害の一部を労災保険給付により塡補された被害者に過失相殺事由がある場合、労災保険の受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の労災保険給付の義務とは相互補完関係にあり、同一事故による損害の二重塡補を認めるものではないと解されること、また、労災保険給付の性質が、損害の塡補を基本としていることからしても、被害者の損害額に過失相殺をして加害者の負担すべき賠償額を定め、その額から労災保険給付を控除すべきものと解するのが相当である。

47　労災保険から給付を受けた額については、過失相殺をする前の総損害額から当該給付額を控除し、しかる後の額につき過失相殺した額を被害者は加害者に請求できるものとすべきであるとされた事例

〈東京地　昭和46年９月21日　タイムズ270号283頁〉

加害者側が賠償すべき損害金を塡補することを建前とする自賠責保険金と異なり、労災保険金は、災害を受けた労働者に原則として、できうる限り完全な補償を政府により与え、保護しようとする制度下で給付されるものであって、被害者が賠償を受ける限度で補償を与えようとするものでないことは、例えば労働者災害補償保険法19条の規定からも、また法20条の求償権の行使は、過失相殺の結果、加害者に被害者が賠償を求めうる限度をこえる場合はこれをなさないとする解釈上からも、なんら支障なく肯定されるところであり、被害者としては、たとえ過失相殺により、給付さるべき保険給付額を下る賠償額しか加害者に請求しえない場合でも、これがために保険給付額が低減される由縁なく、そうすると、労災保険金の給付をなした政府は、その給付額の限度より過失相殺斟酌割合に応じて算出される賠償応分額を、同じく右給付額を控除した金額より右過失割合に応じて算出される賠償額を請求する被害者とならんで、各一個の請求権を加害者に対し行使しうることになるのであり、かく解するときは、本件のごとく被害者の請求においては、労災保険給付相当分の損害は、当事者の主張と齟齬なき限り、加害者の賠償すべき額ではなく、被害者の蒙った損害額をもとに、消滅させる債権を考慮すべきことになる。

48　交通事故による損害の一部を労災保険給付にてん補された被害者に過失相殺事由がある場合、過失相殺は、保険給付分を控除した残額に対してすべきものとされた事例

〈高松高　昭和58年12月27日　交通民集16巻6号1578頁〉

労働者災害補償保険法は、12条の2の2第2項で、労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、負傷の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができるものとし、労働者の過失によって傷害事故が生じたとき、その過失が重大なものでないかぎり、政府は給付の制限を行わない。これは、損害てん補の性格を有する自賠責保険と異なり、労災保険が損害てん補的性格よりも社会保障的性格を強く持っていることを示すものと解される。したがって、交通事故による損害の一部を労災保険給付によりてん補された被害者に過失相殺事由がある場合、右の労災保険の社会補償的性格を重視し、過失相殺は、保険給付分を控除した残額に対してすべきものであって、一部てん補前の全損害に対してすべきものではないと解するのが相当である（ちなみに、労働者災害補償保険法12条の4によると、保険給付をした政府は、その給付の価額の限度で保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとなっているが、その請求権を代位行使する場合、右の第三者から過失相殺の抗弁の対抗を受けるのを免れないものと解される。）

49　未だ現実に支給を受けていない労働者災害補償保険金は、損益相殺すべきでないとされた事例

〈名古屋地半田支部　昭和45年3月30日　交通民集3巻2号504頁〉

民法上の損害賠償義務と労災保険制度との関係、ことに労働者災害補償保険法第20条（現行第12条の4）の規定の趣旨と被害者保護の精神からみて、保険給付によって既に損害の全部または一部が塡補されていればその分については控除さるべきも、未だ現実に支給を受けていない労災保険金については将来給付されるであろう見込があるからといって、これまでを加害者が負担すべき損害賠償金から控除することは許されないものというべきである。

50　労働者災害補償保険からの長期傷病補償につき、将来の給付分の控除が認められなかった事例

〈東京高　昭和48年6月30日　交通民集6巻3号811頁〉

労働者災害補償保険法第20条（現行第12条の4）は「政府は、補償の原因である事故が、第三者の行為に因って生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で災害補償の

義務を免れる。」と規定しているのであるから、右規定は補償を受けるべき者（以下「被害者」という。）は補償の原因である事故を起こした第三者（以下単に「第三者」という。）に対し、被害者が国より保険給付を受くべき価額を含む金額について損害賠償請求権を有することを前提とし、被害者が第三者より損害賠償を受けたときは国はその限度で保険給付を免れ、もし被害者が第三者より損害賠償を受けず、国が保険給付を行ったときは国はその価額の限度で被害者の第三者に対する損害賠償請求権を取得することを規定したものと解せられるから、被害者より第三者に対する損害賠償の請求については、国より補償を受けるべき価額を含む金額について請求がある限りこれを認容すべきものであり、右第三者がその損害賠償を履行したときは国は保険給付を免れるが、その履行がなされない部分については、国が保険給付をしたときはその価格の限度で損害賠償請求権は国に移転し、国は被害者の承継人として被害者の得た判決につき承継執行文の付与を受けることができる場合もあるものと解するのが相当である。

51　労働者災害補償保険からの遺族年金につき、将来の給付分の控除が認められなかった事例

〈東京地　昭和49年２月14日　交通民集７巻１号184頁〉

民法あるいは自賠法による損害賠償と労働基準法による災害補償とは、同一事故に基因する場合にあっても、同一損害の塡補を目的として併存する救済制度に過ぎず、権利者において現実に補償あるいは賠償を受領した場合に、その価額の限度において賠償あるいは補償を受ける権利を失うものである（労働基準法84条２項）。損害賠償、災害補償と労災保険法に定める給付の関係も同様である。

損害賠償債権が右に述べた範囲を超えて、労災保険制度の存在あるいは労災保険給付決定があったということだけで消滅あるいは減額するとすれば、衡平の理念に基く重複塡補の禁止の要請を超え、被害者に対し、労災保険の故をもってするいわれない不利益を及ぼすことになる。ことに、遺族年金の給付決定があった場合、将来得るはずの年金額の現価を損益相殺の対象とすると解釈すれば、遺族が右年金額の限度で損害賠償債権につき分割弁済を受けることを強いられる結果になるし、また、労災補償が遺族の将来の具体的必要に処するために保険による年金制度をとった趣旨が没却されて、加害者に対する恩典に化することになる。しかも被害者が損害賠償金と労災保険給付とを二重に受けられないよう前記のように法律上の手当がなされている。従って将来受くべき年金の現価をもって損益相殺の対象とすることの合理的根拠は見出し得ない。

52　将来にわたり継続して給付されることが確定していても、将来の給付額を損害額から控除することを要しないとされた事例　〈最高裁三小　昭和52年5月27日　交通民集10巻3号651頁〉

政府が保険給付又は災害補償をしたことによって、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権が国に移転し、受給権者がこれを失うのは、政府が現実に保険金を給付して損害を塡補したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は第三者に対し損害賠償の請求をするにあたり、このような将来の給付額を損害額から控除することを要しないと解するのが、相当である。

53　労働者災害補償保険法又は厚生年金保険法に基づき政府が将来にわたり継続して保険金を給付することが確定していても、いまだ現実の給付がない以上、将来の給付額を受給権者の使用者に対する損害賠償債権額から控除することを要しないとされた事例

〈最高裁三小　昭和52年10月25日・民集31巻6号52頁〉

労働者災害補償保険法に基づく保険給付の実質は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うものであって、厚生年金保険法に基づく保険給付と同様、受給権者に対する損害の塡補の性質をも有するから、事故が使用者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が労働者災害補償保険法に基づく保険給付をしたときは労働基準法84条2項の規定を類推適用し、また、政府が厚生年金保険法に基づく保険給付をしたときは衡平の理念に照らし、使用者は、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れると解するのが、相当である。そして、右のように政府が保険給付をしたことによって、受給権者の使用者に対する損害賠償請求権が失われるのは、右保険給付が損害の塡補の性質をも有する以上、政府が現実に保険金を給付して損害を補塡したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は使用者に対し損害賠償の請求をするにあたり、このような将来の給付額を損害賠償債権額から控除することを要しないと解するのが、相当である。

54　夫の運転する自動車に同乗していた妻が第三者の運転する自動車に衝突されて受傷した場合の損害賠償額算定につき、夫の過失を被害者側の過失として斟酌された事例

〈最高裁一小　昭和51年3月25日・時報810号11頁〉

民法722条2項が不法行為による損害賠償の額を定めるにつき被害者の過失を斟酌することができる旨を定めたのは、不法行為によって発生した損害を加害者と被害者との間において公平に分担

させるという公平の理念に基づくものであると考えられるから、右被害者の過失には、被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失、すなわちいわゆる被害者側の過失をも包含するものと解される。したがって、夫が妻を同乗させて運転する自動車と第三者が運転する自動車とが、右第三者と夫との双方の過失の競合により衝突したため、傷害を被った妻が右第三者に対し損害賠償を請求する場合の損害額を算定するについては、右夫婦の婚姻関係が既に破綻にひんしているなど特段の事情のない限り、夫の過失を被害者側の過失として斟酌することができるものと解するのを相当とする。このように解するときは、加害者が、いったん被害者である妻に対して全損害を賠償した後、夫にその過失に応じた負担部分を求償するという求償関係をも一挙に解決し、紛争を一回で処理することができるという合理性もある。

55　被害者に既往症がある場合に寄与度による減額を行うべきではないとされた事例

〈奈良地葛城支部　平成４年３月19日　タイムズ796号197頁〉

被害者に素因があっても事故前普通の日常生活を送り、右素因による支障がなかった場合においては、被害者にとっては、事故がなければ、支障を生じることなく生活を送りえたのであるから、仮に右素因により損害賠償請求権を縮減されるものとすれば、思わぬ外部の要因によって失った生活利益の全部を塡補されない結果、自己に帰するべき理由なく、生活利益の一部を奪われ、その保障をされないこととなり、耐えがたい結果となる。不法行為者は、その被害者をあるがままの状態で引き受けるというのを不法行為法上の原則とするべきゆえんである。他方、加害者にとっては、被害者に与えた打撃の強弱にかかわらず、事故の模様やその場の状況、被害者の個性により被害程度が軽重あるべきことは覚悟するべきものであって、特に交通事故の場合、事故の大きさと被害程度が必ずしも比例しないこと、被害者の強弱により結果が左右されることは常識であるから、被害者の素因により結果の大小があり、負わされるべき損害賠償額に多寡があってもやむを得ないものと言うべきである。従って、事故後の症状が、被害者の素因に基づく面があることを理由に、寄与度による減額ないし過失相殺の類推適用をすることは、かえって公平の理念に反し、採るべきではない。

56　被害者に事故前から存在した疾患（第五・第六頸椎椎間腔狭小）があり、これが治療期間を長引かせ治療費や休業損害等を拡大させた原因の一つであるとして、損害の公平な分担を図る理念からして、民法722条２項を類推適用し、損害額の15パーセントが減額された事例

〈神戸地　平成５年２月23日〉

本件のように交通事故の被害者に同事故前から存在した疾患と同事故による損害額算定との関係については、次の見地に立つのが相当である。

即ち、被害者に対する加害行為と、被害者の罹患が、ともに原因となって損害が発生した場合に、加害者に損害の全部を賠償させることが、当該疾患の態様・程度等に照らして公平を失するときは、損害の公平な分担を図る損害賠償法の理念からして、裁判所は、損害賠償の類を定めるに当たり、民法722条２項を類推適用して、被害者の当該疾患を斟酌することができると解するのである（最高裁一小　平成４年６月25日・裁判所時報第1077号６頁参照。）。

右見地に基づき、前記認定の本件事実関係を検討すると、原告の本件治療期間を長引かせ、同人の治療費や休業損害等を拡大させた原因は、同人の前記疾患にもあったと認められ、それ故、同人の本件損害の全てを本件加害者である被告らに負担させるのは公平を失するというのが相当である。

よって、本件においては、右見地にしたがい、原告の本件損害額の算定に当たり、同人の右疾患の存在を斟酌し、同人の本件損害金に対し、その15パーセントを減額するのが相当である。

57　不法行為に基づく一個の損害賠償請求権のうちの一部が訴訟上請求されている場合に、過失相殺をするにあたっては、損害の全額から過失割合による減額をするとされた事例

〈最高裁　昭和48年４月５日　判時714号184頁〉

同一事故により生じた同一の身体傷害を理由として財産上の損害と精神上の損害との賠償を請求する場合における請求権および訴訟物は、一個である。

不法行為に基づく一個の損害賠償請求権のうちの一部が訴訟上請求されている場合に、過失相殺をするにあたっては、損害の全額から過失割合による減額をし、その残額が請求額をこえないときは右残額を認容し、残額が請求額をこえるときは請求の全額を認容することができるものと解すべきである。

58　他人の暴行に起因する災害について過失割合に関する判断が下された事例

〈東京地　昭和31年２月25日　下民集１号623頁〉

乙が甲の借地との境にある塀を人夫に取り壊させた際、人夫が甲側のくいを引き抜いたことがあったので、甲乙間に地境についての争いが生じた際、甲が「他人のくいを無断で抜くのは泥棒だ」と乙に向って言ったとしても、そのためにけんかとなり乙が甲に暴行を加えた事故について、甲に過失の責があるとはいえない。

〈大阪高　昭和50年５月29日　判時794号74頁〉

ＡＢは同じ職場に働いていたが日ごろから互いに好感をもっていなかったところ、たまたま食事中、口笛を吹いていたのをＡに注意されたＢが、突然Ａに対し暴力を働き、顔面に傷害を負わせた場合において、右暴行時にＡは多少の抵抗を試みたとしても不法行為に対する反撃としてやむをえない程度のものであり、また、Ａが行った右注意は集団的生活をする場において至当なものと考えられるので、Ａに被害者としての過失があったとはいえない。

〈東京地　昭和55年４月18日　判時985号103頁〉

同一会社の従業員同士のけんかにより、一方が負傷した場合において、右けんかの原因となった口論の契機が、業務遂行上のささやかな意見の対立に過ぎず、右けんか当時の被害者は68歳、加害者が33歳という年齢差を考えれば、右被害者には右加害者に対して穏やかに説得することが十分期待されたにもかかわらず、自らけんか闘争を招いた点について軽率のそしりを免れず、右被害者の損害額について４割の過失相殺を認める。

〈大阪地　昭和57年11月26日　判時1082号87頁・判タ491号103頁〉

被害者は不適切な追越し運転を行って進路を妨害し危険を生じさせたことは否定できないが、加害者が高圧的ともいえる謝罪を要求し、なお別れ際に棍棒まで持ち出して暴行を加えたことにつき、被害者に暴力を誘発するがごとき責められるべき落度があったとはいえないし、運転の不適切も暴力によって生じた傷害についての賠償額の算定上斟酌すべき事情に当らないことから、過失相殺の主張は認められない。

59　社会保険金は損害賠償債権から控除されないとされた事例

〈東京地　昭和38年9月11日・交通下民集（昭和38年度）479頁・タイムズ152号132頁〉

社会保険金は不法行為による損害てん補たる性質を有しないので、損害賠償債権から控除されない。

60　不法行為における損害賠償額から生命保険契約に基づいて納付される保険金を控除すべきでないとされた事例

〈最高裁二小　昭和39年9月25日・民集18巻7号1528頁・時報385号51頁・タイムズ168号94頁〉

生命保険契約に基づいて給付される保険金は、すでに払い込んだ保険料の対価の性質を有し、もともと不法行為の原因と関係なく支払われるべきものであるから、たまたま本件事故のように不法行為により被保険者が死亡したためにその相続人たる被上告人両名に保険金の給付がされたとしても、これを不法行為による損害賠償額から控除すべきいわれはないと解するのが相当である。

61　労働福祉事業からの遺族特別年金及び労災就学援護費につき、保険給付ではなく、損害賠償と同一事由に基づくものとはいえないとし、損益相殺が認められなかった事例

〈名古屋地　昭和53年12月25日・交通民集11巻6号1899頁〉

年金及び労災就学援護費については、これが労働福祉事業として支給されるものであって、保険給付ではなく、損害賠償と同一事由に基づくものとはいえないし、また将来支給される保険給付については損害から控除すべきものではない。

62　労働者災害補償保険法23条に基づく遺族特別支給金は損害賠償債権額から控除すべきものではないとされた事例　〈大阪地　昭和52年5月20日・交通民集10巻3号800頁〉

特別支給金は、労災保険法七条所定の保険給付金ではなく、同法23条に基づく保健施設として支給されるものであるところ、その実質は、保険給付の場合と異なり、政府が業務災害等によって死亡した労働者の遺族に対し純然たる労働福祉行政の一環として支給する弔慰金ないし見舞金たる性格を有するものであって損害の塡補を目的としたものではなく、かかる性格を具有するため、右特別支給金の支給が行われても、政府が被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得することはなく、また、右特別支給金は、被害者が加害者や自賠保険等によって損害の塡補を受けた場合に

もこれらとの調整の対象とはならずに支給されるべきものであると解するのが相当であり、労災保険の実務上も右と同様の解釈のもとに運営されているのであって、以上の諸点に徴すると、遺族にとって右特別支給金の支給と損害賠償とは同一同質のものということはできない。（右特別支給金の支給によって遺族の精神的苦痛が慰藉されることがあっても、それは右支給による単なる反射的な効果に過ぎないものと解すべきである。）から、右特別支給金の支給をもって当該遺族の損害賠償債権額から右支給額を控除すべきものではないと解するのが相当である。

63　労働者災害補償保険法23条の規定により支給される遺族特別支給金、遺族特別年金、労災就学援護費は、右各給付をした政府が加害者に対し損害賠償請求権を代位取得する旨の規定がなく、また右各給付は政府が業務災害等により死亡した労働者の遺族に対し労働福祉行政の一環として支給するものであって損害の塡補を目的として支給するものではないとして、右各給付を遺族の損害賠償請求権から控除することが認められなかった事例

〈東京地　昭和55年7月15日・交通民集13巻4号897頁〉

遺族特別支給金、遺族特別年金、労災就学援護費は、いずれも労働者災害補償保険法7条所定の保険給付ではなく、同法23条の労働福祉事業として支給されるものであり、同法12条の4によると、同法7条の保険給付については政府は加害者に対し右保険給付をした場合には損害賠償請求権を代位取得する旨定められているが、同法23条の労働福祉事業による支給金については右代位取得を定めた規定はなく、また、労働福祉事業による支給金は、政府が業務災害等によって死亡した労働者の遺族に対し労働福祉行政の一環として支給するもので損害の塡補を目的としたものではなく、被害者が加害者や自動車損害賠償責任保険等によって損害の塡補を受けた場合にもこれらとの調整を行わないで支給されるべきものと解するのが相当であり、右各支給金と損害賠償債権とは同一の事由に基づくものということはできないから、右遺族特別支給金、遺族特別年金、労災就学等援護費の支給をもって当該遺族の損害賠償債権から控除することは相当でない。

64　労災保険金の受給権者（自動車事故の被害者）が、加害者との間で示談契約を結び、その損害賠償債務を免除した後、受給権者に保険金が給付されても、そのときには受給権は消滅しているのであるから、国は、保険給付額と残存債務との差額について労働者災害補償保険法20条1項（現行12条の4第1項）による損害賠償請求権を取得しないとされた事例

〈最高裁三小　昭和38年6月4日・民集17巻5号717頁〉

労働者が第三者の行為により災害をこうむった場合にその第三者に対して取得する損害賠償請求権は、通常の不法行為上の債権であり、その災害につき労働者災害補償保険法による保険が付せら

れているからといって、その性質を異にするものとは解されない。したがって、他に別段の規定がないかぎり、被災労働者らは、私法自治の原則上、第三者が自己に対し負担する損害賠償債務の全部又は一部を免除する自由を有するものといわなければならない。

ところで、労働者災害補償保険法20条（現行12条の４）は、その１項において、政府は、補償の原因である事故が、第三者の行為によって生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する旨を規定するとともに、その２項において、前項の場合において、補償を受けるべきものが、当該第三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で災害補償の義務を免れる旨を規定しており、右２項は、単に、被災労働者らが第三者から現実に損害賠償を受けた場合には、政府もまた、その限度において保険給付をする義務を免れる旨を明らかにしているに止まるが、労災保険制度は、もともと、被災労働者らのこうむった損害を補償することを目的とするものであることにかんがみれば、被災労働者ら自らが、第三者の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除し、その限度において損害賠償請求権を喪失した場合においても、政府は、その限度において保険給付をする義務を免れるべきことは、規定をまつまでもない当然のことであって、右２項の規定は、右の場合における政府の免責を否定する趣旨のものとは解されないのである。

そして、補償を受けるべき者が、第三者から損害賠償を受け又は第三者の負担する損害賠償債務を免除したときは、その限度において損害賠償請求権は消滅するのであるから、政府がその後保険給付をしても、その請求権がなお存することを前提とする前示法条１項による法廷代位権の発生する余地のないことは明らかである。補償を受けるべき者が、現実に損害賠償を受けないかぎり、政府は保険給付をする義務を免れず、したがって、政府が保険給付をした場合に発生すべき右法定代位権を保全するため、補償を受けるべき者が第三者に対する損害賠償請求権をあらかじめ放棄しても、これをもって政府に対抗しえないと論ずるがごときは、損害賠償請求権ならびに労災保険の性質を誤解したことに基づく本末顚倒の論というほかはない。

もっとも、以上のごとく解するときは、被災労働者らの不用意な、又は必ずしも真意にそわない示談等により、これらの者が保険給付を受ける権利を失い、労働者の災害に対し迅速かつ公正な保護を与えようとする労災保険制度の目的にもとるがごとき結果を招来するおそれもないとはいえないが、そのような結果は、労災保険制度に対する労働者らの認識を深めること、保険給付が労災保険法の所期するように迅速に行われること、ならびに、損害賠償債務の免除が被災労働者らの真意に出たものかどうかに関する認定を厳格に行うこと（錯誤又は詐欺等も問題とされるべきである）によって、よくこれを防止しうるものと考えられる。

本件につき、原審が確定したところによれば、被災労働者Ｙ氏の代理人Ｓ氏と加害運転者Ｋ氏の使用者たる被上告人の間においては、本件保険給付がなされるより以前の昭和32年10月21日に、Ｙ氏は自動車損害保険金のほか、慰謝料及び治療費等として２万円の支払を受けることで満足し、その余の賠償請求権一切を放棄する旨の示談が成立し、代理人Ｓ氏からその旨の報告を受けたＹ氏本人もこれを了承したというのであって、右によれば、右賠償額はいささか過少の感を免れないとし

ても、その余の請求権の放棄はその真意に出たものと認めることができるので、他に右示談を無効とすべき事由が現れない本件においては、右示談によりＹ氏の被上告人に対する損害賠償請求権はすでに消滅し、政府は、その限度において、保険給付をする責を免れたものといわなければならない。

65　自動車事故による傷害の全損害が正確に把握しがたい状況の下で早急に結ばれた示談契約の中で、少額の賠償金額以外は将来いっさいの請求権を放棄する旨の約定がなされた場合において、その当時契約当事者の確認しえなかった著しい事態の変化により損害の異常な増加が後日に生じたときは、先の権利放棄の約定はその効力を失うものと解すべきであるとされた事例

〈大阪高　昭和39年12月21日・高裁民集17巻８号635頁・時報400号16頁・タイムズ173号141頁〉

本件のような加害行為による負傷又は疾病に因る損害の全貌は、加害行為の当初ないし、その経過の早期においては、当事者は勿論、専門医師においても的確にこれを把握することは容易でない場合も多く、このことはこの種の損害の性質上本質的な特徴と考えることができる。従って、この種損害の早期算定には、右の理由から招来される必然的制約が伴うものとは考えねばならない。この事情は、損害賠償の合意の成立とその解釈についても、これを当事者の合理的真意を探究し、これに合致せしめる必要から考えて、当然に斟酌せられべきであって、右の合意が、示談ないし和解的譲歩や権利放棄を予定するから、さきに一旦合意が為された以上は、その合意が、その後日時の経過、客観的事態の変動に伴い確認し得るに至った救済、補償を要する損害の全貌と対比して見ていかに著しい不均衡、不相当の結果を生じても、右合意を動かし得ないものとし、これより生ずる不合理は常に権利者の権利放棄ないし譲歩に根拠付けられるものと解し、この意味で右和解的拘束力の中に予定されたものとしてこれを看過するということは正当ではない。之を要するに、本質的に当事者に予測し難い経過をたどることのある将来の損害について、現在その救済、弁償の合意をするについては、その性質上、絶対的確定力を常に認むべきではなく、予期されたその通常の経過に反した損害の増加、併発等の異例事態が生じた場合（しかもその損害が相当因果関係の範囲内にある場合）は、その結果的錯誤による不利益は被害者よりもむしろそれに対する根本の原因を与えた加害者に、これを負担せしめる配慮を加えることを考えなければならない。さもなければ、かような有責な結果を無視して顧みない絶対的拘束力を求める示談又は和解については、反公序良俗性を認める要請に迫られるが、一般に早期の賠償契約ないし和解は、それが適切でありさえすればこれを勧奨すべき理由にあっても、否定すべき理由はなく、問題は、将来の確定し難い権利に対するあえて確定した給付義務につき、常に絶対的拘束力を認めることの当否に存するのである。

全損害の正確に把握し難い状況下における早急の示談において、しかも約定された比較的少額の賠償金額以外は、将来一切の請求権を放棄する趣旨の約定を結んだ場合には、右契約自体において、予想外の将来の損害の負担、措置につき格別に明示の特約を為した場合でない限り、かような約定

は、賠償の対象たる損害の状況が、その当時明らかであり、かつそれが当時の見透しの通りに推移することが暗黙の前提とされたものであるから、もしその損害につき、その当時当事者の確認しえなかった著しい増加、変容、その他著しい事態の変化が爾後に生じた場合には、右の契約特に権利放棄の約定には、かような事由を原因として解消せしめられる趣旨の条件即ち解除条件が附せられているものと解するを以て、当事者の合理的意思に合致するものと考える。

66　全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて早急に少額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合には、その当時予想できなかった損害については示談の効力は及ばないとされた事例

〈最高裁二小　昭和43年３月15日・民集22巻３号587頁・タイムズ218号125頁〉

全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に少額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合においては、示談によって被害者が放棄した損害賠償請求額は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであって、その当時予想できなかった不測の再手術や後遺症がその後発生した場合その損害についてまで、賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは、当事者の合理的意思に合致するものとはいえない。

67　被用者の責任と使用者の責任とは、いわゆる不真正連帯と解すべきであり、その一人の債務について和解等がされても、現実の弁済がないかぎり、他の債務については影響がないとされた事例

〈最高裁三小　昭和45年４月21日　交通民集３巻２号343頁・時報595号54頁・タイムズ248号125頁〉

被用者の責任と使用者の責任とは、いわゆる不真正連帯と解すべきあり、不真正連帯債務の場合には債務は別々に存在するから、その一人の債務について和解等がされても、現実の弁済がないかぎり、他の債務については影響がないと解するのが相当である。

68　被害者において示談契約の締結に当たり要素の錯誤があったといい得るためには、少なくともその後に示談契約当時予想できなかったような後遺障害が生じたり、症状が著しく悪化したりしたため、全損害額の正確な把握を誤り、そのために本来締結すべきでなかったにもかかわらず示談契約を締結してしまったと認められることが必要であるとされた事例

〈神戸地　平成４年11月19日　交通民集25巻６号1357頁〉

一般に、交通事故による損害賠償の示談において、被害者が一定額の支払を受けることで満足し、その余の賠償請求権を放棄したときは、被害者は、示談当時にそれ以上の損害が存在したとしても、

あるいはそれ以上の損害が事後に生じたとしても、示談額を上回る損害については後日請求し得ないものと解すべきである。

それゆえ、被害者において示談契約の締結に当たり要素の錯誤があったといい得るためには、少なくとも、その後に示談当時には予想できなかったような後遺障害が生じたり、症状が著しく悪化したりしたため、全損害額の正確は把握を誤り、そのために本来締結すべきではなかったにもかかわらず示談契約を締結してしまったと認められることが必要であると解すべきである（そのように解さなければ、症状の予後の状況を適確に判断することには常に困難を伴う以上、多少の見込み違いが生じたということだけで錯誤があったものとすると、示談契約を締結する意味が失われてしまい、不当な結果を招くことになる。）。

69　示談成立後の示談の効力について判断が示された事例

〈東京高　昭和40年11月13日　訟月12巻33頁〉

労災保険法による保険金給付前に自動車事故の加害者と被害者の遺族との間に、損害賠償は自動車損害賠償保険金で支払い、その他いっさいの異議要求を申し立てない趣旨の示談が締結された場合でも、当事者の意思からしてその示談は、加害者が直接支払う金額を明らかにしただけであって、その余の損害賠償請求権を放棄したものと解すべきではない。

〈最高裁三小　昭和41年6月7日　訟月12巻6号885頁〉

被災労働者が単に労災保険給付を受けることを前提として示談をしても、保険給付によって補塡されない賠償請求権のみを免除する趣旨の明示ないし、黙示の約定の存在を認めうるような特段の事情の主張・立証のないかぎり、政府の保険給付と同時に法律上当然政府に移転すべき損害賠償請求権についてまで放棄したものと解する。

〈東京地　昭和43年1月23日　判時511号9頁、　判タ216号245頁〉

「治療費を負担してくれれば慰謝料その他いっさいの請求をしない」旨の念書および「治療費を負担することで示談する」旨の示談書が作成され、同内容の示談の成立が認められ、加害者においてすでに治療費が負担されている以上、被害者の治療費以外の損害賠償請求権の放棄はすでに確定しているといわねばならない。

〈大阪地　昭和49年10月14日　判タ320号271頁〉

示談における負担額の前提となった過失割合が、その後一方の当事者が無罪判決を受け、確定したことなどにより事実と著しく相異するときは、該示談は要素の錯誤により無効になると解すべきである。

70　慰謝料請求権は、特別な意思表示がなくても損害の発生と同時に取得され、被害者が死亡したときは当然相続人に相続されるとされた事例

〈最高裁大　昭和42年11月１日　民集21巻９号2249頁、　判時497号13頁〉

ある者が他人の故意過失によって財産以外の損害を被った場合には、財産上の損害を被った場合と同様、損害の発生と同時にその賠償を請求する権利すなわち慰謝料請求権を取得し、右請求権を放棄したものと解しうる特別の事情がない限り、これを行使することができ、その損害を請求する意思を表明するなど格別の行為をすることを必要とするものではない。そして、当該被害者が死亡したときは、その相続人は当然に慰謝料請求権を相続するものと解するのが相当である。

71　交通事故による受傷に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、受傷と一体ないし社会通念上発生を予想できる全損害について進行し、後に治療費等を支払った時から進行するものではないとされた事例

〈熊本地　昭和40年１月27日　下級民集16巻１号124頁〉

治療費に関する損害は治療をうけることによってはじめて生ずるものではなく、受けた傷害について、客観的に一定の治療を必要としその費用が被害者や近親者の負担になるということが明らかとなれば、既に治療に関する損害は発生したものと云うことができ、また、精神的苦痛も近親者の受傷の事実により直ちに生ずるものであり、かつ、不法行為にもとづく損害の発生を知った以上その損害と一体をなし社会通念上その発生を予想することができるとみられるものについても認識があったものとして、時効はその全損害について進行を始めるものであって、後に具体的に治療費等の債務が発生したことによってはじめて時効が進行するものと云うことはできない。

72　不法行為当時においては通常人の予見することができない範囲内の損害については、別個にその発生を知った時から消滅時効が進行するとした事例

〈横浜地　昭和43年４月18日　タイムズ225巻139頁〉

不法行為は一回限りであるが、これに基く損害が継続的もしくは間歇的に発生する場合においては、被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と牽連一体をなす損害であって、当時においてその発生を予見することが可能であつたものについては、すべて被害者においてその認識があったものとして、民法第724条所定の時効は、前記損害の発生を知ったときから進行を始めるものであるが、当時において通常人の予見することができない範囲の損害については、別個にその発生を知ったときから同条所定の消滅時効が進行を始めるものと解するを相当とする。

73　事故時に予期しえなかった後遺症が発現した場合、右後遺症による損害に関する消滅時効は、被害者においてその病状が当該事故と因果関係を有することを知ったときから、当初の損害に関するものとは別個に進行するとされた事例

〈東京地　昭和45年８月31日　交通民集３巻４号1309頁〉

身体傷害による不法行為においては、身体という保護法益の侵害に基づく一個の損害があるのみであって、その損害の具体的な各費目は右一個の損害を算定するための徴憑事実にすぎないと考えるべきであり、従って例えば治療費の出捐や休業による利益の喪失が継続的ないし間歇的に具体化する場合にあっても、それが当初から予測されうる範囲内のものである限りにおいては、その消滅時効は加害者の不法行為と受傷の事実を知った時点からその全体につき一括して進行するものと解すべきであるけれども、事故から相当期間経過後に当初予測しえなかったような後遺症が発現し、これに基づき損害が更に発生したような場合は、右後遺症による損害に関する消滅時効は、被害者がその症状とそれが当該事故と因果関係を有することを知ったときから、当初の損害に関するものとは別個に進行すると解すべきである。

74　後遺症による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、必ずしも症状が完全に固定しなければ進行を開始しないというものでなく、顕在化した時点より進行するとされた事例

〈最高裁一小　昭和49年９月26日　交通民集７巻５号1233頁〉

不法行為の被害者につきその不法行為によって受傷した時から相当の期間経過後に右受傷に基因する後遺症が現われた場合には、右後遺症が顕在化した時が民法724条にいう損害を知った時にあたり、後遺症に基づく損害であって、その当時において発生を予見することが社会通念上可能であっ

たものについては、すべて被害者においてその認識があったものとして、当該損害の賠償請求権の消滅時効はその時から進行を始めると解するのが相当である（最高裁三小　昭和42年７月18日　民集21巻６号1559頁参照）。このような見地に立って本件を見るに、上告人の右受傷による所論の後遺症は遅くとも昭和41年２月12日より以前に顕在化し、その後において症状は徐々に軽快こそすれ、悪化したとは認められないというのであるから、上告人としては右の時点で所論の後遺症に基づく本件逸失利益及び精神的苦痛の損害の発生を予見し、その賠償を請求することが社会通念上可能であったものというべく、したがって、本件損害賠償請求権の消滅時効は遅くとも前記昭和41年２月12日にはその進行を始め、本訴が提起された昭和44年２月12日までに右消滅時効が完成していると判断したのは正当である。

75　事故による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、治療費などの支出のときではなく、事故のときに予測し得た全損害について、事故時から進行するとされた事例

〈大阪地　昭和50年５月１日　交通民集８巻３号674頁〉

交通事故により傷害を被った被害者の加害者等に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、治療費などの支出の時ではなく、事故のときに予見し得た全損害について事故時から消滅時効は進行すると解するのが相当である。

76　消滅時効の起算日について、被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と経験則上索連一体をなす損害であって、当時においてその発生を通常人の予見することが可能であったものについては、すべて被害者にその認識があったものとして、その損害の発生を知った時から時効は進行を始めるとされた事例

〈松山地西条支部　昭和51年７月29日　交通民集９巻４号1092頁〉

民法第724条は、「不法行為ニ因リ損害賠償の請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」と指定し、一般の債権のように単に権利を行使しうる時という客観的に定められる時を標準とせず、被害者側の主観的事情を標準としている。交通事故による損害賠償事件について一般的にこれを看るに加害行為そのものは一回限りであって、治療費、入院費等は継続的に損害が発生し、又は後遺症のような損害はいわば間歇的な発生をみる場合が多いのであるが、不法定為に因る損害賠償請求権の消滅時効が右のとおり被害者側の主観的要素を重視しているのは、単に時の経過による立証の困難を除去するという証拠に関する観点からのみならず、被害者が加害者及び損害を知ってから３年も経過すれば不法行為による忿懣の情も解けるであろうし、３年も経過して請求すれば、そこにはむしろ不純な動機が存し不

自然な事情が伏在するとさえ考えられるという通常の場合を予想しているとみられるところから、加害行為による最初の受傷から相当の期間が経過して後に当初予想されなかったような後遺症が現れたような場合には被害者の感情はむしろいよいよ激し、これが請求を認めなければ右時効の趣旨に反すると考えられるから、右消滅時効の起算日については、被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と経験則上牽連一体をなす損害であって当時においてその発生を通常人の予見することが可能であったものについては、すべて被害者においてその認識があったものとして、その損害の発生を知った時から時効は進行を始めるべきであると解すべく、右の予見可能性の範囲にない、いわば後から生じ又は後から認識しうるようになった新しい別種の損害については被害者がこれを知った時から起算すると解すべきである。

77　民法724条の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効及び自動車損害賠償保障法19条の保険会社に対する損害賠償額の請求権の消滅時効は、ともに被害者側が加害車の保有者の氏名住所を知った日から進行するとされた事例　〈札幌地　昭和54年３月26日　時報942号110頁〉

民法724条にいう加害者とは損害賠償義務者を意味し（大審院　昭和12年６月30日・民集16巻1285頁）、自動車損害賠償法３条に基づく保有者の責任の消滅時効起算点は被害者が損害及び保有者を知ったときである。ここに被害者が加害者を知ったものというためには、民法724条の消滅時効制度の本旨に鑑み、少なくとも加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知ることを必要とし、被害者が加害者の住所氏名を的確に知らず、しかもその間の状況においてこれに対する損害賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者（保有者）の住所氏名を確認した時に初めて「加害者ヲ知リタル時」にあたると解すべきものである（最高裁二小　昭和48年11年16日・民集27巻10号1374頁）。

78　民法724条の３年の時効期間は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から進行するが、その計算についても、民法138条により民法140条の適用があるから、損害及び加害者を知った時が午前零時でない限り、時効期間の初日はこれを算入すべきでないとされた事例
〈最高裁三小　昭和57年10月19日・交通民集15巻５号1104頁〉

民法724条所定の３年の時効期間は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から進行するが、右の時効期間の計算についても、同法138条により同法140条の適用があるから、損害及び加害者を知った時が午前零時でない限り、時効期間の初日はこれを算入すべきものではない。

79　自動車損害賠償保障法第16条第１項の被害者請求権の消滅時効の起算点について、「加害者を知りたる時」とは、被害者又はその相続人において、不法行為の実行者及び加害車の保有者並びに保険契約者の氏名及び住所を知ろうと思えば容易に知り得る状態となった時点が相当であるとされた事例　〈大阪地　平成５年７月15日　交通民集26巻４号909頁〉

自賠法16条１項は、「第３条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した」ことを条件として被害者請求権を認めており、被害者請求権は保有者に対する被害者の損害賠償請求権を基礎とするものであると解されるので、その消滅時効については、自賠法４条により民法724条前段が適用され、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知りたる時より」起算すべきこととなるが、まず、ここでの「加害者」の意義が問題である。

被害者請求権は被害者の保有者に対する損害賠償請求権を基礎とするという前述の性格及び被害者請求権の行使は「政令で定めるところにより」なすべきことが要求されており（自賠法16条１項）、自賠法施行令３条１項によれば、損害賠償額の支払請求書に「加害者の氏名及び住所」（同項３号）の他、「保険契約者の氏名及び住所」（同項５号）をも記載しなければならないことと定められていることに鑑みれば、右にいう「加害者」とは、不法行為の実行者及び加害車の保有者並びに保険契約者をいうものと解される。確かに、被害者請求権は自賠責保険契約の相手方である保険会社（以下「相手方保険会社」という。）に対して行使すべきものではあるが、実際上、被害者がいずれかの自賠責保険会社に対して請求すれば、受理されて相手方保険会社が調査され、判明した相手方保険会社へ回付される取扱いが行われていることが弁論の全趣旨から認められるから、前記の「加害者」の中に相手方保険会社まで含めるべき理由はないものと考えられる。

ところで、自賠法19条において、同法16条１項の規定による被害者請求権につき２年の短期消滅時効が定められた趣旨は、被害者請求権が被害者の迅速な救済のために法が特に認めたものであって、保険金額の限度で保険会社にいわば加害者の肩代わりをさせるものであることに鑑み、速やかに被害者請求権を行使する被害者のみを救済すれば足り、これをしない被害者にまで同請求権の行使を許して保険会社に不利益を甘受させる必要はないと考えられるところにあるものと解される。

そうだとすれば、前述の「加害者を知りたる時」とは、被害者又はその相続人において、不法行為の実行者及び加害車の保有者並びに保険契約者の氏名及び住所を知ろうと思えば容易に知り得る状態となった時点（それらを確知したことまでは要しない。）であると解するのが相当である。

80　加害者に対する訴訟に併合してするときは、その契約する保険会社に対する訴訟も許されるとされた事例　〈最高裁　昭和57年９月28日　交通民集15巻５号1101頁〉

本件普通保険約款第４章17条（現約款第４章20条）には、被保険者の保険者に対する保険金請求権は、損害賠償責任の額について被保険者（加害者）と損害賠償請求権者（被害者）との間で判決

が確定したとき又は裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときに発生し、これを行使することができると規定されていることは、所論のとおりであるが、右規定及び本件保険契約の性質に鑑みれば、右保険約款に基づく被保険者の保険金請求権は、保険事故の発生と同時に被保険者を損害賠償請求権者との間の損害賠償額の確定を停止条件とする債権として発生し、被保険者が負担する損害賠償額が確定したときに右条件が成就して右保険金請求権の内容が確定し、同時にこれを行使することができることになるものと解するのが相当である。そして、本件におけるごとく、損害賠償請求権者が同一訴訟手続で、被保険者に対する損害賠償請求と保険会社に対する被保険者の保険金請求権の代位行使による請求（以下「保険金請求」という。）とを併せて訴求し、同一の裁判所において併合審判されている場合には、被保険者が負担する損害賠償額が確定するというまさにそのことによって右停止条件が成就することになるのであるから、裁判所は、損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求を認容するとともに、認容する右損害賠償額に基づき損害賠償請求権者の保険会社に対する保険金請求は、予めその請求をする必要のある場合として、これを認容することができるものと解するのが相当である。

81　法第20条１項の解釈について　〈内閣法制局意見〉

自賠法第16条の規定により保険会社に対する損害賠償額の請求権を有する被害者が労災保険給付を受けた場合は、政府はその損害賠償額の請求権を取得するものと解する。

労働者災害補償保険法第20条１項の解釈について（㈱昭和48年の法改正により第20条は第12条の４に改められた。）５月15日付自保第285号をもって照会にかかる標記の件に関し、次のとおり当局の意見を回答する。

１　問　題　自動車損害賠償保障法（以下単に「保障法」という。）第16条第１項の規定により保険会社に対する損害賠償額の支払請求権を有する被害者が労働者災害補償保険法（以下単に「保険法」という。）の規定により補償を受けた場合は、政府は、保険法第20条第１項の規定により右の損害賠償額の支払請求権を取得するものと解すべきか。

２　意　見　お尋ねの問題は、積極に解する。

３　理　由

保険法第20条第１項は、「政府は、補償の原因である事故が、第三者の行為に因って生じた場合に保険給付をしたときには、その給付の価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」と規定しているが、その趣旨は、政府以外の第三者が補償の原因である事故に係る損害をてん補する義務を負う場合においては、その損害のてん補は、政府によってではなく、その第三者によってなされるのが本来の条理であるとの前提にたち、右の義務を履行する以前に、政府が保険給付をなすことによって損害の全部又は一部をてん補した場合には、右の本来の条理を実現する方法として、その補償を受けた者が右義務を負う者に対して有

する損害てん補の請求権を、政府に、保険給付の価額の限度で取得させようとするにあることは、明らかなところである。このような同項の趣旨からすれば、同項にいわゆる「補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権」とはひとり補償を受けた者が政府以外の第三者で補償の原因である事故について法律上の責任を負うものに対して有する損害てん補の請求権を意味するにとどまるだけではなく、補償を受けた者が政府以外の第三者で補償の原因である事故については法律上なんの責任をも負わないものに対して有する請求権であっても、それが損害のてん補を内容とするものであり、かつ、その行使により補償の原因である事故につき法律上の責任を負う者の被害者に対する損害てん補の義務が免除される結果をもたらすことになるものであれば、それを含むと解するのが相当であり、同項の規定の適用に関し、右の二つの請求権を別異に取り扱う合理的な理由は全くないといわなければならない。

ところで、保障法第16条第１項は、「第３条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。」と定めている。被害者が保険会社に対しこの規定によって有する損害賠償額の支払請求権が損害の原因となった事実につき法律上の責任を負う者に対して有する損害てん補の請求権があるわけではないが、それが、同法の規定上（第１条、第15条、第16条第２項、第３項参照）、被害者の損害てん補することを内容とする請求権であって、しかも、その行使により、自動車の保有者において被害者の損害をてん補する義務がその行使によって被害者の損害がてん補された金額の限度において、免除される結果をもたらすことになる請求権であることは、明らかなところである。

故に保障法第16条第１項の規定により被害者が保険会社に対して有する請求権は、それを有する被害者が保険法の規定によって補償を受けた場合には、保険法第20条第１項の「補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権」に該当することとなり、したがって、保険給付の価額の限度で、政府によって取得されることとなるべきもの、と解される。

（昭和31年９月25日　法制局一発第37号　法制局第一部長より運輸省自動車局長あて）

参考　4　第三者行為災害関係資料

1　自動車損害賠償保障法その他自動車損害賠償保障制度の概要
(1)　自賠責保険…… 271
(2)　自賠責共済…… 275
(3)　政府の自動車損害賠償保障事業…… 275
(4)　任意保険…… 276
(5)　自賠責保険と任意保険のしくみ（対照表）…… 281
2　示談のしかた及び留意事項…… 299
3　㈳日本損害保険協会加盟損害保険会社、外国損害保険会社及び都道府県共済農業協同組合連合会一覧表…… 300
(1)　損害保険会社…… 300
(2)　外国損害保険会社…… 301
(3)　都道府県共済農業協同組合連合会…… 302
4　法定相続割合…… 304
5　総理府令による地位協定第16条の補償事務手続…… 310
6　様式記載例…… 311

1　自動車損害賠償保障法その他自動車損害賠償保障制度の概要

(1)　自賠責保険

イ　意義

自動車の運行によって他人を死傷させるなど損害を与えた場合には、民法上自動車の所有者又は運転者はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うこととなる。

しかし、民法の不法行為責任においては、被害者が加害者に故意又は過失があったことを証明する必要があるが、通常交通事故の被害者が、加害者の故意又は過失を証明することは非常に困難であり、また、加害者の故意又は過失を証明したとしても加害者に支払能力がなければ結果的に賠償を得ることができなくなる。

そこで被害者の保護及び救済を図るという観点から、自動車のように他人に危害を及ぼす可能性のあるものを利用して社会活動をし、利益を得ている者は、それらを利用することによって他人に損害を与えた場合は、事実上無過失責任を負うという考え方から自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）の制定によって過失の立証責任を転換し、損害賠償請求を容易にできるようにするとともに、強制加入による損害賠償制度が設けられたものである。

ロ　責任の主体

自賠法第３条では、「自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者）は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。」と規定されている。

この運行供用者は、通常自動車の保有者（所有者のほか正当な権限をもって自動車を使用する者を含む。第２条参照）であるが、自動車泥棒のように正当な権限がなくて自動車を使用した者等も含まれる。

なお、責任の主体が問題となる場合について、判例は、次のような判断を示している。

(イ)　無断運転

a　自動車の所有会社の被用者等所有者と密接な関係を有する者が、所有者の自動車を無断運転し、第三者に損害を与えた場合には、所有者に運行供用者責任を認めている。

b　所有者の被用者による無断運転であっても、好意同乗者については、所有者の運行供用者責任は否定されている。

(ロ)　賃貸借・使用賃借

所有者に運行供用者責任を認めている。

(ハ)　名義貸し

a　名義人が、諸般の事情からみて、自動車の運行を事実上支配、管理することができるような場合には、名義人も運行供用者責任を負うとされている。

b　車庫証明の必要上や税務対策上等の理由から名義を貸したのみで、その自動車にまったく関係しなかったような場合には、名義人は、運行供用者責任を負わないとされている。

(ニ) 元請・下請

下請人又は下請人の被用者の自動車の運行が、元請人の支配のもとに、元請人のためになされたものであるかどうかによって、元請人が運行供用者責任を負うかどうかが判断される。

(ホ) マイカー通勤の社員

業務に関連して運行していた場合には、会社が運行供用者責任を負い、通勤、帰宅時であっても、業務と関連し、また、会社が自動車の使用を命令、助長、容認している等の場合には、会社が運行供用者責任を負う。しかし、単なる通勤時の事故については、会社は運行供用者責任を負わないとされる。

また、本条にいう「自動車」、「運行」及び「他人」については、次により判断される。

(イ) 自動車

自賠法第2条第1項において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車と規定しているが、農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車は除かれている。

すなわち、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具である自動車、オートバイ、スクーター、原動機付自転車等をいう。

農耕作業用の小型特殊自動車は、通常「耕運機」と呼ばれるもので、本来道路上の運行を目的としたものではなく、実際にも道路上で運行されることは比較的少ないこと、また、構造、性能のうえから事故発生の可能性が低く、事故が発生しても軽微であると推測されること等から自賠法の対象となる自動車とはされていない。

(ロ) 運行

自賠法第2条第2項において「運行」とは、人又は物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることと規定している。

また、例えば工場の敷地等道路以外の場所で自動車を用いる場合も運行に含まれ、当該装置は原動機のみに限定されず、クレーン車のクレーン等当該自動車に固有の装置の操作も含まれる。

なお、運行が問題となる場合についても、判例は次のような判断を示している。

a 運行に当たるものとしては

(a) ロープによって他の自動車に牽引されて走行している場合（昭43・10・8最高判　民集22巻10号2125頁）。

(b) 駐車中の自動車のサイドブレーキがゆるんで傾斜地を走り出して海中に転落した場合（昭45・10・26横浜地裁　交民3巻5号1631頁）。

…運行の解釈に広狭2説あるとしたうえで、発進から停止までを運行と解したとしても、暴走は運行と密接な関連性を有するから、運行によってにあたるとした。

(c) クレーン車のクレーン操作（昭52・11・24最高判　交民10巻6号1533頁）、ミキサー車のミキサーの回転（昭44・7・29徳島地判　交民2巻4号1030頁）、フォーク・リフ

トのフォークの操作（昭48・3・14大阪高判　高裁民集26巻1号104頁）、ショベルローダのショベルの操作（昭47・6・28函館地判　交民5巻3号871頁）等駐停車中の特殊自動車の特殊装置の操作による事故の場合。

(d) 扉の開閉（昭40・1・29大阪地判　判タ183号185頁）。

(e) 駐停車している自動車に接触、衝突した場合の駐停車（昭45・3・26横浜地判　交民3巻2号453頁、昭52・9・9名古屋高判　交民10巻5号1274頁）。

(f) 路上に駐車した貨物自動車からの鉄筋の荷おろし作業中、投下した鉄筋が、通りかかった被害者に衝突し負傷させた場合（昭47・5・17大阪高判（訴訟審）　交民5巻3号642頁）。

(g) 製材所から現場まで運行し、原木を積込んで製材所に運搬するために駐車していたトラック上で原木積載作業中の作業員が地上に転落し、そのうえに積荷の一部である原木が落下してきたため死亡した場合（昭54・9・7仙台高判　交民12巻5号1184頁）。

(h) フォーク・リフトを利用してトラックの荷台に積載された丸太を材木置場につきおとす作業中、通りかかった被害者に丸太が落下して死亡させた場合

b 逆に運行に当たらないとしたものとしては、

(a) 農業用薬剤散布車を駐車させ、農薬散布用のホースを道路を横断させて農薬を散布中に、ホース上を通過しようとした自動二輪車がホースに接触し、転倒した場合（昭51・3・30秋田地大曲支判　交民9巻2号489頁）。

(b) 移動図書館として利用されている自動車の閲覧台の角にぶつかって負傷した場合（昭50・7・2千葉地松戸支判　交民8巻4号996頁）。

(c) 故障して路上に放置されていた自動車に数時間後に原動機付自転車が衝突した場合の自動車の放置（昭44・10・3広島地判　判時584号92頁）。

(d) 駐車中の車中に残された幼児が熱射病によって死亡した場合の駐車（昭55・12・23東京地判　判時993号68頁・判タ442号160頁）。

(e) 古電柱の荷おろし作業中、積載されていた古電柱が荷台から落下して、作業員が下敷きとなって死亡した場合、昭56・11・13最高判（上告審）　交民14巻6号1255頁）。

(ハ) 他人

a 他人とは、自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者）及び運転者以外の者を指す。

運転者の中には運転補助者も含まれる。

運行供用者及び運転者でなければ、配偶者、子等の家族、無償運送（例えば好意同乗）の友人、会社の使用人等もすべて他人となる。

b 運行供用者が複数ある場合（例えば実際に自動車を運転した者と所有者といった場合）に、運行供用者の一人が被害を受けたとき、他の運行供用者に対して賠償請求ができるか否かという問題について、他の運行供用者の運行支配が間接的、潜在的、抽象的であるの

に対し、被害を受けた運行供用者のそれは直接的、顕在的、具体的であるから、他人であることを主張できないとして請求を認めなかった判決（昭50・11・4最高判　交民8巻6号1581頁）がある。

逆に、被害を受けた運行供用者の運行支配が他の運行供用者のそれに比べ、間接的、潜在的、抽象的であるときは、他の運行供用者に対する関係では、他人性を阻却されず、他人に当たるという下級審の判決（昭55・9・4東京高判　交民13巻5号1126頁）があるが、同事件の上告審においては、他の運行供用者が被害を受けた運行供用者の運行支配に服さず、指示を守らなかった等の特段の事情がない限り、被害を受けた運行供用者の運行支配の程度は、他の運行供用者のそれに比し、優るとも劣らないというべきであり、他人に当たるとはいえないとされており（昭57・11・26最高判　交民15巻6号1423頁）、判例で運行供用者を他人と認めた例はない。

ハ　免　　責

自賠法第3条ただし書きにおいて「自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときはこの限りではない。」と規定し、故意・過失について、ただし書に規定する要件を満たしていることを証明した場合に限り、免責とされる。

この点に関しては、無過失責任の原則は、例外的に適用されないわけであり、いわゆる挙証責任の転換という形がとられている。

免責の要件とは、次の三つの事項を立証することである。

この要件のうち、ある要件事実の存否が事故発生と関係ない場合は、運行供用者は、その要件事実の存否は事故と関係ない旨を主張立証すれば足り、三つの要件事実のすべてを主張立証する必要はないと解される（昭45・1・22最高判　民集24巻1号40頁・交民3巻1号1頁）。

(イ)　自己及び運転者が自動車の運転に関し注意を怠らなかったこと。

この場合の注意義務は、関係法令の遵守を始めとして、運転者及び運行供用者に対して社会的に要求される通常の注意義務を指し、さらに、運行供用者の注意義務の中には、運転者の選任監督に関する注意義務も入る。

(ロ)　被害者又は運転者以外の第三者に故意・過失があったこと。

この要件のみが満足された場合は、被害者の過失については民法の過失相殺の規定が、第三者の過失については共同不法行為の規定が適用されることになる。

他の二つの要件を満たしながら、この要件を満たさない場合、すなわち、自分にも被害者又は第三者にも過失がない場合は、多く不可抗力による場合と一致して、そもそも責任が発生しないが、不可抗力の証明ができないときは、運行供用者は、完全な無過失責任を負うことになる。

(ハ) 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと。

外形標準としては、自動車の保安基準その他の法規に違反している場合は、当然この要件を満たさないが、保安基準に適合していたからといって、必ずしもこの要件を満たすとは限らない。

保有者が、日常の整備点検によって発見することが不可能なものをも含むと解すべきであり（昭47・3・2大分地判　交民5巻2号321頁）、運行当時の自動車に関する機械工学上の知識と経験によって、その発生が予め検知できないようなものを除く、自動車自体に内在していたものを意味する（昭和48・5・30東京高判　交民6巻3号800頁）。

ニ　保険金額

保険金額は、自賠法第13条の規定に基づき政令で定められているが、この保険金額は、保険によってて補される最高限度額である。

なお、保険金額及びその他自賠責保険の内容の詳細については、自動車損害賠償責任保険損害査定要綱実施要領を参照のこと。

(2)　自賠責共済

自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責共済」という。）は、農業協同組合の共済事業の一環として行われるもので、その対象となる車両は農業協同組合の組合員（員外利用者を含む。）若しくは農業協同組合法に基づく法人の保有するものである。

自賠責共済の共済金額の範囲、査定基準、及び仮渡金制度等についても自賠責保険と全く同様である。

なお、平成9年度中に全国労働者共済生活協同組合連合会についても、自賠責共済事業を開始する予定となっている。

(3)　政府の自動車損害賠償保障事業

自動車事故であっても、自賠責保険契約を締結していない自動車やひき逃げにより災害を受けた場合は、自賠責保険や自賠責共済の保険金等の支払いは受けられない。

このような場合、被害者は加害者より損害賠償を受けられない事態が生じることが考えられるため、自賠法では、政府の自動車保険事業として自賠責保険と同様の損害賠償を行うこととしたものである。

なお、これは損害賠償を受けられない場合の救済措置であるので、労災保険の給付を受けられる場合は、必ず労災保険を先行して、更に保障事業により給付を受ける額がある場合保障事業に請求を行うものである。

保障事業に損害賠償の請求をする場合は自賠責保険を扱う保険会社に所定の用紙を用いて請求することとなる。

(4) 任意保険

任意保険は、自動車事故による損害のうち自賠責保険又は自賠責共済（以下「自賠責保険等」という。）の保険金等によってて補されない部分に対する賠償能力を担保するために契約者の自由意志で契約するものであり、通常これを自動車保険又は自動車共済（以下「自動車保険等」という。）と呼んでいる。

契約は、自賠責保険等と同様各自動車について締結されるものであり、労災保険との調整の対象となるのは、対人賠償保険又は対人賠償共済（以下「対人賠償保険等」という。）である。これは、契約を締結した自動車が事故を発生させ、他人の生命、身体を害した場合であって、自動車の所有者、運転者等が被害者に対して損害賠償責任を負うときにこれを担保するものである。

この対人賠償保険は、保険約款によって被害者にも自動車保険等取扱会社に対して直接損害賠償額の支払いを請求することができるとされている。

また、昭和48年8月1日以降、自動車保険等取扱会社は事務処理の簡素化等のために一括払制度を設け、自賠責保険等及び自動車保険等の保険金等の「一括払」に関する事務処理を実施しており、被害者の損害額が確定した場合には、自賠責保険等の保険金等についても自動車保険等取扱会社（以下「一括払保険会社」という。）がこれを一括して支払に応じることとなっている。この場合、一括払保険会社は一括払保険金を自賠責保険等へ請求することになるが、これは加害者請求として処理されるものである。

なお、一括払保険会社が行う自賠責保険と自動車保険の一括払に関する事務処理の概要は次のとおりである。

イ　一括払関係の成立及び解消

(イ)　一括払関係の成立

一括払を行うに当り一括払保険会社は、所定の自賠責保険契約現存確認依頼書（以下「確認依頼書」という。）をもって契約現存の確認を行う。確認依頼書の送付を受けた自賠責保険会社は契約現存を確認し、確認依頼書を返送するがこの時点から一括払関係が成立する。この関係は次項(ロ)の措置をとらない限り継続し、一括払保険会社は一括払を最終まで行う義務、また、自賠責保険会社はその後の情報提供義務を負うことになる。

(ロ)　一括払関係の解消

a　一括払不能通知書による場合

何らかの事情によって一括払を行わなくなったときは、一括払保険会社から自賠責保険会社へ「一括払不能通知書」を送付することによって、一括払関係は解消する。

b　一括払切換不能確認書による場合

自賠責保険会社において確認依頼書受理後、加・被害者等から本請求または内払請求を受けたときは、請求者に対し一括払に切換えるよう説明することになるが、請求者がこれを了承しない場合、あるいは一括払保険会社に連絡の結果、一括払会社が一括払を行わないことを明示した場合は自賠責保険会社から一括払保険会社に「一括払切換不能確認書」

を送付することによって一括払関係は解消する。

ロ　請求方法

一括払保険金を自賠責保険へ請求する場合の請求者名は一括払保険会社名をもって行われる。請求方法は、次の3通り。

(イ)　一括払保険金を被保険者に支払い被保険者から自賠責保険金の請求及び受領に関する「委任状」を取付けのうえ請求する方法。

(ロ)　被保険者からの「指図書」に基づき、一括払保険金を直接被害者に支払い請求する方法。

(ハ)　被保険者が生死不明又は破産等のため被害者から「委任状」及び「損害賠償額を請求しない旨の確認書」を取付けのうえ一括払保険金を直接被害者に支払い、「生死不明又は破産の確認書」等を添付して請求する方法。

(注)　自社自賠については、委任状、確認書（生死不明又は破産の確認書及び自賠責損害賠償額を請求しない旨の確認書）を省略できる。

ハ　損害調査関係書類の送付（直送方式）

調査事務所に対する損害調査関係書類の送付は、一括払保険会社から自賠責保険会社を経由せずに、直接一括払保険会社最寄りの調査事務所あて行われる。

ただし、同一地域に複数調査事務所があり、特定の調査事務所に受付件数が偏重するような場合は、当該地域内の調査事務所、保険会社間の話し合いで件数の調整を行う。

ニ　請求関係書類

(イ)　自賠責保険損害調査関係書類送付書兼保険金支払請求書

一括保険会社から、一括払専用の自賠責損害調査関係書類送付書兼保険金支払請求書（以下「送付書兼請求書」という。）3通が送付されるので1通を受領書として一括払保険会社に返送する。

なお、調査完了後、請求関係書類および損害調査報告書を自賠責保険会社に送付する際、1通を送付書として添付し、残りの1通は調査事務所控とする。

なお、保険金支払請求書として使用するのは自賠会社へ送付する分のみであるので、一括払担当責任者の印はこの分のみに押印することでよいとされている。

したがって、自賠責保険会社への送付分は必ず責任者印のあるものを使用すること。

(ロ)　損害立証書類

損害立証書類は原本の提出を原則とするが、やむを得ない場合は写をもって代えることができる。この場合、一括払保険会社において原本の所在および本証との確認を行った旨の表示は要しない。

(ハ)　被害者が損害賠償金を受領済みであることを証する書類

次のいずれかの書類が添付される。

a　被害者に対し一括払保険会社が銀行振込で支払ったことを証する銀行発行の「振込金受取書」又は、被害者からの「受領書」

b　「振込金受取書」又は「領収書」が添付できないときは「指図書」等に次の事項が記載されたもの。

支払年月日・支払金額・一括払保険会社の一括払保険金支払担当店課の責任者及び認印（職印又は個人印）

c　被・加害者間の「示談金領収書」

(ニ)　交通事故証明書入手不能理由書

交通事故証明書入手不能事案については、一括払保険会社が、その責任において事故事実の確認を行い、交通事故証明書入手不能理由書に事故発生の事実を確認した旨の記載をし、（確認方法の記載は要しない）担当責任者が捺印する。調査事務所は特に疑義のある事案を除き事故事実の調査を省略してよい。

ホ　調査台帳への記入

「保険会社整理番号」の欄の記載

直送方式の結果、自賠責保険会社は契約現存確認時に会社整理番号を採番することになるが、事務処理上この時点では採番できない会社もある。したがって送付書兼請求書および確認依頼書の当該欄が空欄の場合は調査台帳の当該欄の記載を要しない。

ヘ　損害調査額の算出

(イ)　自賠責保険損害査定要綱・同実施要領に従い、一般の法第15条請求と同様損害調査額の積算を行う。

なお、一括払で支払った損害の内訳の記載のある「損害額積算明細書」（一括払保険会社で作成）が添付されるので積算に当たりこれを参考とする。

(ロ)　送付書兼請求書に一括払保険金が記載されるので、この金額が請求額となる。ただし、当該一括払額と添付資料に基づき算出した一括払額が一致しない場合は、一括払担当者に連絡し、正しい請求額を確認すること。

ト　損害調査報告書の記載

(イ)　会社受理年月日

調査事務所受付日と同一日付とする。

(ロ)　会社整理番号

送付書兼請求書および確認依頼書の「自賠責会社整理番号欄」が空欄のときは記載を要しない。

チ　調査完了書類の自賠責保険会社への送付

調査完了書類（請求関係書類・損害調査報告書）の送付先は送付書兼請求書に記載ある自賠責保険会社担当部課となるが、当該部課が管轄区域外であり住所が明瞭でないときは最寄りの自賠責保険会社部店課あて送付することでよい。（この場合、自賠責保険会社内部で転送することによって、当該事案の担当部課に回付される。）

リ　事前認定事案の取扱

(イ)　自賠責保険の有無責・重過失・因果関係認定等の事前認定事案については、本部（損害調査部一部）から一括払保険会社あての「回答書」が添付される。

(ロ)　後遺障害等級の事前認定事案については、調査事務所の「後遺障害等級事前認定票」が添付される。（有無責・重過失による減額に併せての後遺障害等級の事前認定については本部（損害調査第一部）の「回答書」）

上記「回答書」、又は「後遺障害等級事前認定票」の添付のある事案については、その決定に従って処理を行い、あらためて本部稟議または後遺障害等級の認定を要しない。

ヌ　内払請求後の一括払事案の取扱

当初に自賠責保険で内払を行った後途中から一括払に切換った事案の調査依頼先調査事務所は一般の一括払事案同様一括払保険会社最寄りの調査事務所となる。

この場合、関係書類の送付を受けた調査事務所は当初に内払を処理した調査事務所に対し「当該事案が一括払に切換った」旨電話等で連絡する。

連絡を受けた当初の調査事務所は、当該事案を欠番処理のこととするので異動届に記載の上、調査台帳上は抹消し、備考欄に欠番理由を「一括払に切換え」と記載する。

ル　後遺障害事前認定について

後遺障害事前認定の場合の調査事務所への提出資料は原則として全て原本であるが中でも後遺障害診断書については、不正請求防止の観点から極力原本の提出を求めることとする。

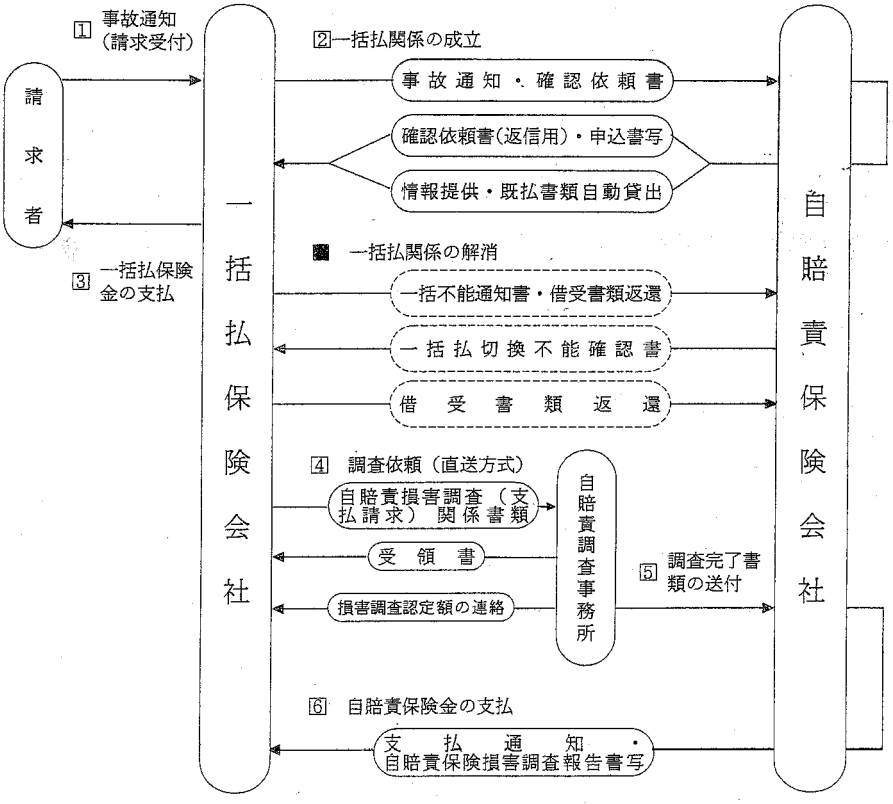
1 事故通知
(請求受付)
請求者
3 一括払保険金の支払
一括払保険会社
2 一括払関係の成立
事故通知・確認依頼書
確認依頼書(返信用)・申込書写
情報提供・既払書類自動貸出
一括払関係の解消
一括不能通知書・借受書類返還
一括払切換不能確認書
借受書類返還
4 調査依頼(直送方式)
自賠責損害調査(支払請求)関係書類
受領書
損害調査認定額の連絡
自賠責調査事務所
5 調査完了書類の送付
6 自賠責保険金の支払
支払通知・自賠責保険損害調査報告書写
自賠責保険会社

(5) 自賠責保険と任意保険のしくみ（対照表）

	自賠責保険	任意保険（対人賠償保険）
保険金を請求できる者 （保険金請求権者）	被保険者 {保有者 運転者 …自賠法第15条 （いわゆる加害者請求） 被害者（損害賠償額の請求） ……自賠法第16条 （いわゆる被害者請求）	被保険者 ①保険証券記載の被保険者（記名被保険者） ②被保険自動車を使用または管理中の次の者 イ．記名被保険者の配偶者 ロ．記名被保険者又はその配偶者の同居の親族 ハ．記名被保険者又はその配偶者の同居の未婚の子 ③記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用又は管理中の者（専ら自動車を取扱うことを業とする者は除く。） ④記名被保険者の使用者（請負契約、委任契約又はこれらに類似の契約に基づき、記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含む。）。ただし記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときに限る。 上記のほか、損害賠償請求権者（被害者）が直接請求することができる。 （ＢＡＰ約款第３条、第４条 ＰＡＰ・ＳＡＰ約款第３条、第６条）
保険金が支払われる範囲 （てん補責任）	自動車の運行によって、他人の生命又は身体を害した場合における法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害	被保険自動車の所有・使用・管理に起因し、他人の生命又は身体を害した場合における法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害額から自賠責保険等で支払われる金額を差し引いた額。 （ＢＡＰ約款第１条、第９条 ＰＡＰ約款第１条、第11条 ＳＡＰ約款第１条、第13条） 被害者直接請求の場合は、上記の額から、被保険者が損害賠償請求権者に対し、すでに支払った損害賠償金を差引いた額。 （ＢＡＰ約款第４条②③ ＰＡＰ・ＳＡＰ約款第６条②③）

	自賠責保険	任意保険（対人賠償保険）
保険金が支払われない場合 （無責・免責）	〈無　責〉 ①次の3条件を証明したとき自動車の保有者は損害賠償責任を負わず、保険金（および損害賠償額）が支払われない。 ……自賠法第3条但書 イ．自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと。 ロ．被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと。 ハ．自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと。 〈免　責〉 ②保険契約者又は被保険者の悪意によって生じた損害については保険金が支払われない。 ……自賠法第14条 （ただし、被害者請求についてはこの免責規定は適用されないから損害賠償額の支払を受けられる。）	他人の生命、身体を害して法律上の損害賠償責任を負った場合でも次のような損害に対しては保険金が支払われない。 ①次のような損害に対しては保険金が支払われない。 ……ＢＡＰ約款第5条 ……ＰＡＰ約款第7条 ……ＳＡＰ約款第9条 イ．保険契約者・記名被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意によって発生した損害。 ロ．記名被保険者以外の被保険者の故意によって生じた損害。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限る。 ハ．戦争・変乱・暴動等や、天災及び原子力による損害。 ニ．被保険者が第三者と特約を結んでいたために加重された賠償責任によって被る損害。 ②次の者の生命又は身体が害された場合には保険金が支払われない。 ……ＢＡＰ約款第6条 ……ＰＡＰ約款第8条 ……ＳＡＰ約款第10条 イ．記名被保険者 ロ．被保険自動車を運転中の者又はその父母、配偶者若しくは子 ハ．被保険者の父母、配偶者又は子 ニ．被保険者の業務（家事を除く）に従事中の使用人 ホ．被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人

	自賠責保険	任意保険（対人賠償保険）
保険金（損害賠償額）の請求方法	①保険金の請求（加害者請求） 加害者（被保険者）が被害者に対して損害賠償金を支払った場合は、その支払った金額を限度として保険金を請求できる。 ……自賠法第15条 ②損害賠償の請求（被害者請求） 被害者は直接保険会社に対し損害賠償額を請求できる。 ……自賠法第16条 ただし、加害者から直接支払を受けた部分については除かれる。	①保険金の請求 示談が成立し、あるいは調停・判決等で具体的な損害賠償額が確定したとき被保険者は保険金を請求することができる。 なお、被保険者が請求する場合は被害者に対して損害賠償金を支払ったことを要件としていない。 ②損害賠償額の請求（被害者請求） 被害者は直接保険会社に対し次の場合に損害賠償額を請求できる。 イ．被保険者と損害賠償請求権者との間で示談・調停・訴訟等により賠償額が確定したとき ロ．損害賠償額が保険金額を明らかに超えているとき ハ．すべての被保険者について、破産・生死不明等の事由があるとき ニ．いずれの被保険者又はその相続人とも折衝することができないと認められ、損害賠償請求権が被保険者に対しそれ以上の請求を放棄したとき なお、被保険者と被害者の請求が競合したときは被害者の請求が優先して支払われる。 （ＢＡＰ約款第４条） ・自家用自動車保険・自家用自動車総合保険 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生したときは、被害者は保険会社に直接請求できる。なお、上記イ、ロ、ハ、ニの他にも損害賠償請求権者が、保険会社との間で協定した賠償額で満足し、被保険者に対し、それ以上の請求を放棄したときは、損害賠償額が支払われる。 （ＰＡＰ・ＳＡＰ約款第６条②(3)）
仮渡金の請求	被害者は葬儀費用や医療費など当座の費用をまかなうため損害賠償責任が確定する前でも直ちに保険会社に仮渡金の支払を請求できる。 ……自賠法第17条	仮渡金の制度はない。

	自賠責保険	任意保険（対人賠償保険）
	仮渡金の金額は自賠法施行令によって、次のように定められている。 平3・4・11以降事故発生のものについては イ．死亡の場合　290万円 ロ．傷害の場合　傷害の部位・程度に応じて40万円・20万円・5万円 なお、仮渡金の額が、確定した損害賠償額を超えるときは、保険会社はその超える金額の返還を求めることができる。	
内払金の請求	傷害事故で被害者が治療継続中のため総損害額が確定しない場合においても、調査の結果加害者に賠償責任があると認められ、既に発生した損害額が、10万円以上あることが確認された場合は10万円単位で内払が行われる。（内払金は、加害者・被害者のいずれからも請求することができる。）	被害者が治療継続中のため総損害額が確定しない場合においても、賠償責任があると認められる場合は治療費・看護料及び休業損害の合計額が原則として10万円を超えた場合は必要に応じて内払が行われる。
一括払		法律上の損害賠償責任（賠償額）が確定し自賠責保険が未了の場合には、任意保険会社が自賠責保険を含め一括払される。
共同不法行為（加害者（自動車）が複数いる場合）	共同不法行為の保険金（損害賠償額）請求に当たっては、加害者の過失割合に応じてそれぞれの契約保険会社へ請求するが、自賠責保険の実務上は損害額が1契約の限度以内の場合は、いずれか一方の契約保険会社へ請求すればよいことになっている。（ただし、加害者請求については、原則として、当該加害者の契約にてまず処理される。）	各共同不法行為者（加害者）の過失割合に応じた損害額をそれぞれの保険会社が分担して支払われる。

	自賠責保険	任意保険（対人賠償保険）
減額または過失相殺	減額 ①重大な過失による減額 被害者の軽過失は減額の対象とせず、重過失がある場合のみ20%、30%または50%の減額が行われる（傷害による損害、および死亡に至るまでの傷害による損害については20%のみである。） なお、減額の方法は、計算した損害額が保険金額未満のときは損害額に対し、また、保険金額を超えるときは保険金額に対し減額率を乗じる。 ②因果関係の認否が困難な場合の減額 次のような受傷と死亡との間及び受傷と後遺障害との間の因果関係認定が困難な場合は、「死亡による損害」及び「後遺障害による損害」について50%の減額が行なわれる。 イ．事故による後遺障害を苦にして自殺した場合 ロ．被害者が既往症を有していたため死因または後遺障害発生原因が明らかでない場合 なお、減額の方法は①と同様である。 ③親族間事故による減額 被害者と保有者の関係が、夫婦又は同一生計に属する親子若しくは兄弟姉妹である場合は、慰謝料について50%の減額が行われる。	過失相殺 公平分担の原則から、被害者に過失がある場合は、判例および各地方裁判所、裁判官の過失割合認定基準を参考にして、妥当な割合により過失相殺が行われる。

	自賠責保険	任意保険（対人賠償保険）
時効 （保険金請求権は2年以内に行使しなければ時効により消滅する。）	保険金の請求、損害賠償額の請求とも消滅時効の期間は2年であるが、その起算点はそれぞれ次のとおりである。 ①保険金請求（加害者請求）の場合 加害者が被害者に損害賠償金を支払ったとき。 ②損害賠償請求（被害者請求）の場合 被害者又はその法定代理人が「損害及び加害者」を知ったとき（一般には事故発生日）。 ……自賠法第19条	示談・調停・和解・判決等によって、法律上の損害賠償責任（賠償額）が確定したときから2年である。（約款一般条項第23条） なお、被害者請求の場合には上記のほか、損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効（通常は事故日から3年）により消滅したときは、保険会社に対し請求することはできない。（約款一般条項第24条）

(注) ＢＡＰ：自動車保険（車両保険、対人賠償保険、対物賠償保険を単独で契約できる。自損事故保険は対人賠償保険に自動付帯、搭乗者傷害保険は特約で付帯できる。）

ＰＡＰ：自家用自動車保険（対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険がセットされ、車両保険を付帯契約できる。）

ＳＡＰ：自家用自動車総合保険（対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険、自損事故保険、無保険者傷害保険、搭乗者傷害保険をセット。）

自家用自動車総合保険約款（ＳＡＰ）抜粋

第１章　賠償責任条項

第　１　条〔当会社のてん補責任－対人賠償〕

①　当会社は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を、この賠償責任条項および一般条項に従い、てん補します。

②　当会社は、１回の対人事故による前項の損害の額が自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責保険等」といいます。）によって支払われる金額（被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）を超過する場合にかぎり、その超過額のみをてん補します。

第　３　条〔被保険者－対人・対物賠償共通〕

①　この賠償責任条項において、被保険者とは次の者をいいます。

(1)　保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）

(2)　被保険自動車を使用または管理中の次の者

(イ)　記名被保険者の配偶者

(ロ)　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(ハ)　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(3)　記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業等自動車を取扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

(4)　記名被保険者の使用者（請負契約 委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下本号において同様とします。）ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときにかぎります。

②　この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第13条（支払保険金の計算－対人賠償）第１項および第14条（支払保険金の計算－対物賠償）第１項に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第13条第２項第２号に定める臨時費用の限度額が増額されるものではありません。

第 6 条〔損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償〕

① 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生したときは、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対してて補責任を負う限度において、当会社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当するときに、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一時効につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したときまたは裁判上の和解もしくは調停が成立したとき。

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立したとき。

(3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾したとき。

(4) 第3項に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）をこえることが明らかになったとき。

(5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかの事由があったとき。

(イ) 被保険者またはその相続人の破産または生死不明

(ロ) 被保険者が死亡し、かつ、その相続人がいないこと。

③ 前条および本条にいう損害賠償額とは、次の(1)の額から(2)および(3)の合計額を差引いた額をいいます。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 自賠責保険等によって支払われる金額

(3) 非保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が非保険者の保険金の請求と競合したときは、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

⑤ 第2項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行ったときは、その金額の限度において当会社が非保険者に対して損害をてん補したものとみなします。

第 9 条〔てん補しない損害－その1　対人・対物賠償共通〕

① 当会社は、次の事由によって生じた損害をてん補しません。

(1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記

名被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意

(2) 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎります。

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(4) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波

(5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(6) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(7) 第3号から第6号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結しているときは、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

第 10 条〔てん補しない損害－その2　対人賠償〕

当会社は、対人事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害をてん補しません。

(1) 記名被保険者

(2) 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(3) 被保険者の父母、配偶者または子

(4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下本条および第11条において同様とします。）に従事中の使用人

(5) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。

ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときにかぎります。

第 13 条〔支払保険金の計算－対人賠償〕

① 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の(1)および(2)の合計額から(3)の額を差引いた額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 前条第1条第1号から第3号までの費用

(3) 自賠責保険等によって支払われる金額

② 当会社は、前項に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

(1) 前条第1項第4号および第5号の費用

(2) 前条第2項の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額を限度とします。

(イ) 前条第2項第1号に該当する場合は、10万円

(ロ) 前条第2項第2号に該当する場合は、2万円

(3) 第5条（当会社による解決－対人賠償）第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6章 一般条項

第23条〔代　　位〕

① 被保険者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害をてん補した金額の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

② 前項の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の損害については、このかぎりではありません。

(1) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意によって生じた損害

(2) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転しているときに生じた損害

(3) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が酒に酔って、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転しているときに生じた損害

(4) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業等自動車を取扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

第24条〔時　　効〕

保険金請求権を、次の時から2年を経過したときは、時効によって消滅します。

(1) 第20条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同項第1項に定める時

(2) 第20条第2項に定める手続が行われた場合には、当会社が同項の書類または証拠を受領した時から30日を経過した時

自動車総合保険約款（ＰＡＰ）抜粋

第１章　賠償責任条項

第　１　条〔当会社のてん補責任－対人賠償〕

①　当会社は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を、この賠償責任条項および一般条項に従い、てん補します。

②　当会社は、１回の対人事故による前項の損害の額が自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責保険等」といいます。）によって支払われる金額（被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）を超過する場合にかぎり、その超過額のみをてん補します。

第　３　条〔被保険者－対人・対物賠償共通〕

①　この賠償責任条項において、被保険者とは次の者をいいます。

(1)　保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）

(2)　被保険自動車を使用または管理中の次の者

(イ)　記名被保険者の配偶者

(ロ)　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(ハ)　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(3)　記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業等自動車を取扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

(4)　記名被保険者の使用者（請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下本号において同様とします。）ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときにかぎります。

②　この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第13条（支払保険金の計算－対人賠償）第１項および第14条（支払保険金の計算－対物賠償）第１項に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第13条第２項第２号に定める臨時費用の限度額が増額されるものではありません。

第 6 条〔損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償〕

① 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生したときは、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対しててん補責任を負う限度において、当会社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当するときに、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したときまたは裁判上の和解もしくは調停が成立したとき。

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立したとき。

(3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾したとき。

(4) 第3項に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）をこえることが明らかになったとき。

(5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきの被保険者について、次のいずれかの事由があったとき。

(イ) 被保険者またはその相続人の破産または生死不明

(ロ) 被保険者が死亡し、かつ、その相続人がいないこと。

③ 前条および本条にいう損害賠償額とは、次の(1)の額から(2)および(3)の合計額を差引いた額をいいます。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 自賠責保険等によって支払われる金額

(3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合したときは、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

⑤ 第2項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行ったときは、その金額の限度において当会社が被保険者に対して損害をてん補したものとみなします。

第 7 条〔てん補しない損害－その1　対人・対物賠償共通〕

① 当会社は、次の事由によって生じた損害をてん補しません。

(1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記

名被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意

(2) 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎります。

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(4) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波

(5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(6) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(7) 第3号から第6号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結しているときは、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

第 8 条〔てん補しない損害－その2　対人賠償〕

当会社は、対人事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害をてん補しません。

(1) 記名被保険者

(2) 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(3) 被保険者の父母、配偶者または子

(4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下本条および第11条において同様とします。）に従事中の使用人

(5) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときにかぎります。

第 11 条〔支払保険金の計算－対人賠償〕

① 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の(1)および(2)の合計額から(3)の額を差引いた額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 前条第1号から第3号までの費用

(3) 自賠責保険等によって支払われる金額

② 当会社は、前項に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

(1) 前条第1項第4号および第5号の費用

(2) 前条第2項の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額を限度とします。

(イ) 前条第2項第1号に該当する場合は、10万円

(ロ) 前条第2項第2号に該当する場合は、2万円

(3) 第5条（当会社による解決－対人賠償）第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行なった訴訟の判決による遅延損害金

自動車保険約款（ＢＡＰ）抜粋

第１章　賠償責任条項

第　１　条〔当会社のてん補責任－対人賠償〕

①　当会社は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を、この賠償責任条項および一般条項に従い、てん補します。

②　当会社は、１回の対人事故による前項の損害の額が自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責保険等」といいます。）によって支払われる金額（被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）を超過する場合にかぎり、その超過額のみをてん補します。

第　３　条〔被保険者－対人・対物賠償共通〕

①　この賠償責任条項において、被保険者とは次の者をいいます。

(1)　保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）

(2)　被保険自動車を使用または管理中の次の者

(イ)　記名被保険者の配偶者

(ロ)　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(ハ)　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(3)　記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業等自動車と取扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

(4)　記名被保険者の使用者（請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下本号において同様とします。）ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときにかぎります。

②　この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第13条（支払保険金の計算－対人賠償）第１項および第14条（支払保険金の計算－対物賠償）第１項に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第13条第２項第２号に定める臨時費用の限度額が増額されるものではありません。

第 4 条〔損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償〕

① 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、損害賠償請求権者は当会社が被保険者に対してて補責任を負う限度において、当会社に対して第 3 項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したときまたは裁判上の和解もしくは調停が成立したとき。

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立したとき。

(3) 第 3 項に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）をこえることが明らかになったとき。

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかの事由があったとき。

(イ) 被保険者またはその相続人の破産または生死不明

(ロ) 被保険者が死亡し、かつ、その相続人がいないこと。

(5) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対人事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその相続人とも折衝することができないと認められるとき。

② 当会社は、損害賠償請求権者から前項の規定により損害賠償額の支払の請求があったときは、当会社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）を限度として、損害賠償請求権者に対して第 3 項に定める損害賠償額を支払います。ただし、前項第 5 号の規定により損害賠償額の支払の請求があったときは、損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾したときにかぎり損害賠償額を支払います。

③ 本条にいう損害賠償額とは、次の(1)の額から(2)および(3)の合計額を差引いた額をいいます。

(1) 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 自賠責保険等によって支払われる金額

(3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合したときは、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

⑤ 第 2 項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行っ

たときは、その金額の限度において当会社が被保険者に対して損害をてん補したものとみなします。

第 5 条〔てん補しない損害－その1　対人・対物賠償共通〕

① 当会社は、次の事由によって生じた損害をてん補しません。

(1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意

(2) 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎります。

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(4) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波

(5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(6) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(7) 第3号から第6号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との特約を締結しているときは、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

第 6 条〔てん補しない損害－その2　対人賠償〕

当会社は、対人事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害をてん補しません。

(1) 記名被保険者

(2) 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(3) 被保険者の父母、配偶者または子

(4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下本条および第11条において同様とします。）に従事中の使用人

(5) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときにかぎります。

第 9 条〔支払保険金の計算－対人賠償〕

① 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の(1)および(2)の合計額から(3)の額を差引いた額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、そ

れぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 前条第1号から第3号までの費用

(3) 自賠責保険等によって支払われる金額

② 当会社は、前項に定める保険金のほか、争訟費用の全額を支払います。ただし、生命または身体を害された者1名ごとの前項第1号の額から第3号の額を差引いた額が保険証券記載の保険金額を超過するときは、当会社は、保険金額のその差引いた後の額に対する割合によって支払います。

2　示談のしかた及び留意事項

項　目	留　意　事　項
事故の発生 ↓ 病　院 ↓	1．加害者の確認 加害者の住所・氏名及び電話番号 加害者が使用人の場合は会社名、所在地及び電話番号を確認する。 2．必ず警察へ人身事故としての届出を行うこと。 3．現場において一時的な口約束は行わないこと。 4．金品等を受領するときは、見舞金、香典、治療費であるかの名目及び金額を明確にすること。
交渉の準備 ↓ 交渉の開始 ↓	1．交渉の相手の決定 交渉の相手が加害者のみであるか加害者の事業主を含むものであるのかを検討すること。 2．出費はメモし、領収書をできる限り受領しておくこと。 3．損害賠償を行う相手の支払能力を調査しておくこと。 4．示談のタイミングを考えること。 事故による全損害の程度が明確になるまでは示談を避けること。ただし、あまりに長期間になると相手の誠意が薄れる可能性があるので示談のタイミングは重要である。
内容の検討 ↓ 交　渉 ↓	1．事故による損害を綿密に計算すること。 ①　治　療　費 ②　逸失利益 ③　慰　謝　料 ④　物的損害等 2．過失の程度を考慮し、最低譲歩額を決定すること。 3．感情的にならないよう注意し、相手の意見も充分に聴取すること。 4．後遺症についても考慮に入れること。 5．示談金の受領 示談金はできる限り全額即金とし、あとにしこりを残さないようにすること。それができない場合は弁済期間を短かくし連帯保証人を立て、取立訴訟を起こすことのないよう、弁済方法を明確にすること。 6．示談は原則として1回であるので慎重に行うこと。 7．簡易裁判所又は公証人役場に和解の申立てを行い和解契約を行った方が後々の問題が生じなくてよい。
示談書の作成 ↓ 判　決	1．示談書はなるべくわかりやすく、要領よく記載すること。 （誤解を受けやすい表現、言語は避けること。） 2．内容に漏れがないよう注意すること。 特に後遺症が生じた場合や、自賠責保険、労災保険の給付を受ける場合について成文化すること。 3．示談金の内訳を明確にすること。特に自賠責保険や労災保険等の給付を含むかどうかを明確にすること。 4．示談書は最低5部作成すること。 双方が証拠文書として各自で保存するほか、保険会社に提出する場合もある。 一部は警察署に示談成立として届けておいた方がよい。

3　㈳日本損害保険協会加盟損害保険会社、外国損害保険会社及び都道府県共済農業協同組合連合会一覧表

(1)　損害保険会社

	会社名	郵便番号	所在地	電話
内国会社	朝日火災海上保険	101	東京都千代田区鍛冶町2－6－2	03(3254)2211
	共栄火災海上保険	105	東京都港区新橋1－18－6	03(3504)0131
	興亜火災海上保険	100	東京都千代田区霞が関3－7－3	03(3593)3111
	住友海上火災保険	104	東京都中央区新川2－27－2	03(3297)1111
	三井海上火災保険	101-11	東京都千代田区神田駿河台3－9	03(3259)3111
	大成火災海上保険	102	東京都千代田区九段北4－2－1	03(3234)3111
	太陽火災海上保険	101	東京都千代田区神田錦町3－18	03(3293)6511
	第一火災海上保険	102	東京都千代田区二番町5－1	03(3239)0011
	大東京火災海上保険	103	東京都中央区日本橋3－1－6	03(3272)8811
	千代田火災海上保険	104	東京都中央区京橋2－1－9	03(3281)3311
	東京海上火災保険	100-50	東京都千代田区丸の内1－2－1	03(3212)6211
	東洋火災海上保険	103	東京都中央区日本橋本町1－9－15	03(3245)1411
	同和火災海上保険	530 103	大阪市北区西天満4－15－10 （東京本部）中央区明石町8－1	06(363)1121 03(3542)5511
	日産火災海上保険	107	東京都港区北青山2－9－5	03(3404)4111
	日新火災海上保険	100	東京都千代田区大手町1－8－1	03(3231)8000
	日動火災海上保険	104	東京都中央区銀座5－3－16	03(3571)5141
	日本火災海上保険	103 112	東京都中央区日本橋2－2－10 (損害調査部)文京区関口1－45－15	03(3272)8111
	富士火災海上保険	542 104	大阪市中央区南船場1－18－11 (東京支店)中央区銀座2－12－18	06(271)2741 03(3542)3911
	安田火災海上保険	160	東京都新宿区西新宿1－26－1	03(3349)3111
	大同火災海上保険	900 101	沖縄県那覇市久茂地1－12－1 (東京支店)東京都千代田区神田須田町1－2－7	098(867)1161 03(3254)7517
	オールステート自動車・火災保険	170	東京都豊島区東池袋3－1－1サンシャイン60	03(3988)2711
	アリアンツ火災海上保険	105	東京都港区芝公園1－8－12	03(3437)7733
	ジェイアイ傷害火災保険	102	東京都千代田区一番町20－5	03(3237)2111
	ユナム・ジャパン傷害保険	102	東京都千代田区紀尾井町4－9	03(5276)1391
	スミセイ損害保険	160	東京都新宿区本塩町8－2	03(5360)6001
	第一ライフ損害保険	102	東京都千代田区平河町1－2－10	03(5213)3100
	ニッセイ損害保険	160	東京都新宿区西新宿2－4－1	03(5325)8107
	三井ライフ損害保険	105	東京都港区虎ノ門2－1－1	03(3224)2800
	明治損害保険	101	東京都千代田区東神田1－6－6	03(5821)3150
	安田ライフ損害保険	151	東京都渋谷区代々木2－1－1	03(5352)8111

(2) 外国損害保険会社

	日本における事務所の名称	【数社共同の場合等の外国会社名】	郵便番号	所在地	電話
外国会社	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー日本支社		169	東京都新宿区西早稲田１－７－14	03(5285)6911
	ザ・ブリティッシュ・インシュアランス・グループ（ジャパン）(B.I.G)	【ノーウィッチ・ユニオン・ファイヤ・インシュアランス他の総代理店】	100	東京都千代田区丸の内３－１－１国際ビル９F	03(3211)7361
	ローヤル・エクスチェンジ・アシュアランス		102	東京都千代田区一番町14スワイヤハウス	03(3230)9351
	ザ・ニュージーランド・インシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店		100	東京都千代田区神田小川町１－６（新福神ビル）	03(5294)0291
	シグナ保険会社日本本社（INA 保険、ホーム保険、ハートフォード火災、ザ・アメリカン保険４社が本国で合併）		100	東京都千代田区永田町２－13－５赤坂エイトワンビル	03(3597)1079
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支社		100	東京都千代田区有楽町１－８－１日比谷パークビル501	03(3214)4711
	ロイヤル・インシュアランス・パブリック・リミテッド・カンパニー東京支店		100	東京都千代田区丸の内１－１－１パレスビル６F	03(3212)3551
	エイアイユー・インシュアランス・カンパニー（AIU 保険会社）日本本店		100	東京都千代田区丸の内１－１－３	03(3216)6611
	アンスワール・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニー日本支社（アンスワール相互保険会社）		106	東京都港区六本木６－11－９スウェーデンセンター	03(3403)9971
	ランバーメンズ・ミューチュアル・カジュアルティー・カンパニー日本支店		105	東京都港区新橋６－１－11秀和御成門ビル６F	03(3431)0151
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー		162	東京都新宿区市谷本村町１－１住友市ヶ谷ビル	03(3266)1051
	ウィンタートゥル・スイス・インシュアランス・カンパニー日本支店		108	東京都港区白金台２－10－２	03(5423)0600
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店		160	東京都新宿区信濃町35	03(5361)2580
	現代海上火災保険日本支社		100	東京都千代田区有楽町１－７－１有楽町電気ビル８F	03(3215)3434
	コマーシャル・ユニオン・アンシュアランス・カンパニー P.L.C 日本支社		100	東京都千代田区一ツ橋２－５－５岩波書店一ツ橋ビル	03(5275)5758
	QBE インシュアランス（インターナショナル）リミテッド日本支社		105	東京都港区西新橋１－１－３東京桜田ビル	03(3501)6891
	スカンディア・インターナショナル・インシュアランス日本支社		100	東京都千代田区内幸町２－２－２富国生命ビル16F	03(3591)8291
	アシュアランス・ジェネラール・ド・フランス東京支店		105	東京都港区虎ノ門１－16－４アーバン虎ノ門ビル	03(3593)6691
	ユニオン・アシュアランス・ド・パリ IARD（UAP保険会社）日本支社		105	東京都港区虎ノ門１－12－１虎ノ門第一法規ビル	03(3593)9151
	リバティ・ミューチュアル・インシュアランスカンパニー（リバティ保険会社）		105	東京都港区虎ノ門４－３－20神谷町森ビル	03(3431)5575
	イーグル・スター・インシュアランスカンパニー・リミテッド		105	東京都港区虎ノ門１－16－４アーバン虎ノ門ビル	03(3503)2331
	アシキュラチオニ・ゼネラリSPA（ゼネラリ保険会社）		107	東京都港区赤坂１－12－32アーク森ビル西	03(5562)8691

(3) 都道府県共済農業協同組合連合会

都道府県名	名　　称	所　　在　　地	電　話
北　海　道	北海道共済農業協同組合連合会	060　札幌市中央区北４条西１－１共済ビル	011(231)2111 (代)
青　　森	青森県共済農業協同組合連合会	030　青森市大字大野字前田87－11 県農協会館	0177(29)8730
岩　　手	岩手県共済農業協同組合連合会	020　盛岡市大通１－２－１　県産業会館	0196(52)2111 (代)
宮　　城	宮城県共済農業協同組合連合会	980　仙台市青葉区上杉１－２－16 JA ビル宮城	022(264)8546
秋　　田	秋田県共済農業協同組合連合会	010　秋田市八橋字戌川原64－２	0188(64)2364
山　　形	山形県共済農業協同組合連合会	990　山形市七日町３－１－11　県産業ビル	0236(34)8243
福　　島	福島県共済農業協同組合連合会	960-02　福島市飯坂町平野字三枚長１－１ JA 福島ビル	0245(54)3424
茨　　城	茨城県共済農業協同組合連合会	310　水戸市梅香１－５－18　農協会館新館	0292(32)2240
栃　　木	栃木県共済農業協同組合連合会	320　宇都宮市塙田４丁目２－15 栃共連ビル	0286(26)2239
群　　馬	群馬県共済農業協同組合連合会	379-21　前橋市亀里町1310	0272(20)2495
埼　　玉	埼玉県共済農業協同組合連合会	330　大宮市土手町１－２　埼共連ビル	048(649)3238
千　　葉	千葉県共済農業協同組合連合会	260　千葉市中央区新千葉３－２－６ 農業会館	043(245)7435
東　　京	東京都共済農業協同組合連合会	196　昭島市玉川町５－15－36	0425(42)0161
神　奈　川	神奈川県共済農業協同組合連合会	平塚本所（自動車部門） 254　平塚市八重咲町３－８　平塚農協ビル	0463(23)1155 (代)
山　　梨	山梨県共済農業協同組合連合会	400　甲府市飯田１－１－20　県農協会館	0552(23)3574
長　　野	長野県共済農業協同組合連合会	380　長野市大字南長野北石堂町1177－３ JA 長野県ビル	0262(36)2365
新　　潟	新潟県共済農業協同組合連合会	951　新潟市東中通一番町86	025(230)2332
富　　山	富山県共済農業協同組合連合会	930　富山市新総曲輪２－21	0764(45)2436 ～9
石　　川	石川県共済農業協同組合連合会	920-03　金沢市古府１－220	0762(40)5541
福　　井	福井県共済農業協同組合連合会	910　福井市大手３－２－18　県農業会館	0776(27)8280
岐　　阜	岐阜県共済農業協同組合連合会	500　岐阜市宇佐南４－13－１　農協会館	0582(76)5550

都道府県名	名　　称	所　　在　　地	電　話
静　　岡	静岡県共済農業協同組合連合会	422　静岡市曲金３－８－１　県農業会館	054(284)9820
愛　　知	愛知県共済農業協同組合連合会	葵分室（自動車部門） 450　名古屋市東区葵３－19－７　葵センタービル	052(939)1178 ～1180
三　　重	三重県共済農業協同組合連合会	514　津市栄町１－960　JA 三重ビル	0592(29)9168
滋　　賀	滋賀県共済農業協同組合連合会	520　大津市京町４－３－38　滋賀合同ビル	0775(21)1701 ・1706～7
京　　都	京都府共済農業協同組合連合会	601　京都市南区東九条西山王町１	075(681)4311 （代）
大　　阪	大阪府共済農業協同組合連合会	540　大阪市中央区馬場町３－35	06(942)7635
兵　　庫	兵庫県共済農業協同組合連合会	650　神戸市中央区海岸通り１	078(333)6195
奈　　良	奈良県共済農業協同組合連合会	630　奈良市大森町57－３	0742(27)4146
和　歌　山	和歌山県共済農業協同組合連合会	640　和歌山市美園町５－１－１　JA ビル	0734(26)8078
鳥　　取	鳥取県共済農業協同組合連合会	680　鳥取市末広温泉町723　JA 会館	0857(21)2676
島　　根	島根県共済農業協同組合連合会	690　松江市殿町19－１	0852(31)3590
岡　　山	岡山県共済農業協同組合連合会	700　岡山市磨屋町９－18－301　農業会館	086(232)2311 （代）
広　　島	広島県同栄社共済農業協同組合連合会	730　広島市中区大手町４－７－３　JA ビル	082(243)6139
山　　口	山口県共済農業協同組合連合会	754　山口県吉敷郡小郡町大字下郷2139	08397(3)3230
徳　　島	徳島県共済農業協同組合連合会	770　徳島市北佐古一番町５－12 県農協会館	0886(32)1111 （代）
香　　川	香川県共済農業協同組合連合会	760　高松市寿町１－３－６	0878(25)0325
愛　　媛	愛媛県共済農業協同組合連合会	790　松山市南堀端町２－３　JA 愛媛	0899(48)5552
高　　知	高知県共済農業協同組合連合会	780　高知市本町４－１－24	0888(21)2450
福　　岡	福岡県共済農業協同組合連合会	810　福岡市中央区天神４－10－12　JA 福岡県 文書送付先：福岡市中央区天神４－１－29　第５明星ビル	092(711)3765 ～8
佐　　賀	佐賀県共済農業協同組合連合会	840　佐賀市栄町２－１　佐賀県 JA 会館	0952(25)5271
長　　崎	長崎県共済農業協同組合連合会	850　長崎市出島町１－20	0958(20)2233
熊　　本	熊本県共済農業協同組合連合会	860　熊本市南千反畑町２－３　県農協会館	096(324)1128
大　　分	大分県共済農業協同組合連合会	870　大分市舞鶴町１－４－15　県農業会館	0975(38)6442
宮　　崎	宮崎県共済農業協同組合連合会	880　宮崎市霧島１－１－１　JA ビル	0985(31)2211
鹿　児　島	鹿児島県共済農業協同組合連合会	890　鹿児島市鴨池新町15　農協会館	0992(58)5535
沖　　縄	沖縄県共済農業協同組合連合会	900　那覇市楚辺２－33－18　県農協会館	098(831)5340
全国共済農業協同組合連合会（全共連）		102　東京都千代田区平河町２－７－９	03(3265)3111 （代）

4　法定相続割合

(1)　民法第900条（法定相続分）

順　位	相　続　人	相　続　割　合
1	配　偶　者 子	（配 偶 者）　$\frac{1}{2}$ （　子　）　$\frac{1}{2}$
2	配　偶　者 直 系 尊 属	（配 偶 者）　$\frac{2}{3}$ （直系尊属）　$\frac{1}{3}$
3	配　偶　者 兄 弟 姉 妹	（配 偶 者）　$\frac{3}{4}$ （兄弟姉妹）　$\frac{1}{4}$
4	子	各 人 均 等
5	直 系 尊 属	各 人 均 等
6	兄 弟 姉 妹	各 人 均 等

ただし、嫡出子でない子の相続割合は嫡出子である子の相続分の２分の１とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の２分の１とする。

(2)　法定相続分の内容

イ　相続人が子及び配偶者である場合

(イ)　子及び配偶者の相続分は各々２分の１である（民法第900条第１号）。

(ロ)　子が数人ある場合には２分の１を均等分する。

(ハ)　嫡出子と嫡出でない子（以下「非嫡出子」という。）がある場合には非嫡出子は嫡出子の２分の１となる（民法第900条第４号）。しかし、子の全員が非嫡出子である場合には全員が嫡出子である場合と同様である。

(ニ)　子については、直系卑属に代襲相続が認められている（民法第901条前段）。

具　体　例

■印　死亡した被相続人

□印　相続前に死亡した者

＝印　夫婦を示す

:::印　夫婦ではない男女

a　夫が死亡し妻と子A・B・C・Dが相続人である場合の各人の相続分

①　子全員が嫡出子である場合

妻の相続分……$\frac{1}{2}$

子ＡＢＣＤ各人の相続分……$\frac{1}{2}\times\frac{1}{4}=\frac{1}{8}$

（参考図）

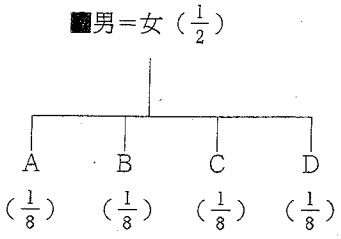

②　子A・Bが嫡出子、C・Dが非嫡出子である場合

妻の相続分……$\frac{1}{2}$

子の相続分 $\frac{1}{2}$

A（嫡出子）	2……$\frac{2}{6}$	相続分	$\frac{1}{2}\times\frac{2}{6}=\frac{1}{6}$
B（　〃　）	2……$\frac{2}{6}$	〃	
C（非嫡出子）	1……$\frac{1}{6}$	〃	$\frac{1}{2}\times\frac{1}{6}=\frac{1}{12}$
D（　〃　）	1……$\frac{1}{6}$	〃	

（参考図）

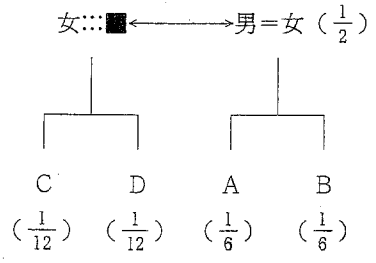

b　夫が死亡し妻と子A・BのうちAが相続開始以前に死亡したため、その子C・Dが代襲相続人である場合の各人の相続分

①　C・Dともに嫡出子である場合

妻の相続分……$\frac{1}{2}$

Bの相続分……$\frac{1}{2}\times\frac{1}{2}=\frac{1}{4}$

C・D各人の相続分……$\frac{1}{2}\times\frac{1}{2}\times\frac{1}{2}=\frac{1}{8}$

（参考図）

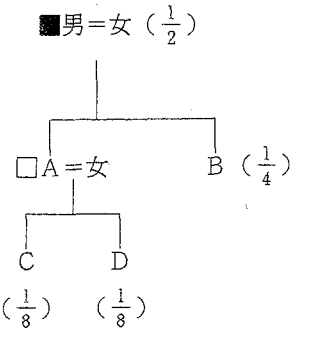

② Cが嫡出子、Dが非嫡出子である場合

妻の相続分……$\frac{1}{2}$

Bの相続分……$\frac{1}{4}$

C・Dの相続分 $\frac{1}{4}$ ｛ C（嫡出子）　2……$\frac{2}{3}$ 相続分 $\frac{1}{4}\times\frac{2}{3}=\frac{1}{6}$
〃　：
D（非嫡出子）1……$\frac{1}{3}$　〃　$\frac{1}{4}\times\frac{1}{3}=\frac{1}{12}$

（参考図）

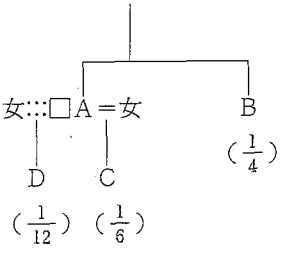

ロ　相続人が配偶者及び直系尊属である場合

(イ)　配偶者の相続分は3分の2、直系尊属の相続分は3分の1である

（民法第900条第1号）。

(ロ)　直系尊属は親等の近い者が相続人となる。したがって、父母があった場合祖父母は相続人とはならない。

(ハ)　同親等同順位の直系尊属が数人ある場合には3分の1を均等分する。

（民法第900条第4号）。

(ニ)　直系尊属は実父母、養父母の区別はない。また、父母がなく祖父母が相続する場合にも、父方の祖父母と母方の祖父母とは区別がない。

(ホ) 直系尊属については代襲相続は行われない。

具体例

a　夫が死亡し妻と夫の父母A・Bが相続する場合の各人の相続分

妻の相続分……$\frac{2}{3}$

A・B各々の相続分……$\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{6}$

（参考図）

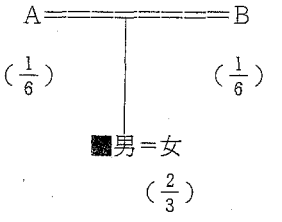

b　夫が死亡し妻と夫の養父母A・Bと実母Cが相続する場合の相続分

妻の相続分……$\frac{2}{3}$

A・B・C各々の相続分 $\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$

（参考図）

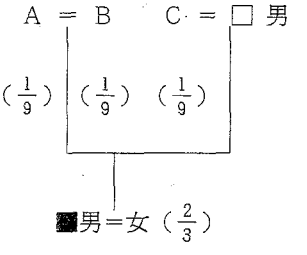

ハ　相続人が配偶者及び兄弟姉妹である場合

(イ) 配偶者の相続分は4分の3、兄弟姉妹の相続分は4分の1である。

（民法第900条第1号）。

(ロ) 兄弟姉妹が数人である場合には4分の1を均等分する。

（民法第900条第3号）。

(ハ) 兄弟姉妹のうち父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（以下「半血兄弟姉妹」という。）の相続分は父母の双方を同じくする兄弟姉妹（以下「全血兄弟姉妹」という。）の相続分の2分の1である。

（民法第900条第4号）。

(二) 兄弟姉妹については直系卑属に代襲相続が認められている

(民法第901条後段)。

具 体 例

a　夫が死亡し妻と夫の兄弟姉妹A・B・Cが相続する場合の各人の相続分

①　兄弟姉妹全員が全血兄弟姉妹である場合

妻の相続分……$\frac{3}{4}$

兄弟姉妹各人の相続分……$\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$

(参考図)

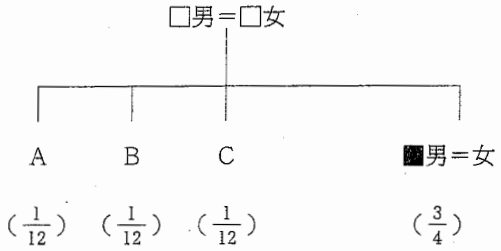

②　Aが全血兄弟姉妹B・Cが半血兄弟姉妹である場合

妻の相続分……$\frac{3}{4}$

兄弟姉妹の相続分 $\frac{1}{4}$
- A (全血兄弟姉妹) 2……$\frac{2}{4}$ 相続分 $\frac{1}{4} \times \frac{2}{4} = \frac{1}{8}$
- B (半血兄弟姉妹) 1……$\frac{1}{4}$ 〃 $\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$
- C (〃) 1……$\frac{1}{4}$ 〃 $\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$

(参考図)

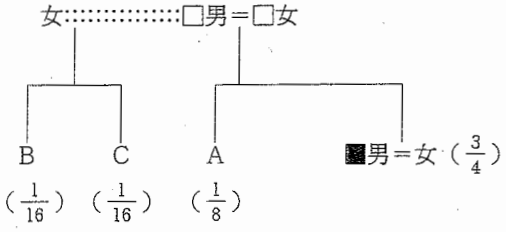

b　夫が死亡し妻と夫の兄弟姉妹A・Bのうち Aが相続開始以前に死亡したため、その子C・Dが相続する場合の各人の相続分

①　C・Dともに嫡出子であった場合

妻の相続分……$\frac{3}{4}$

Bの相続分……$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$

C・D各人の相続分……$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{16}$

（参考図）

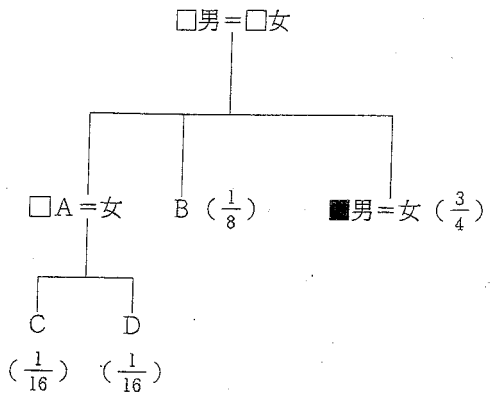

② Cが嫡出子、Dが非嫡出子である場合

妻の相続分……$\frac{3}{4}$

Bの相続分……$\frac{1}{8}$

C・Dの相続分 $\frac{1}{8}$
- C（嫡出子）2……$\frac{2}{3}$ Cの相続分 $\frac{1}{8}\times\frac{2}{3}=\frac{1}{12}$
- ：
- D（非嫡出子）1……$\frac{1}{3}$ Dの相続分 $\frac{1}{8}\times\frac{1}{3}=\frac{1}{24}$

（参考図）

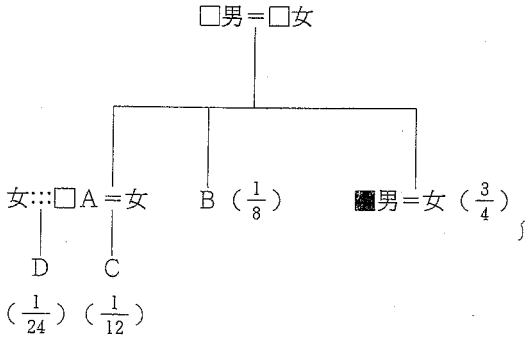

(3) **遺言による相続と遺留分との関係**

遺言によって相続分の指定を行った場合であっても、遺留分（民法第1028条）の規定により、この規定に反する相続分の指定はその分に限り無効である。

同規定によれば直系卑属のみが相続人であるとき又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の２分の１、その他の場合には３分の１が遺留分にあたるとされている。

なお、その他の場合とは次のごとき場合が考えられる。

イ直系尊属のみが相続人である場合、ロ直系尊属と配偶者が相続人である場合、ハ配偶者のみが相続人である場合、ニ配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合。

5　総理府令による地位協定第16条の補償事務手続

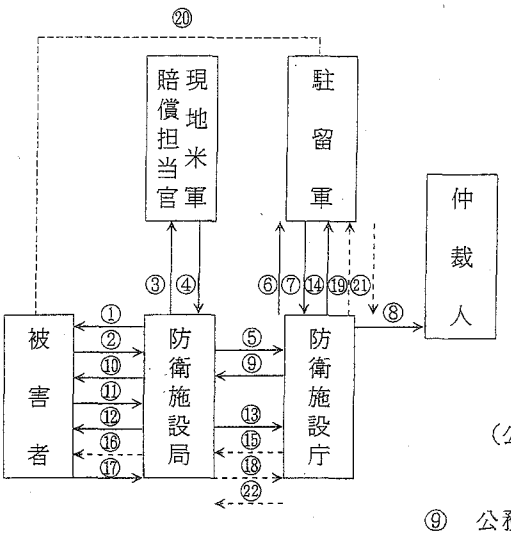

① 事故調査

② 損害賠償請求書（様式第１号）の提出

③ 損害賠償請求の通知（様式第２号（Ｃ－７））

④ 事故発生の証明（様式第２号（Ｃ－７））

⑤ 損害状況等報告書の送付

⑥ 損害賠償請求受理の通知（様式第３号（Ｃ－１））

⑦ 公務上・外の決定協議

（⑧ 公務上・外問題付託）

（公務上）

⑨ 公務上・外の証明書（様式第４号（Ｃ－２））及び損害の原因確認書（様式第５号（Ｃ－３））の送付

⑩ 賠償金の額の決定

⑪ 同意書（様式第６号）の送付

⑫ 賠償金の支払

⑬ 支払報告書（様式第７号（Ｃ－４））の送付

⑭ 償還の請求（様式第８号（Ｃ－13）、様式第９号（Ｃ－14））

（公務外）

⑮ 公務上・外の証明書の送付

⑯ 公務外の通知

⑰ 公務外損害補償請求書（様式第10号（Ｃ－５））の提出

⑱ 公務外損害補償請求書及び事件の報告書の送付

⑲ 同　上

⑳ 慰謝料の支払

㉑ 慰謝料支払報告書の送付

㉒ 同　上

6　様式記載例

（届その１）

第三者行為災害届（業務災害・通勤災害）
（交通事故・交通事故以外）

署長		次長		課長		給付調査官		係長		係

平成 8 年 6 月 30 日

労働者災害補償保険法施行規則第22条の規定によりお届けします。

署受付口付

保険給付請求権者　住　所
文京区小石川５－29－３
郵便番号（112 －　　）
氏　名（フリガナ）高見文猛（タカミフミタケ）　㊞
電　話（03－3821－5499　　）

○○　労働基準監督署長　殿

1　第一当事者（被災者）
氏　名（フリガナ）高見文猛（タカミフミタケ）　（男・女）
生年月日　昭和40 年 10 月 10 日（30 歳）
住　所　文京区小石川５－29－３
職　種　塗装作業員

2　第一当事者（被災者）の所属事業場
労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
○○	○○	○○	○○○○○○	○○○

名　称　渡部塗装工業㈱
所在地　文京区後楽２－３－４
郵便番号 112 －　電話 3703－3506
代表者（役職）代表取締役
（氏名）渡部太郎
担当者（所属部課名）総務課総務係長
（氏名）矢島雄一

3　災害発生
日　時　平成 8 年 6 月 1日
午前・午後　4 時 05 分頃
場　所　文京区後楽４丁目５番地
丸菱銀行前国道27号線上

4　第二当事者（相手方）
氏　名　中村一夫　（45 歳）
住　所　世田谷区世田谷４－２－５
電　話　03－3412－1211
第二当事者（相手方）が業務中であった場合
所属事業場名称　矢野運輸㈱
所在地　豊島区巣鴨３－３－３
電　話　03－3276－2929
代表者（役職）代表取締役
（氏名）宮下　登

5　災害調査を行った警察署又は派出所の名称
文京　警察署　　交通　係（派出所）

6　災害発生の事実の現認者（５の災害調査を行った警察署又は派出所がない場合に記入してください。）
氏　名
住　所
電　話

（物品番号 6614）8. 5

業務災害であるか通勤災害であるか、また交通事故であるか、それ以外であるか該当するものを○で囲んでください。
なお、自賠責保険等が適用される場合には、交通事故を○で囲んで下さい。

被災労働者の住所・氏名電話番号を記入してください。被災労働者が死亡している場合は請求人の住所・氏名・電話番号を記入してください。

氏名にはフリガナをふってください。

建設事業の下請事業に所属する労働者の場合は元請事業場名を適宜付せん等に記入し、のりづけするか別紙として添付してください。

災害発生の場所は具体的に記入してください。

相手方が２名以上の場合は適宜付せん等に記入し、のりづけするか別紙として添付してください。
相手方が当て逃げ等で不明の場合はその旨記入してください。

相手方が会社等に勤めている場合は、所属事業場について記入してください。

該当がない記入欄は空欄とせず、斜線を引いてください。（以下同じ）

（届その２）

7　事故現場の状況

天　　候　　晴・曇・小雨・雨・小雪・雪・暴風雨・霧・濃霧

見 透 し　　良い・悪い（障害物　　があった。）

道路の状況（あなた（被災者）が運転者であった場合に記入してください。）

道路の巾（　　）m、舗装・非舗装、坂（上り・下り・緩・急）

でこぼこ・砂利道・道路欠損・工事中・凍結・その他（　　）

（あなた（被災者）が歩行者であった場合に記入してください。）

歩車道の区別（ある・ない）道路、車の交通頻繁な道路、住宅地・商店街の道路

歩行者用道路（車の通行　許・否）、その他の道路（　　）

標　　識　　速度制限（40　km/h）・追越禁止・一方通行・歩行者横断禁止（有・無）

一時停止（有・無）・停止線（有・無）

信 号 機　　無・有（　　色で交差点に入った）信号機時間外（黄点滅・赤点滅）

横断歩道上の信号機（有・無）

交 通 量　　多い・少ない・中位

8　事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況

心身の状況　　正常・いねむり・疲労・わき見・病気（　　）・飲酒

あなたの行為（あなた（被災者）が運転者であった場合に記入してください。）

交差点における運行状況（信号機の場合（　　）色で交差点に入った。　40

直前に警笛を……鳴らした・鳴らさない、相手を発見したのは（　　）m手前

ブレーキを……かけた（スリップ　　m）・かけない、方向指示灯……した・しない

一時停止線での進行状況（一時停止した・しない）速度は……約　　km/h　相手は約　　km/h

（あなた（被災者）が歩行者であった場合に記入してください。）

横断中の場合　横断場所（　　）横断のしかた（　　）色で横断歩道に入った

左右の安全確認（した・しない）車の直前・直後を横断（した・しない）

通行中の場合　通行場所（歩道・車道）歩車道の区別がない道路

通行のしかた　車と同方向・対面方向

9　第二当事者（相手方）の自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること

(1)　自賠責保険（共済）について

証明書番号　第　S492931050　号

保険（共済）契約者（氏名）　矢野運輸㈱

（住所）　豊島区巣鴨３－３－３

第二当事者（相手方）と契約者との関係　契約者の従業員

保険会社の管轄店名　東洋火災海上㈱後楽支社

保険会社の管轄店所在地

文京区後楽２－２－２

(2)　任意保険（共済）について

証明書番号　第　3203232032　号

保険（共済）契約者（氏名）　矢野運輸㈱

（住所）　豊島区巣鴨３－３－３

保険金額　対人　無制限　万円　第二当事者（相手方）と契約者との関係　従業員

保険会社の管轄店名　東洋火災海上㈱後楽支店

保険会社の管轄店所在地

文京区後楽２－２－２

(3)　保険金（損害賠償額）請求の有無　有・無

有の場合の請求方法　イ　自賠責保険（共済）単独

ロ　自賠責保険（共済）と任意保険（共済）との一括

保険金（損害賠償額）の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏　名

金　額　　円

受領年月日　平成　年　月　日

10　運行供用者が第二当事者（相手方）以外の場合の運行供用者

名称（氏名）　矢野運輸㈱

電　話　03－3276－2929

所在地（住所）　豊島区巣鴨３－３－３

郵便番号　170

運行供用者が法人である場合の代表者

氏　名　宮下　登

役　職　代表取締役

（物品番号 5515）8. 5

交通事故以外の場合には届その２を提出する必要はありませんが、交通事故の場合にわかる範囲でくわしく記入してください。

相手方の車両について自賠責保険（共済）、任意保険（共済）の内容を記入してください。不明又は加入のない場合は「不明」又は「加入なし」と記入してください。

運行供用者とは自己のために自動車の運行をさせる者をいいますが、一般的には自動車の所有者や運転者の使用者がこれに当たります。

（届その３）

11　災害発生状況

第一当事者（被災者）・第二当事者（相手方）の行動、災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。

お茶の水にある作業現場で業務を終えて水道橋にある会社に翌日の作業打合せのため戻る途中国道27号線と国道49号線の交差点の信号が赤に変わったため、一時停止していたところ、後方から加害者（中村）運転の車が私の車にぶつかってきた。このため私は頭部を強く打ち負傷しました。

12　現場見取図

道路方向の地名（至○○方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。

（届その４に記載しました）

表示符号

白　車　横断禁止　信　号（赤、黄、青の表示）　横断歩道
相手車　人　間　一時停止　接触点
進行方向　自転車、オートバイ

13　過失割合

私の過失割合は、　0　%、相手の過失割合は　100　%だと思います。

（理由）信号が赤に変わっているのにもかかわらず、わき見運転をしていた相手方が一時停止しなかったため。

14　示談について

イ　示談が成立した。
ロ　交渉中
ハ　示談はしない。
ニ　示談をする予定（　　年　　月　　日頃示談する予定）
ホ　裁判の見込み（　　年　　月　　日頃提訴予定）

15　身体損傷及び診療機関

	私（被災者）側	相手側（わかっていることだけ記入して下さい。）
部位、傷病名	頸椎ねん挫	身体損傷なし
程　度	全治１ヵ月（入院加療４日間）	
診療機関名称	医療法人　東京医事病院	
所　在　地	文京区後楽９－８－７	

16　損害賠償金の受領

受領年月日	金額又は品目	名　目	受領年月日	金額又は品目	名　目

事業主の証明

１欄の者については、２から６欄、11欄及び12欄に記載したとおりであることを証明します。

平成　8　年　6　月　30　日

事業場の名称　渡部塗装工業㈱

事業主の氏名　　渡部太郎　㊞

（法人の場合は代表者の役職・氏名）

（様式番号 6516）8. 5

どのような目的でどこへ行く時に、どのようにして事故が発生したか事故に至るまでの経緯、行動などをくわしく記入してください。

書ききれないときは届その４に記入してください。

事故の状況から判断して過失割合についてのあなたの考えを記入してください。

示談に当たっては、事前に労働基準監督署に相談してください。
また、示談をした場合には示談書の写しを必ず労働基準監督署に提出してください。

あなたと相手方の負傷、損害についてわかる範囲で記入してください。転医した場合は転医前後の両診療機関を記入してください。

相手方から損害賠償を受けた場合は、その内容について記入してください。受領していない場合には斜線を引いてください。

通勤災害の場合には、証明の必要はありません。

第三者行為災害届を記載するに当たっての注意事項

1　災害発生後、すみやかに提出してください。
　なお、不明な事項がある場合には、空欄とし、提出時に申し出てください。
2　業務災害・通勤災害及び交通事故・交通事故以外のいずれか該当するものに○をしてください。
　なお、例えば構内における移動式クレーンによる事故のような場合は交通事故に含まれ、自転車同上の衝突事故のような場合は交通事故には含まれません。
3　通勤災害の場合には、事業主の証明は必要ありません。
4　第一当事者（被災者）とは、労災保険給付を受ける原因となった業務災害又は通勤災害を被った者をいいます。
5　災害発生の場所は、○○町○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。
6　第二当事者（相手方）が業務中であった場合には、「届その１」の４欄に必ず記入してください。
7　第二当事者（相手方）側と示談を行う場合には、あらかじめ所轄労働基準監督署に必ず御相談ください。
　示談の内容によっては、保険給付を受けられない場合があります。
8　交通事故以外の災害の場合には「届その２」を提出する必要はありません。
9　運行供用者とは、自己のために自動車の運行をさせる者をいいますが、一般的には自動車の所有者及び使用者等がこれに当たります。
10　「現場見取図」について、作業場における事故等で欄が不足し書ききれない場合にはこの用紙の下記記載欄を使用し、この「届その４」もあわせて提出してください。
　なお、「届その３」の12欄に記載した場合には「届その４」の提出は不要です。
11　損害賠償金を受領した場合には、第二当事者（相手方）又は保険会社等からを問わずすべて記入してください。
12　この届用紙に書ききれない場合には、適宜別紙に記載してあわせて提出してください。
13　この用紙は感圧紙（２部複写）になっていますので、２部とも提出してください。
　なお、この上でメモ等をしますと下に写りますので注意してください。

現　場　見　取　図

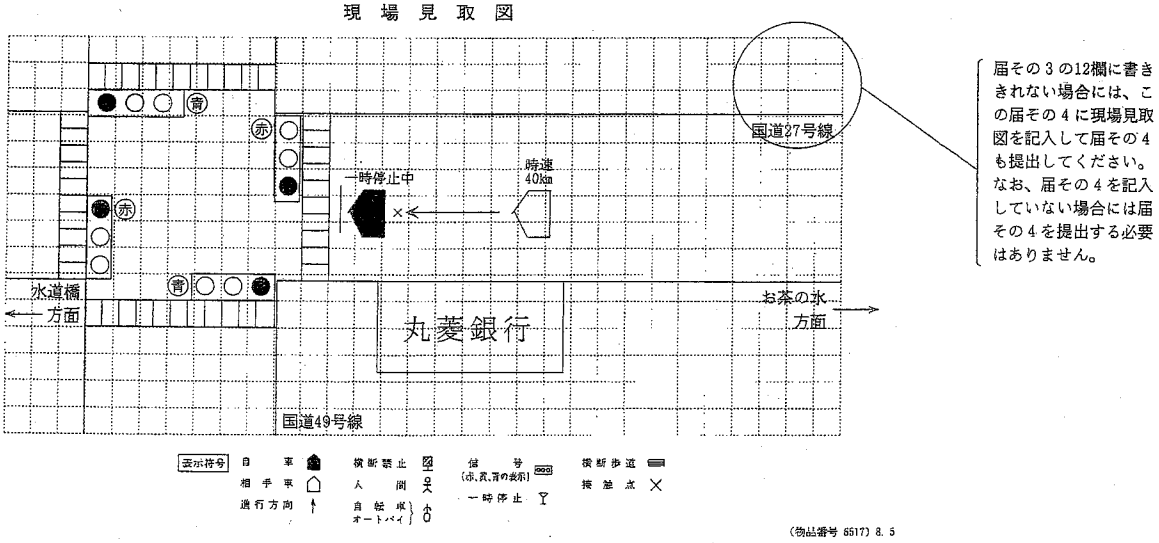

届その３の12欄に書ききれない場合には、この届その４に現場見取図を記入して届その４も提出してください。
なお、届その４を記入していない場合には届その４を提出する必要はありません。

（物品番号 6517）8. 5

（報告書その１）

第三者行為災害報告書（調査書）

あなたが会社等に勤めている場合はその勤務先についても記入してください。

1　あなたの氏名、住所及び職業等

フリガナ
氏　名　松崎大作　（男・女）

生年月日　昭和 18 年 7 月 18 日（ 52 歳）

住　所　船橋市小野田町１－１－１

郵便番号　273　電話　0474－36－1234

職　業　会社員　勤務先　（株）吉田商店

所在地　印旛郡白井町白井1－1

電　話　0476－42－2221

代表者（役職）　代表取締役　（氏名）吉田　兼

2　事故発生年月日、場所及びその時の用務

日　時　平成　8 年 9 月 16 日

午前・午後　2 時 20 分頃

場　所　印旛郡白井町白井５丁目６番地

国道16号線と国道464号線の交差点内

事故発生時の用務　業務中・通勤途上・私用

内　容　取引先の会社を商談のため訪ね、用務終了後、自分の会社に戻る途中であった。

業務中だった場合は、その用務の内容を記入してください。

3　事故発生状況（あなた・相手方の行動・災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。）

私は柏市内にある㈱ＡＢ商会と商談の打合せを行った後、鎌ヶ谷市富岡１丁目にある自分の会社に戻るため国道16号線を鎌ヶ谷方面に右折しようとした。交差点の信号は青であったので、そのまま右折したところ、歩行者用信号が赤にもかかわらず、相手方が横断歩道を渡ってきたため直前で急ブレーキをかけたがまにあわなかった。

4　現場見取図

道路方向の地名（至○○方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等をくわしく表示してください。

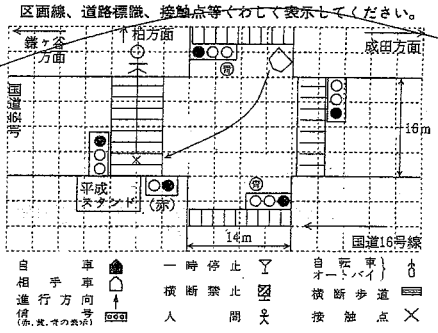

どのような目的でどこへ行く時にどのようにして事故が発生したか事故に到るまでの経緯行動などをくわしく記入してください。

5　事故現場の状況（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

天　候　晴・曇・小雨・雨・小雪・雪・暴風雨・霧・濃霧

見　透　し　良い・悪い（障害物　があった。）

道路の状況　道路の巾（ 16 ）m、舗装・非舗装、坂（上り・下り・緩・急）

でこぼこ・砂利道・道路欠損　工事中・凍結・その他（　）

標　識　速度制限（ 50 km/h）・追越禁止・一時停止・駐車禁止

信号機　無・有（　色で交差点に入った）　信号機時間外（黄色点滅・赤点滅）

交通量　多い・少ない・中位

6　事故当時のあなたの行為、心身の状況及び車両の状況（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

心身の状況　正常・いねむり・疲労・わき見・病気（　）・飲酒

あなたの行為　交差点における運行状況（信号機の場合（　）色で交差点にはいった。）

直前に警笛を……鳴らした・鳴らさない　相手を発見したのは（　）m手前

ブレーキを……かけた（スリップ 3 m）・かけない、　方向指示灯……した・しない

速度は……約　km/h　相手は約　km/h

車両の状況　正常・ブレーキ故障・ハンドル装置故障・無灯火・灯火不備

タイヤ破損・その他（　）

7　事故調査を行った警察署又は派出所の名称

白井　警察署　交通　係（派出所）

8　災害発生の事実の現認者

氏名　電話

住所

（物品番号 6522）8.6

（報告書その２）

9．あなたの自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

自賠責	保険(共済)加入の有無	有・無		保険(共済)金請求の有無	有・無
	保険会社(農協)	名称	西南海上火災㈱ 印旛支店	所在地	印旛郡白井町白井１－１－１
	証明書番号	K 23456789		期間	平成７年７月４日～ 平成９年７月３日
	契約者氏名	㈱吉田商店		保有者氏名	㈱吉田商店 契約者との関係（ 本人 ）
任意	保険(共済)加入の有無	有・無		保険(共済)金請求の有無	有・無
	保険会社(農協)	名称	総武海上火災㈱ 松戸支店	所在地	松戸市新松戸２－９－６
	証券番号	2603159061		期間	平成８年７月４日～ 平成９年７月３日
	保険(共済)金額	対人	無制限 万円	契約者氏名	㈱吉田商店

あなたが運転していた車両にかかる保険についてくわしく記入してください。

10．あなたの運転していた車両（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

車種	大・普・特・自二・軽自・原付自		登録番号（車両番号）	習志野 57 す 2111		
運転者の免許	有・無	免許の種類	免許証番号	資格取得	有効期限	免許の条件
		普通乗用	219401111110	４年６月３日	９年７月18日まで	眼鏡等

11．身体損傷及び診療機関

	あなた側	相手側（わかっていることだけ記入して下さい。）
部位、傷病名		頭部打撲
程度		療養40日
診療機関名称		医療法人 鳥越医院
所在地		印旛郡白井町払立１－６－38

相手方の負傷についてわかる範囲で記入してください。

12．過失割合

私の過失割合は 50 %、相手の過失割合は 50 %だと思います。

（理由）

相手方が歩行者用信号が赤色になっているのに渡ろうとしたのは悪いが、私も前方不注意であった。

事故の状況から判断して、過失割合についてのあなたの考えを記入してください。

13．示談について

成立した・交渉中・示談はしない・示談をする予定（８年12月末 日頃の予定）・裁判の見込み（ 年 月 日頃提訴予定）

14．損害賠償金の支払い

年月日	金額又は品目	名目	年月日	金額又は品目	名目

相手方に対して損害賠償等の支払いがある場合はその内容も記入してください。

上記の記載内容は事実と相違ありません。　　平成 8 年 10 月 16 日

○○ 労働基準監督署長 殿

報告人氏名　松崎大作　㊞

事業場所在地　船橋市小野田町１－１－１

※調査者氏名

代表者職氏名　代表取締役　吉田　兼　㊞

（あなたが業務中であった場合にのみ事業主の証明を受けてください。）

業務中であった場合は必ず事業主の証明を受けてください。

（物品番号 6523）8.6

様式第５号

○○基署 発第　　456 号
平成　8 年　10 月　16 日

東洋海上火災㈱　御中

労働基準局長　印

○○ 労働基準監督署長　印

労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

第一当事者(被災者)	氏名	渡 辺 太 郎		(男)・女	30 歳
	住所	文京区後楽１－２－３			
事故年月日	平成 8 年 8 月 10 日	場 所	文京区後楽４－５－６		
第二当事者(相手方)氏名	中 村 一 夫	契約者氏名	矢野運輸㈱	登録番号 (車輌番号)	品川 56 す 2345
自賠責保険(共済)・証明書番号	S492931050	自動車保険(共済)・証券番号	3280629055		

上記第一当事者（被災者）の第三者行為災害に関し、自賠責保険（共済）及び自動車保険（共済）においていかなる処理がなされたか等について承知したいので、労災保険給付予定を通知するとともに照会します。

なお、御回答は平成 8 年 10 月 30 日までにお願いします。その際、全ての事項について回答できない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

1．通知事項

保険給付予定
平成 8 年 11 月 7 日予定　　308,320 円　(療養)・(休業) 障害、傷病、遺族、葬祭、介護
対象期間（療養、休業のみ）　療養（平成 8 年 8 月 10 日～平成 8 年 8 月 31 日）
休業（平成 8 年 8 月 14 日～平成 8 年 8 月 20 日）

労災保険給付の予定を保険会社等に知らせるため給付予定日、金額、種別を記入すること。

2．照会事項

① 別紙回答書の事項

② 別紙回答書のうち５．過失割合に対する意見及び判断の根拠を除いた事項

（○で囲んだ方について御回答願います。）

過失割合に関する調査を省略する場合は②を○で囲むこと。

なお、自賠責保険（共済）又は自動車保険（共済）の保険金、共済金、損害賠償額、仮渡金又は内払金の支払に先立って、上記保険給付を行った場合には、労働者災害補償保険法第12条の４の規定により、貴殿に対し求償致しますことを念のため申し添えます。

（郵便番号）○○○－　（所在地）○○○○

（電　話）03 －○○○○－○○○○　（ＦＡＸ）03 －○○○○－○○○○

労働基準局（担当者）

○○ 労働基準監督署（担当者）○○○○

（物品番号 6524）8.6

様式第３号

交通事故発生届（「交通事故証明書」が得られない場合）

当事者	①第一当事者（被災者）	氏名	夏木佑一		（30）歳
		住所	品川区南馬込４－４	TEL 03（3703）3506	
		車両登録番号	品川55あ5555	自賠責保険証明書番号	Y－1234567－8
	②第二当事者（相手方）	氏名	三島康次		（45）歳
		住所	目黒区自由ケ丘１－１	TEL 03（3412）1211	
		車両登録番号	目黒88え6666	自賠責保険証明書番号	H－8765432－1
③ 事故発生日時		平成 8 年 6 月 1 日 午前・(午後) 4 時 05 分			
④ 事故発生場所		渋谷区代官山２－３			
⑤ 災害発生状況		交差点の信号が赤になったので、ブレーキをかけたところ、よそ見運転をしていた加害者に後方から追突された。			
⑥「交通事故証明書」が得られない理由		事故が物損扱いとして届けられたため。			
⑦第一当事者（被災者）		上記⑥の理由により、「交通事故証明書」は提出できませんが、事故発生の事実は上記①～⑤に記載したとおりです。 平成 8 年 6 月 28 日 氏名 夏木佑一 ㊞ 住所 品川区南馬込４－４			
⑧目撃者		上記①～⑤に記載された事故を目撃したことを証明します。 平成 年 月 日 氏名 ㊞ TEL（ ） 住所			
⑨第二当事者（相手方）		上記①～⑤に記載された事故により①の者に損害を与えたことを自認します。 平成 8 年 6 月 27 日 氏名 三島康次 ㊞ TEL 03（3412）1211 住所 目黒区自由ケ丘１－１ 事業場の名称 ㈱長山運輸 代表者職氏名 代表取締役 ~~長山大二~~郎 ㊞			

「交通事故証明書」が得られない理由を必ず記入してください。

目撃者がいない場合には、相手方に記入を求めてください。
また、相手方が業務中であった場合は、事業主の証明を受けてください。

平成 8 年 6 月 28 日

○○ 労働基準監督署長 殿

届出人 氏名 夏木佑一 ㊞
住所 品川区南馬込４－４

〔注意〕
1. 警察署への届出をしなかった等のために「交通事故証明書」の提出ができない場合に提出して下さい。
2. ①及び②の車両登録番号及び自賠責保険証明書番号の欄には、交通事故発生時において、被災者又は第三者が乗車していた車両に関する事項を記載して下さい。
3. ⑨は、⑧の目撃者がいない場合についてのみ記載して下さい。
4. ⑨の事業場の名称及び事業主の氏名の欄には、⑨の第三者が業務中であった場合のみ⑨の第三者の事業主の証明を受けて下さい。

（物品番号 6518）8.5

「労災保険給付額が自賠責保険金額を超過する場合の記載例」

様式第２号(1)

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書 (控)

No.○ 8 － 30

A欄

署長	次長	課長	係長	係

右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。

○○基署発 第 ○ ○号
平成 8 年 ○ 月 ○ 日

歳入徴収官

○○労働基準局長 殿

○○労働基準監督署長 印

B欄

第一当事者（被災者）	小松 豊													
府県	所掌	管轄	基幹番号									枝番号		
○○	○	○○	○○○○○○									○○○		
災害発生年月日	平成 8 年 ○ 月 ○ 日													
災害の種類	(業務)・通勤													
債務者 住所	松山市高砂町２－２－２													
債務者 氏名	西条秀男													
保険会社等の名称及び所在地	今治海上火災㈱松山支店													
	松山市旭町１－９－４													
給付基礎日額	8,400 円													
第一当事者（被災者）過失割合	20 %	第二当事者（加害者）過失割合	80 %											

C欄　保険給付状況（ 8 年度 第 四半期分 (当初分)

項目	区分	労災保険給付額	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付	(入院)・入院外・看・通・柔	961,560	自 ○・○・○ 至 ○・○・○ (○日分)	○・○・○
	(入院)・入院外・看・通・柔	103,789	○ ○ ○ ○ ○ ○ (○月分)	○・○・○
	入院・(入院外)・看・通・柔	78,990	○ ○ ○ ○ ○ ○ (○月分)	○・○・○
	入院・(入院外)・看・通・柔	138,560	○ ○ ○ ○ ○ ○ (○月分)	○ ○ ○
	入院・(入院外)・看・通・柔	125,634	○ ○ ○ ○ ○ ○ (○月分)	○ ○ ○
休業（補償）給付		302,400	自 ○・○・○ 至 ○・○・○ (○日分)	○・○・○
		100,800	○ ○ ○ ○ ○ ○ (○月分)	○・○・○
				・・
				・・
傷病（補償）年金			第 級 号	・・
障害（補償）給付 年金・時金・前払一時金			第 級 号	・・
遺族（補償）給付 年金・時金・前払一時金			受給者名 / 続柄	・・
葬祭（料）給付			受給者名 / 続柄	・・
介護（補償）給付				・・
前回までの額		0	今回の合計額	1,811,733
累計		1,811,733		

D欄

保険給付以外の弁済等の経過

年月日	金額	内容

E欄

備考	任意一括

F欄

連絡等事項	
保険給付 (継続中)・完了)	
診療機関の名称及び所在地	松山市立
	若草総合病院
	松山市若草町５－100
被災者の傷病の部位及び傷病名	外傷性頸部症候群
	腕部・右腕部打撲

支払日、入院・退院別に記入すること。

第一当事者の傷病名、部位、診療機関名所在地を必ず記入すること。

保険給付が継続しているか完了しているかの別を記入すること。

保険会社等の「自賠責」「任意」「任意一括」の区分を記入すること。

注）１．C欄については、４枚目まで複写されるので４枚１組のまま記入すること。A欄、B欄については２枚目まで複写されるものであること。
２．D欄、E欄、F欄を記入する際には、４枚１組のまま記入するとその内容が４枚目に複写されるので、３枚目以降を切り離すこと。

(物品番号 6512) 8.6

様式第２号(2)

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書

局No. 8－44
署No.○ 8－30

A欄

右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。

○○基署発 第 ○ ○ 号
平成 8 年 ○ 月 ○ 日

歳入徴収官

○○労働基準局長 殿

○○労働基準監督署長 印

B欄

第一当事者（被災者）	小松 豊												
府県		所掌	管轄		基幹番号						枝番号		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害発生年月日	平成 8 年 ○ 月 ○ 日												
災害の種類	業務・通勤												
債務者 住所	松山市高砂町２－２－２												
債務者 氏名	西条秀男												
保険会社等の名称及び所在地	今治海上火災㈱松山支店												
	松山市旭町１－９－４												
給付基礎日額	8,400 円												
第一当事者（被災者）過失割合	20 %	第二当事者（相手方）過失割合	80 %										

C欄 保険給付状況（ 8 年度 第 四半期分 当初分）

項目 ＼ 区分	労災保険給付額	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔	961,560	自至 ○・○・○ ○・○・○（○ 日分）	○・○・○
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔	103,789	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○・○・○
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔	78,990	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○・○・○
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔	138,560	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○ ○ ○
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔	125,634	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○ ○ ○
休業（補償）給付	302,400	自至 ○・○・○ ○・○・○（○ 日分）	○・○・○
	100,800	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○・○・○
			・ ・
傷病（補償）年金		第 級 号	・ ・
障害（補償）給付 年金 一時金 前払一時金		第 級 号	・ ・
遺族（補償）給付 年金 一時金 前払一時金		受給者名 / 続柄	・ ・
葬祭（料）給付		受給者名 / 続柄	・ ・
介護（補償）給付			・ ・
前回までの額	0	今回の合計額	1,811,733
累計	1,811,733		

D欄

保険給付以外の弁済等の経過		
年月日	金額	内容

E欄

備考	任意一括

F欄

連絡等事項

保険給付（継続中 完了）

診療機関の名称及び所在地
松山市立
若草総合病院
松山市若草町５－100

被災者の傷病の部位及び傷病名
外傷性頸部症候群
胸部・右腕部打撲

注）１．C欄については、４枚目まで複写されるので４枚１組のまま記入すること。A欄、B欄については２枚目まで複写されるものであること。
２．D欄、E欄、F欄を記入する際には、４枚１組のまま記入するとその内容が４枚目に複写されるので、３枚目以降を切り離すこと。

（物品番号 6512）8.5

様式第２号(3)　　No. 8－44

債権確認調査決定（変更）決議書

平成８年度	労働省所管	決定する。	次長	課長	補佐	係長	係	発議 8・○・○
労働保険特別会計労災勘定		歳入徴収官						決議 8・○・○
歳入科目	(款) 雑収入 (項) 雑収入 (目) 雑入							事務処理 納入告知書発行 8・○・○
債権の種類	損害賠償金債権							債権管理登記 8・○・○
債権の発生年度	平成８年度							徴収簿登記 8・○・○
債権発生の原因	労災保険法第12条の4による損害賠償金							

本人	住所	松山市高砂町２－２－２	保険会社等 名称	今治海上火災㈱松山支店
	氏名	西条秀男	所在地	松山市旭町１－９－４
使用者	住所	松山市辻町１－15		
	氏名又は名称	㈲ 長田工業	法人の場合は代表者氏名	代表取締役 長田大作
金額		1,655,300 円	履行期限	8・○・○

納入告知に基づく納期限を記入すること。

算定基礎内訳 ①（全事案について記入）　　算定基礎内訳 ②（自賠責単独以外の事案について記入）

項目 ＼ 区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日	被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (D)
療養(補償)給付 入院 入院外 看通柔	961,560	自至 ○・○・○ ○・○・○ (○日分)	○・○・○	961,560	45,630	0
療養(補償)給付 入院 入院外 看通柔	103,789	○○○ ○○○ (○月分)	○・○・○	103,789		
療養(補償)給付 入院 入院外 看通柔	78,990	○○○ ○○○ (○月分)	○・○・○	78,990		
療養(補償)給付 入院 入院外 看通柔	138,560	○○○ ○○○ (○月分)	○○○	138,560		
療養(補償)給付 入院 入院外 看通柔	125,634	○○○ ○○○ (○月分)	○○○	125,634		
休業(補償)給付	302,400	自至 ○・○・○ ○・○・○ (○日分)	○・○・○	504,000		
	100,800	○○○ ○○○ (○月分)	○・○・○	168,000		
給付基礎日額 (8,400円)			・・			
傷病(補償)年金		第級号	・・			
障害(補償)給付 年金 一時金 前払一時金		第級号	・・			
遺族(補償)給付 年金 一時金 前払一時金		受給者名 続柄	・・			
葬祭(料)給付		受給者名 続柄	・・			
介護(補償)給付			・・			
前回請求時までの額	0	[redacted]		0	0	0
計 (1)	1,811,733 (A)			(1) 2,080,533 (B)	45,630 (C)	0 (D)
その他の人的損害(慰謝料等)	[redacted]			0	0	0
計 (2)				(2) 2,080,533 (B)	45,630 (C)	0 (D)

労災保険給付以外の損害賠償の支払いがあった場合に記入すること。

算定基礎内訳 ③（自賠責及び任意一括の場合について記入）

自賠責保険(共済)金額(K) ①120万円 ②96万円・③その他	示談額又は既払額(L)	円
求償可能限度額 ((K)－(L)) (M)		円
請求金額 (N)	1,655,300 円	

過失割合(被災者①/相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の損害額 ((B)×(E)②) (F)	被災者請求可能額 ((F)－(C)×(E)①－(D)) (G)
20 / 80	1,664,426	1,655,300
政府の求償権取得額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額((H)－(I)) (J)
1,655,300	0	1,655,300

連絡等事項備考	保険給付 (継続中・完了)

○○労働基準局担当 ○○○○
電話 ○○○○－○○－○○○○

様式第２号(4)

○基発 第　　44 号
平成 8 年 ○ 月 ○ 日

第三者行為災害による損害賠償の請求について

今治海上火災㈱
松山支店　御中

○○ 労 働 基 準 局 長 印

下記金額を労働省災害補償保険法第12条の４の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	小松　豊	相手方氏名	西条秀男	災害（事故）発生日	平成 8 年 ○月 ○ 日
保険(共済)契約者氏名	(有) 長田工業	保有者氏名	同左	契約者との関係	（本人）
証明書番号又は証券番号	自賠責 S6－123－4567 任意 2801235097	管轄店（農協）	今治海上火災㈱松山支店		
原因自動車	登録番号又は車両番号	松山 55 ひ 1234	相手方と保有者との関係	保有者の労働者	
診療機関	名称	松山市立若草総合病院	所在地	松山市若草町５－100	
被災者の傷病の部位及び傷病名	外傷性頸部症候群・胸部・右腕部打撲				
請求金額	1,655,300 円				

算定基礎内訳 ①（全事案について記入）

項目	区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付	入院 外来 看 通 柔	961,560	自至 ○:○:○ ○:○:○（○日分）	○・○・○
	入院 外来 看 通 柔	103,789	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○・○・○
	入院 外来 看 通 柔	78,990	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○・○・○
	入院 外来 看 通 柔	138,560	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○ ○ ○
	入院 外来 看 通 柔	125,634	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○ ○ ○
休業（補償）給付		302,400	自至 ○:○:○ ○:○:○（○日分）	○・○・○
		100,800	○ ○ ○ ○ ○ ○（○月分）	○・○・○
給付基礎日額（8,400 円）				・・
				・・
				・・
傷病（補償）年金			第　級　号	・・
障害（補償）給付 年金 一時金 前払一時金			第　級　号	・・
遺族（補償）給付 年金 一時金 前払一時金			受給者名 続柄	・・
葬祭（料）給付			受給者名 続柄	・・
介護（補償）給付				・・
前回請求時までの額		0		
計 (1)		1,811,733 (A)		
その他の人的損害（慰謝料等）				
計 (2)				

算定基礎内訳 ②（自賠責単独以外の事案について記入）

被災者の損害額 (B)	相手方（あなた側）の損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (D)
961,560	45,630	0
103,789		
78,990		
138,560		
125,634		
504,000		
168,000		
0	0	0
(1) 2,080,533 (B)	45,630 (C)	0 (D)
0	0	0
(2) 2,080,533 (B)	45,630 (C)	0 (D)

算定基礎内訳 ③（自賠責及び任意一括の場合について記入）

自賠責保険(共済)金額(K)	(1)120万円・(2)98万円・(3)その他	示談額又は既払額(L)	円
求償可能限度額 (K)－(L)) (M)			円

過失割合（被災者①/相手方②）(E)	被災者の過失相殺後の損害額 ((D)×(E)×②) (F)	被災者損害可能額 ((F)－(C)×(E)①－(D)) (G)
20 ／ 80	1,664,426	1,655,300

政府の求償権取得額(A)と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 ((H)－(I)) (J)
1,655,300	0	1,655,300

請求金額 (N) 1,655,300 円

連絡等事項 備考	保険給付（継続中・完了） 任意一括	○○労働基準局担当 ○○○○ 電話○○○○－○○－○○○○

（裏面の記載例は省略）

「求償額が自賠責保険金額以下の場合の記載例」

様式第２号(1)

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書㊟ No.○８－121

A欄

署長	次長	課長	係長	係

右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。

○○基署発 第 ○○○号
平成 8 年○月○日

歳入徴収官

○○ 労働基準局長 殿

○○ 労働基準監督署長 印

B欄

第一当事者（被災者）	渡辺太郎												
府県		所掌	管轄		基幹番号						枝番号		
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害発生年月日	平成 8 年 ○ 月 ○ 日												
災害の種類	業務・通勤												
債務者	住所	世田谷区世田谷４－２											
	氏名	中村一夫											
保険会社等の名称及び所在地	東洋海上火災㈱後楽支店												
	文京区後楽２－２－２												
給付基礎日額	18,000 円												
第一当事者（被災者）過失割合	50 %	第二当事者（相手方）過失割合	50 %										

C欄　保険給付状況（ 8 年度 第 四半期分 当初分）

項目 ＼ 区分	労災保険給付額	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔	1,254,320	自 ○・○・○ 至 ○・○・○（○日分）	○・○・○
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			・・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			・・
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			
療養（補償）給付 入院 入院外 看 通 柔			
休業（補償）給付	54,000	自 ○・○・○ 至 ○・○・○（○日分）	○・○・○
			・・
			・・
傷病（補償）年金		第 級 号	・・
障害（補償）給付 年金・時金 前払一時金		第 級 号	・・
遺族（補償）給付 年金・一時金 前払一時金		受給者名 統柄	・・
葬祭（料）給付		受給者名 統柄	・・
介護（補償）給付			・・
前回までの額	0	今回の合計額	1,308,320
累計	1,308,320		

D欄

保険給付以外の弁済等の経過		
年月日	金額	内容

E欄

備考	任意一括

F欄

連絡等事項	保険給付（継続中・完了） 診療機関の名称及び所在地 医療法人 東京医事病院 文京区後楽４－５－６ 被災者の傷病の部位及び傷病名 頸椎捻挫

保険給付が継続しているか完了しているかの別を記入すること。

第一当事者の傷病名、部位、診療機関名所在地を必ず記入すること。

注）１．C欄については、４枚目まで複写されるので４枚１組のまま記入すること。A欄、B欄については２枚目まで複写されるものであること。
２．D欄、E欄、F欄を記入する際には、４枚１組のまま記入するとその内容が４枚目に複写されるので、３枚目以降を切り離すこと。

保険会社等の「自賠責」「任意」「任意一括」の区分を記入すること。

（物品番号 6512）8.5

様式第２号(2)

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書

局No. 8－185
署No.○8－121

A欄

右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。

○○基署発 第 ○○○ 号
平成 8 年 ○月 ○日

歳入徴収官

○○ 労働基準局長 殿

○○ 労働基準監督署長 印

B欄

第一当事者（被災者）	渡 辺 太 郎
府県 所轄 管轄 基幹番号 枝番号	○○○ ○○○○○○○○○○○○
災害発生年月日	平成 8 年 ○ 月 ○ 日
災害の種類	業務・通勤
債務者 住所	世田谷区世田谷４－２
債務者 氏名	中 村 一 夫
保険会社等の名称及び所在地	東洋海上火災㈱後楽支店 文京区後楽２－２－２
給付基礎日額	18,000 円
第一当事者（被災者）過失割合	50 %
第二当事者（相手方）過失割合	50 %

C欄　保険給付状況（　年度 第　四半期分 当初分）

項目	区分	労災保険給付額	労災保険給付内容	支払年月日
療養（補償）給付	入院 病院 看 通 柔	1,254,320	自 ○・○・○ 至 ○・○・○（○日分）	○・○・○
	入院 医外 看 通 柔			・・
	入院 医外 看 通 柔			・・
	入院 入医外 看 通 柔			・・
	入院 入医外 看 通 柔			・・
休業（補償）給付		54,000	自 ○・○・○ 至 ○・○・○（○日分）	○・○・○
				・・
				・・
傷病（補償）年金			第 級 号	・・
障害（補償）給付 年金 一時金 前払一時金			第 級 号	・・
遺族（補償）給付 年金 一時金 前払一時金			受給者名 / 続柄	・・
葬祭（料）給付			受給者名 / 続柄	・・
介護（補償）給付				・・
前回までの額		0	今回の合計額	1,308,320
累計		1,308,320		

D欄

保険給付以外の弁済等の経過

年月日	金額	内容

E欄

備考	任意一括

F欄

連絡等事項	保険給付（継続中・完了） 診療機関の名称及び所在地 医療法人 東京医事病院 文京区後楽４－５－６ 被災者の傷病の部位及び傷病名 頸椎捻挫

注）１．C欄については、４枚目まで複写されるので４枚１組のまま記入すること。A欄、B欄については２枚目まで複写されるものであること。
２．D欄、E欄、F欄を記入する際には、４枚１組のまま記入するとその内容が４枚目に複写されるので、３枚目以降を切り離すこと。

(物品番号 6512) 5.6